日滿財政經濟研究會編

ナチス經濟法

日本評論社版

例言

一、本書は一九三三年以來獨逸政府が公布せる法律及命令中經濟法と目せらるゝものの内更に重要なる部分を選擇し、之に簡單なる解說を附して編纂せるものである。經濟法の範圍に就てはその解釋によつて甚しく相違が生ずると思はれるが、本書の臺本たる Hoche, Die Gesetzgebung Kabinetts Hitler の編別に於ける「經濟」の部門を經濟法の範圍として、譯出はこの範圍の内から選ぶこととした。從つて經濟に重要不可離の關係にあるものと雖も、割愛せるものは少なくない。例へば獨逸勞働戰線(DAF)、獨逸文化院の組織等に關するものは之に屬する。

解說は必要と考へた重要法規につき之を附したものであつて、獨逸政府が時として發表した立法理由も重要と思はるゝものは譯出して置いたから併せて讀まれたい。

一、本書は本會の研究の必要上飜譯したものであるが各方面より其の公刊を慫慂せられるので今日發行することゝした。

一、本書の譯者は岩野晁次郎、竹原八郎の兩氏である。

昭和十二年三月

日滿財政經濟研究會

目次

第二編　失業對策及勞働政策

第三篇　農業及農民

第四編　爲替管理及金融

第五編 商業

序説

一九三三年以來の獨逸の如く政府が國民經濟の全範圍に亙つて統制的立法活動が行はれたことは（ソヴェート政府樹立當時のそれと共に）近代國家發展史上例の少ないところであつて、然もナチス經濟法規の全部と云はぬ迄も、大部分が少なからず有效にその機能を果しつゝあることが獨逸の經濟的復興の諸數字によつて證明されてゐる。勿論各國の經濟法規はその國の經濟的社會的の具體的事情に卽して構成實施されねばならぬのであるが、かくの如き整然たる體系の下に統一的目標を目指して構成されたナチスの經濟法規はすべての統制經濟の軌範であり、その研究によつて經濟政策の體制に關する殆ど無限の暗示が與へらるゝであらう。

ナチス經濟法規がその全體としてかく廣汎且深甚な統制を經濟の諸領域に亙つて創設するに際して吾々の無視し得ざる環境は一九三〇年より三三年へかけての未曾有の世界不況である。こゝに詳しく說明する煩を避けて、一九三二年に於ては好況時たる一九二八年に比して就業者數は約三分の一を、生產額は約二分の一を各減少したことを指摘すれば充分であらう。更に重要なことは獨逸經濟が海外領土を奪はれてその帝國主義發展の途が閉されてゐることゝ、ソシアルダンピングの手段によつて海外市場を開拓する可能性も亦有してゐない（日本はこのあまり賴りにならぬ手段の所有者であるが）といふことである。かくの如き狀況に於て、獨逸政府は舊來の自由主

義經濟政策、即ち財界の整理、通貨安定策、貿易調整策といつた様な、好景氣を刺戟してその到來を待つといふ消極的景氣政策を棄てゝ、敢然國家的經濟管理政策へと邁進したのであつた。以下その經濟立法の梗概を（A）一般及組織、（B）失業對策及勞働政策、（C）農業及農民、（D）爲替管理、（E）金融、（F）商業、の各項目に亙つて說明しよう。

ナチス經濟立法を知る最も便利な方法はその法全集を直接一讀することであり、手に入り易いものとしては Hoche, Die Gesetzgebung Kabinetts Hitler があり一九三三年以來丁度二十卷を算へる。又それらの解說書として簡單なのはベルリン景氣研究所の週報の別册として Die Gesetzgebung des Wirtschaftsaufschwungs 及 Die Wirtschaftsgesetzgebung seit 1933の二册があり、後者の方が包括的である。その他 Jahrbücher f. Nationalökonomie の Deutsche Volkswirtschaft 欄に特殊部門の記述がある。最近迄の經濟立法の成果を數字的に見るには Jahrbuch der deutschen Wirtschaft, 1937 がある。

本文中法令の後の括弧內數字は法令公布の日附を示す。

A　一般及組織

階級國家より國體國家（Ständestaat）への組織變更はナチス統制經濟の基本的思想である。諸諸の經濟領域の國體的自治制による經濟の組織法が從つてナチス經濟法の根本をなす。

この基本思想によつて導かれた經濟の一般及組織に關する法規は、團體的自治制をして次の二重の機能を營ましむるべく規制することを目標としてゐる。即ち第一に個々の經濟主體に、自ら團體（シュタンド）に所屬する一員たる自覺を植付け、第二に經濟團體は全體の國民經濟の有機的一部分として、より大なる統一體を形成すべく活動すること之である。即ち團體的自治の質は政黨の黨派的利益や利益團體の利己的政策等が存在する餘地なく、且その「自治」は從來の如き「孤立的」自治ではなく全體の組織中にあるものとしての自治に外ならぬものである。

團體的自治、又は社會的自治（官僚主義を彼等は力を極めて排斥する）の觀念はナチス・イデオロギーに於ける「新」自由主義の主體を構成するものである。ナチス自由主義は決して自然法に基くそれではなくして極めて經濟的合目的なる自由主義に他ならぬ。例へば自由競爭を單なる價格に關する競爭は之を不正とし生產競爭 （Leistungswettbewesb） を個人のイニシヤテイブに任す、といふスローガンはこの「合目的性」を物語るものである（かゝる自由主義の基調についてはコツホが論じてゐる。W. Koch, Politik u. Wirtschaft im Denken der faschistischen Führer, Schmollers Jahrbuch, 57 Jahrg, S. 682)。

經濟の團體的組織は一般國民生活に於ける組織法の一部をなすものであつて、獨逸文化院（Deutsche Kulturkammer）の組織及獨逸勞働戰線（Deutsche Arbeiterfront）の組織、並に農村社會の組織たるライヒ食糧團體(Reichsnährstand)に對立し、商工業の方面に於ける組織を作らんとするものである。從つて以下述べる各種の組織法は後の領域にのみ限られる。

一般法たる獨逸經濟有機的構成準備法(三四・二・二七)(Gesetz zur Vorbereituug des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft)は後述の如き各特殊部門(手工業、カリ業、カルテル制度等)に對する組織法の成立した後に出來たものであつた、政府は如上特殊部門に於ける實驗の成功に氣を得て之を一般商工業に擴大强化せんとしたものに外ならぬ。この法律によつて經濟團體が各部門の唯一の代表者となり、指導者原則(Führerprinzip)が組織各成員の活動の基本とされ、且企業家及企業の經濟的要求が原則的に保證されることゝなつた。而して全國民經濟は農業を除いて十二の部門に分割され、その內七個は工業部門に、他の五個は鑛業、商業及金融、交通業に屬する。この十二の部門には現在獨逸に於ける各部門の主導的企業家が指導者(フューラー)として任命されたのである。

獨逸手工業暫定的構成法(三三・一一・二九)(Gesezt über den vorläufigen Aufbau des deutschen Handwerks)によつてライヒ手工業團體の暫定的結成が行はれ、ライヒ經濟大臣とライヒ勞働大臣とが一般的義務組合及指導者原則との二つの基礎の下に手工業を統制するものであり、手工業が中產階級の一分岐としてナチス國家觀に於て重要であるだけに本法の效果如何は大いに注目すべきものである。

次に代表的工業部門の組織法を一瞥する。先づカリ業法(三三・一二・一八)(Kaliwirtschaftsgesetz)は從來社會民主黨時代よりのライヒ・カリ會議並その指導原理たる階級的協調主義による組織を廢止して新たなる團體的組織を置き換へたものに外ならぬ。

動力法（三五・一二・一三）（Energiewirtschaftsgesetz）は電氣、瓦斯其他の動力供給をして全國工業に低廉且豐富に供給すること、動力供給事業の間に國民經濟上有害なる競爭の發生するを防止すること、最後に動力企業の發展は動力業自身の企畫に委すこと、の三大原則の下に動力業を統制することを目標とするものであつて、第一の目的に對して動力業者は一般的加入許容及供給の義務（allgemeine Anschluss-und Versorguugspflicht）を負はしめられ、第二の目的に對しては特に電氣及瓦斯の對立的供給の場合、供給條件を充たさずに不正競爭をなし來る企業者にその供給を拒絕し、その結果兩企業に對する投資狀況が不良となることを防止することを目的とする諸條を設けた。動力業法の最も重なる點は最後の動力供給の自治的發展であつて、その供給義務につき國家の嚴重な監督を受けるけれども、供給事業の運營に對しては極力干涉を控へ、企業の創意尊重のナチス精神によつて自治制を設けんとするものである。動力業法公布と同時に一九一九年の社會化法を廢止したのはかゝる意味に於てゞあつたのである。

最後にカルテル・コンツェルン等の獨占體に對する政策もその團體國家の原理より逃るゝものでなく、各個のカルテルはそれ〴〵一つの公共性を有する自治的團體分岐として存在を許され、全體としての國民經濟の厚生及經濟の本質に合致する範圍內に於て自由なる行動と措置とを許される。故にナチスのカルテル法制は社會民主主義支配の下に於ける獨占體の社會化乃至國有化を何等目的とするものでなく、經濟活動の內容は全く各獨占體の自由に委せ（生產競爭〔前出〕はその一例である）、たゞその公共性、即ち全體の國民經濟の厚生に役立つ性質といふ一般的條件を

與へたのである。其處にも亦指導者原則が貫かれてゐる。カルテル令改正令及强制カルテル創設法(三三・七・一五)(Gesetz über Errichtuug von Zwangskartelle)により、產業の利益と公共的利益の二者を阻害せざる範圍內に於て、シンヂケート・カルテル、協定その他類似の協約の結成又は組合及此の種の結合へ加入することを認め、及之等の諸規定の變更等がライヒ經濟大臣の監督の下に許されるのであるが、その目的とするところは前述の如く決して全體の計畫經濟實行に存するのではなく、世界恐慌による影響たる價格下落、激甚なる競爭等の重壓より救ひ公共利益を確保せんとする程度に止められ、從つて本法の發動には大なる彈力性が與へられ、私經濟が自立的に困難を克服し得ざる場合に限り適用されるのである。

B　失業對策及勞働政策

ナチス政權の初期(一九三三年及三四年)に於ては殊に立法的活動の中心に失業對策が置かれ、貿易政策、內國商業政策、租稅政策、信用政策、價格政策等の各部門の國家活動の全力をあげて失業緩和への支持が强行せられた(一九三三年以來行はれた多數の失業對策を總稱して勞働鬪爭Arbeitsschlacht といふ)。之等の失業對策及勞働政策は次の如き勞働の需要と供給の二方面に於ける體系を以て組立てられてゐる。統制經濟に於ては經濟理論は經濟技術に變化する―

一、勞働力に對する需要の促進

(イ)　公共事業による直接の就業者增加策

（ロ） 間接的就業者増加策

二、勞働力の供給の制限

（イ） 勞働力を工業的生産以外の領域に拘束（Birdung）し又は經濟の圈內より除くこと（勞働强制等）

（ロ） 勞働力を家庭內に拘束すること

（ハ） 勞働力を地域的に拘束すること

（ニ） 年齢により拘束すること

一、（イ） 公共事業による直接の就業者增加策

ナチス公共事業は一九三三年六月一日の所謂ラインハルト綱領（Reinhardt-Programm）による四ケ年計畫（第一次、三三年、第二次、三六年一〇月以降）に始まる。この計畫により先づ土木建築が大規模に行はれ、その主要なる部分としてライヒ自動車道路（Reichsautobahn）建設局設置法（三三・六・二七）により七千キロの自動車道路の建設を企圖し、一九三六年二月現在に於て一一九キロが完成し、尙一八四一キロが現在建設中である。

政府の公共事業はその大部分は所謂緊急事業（Notstandsarbeiten）であつて、この緊急事業は勞働紹介及失業保險局の援助の下に行はれる。併し乍ら緊急事業の最盛期は一九三三―四年であつてその後は次第にその範圍を縮少した。三五年十月以降は長期に亙り失業狀況に在る者又は多人數の家族の戶主等以外に適用せられざるに至つたのである。

以上の如き公共事業による失業緩和策は正常的なる且輕度の不況に於ては問題とし能ふかも知れないが、世界恐慌以後の獨逸の如き場合に於ては之だけでは到底自由主義的時期の自働組織に於て現はれる正常的な景氣の波を期待する方が間違つてゐる。

（ロ）　間接的就業增加策

一九三三年一月三十日以來、（一）一般的私的創意の促進、（二）政策及修繕に對する補助金支出、（三）補充更新及新投資に對する租税の輕減、の三種の方策によつて政府は間接的就業增加策を講じた。而して法令は之等の方策が改修工事、改築、住宅建築等の勞力の强度高き事業にその目標を置くことを要求してゐる。一九三三年九月二十一日第二失業緩和法により、五億マルクの補助金が交付され得ることゝなつた。

二、勞働力供給の制限

就業數の增加を圖ると共に都市に於て行はれる如き生產の範圍に對して勞働の供給を制限する必要を認めたことはナチス政策の獨創的見解である。之に關する諸種の勞働制限策は勿論教育政策、人口政策等の諸國家目的に發するものであるけれども、特に如上の工業勞働力の制限を目的とするものである。

（イ）　勞働力の工業生產以外への拘束

（a）　ライヒ勞働奉仕（Reichsarbeitdienst）（同法三五・六・二六）は元ナチス國民教育の方針に出でたるものであつて始め自發的に十八歲乃至二十五歲の青年が公益的作業（沼澤地乾燥、

荒蕪地開墾等）に對して勞務を提供し、一九三三年及三四年にはその數二十萬人から二十五萬人に達した。之はその效果として青年勞働力の供給制限となり、且この勞働奉仕は私的企業と何等競爭關係には立たぬものであることにより、一種の失業防止策として作用するに至つた。この勞働奉仕は一九三五年六月二十六日の法律にて一般化され且强制的性質を帶びるに至り、青年はその生涯の一定期間を必ず公共福祉のため肉體勞働をなすべしといふ原則が確立した。

（b） 勞働奉仕法と並んで所謂地方補助勞働（Landhilfe）法（三三・三・三）は工業部門の青年勞働者を農業へ導入し、彼等をして農業勞働に習熟せしめ、且小農中農（耕作面積八十ヘクタール以下）に對する勞働力の援助をなさしむることゝした。之は一九三三年三月三日勞働紹介及失業保險局長の認可に始り、その後極めて急速に擴張せられ三四年及三五年には平均十一萬五千人の地方補助勞務者（Landhelfer）が就業するに至つた（內男九萬人、女二萬五千人）。地方補助勞務者は十六歳乃至二十五歳の者にして、雇傭契約は彼等の給食を保證し且一定の賃銀を得せしめ、雇傭者たる農家には雇傭に對して國家補助金を支給する。契約期間は半年を原則とし、その經過後少くとも一回の更改をなすことが强制されてゐる。この勞働を終つた者には管轄區域の勞働監督官（Arbeitsamt）は證明書（Landhelferbriefe）を發行する。

（c） 農業見習（Lardjahr）（同法三四・三・二九）は元來國民敎育上の目的により設けられた制度であつて大部分の小學校の卒業生は一年間農村にて共同生活を行ひ身心を鍛錬せしめられる。從つて間接的に勞働供給の減少に貢するものである。一九三五年に於ける農業見習の實習者

は約三萬人に達した。

（ロ） 勞働力の家庭内拘束

この方策は結婚奬勵貸付金並に社會保險及租稅政策に於ける手加減により、家庭經濟內に勞働力、殊に婦人の勞働力の供給を制限するものである。結婚奬勵貸付金（Ehestands darlehen）は（一）未婚の婦人にして、（二）職業に從事する者、（三）結婚後は退職する者の三條件を附して貸付をなし、無利子、一％月賦で返濟し、且貸付は需要充足券（後出）の交付によりてなされる。この貸付は一九三六年末迄約五十二萬件、三億マルクに上つた。

家事使用人の就職を扶助する目的を以て之等に對する失業保險掛金が免ぜられ、疾病保險掛金は大いに輕減せられ、更に彼等を雇傭する世帶主に所得稅を免稅することゝなつた。この方策により家事使用人の失業數は一九三三年三月に於ける二十三萬人より三五年末の五萬人に迄減少するに至つた。しかもこの五萬人の失業者たるや主に番人、洗濯女、掃除女等であり、年齡、健康等のため不可抗的に失業狀態にある者である。

（ハ） 勞働力を地域的に拘束すること

都市へ勞働者が流入し、失業增大を來し、且農村の勞力の缺乏を結果するのを防止する方法として勞働移入制限法（Gesetz zr. Regelung d. Arbeitsenisatzes）（三四・五・一五）により、ベルリン、ハンブルグ、ブレーメン等への移住禁止を命じ、農業勞働者が工業部門へ轉ずるには勞働監督官の承認を要するものとし、且都市勞働者の地方移住を奬勵する規定を設けた。（以來行政

官廳の手による勞働力の計畫的分配のことをすべて Arbeitseinsatz といふやうになつた。)

（ニ） 年齢により拘束すること

世界恐慌による失業者群の増加は高齢者に苛酷な影響を與へたのであるが、この弊害を防止するため特に青年勞働者の就職を困難にし、二十五歳以下の從業者は成可く勞働奉仕（前出）、家庭勞働（前出）に赴かしめ、その代りに壯年乃至老年者を配置する勞働場交換制（Arbeitsplatz-austausch）を設けた（勞働力分配令、三四・八・一八）。

失業對策に於けるその財政を如何にして賄ふかは通貨價値安定政策を原則とするナチスに於て由々しい問題である。されぱインフレーションを惹起せざる如き通貨膨脹の方法を採らねばならなかつた。即ち目的たる失業事業が遂行さるゝと共に通貨は永く經濟界に止まらずして自働的に收縮することが必要であり、そのために次の如き諸種の信用券の發行を企てたのである。

（一） 勞働國庫證券（Arbeitsschatzanweisung）。大藏大臣が失業緩和法（三三・六・一）に基いて國民勞働助成金交付に充つるために發行する。限度十億マルク。五年間に毎年五分の一宛償還し且減債基金を設ける。

（二） 需要充足券（Bedarfsdeckungsschein）同法に基き地方團體の傭ふ失業者に對する特別手當及結婚貸付金（Ehestandsdarlehen）の支拂に充當す。一定の販賣所に對してのみ日常必需品と引換へに使用し得る。

（三） 國民勞働助成寄附金の募集に際し寄附證券（Spendenschein）を發行し之を寄附者の租税

の輕減のために使用することを許す（同法）。

（四） 失業救濟事業手形（Arbeitsbeschaffungswechsel）失業緩和法により事業施行を委托せられたる營業者により發行せられドイツ公共事業會社(Deutsche Gesellschaft für öffentliche Arbeiten）により引受けられ、ライヒスバンク之を再割引する。政府は前述勞働國庫證券の發行により之を償還する。

かゝる財政方策は通貨に對して如何なる力をもつたか。統計によると一九三二年以降の卸賣物價と通貨數量とは次の如くなつてゐる（一九三二年平均を百とす、三六年は一月分）。

年度	通貨數量	卸賣物價指數
1932	100.0	100.0
1933	92.4	96.6
1934	94.4	101.9
1935	99.3	105.4
1936	105.0	107.3

之は三六年一月迄は畢竟リフレーションの範圍を出でゝゐないことを物語つてゐる（Jahrbuch d. deutschen Wirtschaft 一六二―三頁より計算）。

G 農業及農民

農業政策は最初ナチスの中心的經濟政策の一には加へられてゐなかつた。が農業政策宣言はフエーダー綱領後十年を經た一九三〇年にミュンヘンに於て發表せられ、以後非常な勢力を以てその綱領實現に從事し、その農業統制に關する立法は失業對策と共にナチス經濟立法の最重要部分となるに至つた。之を以て世界恐慌が如何にナチス體制に甚大な意味を與へたかを吾々は覺ることが出來よう。

世界恐慌によりて獨逸農業の受けた大打擊は政權掌握以後のナチス政府をして强行策を執らざるを得ざらしめた。農產物價格の下落(海外農產物價格の暴落による)、農家滯債務の堆積、租稅負擔の重壓、等の原因により、農家の收益は著しく低下し、しかも農民は之に對應する策として益々耕地を擴張し、集約的經營をなし、益々生產過剩に陷り、自殺的窮境に陷つたのは何れの國に於ても異るところなき小規模生產の法則である。

ナチスの農業統制はかゝる不況狀態から農業を救ふと共に、ミュンヘン農業政策宣言に基いて農業政策を通じて獨逸經濟の全面的復興政策の一斑を實現せんとしたものである。その立法は次の二つの目的の實現を期するものである。

(一) 農民(Bauerntum)の維持及强化。

(二) 農產物の生產販賣の統制並に全國民への食糧供給を目的とする食糧經濟(Ernährungs-

wirtschaft）の確立（之と並行して公正價格（gerechte Preise）を制定し、及農業生産を增進して勞働鬪爭（前出）を援助することにより食糧輸入を防止し之に對する爲替を節約し之を工業原料輸入分に振向けしむる。）

（一）農民の維持及强化

ミュンヘン宣言に於て農民は獨逸的土地政策遂行の主體として特殊の地位に置かれ、特殊の經濟上の保護を受くるに至つた。その獨逸的土地政策とは次の九ケ條の要綱より成るものである。

一、獨逸民族の所有し防禦する土地は全獨逸民族の居住と生存とに役立つべし。
二、獨逸民族に限り獨逸の土地を所有することを得。
三、獨逸民族により合法的に所有せられる土地は之を相續財産として確認す。
四、獨逸の土地は金融的投機の對象となり又は所有者の不勞所得の源泉となることを得ず。
五、獨逸の土地利用の代償として、土地所有者は納稅義務を有す。
六、小中農民階級の存在は人口政策的見地より極めて重要なりと認む。但し大規模經營と雖も小中經營と健全なる關係にある限りその存在を正當とす。
七、土地相續は一子相續制とす。
八、國家は前に定むる一定の土地を有償的に收用する權利を有す。
九、國家は國內移民を行ふ。

かゝる基礎觀念に基いて具體化された法律は先づ

（イ） 獨逸農民新設法 （G. über Neubildung deutschen Bauerntums 三三・七・一四）であつて、之によつて獨逸農民は全國民の生活資料供給者であり、且國民の生活と健康の源泉であるといふ二つの義務を負はしめられる。

（ロ） 之の義務に對應して獨逸農民は多くの且重大なる經濟的特權が與へられる。ライヒ世襲農地法（Reichserbhofgesetz 三三・九・二九）はその一であつて、自作農につき、一家を養ふに足るだけの土地の面積（Ackernahrung）を、遺言處分や分割相續によつて分割せられず、譲渡によつて喪ふことなく、金錢債權の擔保となることも全く免れしむることを目的とするものである。而してかゝる權利を享有する農民とは一八〇〇年一月一日に遡るまでその父方にも母方にもユダヤ人種及有色人種の血を混ぜざる純粹のドイツ人又は同種族人を言ふのである。

（ハ） 之と並ぶものは小作人保護法 （Pächterschutz 三三・四・二二） であつて、小作調停所は地主と小作人との關係を客觀的立場より小作人保護の精神により決定する。

（ニ） 更に重大なる意義を有するものは農業上の强制執行保護法（Gesetz über landwirtschaftlicher Vollstreckungsschutz 三三・二・一四）で之は一般强制執行の制限に關する法律を農業に對して更に擴張せるものであつて、農地及農具について一定の時期迄强制執行を一切停止するものである。卽ち世界的不況により蒙りたる債務不履行の災厄を農民より保護せんとするものであり、殊にライヒ世襲農地法による世襲農地には强制執行は殆ど絶對に許さぬことゝなつた

のである。

強制執行保護法と並んで重要なるものは一〇五條を有する尨大なる農業債務關係規制法（Gesetz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse 三三・六・一）であつて、負債整理局（Entschuldungsstelle）が中心となつて活動し、債權債務の双方に亙つて詳細なる調査をなし、法律の定むる標準に從つて各個の債權について、各種の銷却方法を決定するのである。その銷却法の内注目すべきは現金銷却及債務銷却債券（Ablösungsschuldverschreibung）.による銷却で、兩者は共に負債整理局の負擔となり、國家は之に對し資金を貸與する。卽ちこの銷却債券により農民負債の一部は整理局を經て結局國家が肩代りすることゝなるのである。

（二）　農産物の生産販賣並に全國民への食糧供給を目的とする食糧經濟の確立。

ライヒ世襲農地法が獨逸土地制度を確立したものであるに對して、ライヒ食糧團體（Reichsnährstand 三三・九・一三）法は農業經濟上の組織法であり、土地制度に對し市場制度を確立したものである。ライヒ食糧團體は、農産物の生産、加工、販賣をなすすべての經營者（使用人勞働者をも否む）及その結合體を團體員とする公法人であつて、その範圍は林業、園藝、漁業、狩獵業に亙る。食糧團體は一方に於て農業生産維持のため農業食糧大臣の監督の下に農産物の生産の改良、販賣及價格の統制を行ふことをその任務とすると同時に獨逸國民にその生活資料を保證し、且獨逸國民の力の保持と發展を圖ることを第二の使命とする。

この食糧團體は三個の主要部門卽ち「人」（Menschen）「農場」（Hof）及「市場」（Markt）に

分れ、更に之等の組織は地域的に分割される。農產物の生產及販賣の統制に對して各種の業態毎に結合令を以て團體を組織する。

D 爲替管理

ローザンヌ會議は獨逸の賠償債務の大部分を帳消しとしたが、尙之以外に獨逸は巨額の對外債務を有して居り、その元利支拂は大なる重荷となつてゐた。然るに世界恐慌の勃發以來諸國が擧つて關稅障壁、輸入管理、爲替管理、金本位停止等の貿易硬塞策を實行し獨逸商品の輸出困難となるや、一九三一年には對外短期債務、三三年には中期及長期債のモラトリアムを宣したにも拘はず、三四年には前年迄の出超（三三年六億六千マルク）が一轉して二億八千萬マルクの入超となり、その結果ライヒスバンクの金所有高は急激に減少して千八萬マルクとなつて了つた。そこで政府は「外國商品の輸入はその支拂に必要なる爲替が存せざれば行はるゝ事なし」の原則の下に各種の方法で爲替節約（Devisenbewirtschaftung）に努力した。（同法三五・二・四現在）之卽ち「シヤハドの新計畫（ノイエ・プラン）」と云はるゝもので（一九三四年九月四日命令）その主なる手段は爲替證明制度(Devisenbeschenigung)封鎖マルク及スクリップ制度、爲替淸算協定であつて、爲替證明制度は二十五箇の貿易管理局（Überwachungsstelle）（それは二十五種類の輸入品別に分けて管理をなし、ライヒ經濟大臣及ベルリン爲替管理局に直屬する。同局設置法、三三・一二・一六）が獨逸生產業に必要缺くべからざるもの及その加工により再輸出が可能なるものを確認して證明

を與ふる事により證明書と引換へに外國爲替を受取る方法である。原則として輸入以前に既に輸入爲替を得た者のみが正當に輸入し得る點に於て自由なる外國取引は大いなる制限を受くる事となる。封鎖マルク（Sperr Mark）及スクリップ制度（Scrip）は前者は外國人が獨逸內に有する資金を國內に於てのみ使用する事を許すもの、並に對外債務元利金の支拂の一部に充るために發行する假證劵（スクリップ）であつて、共に外國爲替の代用品たらしめんとするものである。爲替淸算協定は主として獨逸が出超を有する諸國に對してなさるゝものであつて、相手國の淸算機關に殘る獨逸の受取殘高より外債利子支拂をなさんとするものである。

以上の如き諸施設によりて一九三五年は前年の入超二億八千萬マルクに對し、一億一千萬マルクの出超に好轉した。

知られてゐる如く、貿易及爲替政策による世界恐慌の克服策は通貨價値下落國と通貨價値維持國との双方によつて正反對の武器が用ひられた。前者は益々その對外比率を名目的にも實質的にも引下げる事により世界貿易への割前を多くしやうとし、後者は事實上國際的債權國であつてデフレーション政策を中心とする貿易收縮策に專念する。所がこゝに債務國にして且その通貨價値を極力維持せんとする第三のカテゴリーが發生した。上述の爲替の强制的命令と封鎖的貨幣制度による貿易統制國たるドイツはこの第三類に屬する。かくの如く世界貿易の國際的機構の喪失（最惠國條款の如きは既に過去のものとなつた）によつて世界經濟は幾個の經濟領域（Wirtschaftsräume）に分れる。英國とそのスターリング・ブロック、南米に浸入しつゝある北米の勢力、日

本を盟主とする極東ブロック——更に爲替清算協定又は求償協定によつて結ばれてゐるドイツと近東諸國が新興勢力たらんとしてゐる。「ノイエ・プラン」はかくて單なる强力なる爲替管理による貿易管理制卽ち國際貸借を調整して入超を防止することを目的とするものではなく、「限られたる爲替の數量に從つて最大可能なる食糧及原料を獨逸國に供給すること」卽ち貿易の構成そのものの統制を目標とするものである。(B. Beuning, Der „Neue Plan" und die Neuardrung der deutschen Aussnwirtschaft, Jahrbüicher f. Nat. u. St. Bd. 142 S. 38)

ナチス政權以來所謂食糧經濟(Ernährungswirtschaft)に屬する食糧品及原料品の輸入が夫々三三%から三六%に增加し之に反して半製品は一九%から一七%へ、完成品は一三%から八%に減少してゐるのは、この爲替管理の意圖を充分に反映してゐるものといふべきである。(Jahrbuch der deutschen Wirtschaft. 1937, S. 20 參照)

E 金融

ユダヤの超國家的金融資本よりの解放、利子奴隷制の打破をスローガンとするナチスの金融政策の特色は未だ積極的にはその立法に殆ど片鱗さへも窺ふ事は出來ない。組織法の方面に於て前述の國體的經濟組織中に包含されたる金融部門として指導原則に從つてその統制が行はるゝ筈であり、現に銀行制度調査會に於て審議されてゐる。又バイエルン、ザクセン等四個の私立發券銀行の發券特權を消滅せしめ、貨幣制度の統一を圖つたにすぎない。(銀行法改正法、三三・一〇・二七

及私立發券銀行法改正三四・三・五）

併し乍ら現在に於けるナチス金融政策の中心は上のやうな遠大（？）な抽象的な目標にあるのでなくヨリ具體的な狀況、即ち一般經濟政策に對應平行し、金融によりて之等の政策の實行を完璧ならしめんとする必要に迫られて行はれたものであつて、その目標は、（一）農村に於ける私人及公共團體の凍結債務を浮動せしむること、（二）利子率を特に資本市場に於て低めること、（三）あらゆる資本の源泉を涵養すること、（四）新たに形成したる資本を國民經濟的見地によつて嚮導することの四個に要約することが出來る。即ちナチス金融統制は結局その農村政策、失業緩和政策、財政政策と相表裏してその實現を扶くるための極めて現實的な目標によつて導かれてゐるものである。

之等の目的達成のための組織としてライヒスバンク總裁を主とする委員會が一九三三年內閣內に設けられ、有價證券の發行は同委員會の許可を要する事となつた。かゝる資本發行を制限する方策は一九三五年に至つて更に强化せられ、國家及地方團體の起債、借換を保護する事となつたのである。（公債投資法 Anleihestockgesetz. 三四・一二・四）

農村の凍結債權の整理は前述の農業の部に於ける農家負債整理法（三三・六・一）によるものであつて、レンテンバンク・クレヂツトアンシュタルトの發行する債務整理證券の發行によつて得たる資金を以て農家債務を償還するものである。之に並んで市町村債務整理法（三三・九・二一）により市町村を負債整理組合に加入せしめた。獨逸市町村負債整理組合（Umschuldungsver-

band Dentscher Gemeinden）により整理された市町村の短期債務は二十九億マルクに達した。

利子引下策は三五年一月諸金融機關の利子引下法（G. üb. Zinsermässigung bei Kreditanstalten）三五年二月公債利子引下法（Zinsermässigung bei d. öffentl. Anleihe）三五年三月銀行利子引下法（Senkung der Bankzinsen）によつて證券利子四分五厘迄の引下が行はれたが、之は前述の通り所謂利子奴隷制打破の目的に出づるものではなく、ナチス以前よりの低金利政策の繼續に外ならない。從つてその意義は之と平行して行はれた借替操作により實に百億マルクの有價證券が借替られ、毎年の利子節約額は一億五千萬マルクに上つたといふ事にある。

資本の源泉涵養方法として資本投下法（三四・三・二九）（Kapitalanlagegesetz）及公債投資法（三四・一二・四）（Anleihestockgesetz）の二法律が發布せられ、之等の法律によつて資本會社に於ける次年度配當額を六％（一定の條件に於ては八％）に制限し、之を超ゆる利潤の部分は金割引銀行により株主の利益のため公債又はライヒ保證公債所有に使用せらるゝのである。この法律は多くの逃路によつて回避されるかも知れない（減價銷却、諸種の積立等）が、配當制限による企業の健全化の利益のみにても意義を認むる事が出來やう。

更に之に屬する方策として取引所の改正があり、有價證券取引法（三四・一二・四）（Gesetz über den Wertpapierhandel）によつて從來の二十一ケ所の取引所は九ケ所に綜合せられ、ライヒ經濟大臣の監督の統一的行政の下に立つことゝなつた。

資金の統制方策としてはライヒ信用法（三四・一二・五）（Reichsgesetz über Kreditwesen）

は銀行の資金の形式を統制するため自己資本は他人資本の五分の一なる事を要せしめ、且同一人に對する貸出は一ケ月最高百萬マルクとし、且五千マルク以上の無擔保貸付に對しては債務者の信用狀態を公表せしむる事、資金の流動化を維持するため第一次準備金を預金の一割、第二次準備金を三割を最低として保有すべき事を定めた。

F　商　業

特にこの領域に於て要求されるナチスの法制的活動は中小商工業保護の精神に基く小賣商保護法（Gesetz zum Schutze des Einzelhandels 三三・五・一二）と價格管理法（Preisüberwachungsgesetz 三三・七・一五）を中心とする各種の價格及取引關係の規制法令である。小賣商保護法は百貨店、連鎖店、均一商店に小賣商の地位を維持する目的を以て、全國に於ける小賣商の新設擴張を禁止することによつてその數を制限し、又百貨店等に於ける小賣的營業を禁止するものである。小賣商の百貨店等に對する競爭力を維持發展せしめるために景品法（Gesetz über Zugabewesen 三三・五・一二）割引法（Rabbattgesetz三三・一一・二五）等で中小商工業者の行ふ景品並に割引乃至減價をむしろ奬勵すると共にその限度、方法等を規定した。

價格管理法を中心とする諸々の價格規制法令及取引法令は上來述べ來つたナチスの組織法、諸領域の統制法令の補足的部を構成するものであつて、金融部門と共に財の（生產の）統制に對しその貨幣的側面の工作といふ事が出來る。各價格領域（Preisgebiet）に分けられた管轄區域の價

格管理局（Preisüberwachungsstelle）によりて、諸種の財貨（特に生活必需品並に生活必要勞務）の價格、販賣手數料、特にその公共性に反するやうな騰貴を罰又は營業禁止によつて抑制する。總じてナチスの價格政策は計畫經濟性を帶びるものに非ずして全くナチス特有の團體的自治思想（指導者原理）と中産階級保護及びインフレーションを起さゞる生産活動の振興の三位一體の理想に從つて行はれてゐるものに外ならない。此の思想は亦經濟廣告法（Wirtschaftswerbungsgesetz）にも現はれる。同法は經濟的領域に關係するすべての廣告の統一を企圖すると同時に對外的には獨逸精神（獨逸商品の精神（メイド・イン・ジャーマニー））を經濟廣告に表現し對內的には廣告による購買者の指導（適正なる購買力の誘發）、價格公正原則を實行せんとするものである。また兼ねて中小商工業者の廣告を指導保護する事は云ふまでもない。

外國商業の分野に於ては關稅障壁、爲替管理、爲替ダンピングの世界的傾向に因由する獨逸商品の輸出硬塞に對する方策として從來も强力なる爲替管理が行はれ之が現在でもその脊柱をなしてゐるが、ナチスは爲替管理による間接的入超防止策を更に擴張すると同時に直接的輸入制限、輸出促進策として原料及半製品取引法、獨逸商品輸出保護法を設けた。こゝにも自給自足政策（Autarkie）は消極的には外國の政治的經濟的影響よりの獨立、積極的には政治的國民的なる基礎に於ける自國の發展を目的とするものであるといふナチス精神が說かれてある。それは一つの國內强化策、民力涵養政策であり、封鎖的經濟より更に高次の世界經濟體系への飛躍の準備に他ならない。

第一篇　一般的組織

一　獨逸經濟有機的構成準備法（一九三四年二月二十七日）

ナチスは其結黨の當初から原子的な階級國家に代ふるに有機的な團體國家の實現を企圖するものであるが、本法は實に之が準備工作としてライヒ經濟大臣に對して經濟諸團體の指導管理に關する廣汎な權限を與へるものである。而して本法に意味する經濟團體とは企業家及企業の經濟的要求の保證を任務とするが如き團體並に諸團體の結合である。

第一條　ライヒ經濟大臣は獨逸經濟の有機的構成準備の爲に次の權限を取得す。

一、經濟團體を其經濟部門の唯一の代表と認むること
二、經濟團體を設立し解散し又は相互に結合すること
三、經濟團體の定款團體契約を變更し、補充し特に指導者原則を採用すること
四、經濟團體の指導者を任免すること
五、企業家及企業を經濟團體に加入せしむること

經濟團體とは企業家及企業の經濟的要求の保護を任務とする團體及團體の聯合とす。

第二條　ライヒ經濟大臣はライヒ內務大臣の同意を得て本法施行の爲法律命令及一般行政規則

を公布することを得、又ライヒ經濟大臣はライヒ內務大臣の同意を得て補足的內容を有する規定を公布することを得。

第三條 故意又は過失によりライヒ經濟大臣が本法又は其の施行規則に基きて發したる命令に違反せる者は罰金又は一年以下の懲役に處す。

刑の訴追はライヒ經濟大臣の告發を俟つて之を行ふ。

第四條 本法に基く方策より生じたる損害に對しては損害賠償を與ふることなし。

第五條 一九三四年二月十六日附ライヒ食糧團體暫定的構成第三次令第一條第一號乃至第十號ロによる所屬員を除きライヒ食糧團體所屬員團體及ライヒ文化會議所所屬員團體は本法の適用を受くることなし。

ライヒ食糧團體暫定的構成第三次令第一條第一號乃至第十號ロによるライヒ食糧團體所屬員團體及交通團體を對象とする場合にありてはライヒ經濟大臣は管轄專門大臣の同意を經て第一條乃至第三號の權限を行使す、ライヒ經濟大臣は管轄專門大臣に其の權限を委任することを得。

二 獨逸經濟有機的構成準備法施行令（一九三四年十一月二十七日）

獨逸經濟有機的構成準備法第二條に基き命令す。

第一節 商工業の構成

第一條 商工業は專門及地域により之を統合し且つ分割す。商工業の組織及公法的代表は之を

有機的に結合す

第二條 專門により商工業は諸本團體より成る工業ライヒ團體及手工業、商業銀行、保險及動力經濟のライヒ團體に之を統合す。工業の本團體及其他の商工業のライヒ團體內に經濟團體を設置し必要に應じ之を專門團體及專門下級團體に分割す。

第三條 地域的に營業は經濟地域に之を統合す。經濟團體、專門團體及專門下級團體は止むを得ざる經濟的必要ある時は一經濟地域に對し又は一經濟地域內に於て一定の經濟部門統合の爲に地域的に之を下級團體に分つことを得、加入者が必要と認むる時は地域組織は地域團體を經濟地域に地域下級團體を商工會議所地域に設くることによりて之を構成することを得。

前揭の地域組織無きライヒ團體はライヒ團體に所屬する地域團體及地域團體に所屬せざる企業を地域團體に統合することを得。

地域團體は分局を設くることを得。

ライヒ經濟大臣は地域組織の地域下級團體及ライヒ團體により設けられたる地域團體の分局が商工會議所と統合すべきことを命ずるを得。此場合にありては專門事項は地域團體及地域團體分局之を處理し地域的事項は商工會議所之を處理す。ライヒ經濟大臣は任務の分割に關し命令することを得。

第四條 類似の經濟部門の團體は勞働共同團體を構成することを得。

第五條 經濟團體及其の獨立專門團體、專門下級團體及地域的團體並にライヒ團體の地域團體

は法人たる資格を有す。

第六條　既存の經濟團體は可能なる限り專門的及地域的團體に移すことを要し之により新規の法的形態を取得す。

第七條　商工業の地域組織、一經濟地域の商工會議所及手工業會議所は經濟會議所に共同の代表を有す。商工業のライヒ團體及本團體並に經濟會議所はライヒ經濟會議所に共同の代表を有す

第二節　商工業組織の所屬者

第八條　ライヒ經濟大臣は一般的命令によりて專門的區分の團體を定め且つ其專門的領域に於て獨立に營業し又は獨立の營業を開始する企業家及企業（自然人及法人）は之を當該專門團體及地域團體に結合す、國家及地方團體（地方團體結合）の經營も亦企業と看做す。

外國企業の國內支店は獨逸經濟に所屬するものと看做す。支店の設置なくして規則的に國內に於て外國企業の爲に營業を爲す企業につきても亦同じ。

第三節　團體指導者の任命と權限

第十一條　商工業の各團體は指導者を有し此指導者の執務は名譽職とす。

ライヒ團體及工業本團體の指導者はライヒ經濟大臣之を任免す。

經濟團體の指導者はライヒ團體（工業本團體）の指導者の提案に基きライヒ經濟大臣之を任命しライヒ團體指導者の意見を聽取したる後之を罷免す。專門團體及專門下級團體の指導者は經濟團體指導者の提案に基きライヒ團體（工業本團體）の指導者之を任命しライヒ團體指導者の意見

を聽取したる後之を罷免す。ライヒ團體の地域團體及此種地域團體の分局指導者はライヒ團體指導者之を任免し地域團體指導者は經濟會議所指導者と協同して經濟團體指導者之を任免す。

第十二條 指導者は團體の定額を公布す。定額は本令の規定に合致するを要す。

第十三條 團體指導者は必要に應じ上級團體指導者の同意を經て代表者及一名若しくは數名の業務指導者を任命し業務指導者は團體指導者の指令に從ひ日常業務を行ふ。

第四節　任務及義務

第十六條 商工業團體は專門領域に於て其團體員に助令し且つ保護を與ふることを要す。指導者は國民社會主義國家の意味に於て團體を指導し團體及其所屬員の事件は商工業の全體的利益に鑑み且つ國家的利益を擁護して之を促進することを要す。指導者は團體の秩序的指導に關し團體及上級團體指導者に對して責任を負ふ。

團體所屬員は團體又は商工業組合に基く指導者の指令に服從すべし。

指導者及業務指導者は業務を公平に指導し職務上自己の知りたる業務及經營上の祕密を何人に對しても守る義務を有す。

第五節　顧問會の構成及權限

第十八條 商工業各團體は顧問會を有す。本團體指導者は工業ライヒ團體の顧問會を構成す。ライヒ團體又は本團體に所屬する經濟團體の指導者は他のライヒ團體及工業本團體の顧問會を構成す。更にライヒ團體の地域團體指導者はライヒ團體及本團體の顧問會に屬す。ライヒ團體の指

導者はライヒ經濟大臣の同意を得て其他の所屬員を顧問と爲すことを得。

專門的區分に於ける近接せる團體の指導者は此區分の他の團體の顧問を構成す。上級團體の指導者は地域的團體指導者も亦顧問に屬することを定むることを得。最下級團體の顧問は上級團體指導者の同意を得て指導者之を任命することを得、指導者は上級團體指導者の同意を得て所屬員を顧問に任命することを得。

ライヒ團體の地域團體顧問はライヒ團體指導者の同意を得て指導者之を任命し地域團體顧問は當該經濟團體專門團體又は專門下級團體の同意を得て指導者之を任命す。

第十九條　顧問は會計事務及負擔輕減を爲す基礎を審査することを要す。

顧問は重大なる方策を豫め聽問すべし。

第六節　團體所屬員會議

第二十一條　團體所屬員二〇〇名以下の專門的及地域的區分並に團體の最下級團體は每年一回以上所屬員會議を開催することを要す。上級團體指導者は他の團體に對しても所屬員會議の開催を命ずることを得。

第二十二條　團體所屬員會議は團體の活動及財政狀態に關する所屬員の報告及討議を目的とす

第七節　團體の解散及結成

第二十五條　團體の解散及結成はライヒ經濟大臣、團體及上級團體の指導者及顧問、ライヒ團體指導者（工業本組合）の命令に基きて之を行ひ地域的團體にありては經濟會議所長の意見を徵

することを要す。

第八節　經濟會議所

第二十六條　經濟會議所は商工業の地域的組織、經濟地域の商工會議所及手工業會議所の共目的代表とす。

第二十七條　經濟會議所員はライヒ團體及經濟團體の地域團體、經濟地域の商工會議所及手工業會議所とす。

第二十八條　經濟會議所は所長一名及代表者二名を有す。

第三十條　經濟會議所の事務局はライヒ經濟大臣の定めたる商工會議所とす。

ライヒ經濟大臣はライヒ團體地域團體及地域組織地域團體が此商工會議所と結合すべきを命ずることを得。

經濟會議所にありては專門的問題は當該地團體又は地域的團體若しくは經濟地域の共同的問題を商工會議所によりて研究するライヒ團體の提案に基き任命されたる代表者之を決す。ライヒ經濟大臣は經濟會議所に於ける任務の限界につき命令を公布することを得。

經濟會議所に所屬する地域組織の地域團體は同時に商工會議所に結合されたる地域組織の地域下級團體の業務を指導す。

第九節　ライヒ經濟會議所

第三十二條　ライヒ經濟會議所は商工業、商工會議所及手工業會議所の專門的及地域的組織の

共同代表とす。

第三十三條 ライヒ經濟會議所の所管はライヒ團體及商工業本團體、經濟會議所、商工會議所及手工業會議所とす。

第三十四條 ライヒ經濟大臣は指導者一名及ライヒ經濟大臣の任命する一名又は數名の代表者又はライヒ經濟大臣の同意を得て任命すべき一名又は數名の業務指導者を有す。

第三十五條 從來の經濟指導者及獨逸商工會議の業務執行はライヒ經濟大臣の定むる施行細則によりライヒ經濟會議所業務局に之を結合す。

第三十六條 ライヒ經濟會議所は自治機關としてライヒ團體、經濟會議所及手工業會議所の共同的問題並に本令に基きて與へられたる權限の範圍內に於てライヒ經濟大臣により委任されたる任務を考究す。ライヒ經濟大臣はライヒ經濟會議所及ライヒ團體の任務の限界に關し命令を公布することを得。

第三十九條 ライヒ經濟會議所は之を法人とす。

三　經濟方策法（一九三四年七月三日）

第一條 （一） ライヒ經濟大臣に對し其の職務の範圍內に於てドイツ經濟の促進並に經濟的損害の防止及除去に付必要とする一切の方策を講ずる權限を賦與す。方策が他のライヒ大臣の職務範圍にも關係する場合にありては當該大臣の同意を經て之を實施す。

（二）第一項に基きて講ぜられたる方策は既存の法律に牴觸することなし。

第二條 ライヒ經濟大臣は自己の公布せる規定に違反せる行爲に對し懲役及罰金刑又は其の中一を課することを規定することを得。罰金刑の最高限度は之を定めず。

第三條 本法は公布の日より其の效力を發生す。本法は一九三四年九月三十日を以て無效とす。

四 獨逸手工業暫定的構成法（一九三三年十一月二十九日）

ナチスが手工業について獨逸國家組織上如何なる重要性を認めてゐるか、及手工業統制方策の一つとして本法に如何なる意味を持たしめてゐるかは一九三四年十一月二十七日の本法公布後の第一回全獨逸手工業者大會席上に於ける經濟大臣シヤハトの言葉に最も明白に現はれてゐる。卽ち次の如くである。獨逸手工業が其の昔の華々しさを失つてはゐるにしても、最近に於ける優良なる製品に對する需要の高揚、熟練せる技術職人の要望は、再び獨逸手工業に對し新たな任務を課し、ナチス政府出現と共に此の課題は遂行せられ、ヒットラーの「手工業及手仕事は道德的並に經濟的に價値あるものとして保護せられればならぬ」との言葉の如くナチスは獨立製作者たる責任感の强き手工業者を再び獨逸經濟の中心に復歸せしめんと盡力したものであり、手工業暫定的構成法の法的保護の下に手工業が自己の團體を組織し、互に協力し、發展することを得るに至つたと。

かくして本法は別項所載の獨逸產業統制法——本法は手工業に產業統制部門十二の中獨立

の一部門を與へてゐる――と共に獨逸手工業統制の根幹を爲すものである。

第一條　（一）　ライヒ經濟大臣及ライヒ勞働大臣は獨逸手工業の構成に關して一般的義務組合及指導者原則に基き暫定的規制を爲す權限を有す。

（二）　本法の意味する獨逸手工業とは手工業名簿に登錄せられたる總ての經營を含む、ライヒ經濟大臣及ライヒ食糧農業大臣は相互的同意を經て細則を公布す。

第二條　獨逸國商工條例第四款及第六款イに規定せる最高農業官廳の權限は本法の公布と共にライヒ經濟大臣に移る。ライヒ經濟大臣は此の權限を最高農業官廳及最高農業官廳に隷屬する官廳に委任することを得、此の委任ありたるときは當該官廳は此の時以降ライヒ經濟大臣の委任を受けたる其の權限を行使す。

第三條　獨逸手工業の公法的職業代表並に其の他の職業代表及工業組合聯合はライヒ經濟大臣の要求に基き準備の實施に當り援助することを要す。

第四條　ライヒ經濟大臣及ライヒ勞働大臣は手工業團體の構成及管理の單純化を計る權限並に其の活動及任務をライヒ、ランド及地方團體の政治關係の新秩序に適合せしむる權限、特にこれらの團體を解散し變更する權限を有す。

第五條　ライヒ經濟大臣及ライヒ勞働大臣は本法施行の爲に法律命令及一般行政規則を公布する權限及獨逸手工業本部の指導者を任命する權限を有す。

第六條　本法に基く方策により生じたる損害に對してはライヒの賠償を與ふることなし。

五　獨逸手工業暫定的構成第一次令（一九三四年六月十五日）

一九三三年十一月二十九日附獨逸手工業暫定的構成法第一條及第五條による權限に基き手工業者組合及地區手工業者組合の有機的構成並に手工業名譽裁判權に關し左の命令を公布す。

第一條　ライヒ經濟大臣はライヒ食糧農業大臣との協議を經て手工業的に經營し得るあらゆる營業の名簿を作製す。ライヒ經濟大臣は名簿を改正し特に手工業に類似の經營實行及後繼者の秩序的養成を示す營業に之を擴張する權限を有す。

第二條　手工業名簿に登錄せられたる營業者（獨立手工業者）並に其の經營に從事せる職工及徒弟は左の規定に從ひ本令の規定に服す。本令に於ける職工とは其の經營に於ける獨立手工業者の勞働者（經營從屬者）とす。

第三條　手工業者組合は同種の手工業部門又は類似の手工業部門に屬する手工業者名簿に登錄せられたる總ての業務經營者の地方的團體とす。

第四條　（一）　手工業組合は手工業會議所をして之を創設せしむ。

（二）　組合は手工業會議所による定款作成により之を創設す。

第五條　（一）　各手工業部門に付同一地區內に於ては一組合のみを創設することを得。

（二）　類似の手工業部門は之を一組合に統合することを得。如何なる手工業部門を以て類似せるものと看做すべきや否やは獨逸手工業及商工業會議所會議之を定む。

第六條 (一) 組合地區は統一的經濟地域に鑑みて之を區分し加入獨立手工業者數が有能なる協同團體たるに足り組合員も亦組合の存續及組織に參加し得ることを要す。

(二) 地區は原則として都市地區又はランド地區に一致せしむ。

(三) 地區の區分は手工業會議所之を行ふ。會議所の命令に對して關係組合は告知後二週間以內に獨逸手工業及商工會議所會議又は其の定むる機關に異議の申立を爲すことを得。

(四) 一手工業組合の地區が手工業會議所の地區を超ゆべき場合にありては地區の區分及組合の創設は組合の監督機關と豫言せられたる當該手工業會議所が他の關係手工業會議所と協議の上之を決す。

第七條 獨逸手工業及商工會議所はライヒ經濟大臣の同意を得て組合の創設及其の地區の區分に關する施行規定を公布す。

第八條 (一) 組合の設けられたる手工業を營み手工業名簿に登錄されたる經營者は總て組合に加入する義務を有す。

(二) 手工業名簿に登錄せられたる工業經營者が其の主たる營業の手工業の外に相當範圍に他の手工業をも經營するときは後の手工業に付き設けられたる組合にも所屬す。但し寄附義務は主たる職業の屬する組合に對してのみ存す。

(三) 獨立手工業者が所屬すべき組合の種類に關する紛爭は關係組合の一又は獨立手工業者の申出により手工業會議所之を決定す。

第九條 (一) 組合員たる資格は手工業名簿に登錄の日を以て始まる。組合の設けられたる手工業部門の經營が手工業名簿に對する經營者の登錄後に初めて開始されたるときは組合員たる資格は此の時を以て始まる。

(二) 組合員たる資格は經營者が手工業名簿に於て抹消されたる時を以て終り、數種の手工業を同時に經營する時にありては組合が設けられたる手工業部門の消滅の時を以て終る。

第十條 (一) 獨立手工業者の死後其の手工業經營が寡婦又は未成年の相續人の計算に於て繼續せらるゝ時には組合員たる資格に基く權利義務は投票權を除き寡婦又は未成年の相續人又は其の代理人に移る。定款により寡婦又は代理人に投票權を與ふることを得。

第十一條 左に揭ぐる者は之を自發的組合員と爲すことを得。

一、手工業部門に於て獨立手工業者として夙に活動し且つ他の商工業的活動を行はざる者

二、賃銀工業者、家內工業者、下請業者及之に類する者

三、報酬を得て農業又は商工業的經營に從事する手工業者

四、職業學校及專門學校の敎師

第十二條 (一) 組合員は組合集會を構成す。組合集會は定款の規定に從ひ組合員により選出されたる代表者より之を構成することを得。

(二) 組合員の工場に雇傭せられる職工の利益は本令の定款の規定に從ひ職工監督及其の顧問會職工顧問會の保護を受く。

（三） 職工監督及職工顧問會は徒弟制度の規制、職工審査及其の他の定款により定められたる場合に關與せしむることを要す。

第十三條 （一） 組合は組合長之を指導す。

（二） 組合長は組合の上位にある專門團體の意見を徵したる後手工業會議所之を任命す。手工業會議所は獨逸勞働戰線管轄部署と協力して職工監督及職工顧問を任命す。

（三） 組合長及職工監督の任命は何時たりとも之を取消すことを得。取消に先立ち第二項所載の部署の意見を徵することを要す。

第十四條 （一） 組合長及職工監督は顧問會之を補任す。

（二） 組合長は組合員中より組合顧問の稱號を有する顧問を任命す。

（三） 顧問の數は組合定款によりて之を定む。其の任期は一箇年とす。

第二十三條 組合は公法上の團體とす。

第四十三條 （一） 組合の任務は左掲の如し。

一、共同精神を涵養し團體の名譽を保護すること

二、（イ）手工業會議所の規定に應じて徒弟制度を規制し徒弟の技術的、商工業的、道德的養成を監督すること

（ロ）獨立手工業者と其の徒弟との間の紛爭を裁決すること

（ハ）職工審査を行ふこと

三、(イ)職業所屬者の技術的、商工業的、道德的養成を促進し特に專門學校を援助し及建設し並に其の通學に關する規定を公布すること
(ロ)ライヒ及ランドの法規に從ひ職業學校の管理に參與すること
四、(イ)手工業部門に役立つ經濟的施設特に職工組合を助成すること
(ロ)手工業部門に取り重要なる供給及給付の協同引受の施設を助成し且つ公共的供給及給付の契約に際し契約機關の求めに應じて助言すること
(ハ)經濟性を高める爲に手工業會議所と協力して勞働方法及經營の改善の爲の措置を講ずること
五、業界新聞を援助すること
六、(イ)手工業部門の事項に關し官廳に意見及報告を提出すること
(ロ)手工業團體の任務遂行に當り之を援助すること
(ハ)手工業外部に於ける對應團體との接觸を保つこと
(二) 組合疾病金庫の創設及其の法律關係はライヒ保險令による。
第四十四條 (一) 獨立手工業者及其の徒弟間の紛爭の討議に關する管轄機關として組合は同數の經營指導者及職工顧問より成る委員會を構成すべし。
(二) 此の委員會の下したる裁決が一週間以內に兩派によつて承認せられざるときは裁決ありたる後二週間以內に管轄勞働裁判所に訴を提起することを得。此の訴は如何なる場合に於ても委

員會の討議を經ることを要す。

（三）　委員會に於て締結されたる協定及兩派により承認されたる委員會の裁決より强制執行を生ず。

第四十五條　組合は獨立手工業者及其の注文主との間の紛爭調停の爲調停所を設くることを得。

第四十九條　（一）　組合に關する監督は手工業會議所之を行ふ。

（二）　組合により設置され又は其の支持を受くる機關及設備も亦手工業會議所の監督に服す。

（三）　手工業會議所は何時と雖も組合の事務及會計の執行を檢査することを得。

第五十條　（一）　組合長は定款命令及組合長の權限內に於て公布せる規定に對する組合員の違反に對し第五十九條、第六十條に揭げたる過失を除き秩序罰を課することを得。

（二）　處罰決定に對し被處罰者は宣告後二週間以內に手工業會議所に異議の申立を爲すことを得。手工業會議所は最終の決定を爲す。

第五十四條　（一）　麵麭製造業者組合、菓子製造業者組合、製粉業者組合及屠殺業者組合はライヒ食糧團體奉仕局との有益なる共同活動に留意することを要す。

（二）　第一項に揭げたる手工業組合の區域は可及的に地區農業組合の區域に應じて之を區分すべきものとす。

（三）　第一項に揭げたる組合の組合長の手工業組合による任命及罷免はライヒ農民指導者の同意を要す。

第五十六條　手工業會議所の定むる區域內に所在する手工業者組合は手工業會議所之を地區手工業者團體に加入せしむ。此の地區は都市區域又は地方區域と之を一致せしむべし。

第五十八條　地區手工業者團體は之に加入せる組合の共同的利益の保證を任務とす。地區手工業者團體は加盟組合の要求に應じ其の業務執行を引受くべき旨を定款により定むることを得。特に地區手工業者團體は左の任務を有す。

一、關係規定により協力が規定せられ又は許可されたるときは地區手工業者團體の區域內の手工業に關係ある總ての地方官署の行政方策に付協力すること

二、地區手工業者團體の區域を管轄區域とする他の職業團體の代表と接觸を保つこと

三、官廳及手工業的團體に意見及報告を提出すること

四、手工業會議より委任せられたる任務を果すこと

第五十九條　組合員が團體の名譽を傷け又は共同精神に違背したるときは以下の規定に從ふ。

第六十條　特に不德義なる態度、不道德なる競爭及顧客の僞瞞は組合員に對し第四十三條第一項第一號より生ずる義務の違反と看做す。

第六十一條　（一）　第五十九條及第六十條に揭げたる種類の過誤に對しては戒告、譴責又は一千ライヒスマルク以下の金錢秩序罰を課す。

第六十四條　（一）　手工業會議所に名譽裁判所を設置す。名譽裁判所事務局の任務は手工業會議所事務局之を保護す。

（二）名譽裁判所は組合員三名の任命によりて決す。裁判長、其の代理人及陪席員の任期は三年とす。裁判長及代理人はライヒ經濟大臣の同意を得てライヒ司法大臣之を任命す。陪席員はライヒ經濟大臣又はライヒ經濟大臣の定めたる部局之を任命す。

第六十五條　裁判所及其の代理人は裁判官たることを要す。陪席員たり得る者はライヒ國民にして二十五歳以上たることを要す。特に善良なる證明あり尊敬せらるゝ獨立手工業者にして親方の試驗を終へたる者を任命すべし。

第七十條　普通裁判所及其の他の官署は名譽裁判所に對し職務上及裁判上の援助を爲すことを要す。

第七十八條　（一）組合長に於て組合員が團體の名譽を傷け又は共同精神に違背せることを知りたるときは實狀の分明後、特に組合員の審問後手工業會議所長に證據を附して告訴すべし。

（二）手工業會議所長は必要ある場合には實狀を新に審査し且つ被告に對し名譽裁判所に於て名譽裁判手續の採用に同意するや否やを聽取す。

第七十九條　（一）名譽裁判所の裁判長は被委任裁判官の如く必要なる他の調査を爲し又は命ずることを得。

（二）名譽裁判所裁判長は名譽裁判手續を不當又は理由なしとして却下することを得。

六　獨逸手工業暫定的構成第二次令（一九三五年一月十八日）

第一條（一）手工業會議所は指導者原則によりて之を指導す。手工業會議所はライヒ經濟大臣の監督に服す。

（二）會頭及其代表者は獨逸手工業及商工會議所に諮問したる後ライヒ經濟大臣之を任免す。

第二條 手工業會議所幹部會は會頭、其の代表者特に會頭の召喚すべき七名以下の議員及會頭の任命すべき職工長によりて之を構成す。

第三條（一）會頭及幹部會の諮問に答へ之を援助する爲に顧問會を構成し顧問は三年間の任期を以て會頭之を任命す。

（二）顧問たり得る者はライヒ國民にして手工業名簿に登錄せられ且徒弟敎育の資格ある者に限る。

第四條 會頭は顧問、其の他の手工業名簿に登錄せられたる者及職工中より專門委員會を構成し之に對して規則的又は暫定的任務を委任することを得。

第五條 幹部會、顧問會及專門委員會の會議には專門家を出席せしむることを得。

第六條 會頭は手工業會議所を指導し法律上及法律外に付之を代表す。

第七條 ライヒ經濟大臣は手工業會議所の定款を公布し且つ變更す。

七　カリ業法（一九三三年十二月十八日）

カリはドイツにありても石炭と共に重要な鑛物資源の一つに屬する。此の故に夙に採掘の

統制が行はれ既に一八七九年にカリ・シンヂケートの成立をみたのであるが、アウトサイダー側の競爭に依り過剰生産、過剰投資、新鑛山の亂掘、外國に對するダンピングの危險、等々の傾向が漸次濃厚となつた。此處に於て一九一〇年英國に强力なシンヂゲートの結成となつたのであるが、此の場合にもカリ鑛山亂掘の抑制に充分の效果がなく、一九一六年に至つて始めて戰時手段として掘下が禁止され、次いで一九一九年四月二十四日の法律によつて社會化運動と關聯して改正が行はれ、更に今年七月十八日の法律施行令によつて現下の統制領域が成立したのである。

これによれば、カリ鑛業の管理はカリ會議に屬し、カリ審議會がカリ會議の一機關として監督上カリ會議を援助することになつてゐる。而して國家の委任により最高監督權を有するライヒ經濟大臣はカリ會議の決議によつて決定された國內販賣價格をカリ會議及シンヂケートの意見を聽取した後に引下げる權限が與へられてゐた。ところで一九三三年十二月十八日のカリ業法は大體に於てカリ統制機關の結合を規律することを目的とするものである。

第一節　總　說

第一條　本法に於てカリ鹽とは左に揭ぐるものを云ふ。

イ、カリウム含有物、カリ鑛業所より採取されたる固形又は溶融せる鑛物（カリ粗鹽）

ロ、クロールカリウム、硫酸カリ、硫酸カリマグネシヤ、所謂カリ肥料鹽、並に通常カリ粗鹽より生產される其の他あらゆるカリウム含有物、及此の生產によるカリウム含有殘滓、

二重精製及化學的純正クロールカリウム及二重精製及化學的純硫酸カリ

ヘ、粗鹽（イ）及製造物（ロ）の混合——混合鹽

ある生産物が第一項のカリ鹽に屬するや否やに付き疑問又は紛爭のあるときはカリ檢查局及カリ組合の意見を徵したる後ライヒ經濟大臣之を決す。

第二條 カリ鑛業所を自己の計算に於て經營するものはカリ鑛業所所有者とす。

カリ鑛業所所有者に非ずして企業（カリ鑛業所）に於てカリ鹽を採取し又は生產する者はカリ生產者とす。

ある企業をカリ鑛業所と見做すべきや否やに關して疑問又は紛爭あるときはカリ檢查局及カリ組合の意見を徵したる後ライヒ經濟大臣之を決す。

第二節　カリ組合

第三條 カリ鑛業所所有者は經營協同體（シンヂケート）に加入することを要す。

カリ生產者はカリ組合の要求ありたるときに限り之に加入することを得。此の種の要求ありたるときはカリ生產者は加入することを要す。

第四條 カリ鑛業所所有者にしてライヒ經濟大臣の決定すべき時期にカリ組合に加入せず又は既存のカリ組合が一定期間を超えて延期せられざる恐れあるときは、ライヒ經濟大臣はカリ組合に對する加入又は既存カリ組合の延期を命ずることを得。

ライヒ經濟大臣が第一項による權限を行使するときはカリ組合員の權利義務及カリ組合の法律

關係を規制することを得。

ライヒ經濟大臣はカリ鑛業所所有者及カリ生產者をカリ組合に加入せしむることを得。

第五條 カリ鑛業所所有者及第三條第二項に基きカリ組合に加入すべきカリ生產者は組合所屬員たる前にありてはカリ組合の同意ある場合に限り第三者に對するカリ鹽の交付、此の種の交付契約の締結、カリ鹽加工の權限を有す。

第六條 カリ組合は法人たることを要す。

カリ組合及其の組合員の法律關係に關しては本法に別段の規定なき限り法律形式の規準たる一般法規を適用す。

カリ組合の業務は其の幹部會之を行ふ。幹部會長はライヒ經濟大臣の承認を要す。

カリ組合は監査役會を備ふることを要す。監査役會長及其の代表者はライヒ經濟大臣による承認を要す。

第七條 カリ組合員の投票權は組合契約に於て之を規制す。此の投票權は割當數字（第十八條）に合致することを要す。

ライヒ經濟大臣は第一項に反して多數關係を構成する權勢濫用の除去又は防止の爲に投票權を統制することを得。

第八條 事業年度は曆年度たるを要す。

第九條 カリ組合の組合契約及其の變更はライヒ經濟大臣の許可を要す。

第十條 カリ組合の組合員は其の採取し又は生產したるカリ鹽及カリ化合物をカリ組合の處分に任すことを要す。カリ組合はカリ鹽及カリ化合物を自己の名に於て組合員の勘定に於て販賣し且賣價を決定す。

カリ組合は割當數字及組合契約に基き販賣を統制す。

第十一條 第十條に云ふ販賣とはカリ組合が他の者に對して爲すカリ鹽及カリ化合物の一切の所有權讓渡とす。

第十二條 カリ鹽、カリ生產物、カリ化合物の輸入並にカリ鹽の輸出はカリ組合にのみ之を許す

第十三條 カリ組合はカリ肥料として國內農業に於て直接に使用さるべきカリ鹽に對して最高價格を確定すべし。

確定したる最高價格は之をライヒ經濟大臣に提示すべし。

第十四條 カリ組合は價格割引に關する規定を設く。

第十五條 カリ組合は組合員に對しカリ業經濟上の事情に付き報告を求むることを得。

第三節　カリ檢査局

第十六條 カリ檢査局は鑛山技術的地質の專門智識ある常務指導者之を指導することを要す。業務指導者は高級官吏たる資格を有することを要す。其の代理人は此の資格を有することを要す。業務指導者及其の代理人はライヒ經濟大臣の同意を經てカリ組合之を定む。財產法上の事項にありてはカリ組合カリ檢査局を代表す。

第十七條　カリ檢査局指導者及其の代理人は自己の責務の誠實なる遂行にはライヒ經濟大臣に對して義務を負ふ。カリ檢査局指導者及其の代理人はカリ鑛業所又はカリ工業所に參加することなし。カリ檢査局指導者及其の代理人は其の職務に基き自己の知りたる事項に付き祕密を守る義務を有す。

第十八條　カリ檢査局は總販賣額に對するカリ鑛業所及カリ工業所の割當關係（割當數字）を確定す。

一カリ鑛業所の割當數字は全カリ鑛業所の平均割當數字の百分率を以て之を決定し、總販賣額の千分率を以て之を表はす。一カリ工業所の割當數字は總販賣額の千分率を以て之を決定す。各カリ鑛業所又はカリ工業所に付きては割當數字のみを決定す。

第十九條　カリ鑛業所の割當數字に付きては鑿坑によりて開發されたるカリ鹽層の範圍及性狀經營設備の作業能力並カリ鑛業所の採算事情を以て規準と爲す。

カリ工業所の割當數字決定にありては經營、設備の作業能力及工場の採算事情を以て之が規準とす。

カリ檢査局は第一項及第二項の規定遂行の爲に割當數字決定の原則を設くることを得。此の規定はライヒ經濟大臣の同意を要す。

第二十條　割當數字を決定されたるカリ鑛業所より販路の一部が離れたるときは割當數字を新たに決定す。

第二十一條 本法施行後に供給能力を有するに至りたるカリ鑛業所に付きては鑿坑によりてカリ鹽層に達したる後最初の二年間及其の時迄にカリ鹽坑及經營關係の充分なる設備が爲されざるときは此の設備ある迄暫定的割當數字を與ふ。此の割當數字の測定はカリ鹽層の合理的なる採掘及設備を可能ならしむる程度たらしむべし。但し全カリ鑛業所の平均割當數字の五〇％を超ゆることを得ず。

第二十二條 カリ鹽層の性質により本法第一條に掲げたる種類のカリ鹽を供給し得ざるカリ鑛業所に付カリ檢査局は他の種類のカリ鹽に調和する適當なる割當をなすことを要す。

ライヒ經濟大臣は第一項の實行に付原則を設くることを得。

第二項による統制ある迄は從來遵奉されたる原則を適用すべし。

第二十三條 カリ鑛業所又はカリ工業所が供給能力を失ひたるときはカリ檢査局は申出なきときと雖も割當數字の縮減又は取消を宣告することを要す。

此の種の決定は供給無能力に陷りたる後の七ヶ月日の最切の日より有效とす。供給無能力に陷りたる日はカリ檢査局之を確定す。

第二十四條 鑛坑其の他の採掘所がカリ鹽採取上繼續的に使用せられざるに至りたるときはカリ鑛業所は供給不能(第二十三條)と見做すことを要す。

カリ鑛業所の供給能力が鑛坑又は其の他の採掘所の經營障碍によりて中斷されたるとき及從來の鑛區よりカリ鹽を採取すべき工場の能力が六ヶ月以內に恢復されざるときにも供給不能の事由

存在す。

カリ檢査局は第一項の場合にありては割當數字の取消を宣告し第二項の場合にありては五〇%の縮減を宣告す。

第二十五條 割當數字の變更に當りてはカリ檢査局は別個の計算を行ふことを要す。

第二十六條 カリ鑛業所所有者及カリ生産者は自己に許されたる販賣割當の全部又は一部を他のカリ鑛業所に讓渡することを得。

カリ鑛業所又はカリ工業所が純カリに對する自己の割當額の半分以上を讓渡せんと欲するときはカリ檢査局の許可を要しカリ檢査局は其の決定に先立ち管轄鑛山局と協定することを要す。許可は隨時五ケ年間之を與ふ。關係工場の總割當額の調査に付ては前年に於けるカリ組合の總販賣額を基礎とす。許可は一地方に止らざる國民經濟的利益が阻害される場合にありては之を拒むことを要す。

許可は鑛山業保證に關係ある事業又は公共利益の事由に依りては他の條件充實に鑑みて之を與ふることを得。

第二十七條 割當數字を確定されたるカリ鑛業所又はカリ工業所が自己に許されたる販賣割當の全部又は一部を他のカリ鑛業所若しくはカリ工業所に讓渡するときは讓渡せんとするカリ鑛業所カリ生産者は讓渡協定締結後三日以內に四週間揭示される廣告によりて從業者に對し讓渡數量及カリ鹽の種類を讓渡の時期及カリ鹽の種類を讓渡の時期及讓渡被讓渡カリ鑛業所又はカリ工業

所と共に公告することを要す。

譲渡數量が譲渡當時カリ鑛業所又はカリ工業所に許されたる販賣割當額の半分を超ゆるときは此の譲渡はカリ檢査局の許可ありたる場合に限り之を有效とす。許可の與へられるに先立ち引受カリ鑛業所又はカリ工業所によりて販賣されたるカリ鹽數量は被譲渡割當に之を加算せず。

第二十八條 一九一九年七月十八日附カリ業統制法施行規則、一九二一年十月二十二日附命令に規定されたるカリ鑛業所、特別工場、採掘坑に對する本法施行に當り適用さるべき割當數字は本法に定めたる變更を除き一九五三年十二月三十一日迄之を有效とす。

第二十九條 カリ檢査局は第十條乃至第十四條、第二十二條乃至第二十四條、第二十六條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第六十一條及本規定に基く決定の施行を監視す。

第三十條 カリ檢査局は減價の保證に對する規定を公布す。營業所に於ける試掘は職務ある試掘者之を行ふ。

第三十一條 カリ鹽採取權の存在するあらゆる鑛區並に既に報告されたる鑛區のあらゆる變化は之をカリ檢査局に報告することを要す。カリ鹽層を對象とするあらゆる鑿掘についても亦同じ。

第三十二條 第十一條、第十八條乃至第二十四條、第二十六條、第二十八條の場合にありてはカリ檢査局は其の決定に先立ちカリ檢査局に構成さるべき顧問會に諮問することを要す。顧問會議の議長はカリ檢査局指導者之を兼ぬ。

第三十三條 顧問會は六人の顧問により之を構成す。顧問はカリ組合之を選出しライヒ經濟大

臣の承認を要す。顧問はカリ業に於ける指導的地位にありて活動し特殊なる鑛山又地質上の教育及カリ加工上の學問的教育に從事することを要す。

各顧問に付代理人を定む。

第三十四條　顧問及其の代理人の任命は五ケ年とす。

第三十五條　顧問及其の代理人は自己の責務の確實なる遂行に付カリ檢査局指導者に對して義務を負ふ。顧問及其の代理人は自己の職務上知りたる事實の祕密を守るべき義務を有す。

第三十六條　カリ檢査局はカリ組合及其の組合員に對し販賣したるカリ數量、協定價格及供給條件、鑛床及經營事情及其の他の業務上の方策に關する報告を要求し、設備を檢査し及鑛坑に入り並に提出されたる報告審査の目的を以て帳簿類の提出を要求する權限を有す。

カリ檢査局は證據人及專門家を訊問し宣誓せしむる權限を有す。

控訴委員會

第三十七條　第十一條、第十八條第二十條乃至第二十四條、第二十六條、第二十八條に基くカリ檢査局の確定及決定に對し控訴委員會に控訴することを得。

第三十八條　控訴はカリ檢査局の決定の交付ありたる後一ケ月間の除外期間內にライヒ經濟大臣に之を爲すことを得。ライヒ經濟大臣は自己に提出されたる控訴を構成すべき控訴委員會に交付す。

第四節　農業技術カリ局

第三十九條　農業技術カリ局は局長一名及陪審官十四によりて之を構成す。各構成員には代理人を定む。

第四十條　局長及陪審官はライヒ食糧農業大臣の同意を經てライヒ經濟大臣之を任命す。陪審官は次の如し。

ライヒ食糧團體代表者八名、內實際農民六名及農業組合取引並其の他の肥料取引の代表各一名

農業高等專門學校教師二名

農業試驗所長一名

カリ組合代表者三名

ライヒ食糧團體及カリ組合により提出さるべき提案は選出すべき人員の二倍數を有することを要す。

農業技術カリ局の事務指導者は農業技術カリ局之を選出す。農業技術カリ局事務指導者は農業技術師にして且カリ施肥及カリ業に付特殊なる科學的並に實際的經驗を備ふることを要す。

第四十一條　農業技術カリ局の任務は次の如し。

一、農業生產に對するカリの重要性の科學的研究並にドイツ農業に於けるカリの使用可能性を目的とする實際的試驗活動を奬勵し且ドイツ農業に於けるカリ使用の必要に關する知識普及に資すること。

二、ライヒ經濟大臣、ライヒ食糧農業大臣カリ檢查局又はカリ組合によりて指定されたる農

業上のカリ使用に關する事項を研究すること。

三、ライヒ經濟大臣、カリ檢查局又はカリ組合の求めに應じてドイツ農業上カリ肥料供給に關する規定の公布に先立ち專門意見を開陳すること。

第四十二條 カリ組合は農業技術カリ局が其の任務解決に要する費用を調達することを要す。ライヒ經濟大臣はカリ組合の意見を聽取したる後年額を確定す。局の活動に關して每年ライヒ食糧農業大臣及カリ組合に對し報告を爲すことを要す。

第四十三條 農業技術カリ局は業務規定を公布す。此の業務規定はライヒ經濟大臣の同意を要す。

第五節　國家の監督

第四十四條 ライヒ經濟大臣はカリ業に關する最高監督を執行す。

第四十五條 ライヒ經濟大臣はカリ組合の團體契約に許可を與ふ。變更に付きても亦同じ。

第四十六條 ライヒ經濟大臣はカリ局、控訴委員會、カリ組合監督會の集會、並にカリ組合の團體集會に參加することを得。

ライヒ經濟大臣はカリ組合及カリ檢查局が其の權限を越え、法律を犯し又は全體の利益若しくは公益を危殆ならしむるが如き組合及カリ檢查局の方策に對し事由を附して延期の效果を有する異議を稱ふることを得。

第四十七條 ライヒ經濟大臣は第十三條に基きカリ組合によりて確定されたるカリ最高價格を

カリ組合の意見を聽取したる後變化することを得。此の種の命令はカリ組合團體集會の決議と同樣の效力を有す。

第四十八條 ライヒ經濟大臣はカリ組合の期限滿了後に締結され又はカリ鑛業所所有者及カリ生産者がカリ組合に所屬せざりし時期に締結されたるカリ鹽供給に關する契約の實行に關する規定を交付することを得。

第四十九條 ライヒ經濟大臣は一九五三年十二月三十一日以降の時期に對する割當數の規制に關する規定を公布することを得。

第五十條 ライヒ經濟大臣はカリ檢査局に對し本法に掲げられたる任務の外に副産物をも含むカリ業に關する任務を委任することを得。

第五十一條 ライヒ經濟大臣が公益上の緊急なる事由によりカリ組合の方策を必要と認めたるときは此の方策を組合の決定に委ねることを得。ライヒ經濟大臣の希望に合致せる決議がライヒ經濟大臣の決定せる期間内に爲されざるときは其の方策を自分命令することを得。此の命令はカリ組合の團體集會の決議と同樣の效果を有す。

第五十二條 ライヒ經濟大臣はカリ業に關係ある總てのものに對しカリ業關係に關する報告を要求することを得。

第五十三條 本法の遂行及實施上生じたる費用はカリ組合之を負擔す。

第六節 罰則

第五十四條　第十三條、第十四條に基きて公布されたる價格規定又は第五條、第十條乃至第十條の規定に故意に違反したる者には之を處罰す。
國內に於て第一項による違反の判決を受け判決後三年を經過せざる間に再び此の違反を爲したる者は之を一年以內の懲役に處す。
第五十五條　第五十四條の場合を除き本法の規定又は本法の爲に公布され若しくは一般に又は關係者に特に告知されたるライヒ經濟大臣、カリ檢查局又はカリ組合の行政規則に故意に違反したる者に對して第五十四條に定められたる刑罰を科す。
第五十六條　經營企業者は自己の管理人、業務指導者、補助人、又は其の他の自己從業者若しくは管鑛賃銀勞働者並に自己の家族が第五十四條、第五十五條に基きて生ぜしめたる罰金又は刑罰上の費用を支辨し得ざるときは其の保證を爲す。

第七節　經過規定及終結規定

第五十九條　本法公布の際に存在するカリ組合は本法に規定さるゝ組合と見做す。其の契約は效力を失ふことなし。本法により生じたる變更は之を採擇することを要す。
第六十條　カリ檢查局、控訴委員會及農業技術カリ局の行政費はカリ組合之を負擔す。カリ檢查局及農業技術カリ局の費用に關しては每年豫算を編成す。
第六十一條　未だ暫定的又は總局的割當數字を有せざる鑛坑の採掘及之に對する場所的準備並に鑛坑の採掘續行は鑛政官の事由によりて鑛山當局の命じたる鑛坑に關せざる限り一九五三年十

二月三十一日迄之を禁止す。

鑛坑の生產が國民經濟利益には一個若しくは數個のカリ鑛業所の技術的經濟的利益たるときはライヒ經濟大臣は第一項に宣告されたる禁止の例外を許可することを得。

第六十二條 本法に基きて公布されたるライヒ經濟大臣、カリ檢査局及控訴委員會の決定は法律に拘りなく之を有效とす。

理由

現時のカリ業統制は經濟の構成と責任分擔とに關して新國家の見解に合致することなし。現時の法規は一九一九年三月二十三日の國民會議によりて決定されたる社會化法及其の直後國民會議によりて決定されたる一九一九年四月二十四日のカリ業統制法並に此の法律に附帶して公布されたる施行規則に基く。而してこれらの規定は當時の經濟觀に從ひて建てられたるカリ業協同經濟組織を前提とす。卽ち、カリ業の指導は當時の法規に從ひカリ業に關係ある各種の利益團體及消費者によりて構成せられ且多數決を事とせるライヒ・カリ會議の掌中に置かれたり。

本法案はカリ業を新たなる事情に合致せしめ、以て特に責任の歸趨を明確に規制することを目的とすると同時に本法案はカリ業に課せられたる拘束の緩和は不可能なる事實より出發す。カリ業は既に一九一〇年以降特殊なる法的統制下に置かれたり。此の時以降法規によりて實行されたるカリ業內部の各種利益の調和は國民經濟上の事由よりして必要なること明白にされたるのみならず、更に此の種の調和は勞働市場及爲替市場に影響大なるカリ業を危殆に陷らしめざる爲には

本法案に於ても原則的に維持せざるべからず。

本法案はライヒ・カリ會議、カリ賃銀檢査局、カリ控訴院第一審第二審の廢止を規定す。此の種部局の構成及それらに課せられたる任務の規制方法が新時代の觀念に矛盾するが故なり。加ふるにこれら部局の廢止はカリ業組織の簡單化に資す。

カリ檢査局及農業技術カリ局は之を存續せしめたり。但し從來多數の委員(各種利益團體の代表者)によつて構成せられ、多數決によりて決議を爲せるカリ檢査局に對して嘗てライヒ・カリ局に屬せられたる任務を課すると共に指導者原則にある改組を加へたり。決定は爾後カリ檢査局指導者の爲すところとす。本法に定めたる場合にありてはカリ檢査局指導者は其の決定に先立ち專門顧問會の意見を聽取する要ありと雖も顧問會は單に諮問に應ずる任務を有するに止る。顧問會はカリ業專門家によりて之を成構す。

カリ檢査局の決定に對して將來と雖も一定の場合に控訴を許すも、該控訴委員會は從前のカリ控訴院に反して多數の委員及代表者を加へたる常設委員會に非ずして個別的事件につき適當なる人物を以てライヒ經濟大臣の構成するものなり。

カリ企業に對して其の經營指導上の全責任を課すべき原則を尊重して、本法案はカリ業利益關係者が公益の要求に服すべきことを規定す。ライヒ經濟大臣はカリ業に關する個別的問題統制上の廣汎なる權限を有する外、公共利害に關する緊急なる必要あるときは特に積極的なる命令によりて之に干渉する權限をも有するに至れり。カリ組合の幹部會及監査會會長はライヒ經濟大臣の

同意を要す。加ふるに本法に於てカリ組合内部に於ける多數關係による權力的地位の濫用を妨止すべきことを規定す。

ライヒ・カリ會議の廢止と共に舊法に於て「農業局團體」に承認したる此の議會主義的團體に對する代表權をも廢止す。然りと雖も今や構成されたるライヒ食糧團體に對して從來よりも廣汎なる任務を委任されたる農業技術カリ局の内部に於て從前に比し强化されたる代表權を承認し且之により農業上重大なるカリ業の任務に密接に參加する機會を與へたり。新法にありてもドイツ農業上隨時最高價格として限定すべきカリ組合の販賣價格とライヒ食糧團體に諮問したる後決定し得べき規定を採用せり。加ふるに本問題に關するライヒ經濟大臣の權限を擴張す。

此の種の外部組織の問題と共に、本法案はカリ業の内部關係に關する重要規定を含む。此の問題につき本法案はカリ業の平和にして恒久的なる發展に偉大なる保證を與ふべきことを目的とす。此の事由よりして本法案は一九五三年迄あらゆる割當數字を確定する規定を含む。而して此の時期は舊法に從ひ既に割當數字の大部分が規制されたる時期に相當す。同じくカリ鑛坑の採掘禁止は之を一九五三年迄延期す。

舊カリ法に含まれたる勞働法規は本法案に於ては之を採用せず。本問題の規制は勞働法上の問題としてライヒ經濟勞働大臣との協議を經て管轄部局に之を委せざるべからず。

八　動力業促進法（動力業法）（一九三五年十二月十三日）

従來獨逸の電氣事業はライヒ、ランド、地方團體による國公營、公利共同經營乃至は私營と經營主體も區々であり、ライヒ、ランドによる大規模經營を除く外は大部分收益を目的とする小規模經營であつた。加ふるに大規模經營にあつては其電力料金が他の小規模經營に比して低廉であつた爲に各地方に配電してゐた後者の利害と常に衝突した。動力經濟法は正に此の弊を除去する爲に生れたものであつて、可及的に安價な電力を豐富に供給せんとする趣旨に出たものである。本法が數多いナチス經濟法規中でも特に重要なもの丶一つに屬することは長文の本法理由書にも現はれてゐる。此故に此の處に其の殆んど全部を譯出して置いた。

經濟的社會的生活の重要なる基礎として經濟及公共的地域團體のあらゆる關係勢力と協力して動力業を統一的に指導し公益の爲に諸種の動力を經濟的に設定し、動力供給上のあらゆる事件に必要なる公共的權力を及ぼし、國民經濟上有害なる競爭の影響を防止し、共同經濟による合目的調整を促進し、かくして動力供給を可及的に確定且低廉に行ふ爲に、ライヒ政府は次の法律を定め玆に之を公布す。

第一條（一）獨逸動力業（電氣及ガス供給）はライヒの監督に服す。

（二）ライヒ經濟大臣は監督を行ひ、殊に地方團體及地方團體總會の動力供給に關する場合にありては自治團體監督官廳たる資格に於けるライヒ内務大臣と協同して監督を行ふ。

第二條（一）動力設備とは電氣又はガスの生產、輸送若くは配給に使用せらるる設備とす。

（二） 本法に云ふ動力供給企業とは法的形態及財産關係に關係なく他人に電力又はガスを供給し若くは此の種の經營を管理する企業又は經營とす。部分的又は副業的に公共的動力供給を營む企業又は經營は其の範圍內に於てのみ動力供給企業とす。ライヒ經濟大臣は企業が本法に云ふ動力供給企業なりや及其の範圍を決定す。

第三條 ライヒ經濟大臣は本法の目的上必要なる場合にありては動力供給企業に對して其の技術的及經濟的關係につき報告を求むることを得、ライヒ經濟大臣は此の種企業に關し一定の技術的及經濟的事件及實狀につき報告義務を負はしむることを得。

第四條 （一） 動力供給企業は動力設備の建設更新、擴張又は休止に先立ちライヒ經濟大臣に報告する義務を負ふ。

（二） ライヒ經濟大臣は動力供給企業の動力設備に關する建設、更新、擴張又は休止すべき報告ありたる後一ヶ月の期間內に異議を申立てることを得。公益上の事由により必要なるときはライヒ經濟大臣は異議申立後二ヶ月の期限內に異議ありたる措置を拒むことを得。此の拒絶は拒絶手續を必要とす。

（三） ライヒ經濟大臣は第一項による報告義務の範圍を定む。ライヒ經濟大臣は報告の形式並に期限に關する規定及拒絶手續を公布す。ライヒ經濟大臣は第二項に揭げられたる拒絶の期限を延長することを得。

（四） ライヒ經濟大臣は第三項による報告義務並に第一項による報告義務を動力供給企業以外

の企業經營に屬する動力設備にも及ぼすことを得。

第五條　（一）　動力供給企業に非ざる企業及經營が他人に對し動力供給を行ふときは之に關してライヒ經濟大臣の許可を要す。

（二）　營業者は自家發電設備及自家用ガス供給設備の新設又は擴張に先立ちて此の設備を爲すべき地域に動力を供給する動力供給企業に對して之に關し報告を爲すことを要す。

第六條　（一）　動力供給企業が一定地域に供給するときは一般的條件及一般的料金を公告し且該條件及料金によりて個人に對しても其の供給網に加入せしめ供給する義務を負ふ（一般的加入及供給義務）

（二）　左に掲げたる場合にありては一般的加入及供給義務は存在せず。

一、加入又は供給が經濟的事由により且此の事由が加入企業者個人に在る場合と雖も供給企業に對し加入又は供給を要求し得ざる場合

二、加入者が第五條第二項による報告を怠りたる場合

（三）　電氣又はガス生產の動力設備若くは其の他の同一視すべき動力設備を經營する者は此の設備が存在する土地及此の設備より供給を受ける土地に對して第一項による一般的加入及供給義務を主張することを得ず。但し此の動力供給企業に對して要求し得る程度及條件を以て加入及供給を要求することを得。此の契約は第一項及第二項の規定に關係することなし。

（四）　ライヒ經濟大臣は重大なる公共的利害の存在する場合には第一項乃至第三項の規定に反す

る命令を公布することを得、此の種の命令は裁判所及監督官廳を拘束す。

第七條 ライヒ經濟大臣は一般的規定及個別料金により動力供給企業の一般的條件及一般的料金(第六條第一項)並に動力配給者の動力購入料金を經濟的に定むることを得。ライヒ經濟大臣の決定は裁判所及監督官廳を拘束す。

第八條 (一) 動力供給企業が其の供給任務殊に本法に基き自己に課せられたる義務を遂行すべき能力なきことを判明し且其の供給任務遂行につき此の動力供給企業を妨ぐる事業の除去に充分なる方策を講じ得ざるときはライヒ經濟大臣は此の動力供給企業に對し拒絕手續完了の後其の經營の全部又は一部を拒絕することを得。ライヒ經濟大臣は此の供給任務の引受を他の動力供給企業に委任し、此の委任につき公律を賤得することを得。一個又は數個の公共地域團體の動力供給企業の經營が期待されたる場合にありては他の企業による供給任務の委任が合理的且經濟的に遂行し得られざる場合之を成るべく他の公共的地域團體に委任すべし。企業に對する委任は此の企業に對し供給任務の引受を期待し得る場合に限る。企業は委任に應ずる義務を有す。ライヒ經濟大臣は動力供給企業以外の企業が委任引受の準備を有する場合にありては此の企業に對しても委任することを得。

(二) 被委任企業は動力供給契約による權利義務を取得す。之に基き移されたる權利義務の範圍は紛爭ある場合に於て其の最後決定はライヒ經濟大臣之を行ふ。

(三) ライヒ經濟大臣は供給任務の遂行上必要ある限り被委任企業をして暫定的に動力設備を

利用せしむることを得。動力供給の保證に必要なる設備の變更を被委任企業に許可することを得。

第九條　（一）ライヒ經濟大臣は第八條により供給任務の引受を委任されたる企業の申出に基き撤廢に該當する動力設備及土地所有權の收用を許すべきことを命令することを得。此の申出は第八條によりて經營を拒絕せられたる企業が延期すべきことを要求したる場合にありては之を提出することを要す。

（二）收用手續に關しては本法次の基準に從ひ本法第一一條の規定を適用す。

一、適當なる賠償を與ふること

二、賠償はライヒランド、又は地方團體（地方團體組合）の所有に屬する企業又は資本の半額に上がライヒ、ランド又は地方（地方團體組合）に直接若しくは間接に屬する企業の權利を附與され且ライヒ、ランド又は地方團體（地方團體組合）が參加を要求せる場合に限り收用により利益を受くる企業に參加せしむることによりて之を行ふこと

三、ライヒ經濟大臣は收用權ある企業が收用手續を行はざる場合にありては收用に關係ある企業の申出により收用手續に於ける決定を職權上行ふべきことを命ずることを得。此の場合にありては收用官廳は收用權ある企業をして必要なる準備を爲さしむることを得。

（三）動力供給契約による權利の委讓及第八條による使用許可に對してはランド收用法賠償確定手續及本法施行後賠償に關する規定によりて賠償官廳之を決定す。

第十條　固定輸送設備による電氣又はガスの輸送及之に關する契約の締結はライヒ經濟大臣の

許可を要す。

第十一條　公共動力供給の目的上徵收又は收用による土地所有若しくは土地所有權の制限を必要とするときはライヒ經濟大臣は收用を許可す。

第十二條　動力供給企業が道路及各種の交通組織利用の爲に利用手數料又は其の他の賠償を支拂ふべき場合にありてはライヒ經濟大臣は其の許可及賠償額に關する一般規定及個別命令を公布することを得。

第十三條　（一）　既存の增設すべき動力設備の維持並に動力の供給に關し此の種の設備及供給が國防の保證に必要にして且企業に適當なる場合にありてはライヒ經濟大臣は規定及命令を公布することを得。經濟上適當なる限定を超えて公律が課せられたるときは此の企業に對しライヒ經濟大臣の定むる適當なる賠償を與ふ。ライヒ經濟大臣の決定は裁判所及行政官廳を拘束す。

（二）　ライヒ經濟大臣は動力設備及動力消費裝置の技術的事情、經營保證、使用並に其の監督に關する規定及命令を公布す。

第十四條　ライヒ經濟大臣が其の任務遂行に當り使用する者及其の助手は職務上の報告を除き自己の職務の執行に際し知りたる業務經營事情の知識を權限に基かずして利用し又は之を他人に報告すべからず。ライヒ經濟大臣の使用人及其の助手は他の事實につき之を告げざるが爲に公共的利益又は關係者の當然の利益となる時此の事實に關しても沈默を守ることを要す。此の義務は服務よりの離反又は事實の終るによりて滅することなし。

第十五條 （一） ライヒ經濟大臣は自己の命令、又は本法に基きライヒ經濟大臣により權限を委任されたる部局の命令遵奉の爲に企業及企業の責任指導者に對しても制限の强制罰又は直接强制を加ふることを得。

第十六條 （一） 本法による決定及命令の準備にはライヒ經濟大臣は動力業ライヒ團體指導者に對して權限を與ふることを得。ライヒ經濟大臣は第三條及第四條第一項に基く權限を動力業ライヒ團體指導者に委任することを得。

（二） ライヒ經濟大臣は本法第三條第四條第一項及第二項前段、第五條第一項及第一三條第二項による權限を下級官廳に委任することを得。

第十七條 （一） 一九一九年十二月二十一日附電氣業社會化に關する法律及一九一七年六月三十日附電氣ガス並に蒸氣、壓搾空氣、熱湯及水道に關する告知は之を廢止す。一九三四年七月三十日附動力業通知義務令はライヒ經濟大臣の定むる時に其の效力を失ふ。

（二） 一九三六年三月三十一日以降、一九二二年六月十六日附電氣事業、ガス及水道供給に於ける仲裁裁判上の價格引上令は之を無効とす。

第十八條 本法又は本法施行規定の實施に關する方策により生ずる損害につきては本法が明文上他の規定を爲す場合と雖も之に賠償を與ふることとなし。

第十九條 （一） ライヒ經濟大臣は關係ライヒ大臣の協力を得て本法の施行に必要なる法令及一般行政規則を公布す。

（二）ライヒ經濟大臣は此の際動力供給に關するランド法及ランド法規を改正し又は無效ならしめることを得。

第二十條　本法は公布の日より效力を發生す。

理　由

動力業執行の任務は國民經濟政策の三箇の根本的要求の充足にあり、即ち、可及的經濟的なる生產、生產成果の最も社會的なる分配及動力供給の最大の確保之なり。

此の要求は先づ電氣及ガス供給の技術的構成を包含す。獨逸の動力生產及分配の技術的能力の水準の高きことは夙に著名なり。殊に電氣事業界に於て獨逸は集中的供給の母國たるに値す。獨逸電氣事業は世界電氣事業の大部分の創造者なり。技術的構成に鑑みるときは動力供給は特殊の法的規則なくして自由に發達し得たりと云ふことは動力供給に取り最初好都合たりしなり。もとより改革及改良による技術的可能性は現今と雖も決して盡くることなく從つて動力業秩序は立法手段によりて發展の可能性を阻害することを避くるべく考慮することを要す。然乍ら立法秩序は動力業企業の自由にして獨立的責任の保證しつつ、個別企業の獨占的地位の結果として考へらるる動力の硬直に對して、純粹に國民經濟的見地に從つて活動する高級官廳よりの對抗を討言せしめるとき技術的作業能力を促進することを得べし。其の際技術的發展には獨逸の國土上最も有利なる動力業を全獨逸原料經濟事情より先づ發達せしむべきあらゆる可能なる情勢下にありて獨逸動力供給の確保に對する主たる要求に特に留意することを要す。

獨逸の電氣及ガス供給は諸種の特徴を有すと雖も、亦自由にして急速なる發展による缺陷をも有す。個々の動力企業及各種の動力間の競爭は設備の擴張及改善並に料金及價格構成の方面に於ける有效なる努力に刺戟を與へたり。しかるに他方かゝる競爭は供給界に於ける不統一にして不平等なる處置及全經濟並に個別企業に有害且誤れる投資を誘發し、其の結果動力供給の國民經濟的全結果は技術的進歩につきて包藏せらるゝ期待に遙かに離背するに至る。此の際動力業は公共的道路所有者の道路權に依存する故を以て、他の如何なる經濟部門に比するも、經濟政策及財政政策はもとより政黨政策の影響を受くること大なる不利を有す。かくて供給業は對抗物として統一的指導を受くることなくして經濟外の制約の拘束を受けたり。其の結果は經濟上及財政上誤れる指導と料金及價格の販賣上の不統一並に供給確保上の著しき缺陷となれり。但し動力業は極めて少數の例外を除き常に全國領域に對し電氣又はガスの動力の何れか一を供給し、同時に人口稀薄なる移住地に對してライヒ、ランド及地方團體組合の缺陷の援助が附與されることを認めざるべからず。

本法は自由なる發展の可能性を保證しつゝ動力業擔當者の獨立的企業責任の有爲なる勢力をして前記諸缺陷を除去する上に影響を及ぼさしむべきものとす。之と同時に獨逸動力業が之により て蒙ることあるべき個々の企業家の利害をさへ顧みずして公益的經濟形成への意志に基きて表明せる希望に合致すべし。電氣供給並にガス供給を含む動力業法公布に對する提案は商工業組織動力業ライヒ團體指導者の爲したるところなり。動力業の法的新秩序に對する要求は「ドイツ電氣

業に於ける公益促進上必要なる方策」に關するライヒ經濟大臣の委囑に應じたる專門意見並にナチス黨政治中央委員會經濟政策下級委員會電氣部會によりて交はされたる「電氣業に於ける任務に付きて」の報告の結果なり。

動力業殊に電氣業に於ける法的統制への努力は遙か戰前時代に溯り當時既に文獻上詳細なる檢討を爲されたり。戰爭終末後に至り一九一九年十二月三十一日の電氣業社會化に關聯して法律の公布あり。此の法律は當時の有力なる見解に應じて電氣供給企業を公共機關に移したことを以て目的とせり。然るにかゝる電氣供給の國家資本主義的構成は現實の經濟的政治的事情に合致せず、從つて該法は實際的意味を要求し得ざりき。該法は國民利益の爲に經濟的機能の充實を重視し個人資本を國家的所有に移すことに意義を認めざるナチス的經濟觀の根本思想に反す。但し此の際誤解すべからざるは、電氣業及ガス業に對する公共機關の參加は私經濟に留保されたる任務範圍の侵害と見做すべきに非ずして、供給任務の特異性に原因することとなり。本法は此の古き形式上なほ殘存せる法律を廢止するものなり。一九二二年及二三年に電氣業に對する當時の議會制度に依存する廣汎なる管理組織並に中央融資機關とを設けんとする電氣業法案につき愼重なる審議が行はれたり。本法に對する有益なる準備により專門委員會の統計的及一般經濟的調查が齎らされ、殊に電力料金の不統一と缺陷とが究明されたり。オスカー・フォン・ミラーが一九二八・二九年ライヒ經濟大臣の委囑を受けて作成したる電氣供給案は電氣生產及大配給の合目的なる將來の改革問題を取扱ひたり。此の計畫案は其の完成後一方には事實に遲れたる所あり、他方には

其の間に現れたる不況により暫時基礎を失ひたる爲に實行的意義を持つを得ざりき。電氣料金の方面にありてはライヒ經濟大臣は一九三一年末に設けられたる價格管理ライヒ委員會の活動に基きし重要なる經驗を積みたり。而して電氣料金に對する干渉權のみを持つてしては究極の改善を齎らすに充分ならざることが明らかにされたり。かくして一定の前提の範圍内に於ける國民購買力に隨時電氣料金を適合せしむる目的が達せられたるに止る。

これら政府の自ら得たる經驗並に前述の諸見解及報告は遠大なる電氣業實施により次の諸方策を行ふことが必要なることに一致せり。

一、電氣生産設備及之に附帶して配給設備の建設及完成を必要なる電氣の合理的なる最も廉價にして且つ確實なる準備によりて保證し得る目的に向ひて行ふこと。

二、電氣料金をして消費者の特殊なる需要に適合せしめ、並に個々の經濟地域延いてはライヒ全領土に於て可及的に一樣にして國民經濟上合目的ならしむべきこと。

此の二つの方策は同時に事業並に消費者の將來の投資を合目的に指導するに資すべし。又此の二つの方策は相互に相倚り、生産政策は料金及價格構成の上に影響を與へ、料金政策は其の販賣促進作用によりて生産設備の全き利用を可能ならしむ。かくして同時に高所より眺むれば産業的立地政策、移民及原料經濟並に社會政策の緊急なる要求の實現を從前に比して遙かに期待することを得。

本法はこれらの任務を個別的に次の如くして果さんとす。

動力供給企業は動力設備の休止、建設、改良又は擴張に先立ちライヒ經濟大臣に報告を爲す義務を負ふ（第四條）。ライヒ經濟大臣は企業を此の種の方策に服せしむる權限を有す。關係者の利益の爲にライヒ經濟大臣の決定に對して拒絕手續を設く。拒絕權は他人に供給をなす電氣供給企業及ガス供給企業に對してのみ之を附與す。

報告義務實行の範圍を施行令によりて經濟及行政上不可缺の範圍に限定することあるべし。自己經營に懸る商工業を完全なる自治に任せ無用なる障碍を避くる目的を以て自己設備は一般に報告義務及拒絕權に服せしむることなし。但し此の種の自己設備を有する企業家に對して自己設備又は擴張に先立ち國營供給企業に報告を爲すべき義務を課することあるべし（第五條）。此の故に此の種の供給企業は投資上の過誤を可及的に回避する爲に、自己設備が生產し得るよりも有利に企業家に供給し得るや否やを審議すべき機會を隨時與ふべし。此の審議權に對し動力供給企業の一般的加入及供給義務を對立せしむ。（第六條）自己設備建設前の國營企業に對する報告義務を怠りたる消費者は之により動力供給企業による供給請求權を失ふ。貯水流及附加水流供給問題に關する諸規定も亦一般的加入及供給企業と密接なる關係を有す。

但し立法者は一般的加入及供給義務の形式的なる確定のみを以て滿足し得るものに非ず。寧ろ立法者は實質的にも供給條件に影響を及ぼし、以て購買者本位の條件を設定することにより、供給義務の思想の實現をも期することを要す。一般的配給條件を提示されたる需要者團體は大部分配給獨占に對立す。此の種需要者團體は之を企業家の經濟的地位の濫用より保護することを要す。

配給條件の内部的設定も亦重大なる經濟的意味を有す。實際の經驗は他方面に於てなほ著しき缺陷を有することを示したり。此の故にライヒ經濟大臣に對して干涉權を附與せざるべからず（第七條）道路用手數料に關する規定の公布の權限も亦、料金に對する干涉の領域に屬す（第十二條）個個々の企業が自己の責務によると又は特種なる事情に基くとの如何を問はず、高き料金を支拂ひたること又は加入及配給任務を充すこと不可能なることの明かなる場合に付きても之を匡正し得ざる時は料金監督並に一般的加入及配給義務に關する規定は尙ほ不充分なるべし。他の場合にありても企業が其の配給義務を果さゞることとあり得べし。卽ち例へば其の地域の配給の保證を怠り、金融的能力に對する非難に對して自ら擁護せんと努める時の如し。かゝる場合に公益の必要が個々の利害に超越することは新國家の經濟觀に合致す。此の故に本法は（第八條）自己の配給任務を充し得ざることを明かにせる動力配給企業に對しライヒ經濟大臣が經營を拒否し得ることを豫想す。次に此の地域の配給を保證する爲に、ライヒ經濟大臣は適當なる供給協力を有する企業に對し配給任務の引受を律し、且既存設備を附與する權限を取得す。このことの可能なる配給企業にありては配給任務を引受くるべきライヒ經濟大臣の慫慂に違背すべからざるを要求する。此の際生ずることあるべき動力設備の收用は收用法の規定による適當なる賠償によりて之を行ふ（第九條）公共機關の財產保護の爲に更に特別規定によりて收用の恩惠を受けたる企業に對する參加に當り此の收用されたる企業がライヒ、ランド又は地方團體の所有に屬する時は賠償を受くることゝす。

第八條及第九條の廣汎なる規定の濫用を防止する爲に、業務經營の拒絕に對し拒絕手續が優先すべきことを豫想す。業務經營拒絕に關する規定は、指導の誤れる缺陷多き配給企業が業務經營の拒否に當り債權者も蒙るべき危險に鑑みて、將來最早他人資本による充分なる信用の與へられざる場合に付きても廣く之を利用することを得。ライヒ經濟大臣は當該企業に付事態改善の爲めあらゆる他の手段を盡したる時に初めて自己の權利を使用すべきは勿論たりとす。但し本規定は自己の電力生產費が國營電氣局の電力購入價格よりも高き事業を閉鎖し得べきことを規定せるイギリス電氣立法と類似せることを指摘すべきなり。フランスも亦最近類似の法規を公布したり。

國防の保證の前に最後に既存動力設備の非持及追加的動力設備の創設に關する規定及命令を公布する一般的權利をライヒ經濟大臣に附與す（第十三條第一項）。更に從者並に電力需要者及あらゆる國民層の保護を念願する技術的狀態、經營保證等に關する規定及命令の公布あるべきを豫想す（第十三條第三項）。

他の諸規定に於て本法は動力配給企業に對し廣汎なる報告及公告義務を律す（第三條、第四條）。更に本法は動力輸入にライヒ經濟大臣の同意を必要ならしむ（第十條）。本法の規制に反するランド法規、ライヒ法はランド法に先立つとの一般法律原則に基き本法に矛盾する限り之を廢止す。此の外にもライヒ經濟大臣は動力配給に關するランド法及ランド法規を改正し又は無效ならしむる權限を有す（第十九條）。動力配給の保證に必要なる土地所有を附與する（第十一條）ライヒ經濟大臣の權限も亦同樣の目的に之を行使す。更に全動力配給は之をライヒの監督に服從せ

しむ（第一條）

ライヒ經濟大臣は本法による決定及命令準備の爲に動力業ライヒ經濟團體指導者に委任を爲し得との規定（第十六條）は特に重要なりとす。官僚的行政機關の構成を無條件に回避し且取扱を可及的に彈力的ならしむべく構成するは本法の根本觀念に屬す。本法は第一に動力企業が特記されたる任務を自力により解決すべき天職を自ら負ふことを以て出發點とす。ライヒ經濟大臣は原則として經濟が自ら律せられたる任務を制御し得ざる場合にのみ干涉する程度に自己の權限を制限す。實に此の原則によつて動力設備の休止及建設をも亦許可制たらしむることなくして單に拒絕權を留保するに止めたるなり。

必要なる方策の準備は可及的に經濟自體に爲さしむべし。此で意味に於て法律による權限委任に對する權利の確定に當り第一に考ふべきは、動力業ライヒ團體は自治團體たる商工業組織に準備の任務を委任し、之を維持し本法の個別事件の大部分を穩當なる方法を以て解決し、以てライヒ經濟大臣の干涉を不要ならしむるにあり。此の見地の下に業務實施の規則は施行令に之を讓る。同時に當分新規の監督外に置く動力設備の種類を命令に於て規定すべきなり。

九　動力業に於ける通知義務令（一九三四年七月三十日）

一九三四年七月三日附經濟方策法に基き命令す。

第一條　動力業指導者は電氣及ガスの生產配給設備の技術的經濟的關係竝に料金及一般的引渡

條件に關し商工業組織の一三團體加盟者より報告を要求することを得。報告を要求されたる企業には個人が報告を拒絶したるときはライヒ經濟大臣は動力業指導者の申出により報告を命ずることを得。

第二條 一三本團體加入者は既存動力設備の休止又は新規動力設備建設起工竝に此の種設備の擴張に先立ち動力業指導者に報告を爲すを要す。

第三條 一三團體加入者は電氣及ガスの料金及一般的引渡條件のあらゆる變更に關して發表以前に動力業指導者に報告することを要す。

第四條 動力業指導者はライヒ經濟大臣の同意を得て本令によりて與へられたる權利義務を本團體下級局に委任することを得。

一〇 葉卷煙草業機械使用制限法 （一九三三年七月十五日）

第一條 （一） 葉卷煙草類生產の爲に使用せらるる機械類は爾後之を使用することを得ず。

（二） 休止せる第一項に揭げたる機械類は再び運轉せしむることを得ず。

第二條 （一） 第一條第二項に揭げられたる機械類を使用する經營は一九三二年乃至三三年會計年度中に生產したる總額以上を生產することを得ず、生產權の讓渡は之を許さず。

（二） ライヒ經濟大臣はライヒ大藏大臣の同意を得て許すべき總額を引下げ且つ日割とすることを得。

第三條　(一)　本法施行の際第一條第一項に掲げたる機械類を使用する經營は一九三三年八月十五日迄に主管稅關に對し一九三三年八月十六日以降機械操作を止め手工に移るべき旨を言明することを得、此の場合にありては當該經營は一九三三年八月十六日以降本法施行の際第一條第一項に掲げられたる機械類を使用せざりし場合と同樣に扱ふべし。

(二)　經營が一九三三年八月十五日以降に於て一定の期間機械操作を中止し手工に移るべき旨を言明したるときはライヒ大藏大臣は其の時期以降該經營は第二條の生產制限に服さずと定むることを得。

第六條　(二)　ライヒ大藏大臣は第一條第一項に掲げられたる種類の機械類を爾後使用せず又は此の種の機械類を生產せざる經營に對して總額二百億ライヒスマルク以下の補助を與へる權限を有す。

一一　商工會議所令　(一九三四年八月二十日)

一九三四年七月三日附經濟方策法に基きライヒ經濟大臣はライヒ內務大臣の同意を經て次の命令を公布す。

第一條　商工會議所はライヒ經濟大臣の監督に服す。

第二條　商工會議所、其の支局及公法上の團體は指導者原則に基きて之を指導す。會頭及其の代理人はライヒ經濟大臣之を任免す。

第三條 （一） 會頭は其の代理人と共に會議所の幹部を構成す、會頭及幹事の諮問及援助の爲に顧問を構成し、顧問は會頭之を任命しライヒ經濟大臣之を認可す。

（二） 前項の規定は第二條に掲げたる公法上の團體にも之を準用す。

二二　褐炭業に於ける經濟的義務組合創設令

（一九三四年九月二十八日）

第一條 （一） ライヒ經濟大臣は褐炭の新規なる別個の利用が國家及國民の福祉に緊急の必要ありと認めたるときは褐炭を採取し又は褐炭の發見を爲す企業若しくは個人をして組合を組成せしめ又は既存團體に加入せしむることを得（經濟的義務組合）。

（二） ライヒ經濟大臣は第一項に掲げたる目的による業務範圍を有する企業を義務組合に加入せしむることを得。

（三） 義務組合の組合員は組合財産及計畫實施に當りて生ずる收益に自己の能力に準じて參與することを得。

第二條 ライヒ經濟大臣は第一條の實施に必要なる規定を公布す。特にライヒ經濟大臣は左に掲げたる事項を爲すことを得。

一、義務組合の法的關係及組合員の權利義務を規整すること

二、義務組合が法人なることを規定すること

第三條　義務組合はライヒ經濟大臣の監督に服す。組合及自己の義務の範圍に於て組合員はライヒ經濟大臣の指示に服從すべし。ライヒ經濟大臣は其の權限を代理人に委任することを得。

第五條　本令に基きて公布せられたる規定に故意又は過失により違背したる者は懲役又は罰金刑に處す。

第六條　ライヒ經濟大臣は本令の實施に必要なる法令又は行政的規定を公布す。

一三　カルテル令改正法（一九三三年七月十五日）

ドイツのカルテル統制は既に一九二四年十一月二日のカルテル令、詳しくは「經濟力濫用取締令」に初まる。但し此のカルテル令は法律上ではカルテルを原則的に認めながら、しかし國家の態度は寧ろ不定的であつた。このことは何よりも同令第八條乃至第九條に現はれてゐる。卽ち、第八條はカルテル加盟者に對して「重大な事由」に基く無期契約の解除の通告權を與へて居り、之によつてカルテルの內部的組織が弱められると共に、他方では第九條に於ける「全體經濟又は公益を危殆ならしむ」「當事者の經濟的活動の自由を不當に制限する」等の明確ならざる文言の故に外部的組織强制の手段も著しく制限されてゐたのである。

しかるにカルテル取締及干涉手段が法律上漸く强化されるに至つたのは一九三〇年七月二十六日のカルテル緊急令によつてゞある。此の法令によつて國家は初めて廣汎な直接的干涉權を獲得すると同時に其の範圍が擴大されたのである。

更に右のカルテル令に基いて一九三〇年八月三十日には價格拘束の廢除及禁止に關する施行規則がカルテル令に基いて公布され、次いで一九三一年一月十六日附「標記商品の價格拘束令」が公布せられるに及んで、國家の干渉權は益々强化されるに至つた。此の命令は直接に一割方の價格引下を命ずるものであるが、同年十二月八日の價格引上令、詳しくは「經濟及財政の安定並に治安維持第四次大統領令」は協定價格全般に亙り平均一割方の引下を命ずると共に、同令第二條に基き「物價暴騰に關する保護」により價格取締長官の法令を要求した。

次いで一九三二年六月十四日の改正令—司法及行政の領域に於ける處置大統領—令は、其の理由書によれば、財政的見地よりして「カルテル令施行を委治されたる官廳の整理及補助」のため公布されたものであつて、特にカルテル取締の二大當事者たるライヒ經濟大臣とカルテル裁判所との利益を考慮してゐる。卽ち、これによりてカルテル結成による組織的强制手段の效果を大ならしめると共に、他面カルテル力濫用の妨止に留意したのである。

ところで經濟恐慌の激化により無制限な價格競爭により倒產者相次ぎ、わけても中小資本は大資本に對して著るしく不利な立場に置かれるに至つた。かゝる事情の下にありて何よりも要請されたものはカルテルの法律的統制、しかも國體利益が個人的利益によつて脅かされざるやう强制カルテルの制度確立によつて、其の組織を强化することであつた。此の要望に答へたものが右の一九三三年七月十五日の强制カルテル設置法である。

本法に於てナチスの全體主義精神は極めて明瞭に現はれてゐる。卽ち、政府は「私益に對

する公益の優先」の原則から「國民的社會的又は經濟的事由よりして、自由競爭を制限し且つ國家權力を行使して」全國民經濟の繁榮を計ることを以て目的とするのであるが、このことは決して根本的に國家的計畫經濟の實行を企圖するものではなく、企業は個人の創意と個人の責任觀の上に立たしめられてゐるのである。

かくて同日に公布されたカルテル改正法令によつて、先づ一九二三年十一月二日の「經濟力濫用に對する命令」を改正して、カルテル協定中公共利益に有害なるものに對する處置の權限をカルテル裁判所から經濟政策上の最高の責任者たるライヒ經濟大臣に移し、次て、「强制カルテル法」の發動を見るに至つたのである。

第一條 一九三三年六月十四日の司法及行政分野に於ける處分に關する大統領令第一部第六章による改正を含む一九二三年十一月二日の經濟的權力濫用取締令中左記の通之を改正す。

一、第四條第一項第一號は之を左の如く改正す。

契約又は決議の全部若しくは一部を無效ならしめ又は其の特定の實施法を禁止すること

二、第五條中「及第七條」は之を削除す。

三、第六條中「第四條第一項第二號又は第三號若しくは第五條の規定によりて」を「第四條又は第五條によりて」に改む。

四、第七條は之を左の如く改正す。

經濟大臣が契約又は決議の一部無效を宣したるときは契約又は決議の他の部分を無效ならしむるべきや及之を無效ならしむる程度に付之を決定することを要す。

五、第九條第二項に左の文言を追加す。

被停止者の業務が其營業上必要なる信用を有せざる人物によりて行はれる場合にありては經濟活動の自由を不當に制限するものに非ず。被停止者の業務に於て當該の商品又は給付が經營の成算並に全經濟及公益に鑑み國民經濟上容認し難き價格に於て供給又は販賣せられ且此の種の價格行爲の繼續が憂慮すべきものなるときは之を不當と見做す。

六、第十七條の括弧內「第一條　乃至第三條」の項に「第四條第一項第一號」を挿入す。

參考の爲に改正前の條文を揭げると次の如くになつてゐる。

第四條第一項第一號カルテル裁判所に對し契約又は決議の無效の宣言又は其の一定の實施方法の禁止を請求すること。

第五條　前條第一項第一號及第七條の規定による無效の宣言は……

第七條　カルテル裁判所は第四條第一項第一號の場合に於て全經濟又は公益を害すと認めたるときは、契約又は決議の全部又は一部に對して無效を宣し又は其の一定の實施方法を禁止することを得、第四條第一項第二號所定の處分を以て充分なりと認めたるときはカルテル裁判所は無效の宣言又は禁止に代つて其の處分を爲すことを得。

カルテル裁判所が契約又は決議の一部に對し無效を宣言したるときは其の部分の無效を招來するや及此の場合に於ける範圍に付決定を與ふることを要す。

第九條　カルテル裁判所長の同意を得るに非れば第一條に掲げたる種類の契約又は決議に基き保證供託物を處分し及取引停止又は類似の意味を有する不利益を課することを得ず。

前項の同意はカルテルの處置が全經濟又は公益を脅かすべき内容を有し又は被停止者の經濟的活動の自由を不當に制限する虞れあるときは之を拒否するものとす。

第十七條　本令に基き無效なる契約又は決議（第一條乃至第三條、第七條、第九條第七項、第十條第五項、第二十一條）に故意に服し又は第四條第一項第三號又は第五條、第九條第一項若くは第六項の規定に反せる者に對し裁判所はライヒ經濟大臣の申出により秩序罰を課することを得。

右の改正の眼目は前にも一言したやうにカルテル取締の最高權限をカルテル裁判所からライヒ經濟大臣に移すにあるが、このことは同改正法の理由書にも明白に現はれてゐる。

理由

從來のカルテル令に於ては、カルテル契約又はカルテル決議若くは其の一定の實施方法にして全體經濟又は公益を危殆ならしむる場合にありては經濟大臣はカルテル裁判所に對し其の契約又は決議の無效の宣言又は其の一定の實施方法の禁止を請求することを得たるものにして、カルテル裁判所其の決定を行へり。然れども事極めて重大なる經濟政策上の問題に關することなれば、カルテの決定は之を經濟政策上の第一責任者たる經濟大臣に委任するを以て正當と思惟す。之が爲玆

に經濟的權力濫用取締令中第四條、第五條、第六條、第七條及第十七條を改正して決定權をカルテル裁判所より新たにライヒ經濟大臣に移す。

本法はなほ尊敬すべき且經濟上健全なる職業身分の維持を計らんとする經濟的結合を助長せんとするものなり。

カルテル令第九條第二項の規定によれば、保證供託物を處分し、取引停止又は之と類似の不利益を律する場合にありては裁判所長の同意を要するも、之等の處置にして全經濟又は公益を脅かし又は被停止者の經濟活動の自由を不當に制限する虞れあるときは之を拒否するを要す。さればカルテル裁判所長は現行法によりて既に被停止者、カルテル及全經濟の爲に考慮する餘地を與へ居れり。卽ちカルテル裁判所長は既に取引停止及之に類する處置に對しては、之等が當該職業身分の名譽及成算を脅かすが如き營業上許すべからざる人物に對して行はるる場合にありては之を同意するを得たり。新法は此の點更に進んで次の如く規定す。卽ち營業上信用すべからざる人物によりて管理され又は國民經濟上不當なる價格操作（投賣又は價格吊上）に依りて經濟界に害毒を流すが如き經營に對して講ぜられたる取引停止處分は普通被停止者の經濟活動を不當に制限するものと認めず。他の場合に於ては不當なる制限を禁止すべきことは勿論前に同じ。如何なる者を以て營業上信用すべからざる者と見做すかを確定すべき特定の標識は從來缺けたるところなるも、之を確定するに當りては個々の場合に付愼重考査するを要す。又如何なる場合を以て國民經濟上不當なる價格操作と見るべきかに付之を確定すべき標識なく、法律は寧ろ異議ある價格操作を抑

制するに當りて評價商量すべき最重要の事情を指摘するに止めたり。

一四　强制カルテル創設法（一九三三年七月十五日）

ドイツのカルテル統制の沿革の概略は既述の如くであるが、かくして前出カルテル改正法によつてカルテル統制の最高權力の歸趨を明白にしたる後に公布せられたドイツカルテルの全面的統制に關する法規として現はれたものが次掲の强制カルテル創設法である。而して此處に特記すべきは本法に對して大なる彈力性が與へられてゐることであつて、私經濟に於て自力的に困難から免れ難い場合に其の適用を見るので、それ故に本法は過渡的法規たる性質を有するに止り、經濟狀態が改善され、最早本法の發動を要せざる時は直ちに廢止さるべき運命に置かれてゐることである。

第一條　（一）　ライヒ經濟大臣は市場統制の目的を以て企業をシンヂケート、カルテル、協約又は同權の協定に結合し若くは既存の此の種の企業團體に加盟せしむることを得。但し結合又は加盟が企業並に全經濟及公益の利害に鑑み必要ありと思料されることを要す。

（二）　一九三二年六月十四日の司法及行政の範圍に於ける處置に關する大統領令第一部第六章に示されたる一九二三年十一月二日の經濟的權力契約解除の通告は此の限りに非ず。

第二條　ライヒ經濟大臣は第一條の施行に必要なる規定を公布す。特にライヒ經濟大臣は次の事項に關する權限を有す。

一、團體員の權利義務及其の他團體の法的關係を規整すること。
二、既存團體に對する企業加入の場合にありては團體員の權利義務は契約上の協定に拘束さるることなく之を規整すること。
三、定款の變更はライヒ經濟大臣の同意ある場合にのみ之を許可すべきことを定むること。

第三條 （一） ライヒ經濟大臣は第一條に掲げられたる團體に關し之が監督及干渉の權限を有す。ライヒ經濟大臣は此の權限を代理人に委任することを得。

（二） 監督の實施上生じたる費用はライヒ經濟大臣の定むる細則に從ひ關係者之を負擔す。

第四條 ライヒ經濟大臣は第一條に基く方策決定に先立ち其の指示すべき機關に於て調停審議を行ふべき旨定むることを得、此の協定分に於ける方法に關してはライヒ經濟大臣は之が規定を發布することを得。

第五條 （一） 全經濟及公益に鑑み特定經濟部門の特定なる必要ありと思料せらるゝ場合にありてはライヒ經濟大臣は當該經濟部門內部に於ける新規企業の創設並に既存企業の業務經營及作業能力の擴張を一定期間中止し又は其の同意を必要たらしむることを命ずることを得。ライヒ經濟大臣は同樣なる前提の下に於ける既存經營利用の範圍をも規整することを得。

（二） 此の規定は經營に際し需要の證明を條件として與へらるべき許可を必要とする工業には之を適用せず。

第六條 本法に基く方策により生じたる損害を事由としてライヒによる賠償は與へらるること

なし。

第七條　（一）　ライヒ經濟大臣は本法に基き公布せらるべき規定に違反したる者に對してカルテル裁判所により秩序罰を課することを規定することを得。此の秩序罰は罰金刑とし其の最高限度は之を制限せず。

（二）　ライヒ經濟大臣は更に第五條に基き公布せられたる命令を實施する爲ランド法に應じて警察强制の適用に關する規定を定むることを得。

第八條　ライヒ經濟大臣は本法の施行上必要なる司法及行政命令を公布す。

第九條　本法により設けられたる權限がライヒ食糧農業大臣の職務範圍に關係する場合にありてはライヒ食糧農業大臣之を行ふ。

理　由

獨逸經濟に重壓を加へつゝある深刻なる恐慌は異常なる激しさを以て、生産能力が現下の販賣可能性を遙かに超過せる産業部門を襲ひつゝあり。之等の經濟部門のあるものにありては極度に尖銳なる競爭及之に附隨せる非採算的なる價格構成が國民經濟上重要なる企業を滅亡の危險に瀕せしめたり。損害を先づ負擔せざるを得ざるものは之等の經營に從事する國民同胞なるべし。此處に於てか公益を第一として秩序的に干渉する權限が强度に國家に與へられざるべからず。然りと雖も本法の公布は斷じて個別企業家の創意と責任感に基礎を置く現在の經濟秩序を根本より變革し國家的計畫經濟を準備せんとする目的を有するものに非ず。

本法に定められたる權能は恐らく單に大なる抑制を以て且私經濟が自己の決議に於て自助的に當面の困窮より脱却する方途を發見し得ざる場合に限り發動せらるべきものとす。本法により公布せらるゝ規定は多くの場合、表示されたる經濟界の希望に應ずるものなり。夫は過渡的性質を帶ぶるものにして、從て經濟狀態にして改善され現下の企業に對し充分なる作業が與へらるゝや直に撤廢さるべきものなり。

本法はライヒ經濟大臣及ライヒ食糧農業大臣の管轄領域内に於てはライヒ食糧農業大臣に對して、其の他の點にありては企業の獨立性を制限することなくして企業を市場統制の結合に團結せしむる權限を附與するものなり。但し之等の方策は結合が企業者に全經濟の利益及公益に鑑みて國民經濟上必要ありと認められたる場合に限り採用さるべきものとす。之が爲主務大臣は命令の施行上適用さるべき監督權及干涉權に關し更に他の權限を保有す。此の種の强制結合が成立せし場合は勿論、結合の價格政策及其の他の市場條件が一方的に企業家の利益にのみ奉仕することなく、市場統制の影響を蒙る人々、特に購入者及消費者に對して必要なる考慮を拂ふべく留意すべきものとす。强制カルテルの成立以前にありては示談による和解の目的の爲或は成立し居るべき調停局に於て自由意志による協和のあらゆる可能なる手段を試みるべきものとす。

本法によりて定められたる第二の權能は主務大臣の提訴ありたる場合にありては當該經濟部門の内部に於て新規企業の創設並に既存企業の業務又は作業能力の擴大を一定期間禁止し又は之に對し主務大臣の同意を必要條件たらしむることを得る點にあり。此の規定は先づ既存設備を以て

充分需要を充足し得ることの極めて明瞭なる箇所に經濟の狀況從て又勞働就業の爲に今や特に必要なる資本が惡用されることを絕對に防止すべき國民經濟上の必要より生じたるものなり。

一五　强制カルテル創設法施行令（一九三三年十月六日）

第一條　ライヒ經濟大臣又はライヒ食糧農業大臣が其の指定せる機關に於て調停審議と爲すべきものと命じたるときは當該機關に於ける手續は以下の規定による。

第二條　調停審議の對象となる經濟部門の企業聯合が調停局に審議の開催を提議し又は主務大臣が調停局に審議の開催を要求することによりて手續を開始す。

第三條（一）關係者の申請書には事實關係人（特に市場及價格關係）及市場秩序招來の爲の申請者の努力に關する詳細なる敍述並に市場統制の爲に提案を記載すべきものとす。

（二）申請書には更に結合又は加入せしめんとする企業名を列擧すべきものとす。

第四條　調停局は相當期間內に第三條第二項に揭げたる企業にして申請者によりて代表せられざるものに對し態度決定の爲申請書を通達すべきものとす。

第五條　調停局は事實關係の說明に必要なりと認むる詳細なる根據特に當該經濟部門の價格及費用關係に關する中立的機關又は人物の鑑定を申請者が提出することを條件として口頭辯論への召喚日を定むることを得。此の種の決定をなしたるときは調停局は第四條に揭げたる關係者に對しても之を通知すべし。

第七條　調停審議の結果を主務大臣に報知すべし。

一六　カルテル關係諸命令

以上の强制カルテル法に基き經濟大臣がカルテル新設又は其の新設擴張を命じた產業は今日迄に甚だ多數にのぼつてゐる。之に關する法文は網羅的に揭げることは繁雜でもあるし多くの意義も認められない故、此處には例示的に其の重要と思しきもののみを記載しよう。

此の種の本法に基く命令は總て一定の形式を採つて居り、これら諸命令に付いて一々其の全文を揭げることは其の繁に耐へないが故に、單に其の實例を示す爲に次の一例に付いて全文を揭げるに止める。

三〇ボルト以下の電球生產制限ライヒ經濟大臣命令
（一九三三年十一月二日）

一九三三年七月十五日附强制カルテル創設法に基きライヒ經濟大臣は次の命令を公布す。

第一條　(一)　一九三四年三月三十一日迄次の事項は之を禁止す。

イ、三〇ボルト以下の電球生產の爲の新規企業を創設すること

ロ、既存企業の業務を三〇ボルト以下の電球生產に擴張すること

ニ、電球とは（第一項）溶解し難き金屬より成り電力によりて發光する發光體を有する發光用材を云ふ

第二條　ライヒ經濟大臣は第一條の制限を許可し且何時たりとも本命令を廢止する權限を留保す

第三條　第一條の規定に違反するものは之をランド法に基き警察强制によりて本規定の遵奉を督勵することを得。本規定に違反するものはライヒ經濟大臣の委任によりカルテル裁判所に秩序罰を科することを得。

第四條　秩序罰は罰金形とし其限度は之を定めず

本命令は公布の日より効力を發生す

以下同種の命令については其の全文は省略する。

化學的藥品的ガラス器製造業の生産統制ライヒ經濟大臣令
（一九三三年十一月十三日）

第一條　ガラス管を原料とする化學的藥品的ガラス器の生産及び加工の爲の自動的機械の運轉時間は一九三四年十一月三十日迄之を一週四十八時間以内に制限す。

製鹽業市場統制ライヒ經濟大臣令
（一九三三年十二月二十三日）

第一條　（一）　本令施行の際直接にも間接にもドイツ岩鹽組合有限責任會社又は北部ドイツ鹽坑組合有限責任會社若くは南部ドイツ鹽坑聯盟に所屬せざる製鹽業者は鹽坑を經營し又は加里鹽の加工に際して鹽を生産する限り一九三〇年一月二十一日のドイツ岩鹽組合有限責任

會社の購買契約に加盟し本契約より組合員に對し生ずべき權利義務を負ひ鹽坑經營の際には北部ドイツ鹽坑組合有限責任會社に加盟し一九三三年三月二十一日の改正を伴ふ一九三二年十二月三十日の團體購買契約より組合員に對し生ずべき權利義務を負ふことを要す。

（二） 工業鹽鑛業鹽の販賣及び外國に對する鹽の販賣は本統制による制限を受けず。

四角金網業市場統制ライヒ經濟大臣令 （一九三四年一月八日）

第一條 （一） 四角金網の生產者は之を本令施行の際四角金網組合（デュッセルドルフ）に未だ所屬せざる組合にありては之に加入せしむ。

（二） 組合に加入せる生產者はライヒ經濟大臣に提出したる意味の一九三四年十月七日附四角金網組合契約より契約當事者に對して生ずる權利義務を取得す。

石鹼製造業市場統制ライヒ經濟大臣令 （一九三四年一月九日）

第一條 （一） 第三項に揭げたる石鹼生產物の生產者は之をベルリンドイツ石鹼製造業組合に所屬せざる場合にありては之に加入せしむ。

（二） 組合に加入せる石鹼生產者はライヒ經濟大臣に提出したる意味に於けるベルリンドイツ石鹼製造業組合の組合契約より契約當事者に對して生ずる權利義務を取得す。

（三） 本令に云ふ石鹼生產物とは軟石鹼、純石鹼、粉石鹼、工業用石鹼、並に消費純石鹼と

す。

凹面レンズ市場統制ライヒ經濟大臣令 （一九三四年二月十五日）

第一條（一） 一九二八年一月一日乃至本令施行の期間中に於て第二條に規定せる凹面レンズを生產したる企業は之を本令施行の際ドレスデン・アー二四、ベルンハルドシュトラーセ三四番地ドイツ凹面レンズ製造業カルテルに所屬せざる組合にありては之に加入せしむ。

（二） カルテルに加入せる企業はドイツ凹面レンズ製造業カルテル契約より契約當事者に對して生ずる權利義務を取得す。

時計及部分品生產制限ライヒ經濟大臣令 （一九三四年三月六日）

第一條 一九三五年十二月三十一日迄ライヒ經濟大臣の許可なくして次の事項を爲すことを禁止す。

（イ） 時計及部分品を生產すべき新規企業を創設すること

（ロ） 時計及部分品を生產する既存企業の生產能力を擴張すること

（ハ） 既存企業の營業範圍を時計及部分品の生產に擴張すること

第三條 腕時計及部分品の生產が專門的生產を必要とする限り第一條の規定に服することなし。

過燐酸石灰生産工場建設禁止ライヒ經濟大臣令（一九三四年三月二十八日）

第一條 一九三六年十二月三十一日迄次の事項は之を禁止す。

（イ）過燐酸石灰を生産すべき新規企業を創設すること

（ロ）既存企業の營業範圍を過燐酸石灰生産に擴張すること

（ハ）本令施行の日に六ケ月以上休業せる過燐酸石灰生産工場が再び操業すること

葉卷製造業暫定的市場統制ライヒ經濟大臣令（一九三四年四月十九日）

第一條（一）葉卷生産者はベルリン葉卷製造業經濟組合に所屬せざる限り本令施行の日以後組合に加盟せしむ。

第四條（一）次の事項は之を禁止す。

（イ）葉卷を生産すべき新規企業を創設すること

（ロ）本令施行の日に三ケ月以上休業せる葉卷生産工場が再び業務を開始すること

ラヂオ受信器生産制限ライヒ經濟大臣令（一九三四年五月十五日）

第一條 一九三六年十二月三十一日迄次の事項は之を禁止す

（一）次の生産に關する新規企業を創設すること

（イ）ラヂオ受信器
（ロ）擴聲器
（ハ）イ及ロに掲げたる物に使用する數類
（二）既存企業の業務範圍を第一項に掲げたる物の生産に擴張すること
（三）第一項に掲げたるものの一種又は數種を生産する既存企業の業務範圍を第一項に掲げたるものゝ他の種の生産に擴張すること

煙草製造業市場暫定的統制ライヒ經濟大臣令（一九三四年六月八日）

第一條（一）煙草生産高がベルリン煙草製造業カルテルに所屬せざる時は本令施行日の以後之をカルテルに加入せしむ。

第四條（一）次の事項は之を禁止す。

（イ）一九三三年六月一日乃至一九三四年五月三十一日の期間中に合計一五、〇〇〇ツェントナー以上の煙草に付納稅したる生産者は其業務範圍を擴張したる結果一九三四年六月一日乃至十一月三十日迄の期間中に合計一九三三年六月乃至一九三四年五月迄に納稅して生産したる量の半分以上又は――生産者の撰擇により――一九三四年三月四月五月中に納稅して生産したる量の二倍以上を生産するに至らしむること。

（ロ）一九三三年六月一日乃至一九三四年五月三十一日迄の期間中に 合計一五、〇〇〇ツェ

ントナー以下の煙草を生産したる生産者は其の業務範圍を擴張したる結果一九三四年六月一日乃至十一月三十日迄の期間中に合計七、五〇〇ツェントナー以上の煙草を生産するに至らしむること。

自動車製造業市場統制ライヒ經濟大臣令（一九三四年七月十八日）

第二條（一）實用自動車其の他の自動車類製作者は本令實施の日よりカルテルに加入せしむ。

第五條（一）左に掲げたる事項は之を禁止す。

（イ）第二條第一項に掲げたる種類の自動車を製作すべき新規企業を起すこと

（ロ）既存企業を第二條第一項に掲げたる種類の自動車製作に擴張すること

（ハ）第二條第一項に掲げたる種類の自動車製作を業とする既存企業の能力を擴張すること

自然及人造寶石加工統制ライヒ經濟大臣令（一九三四年七月二十三日）

第一條 營業上ダイヤモンド以外の自然又は人造寶石を加工し又は加工せしめる個人又は企業は「寶石加工業者團體」に加入せしむ。本令實施以後に前般の意味する營業を開始する個人又は企業は此の團體に加入す。

ガソリン・ステーション制限ライヒ經濟大臣令（一九三四年七月二十四日）

第一條（一）一九三五年六月三十日迄ライヒ經濟大臣の許可なくして新規ガソリンステーションの創設及既存ガソリン・ステーションの能力擴張を禁止す。

ネクタイ材料布織業擴張禁止ライヒ經濟大臣令（一九三四年八月十六日）

第一條 一九三五年十二月三十一日迄ライヒ經濟大臣の同意なくしてネクタイ材料布織業に於て新規經營を創設し又は既存經營を新規織機の設置若くは一ケ年以上休止せる此の種機械の運轉開始によりて擴張することは之を禁止す。

第二條 一九三五年十二月三十一日迄ライヒ經濟大臣の同意なくしてネクタイ材料布織業が自己の加工工場を新設し又は既存工場を新設することを禁止す。既存工場設備にありては一ケ月平均一九三三年十月乃至一九三四年三月迄の一ケ月平均以上の備付を爲すことを得ず。

鋼管生產制限ライヒ經濟大臣令（一九三四年八月二十三日）

第一條 一九三五年六月三十日迄左記の事項は之を禁止す。

（イ）鋼管を生產し又は加工すべき新規企業を創設すること

（ロ）既存企業範圍を鋼管の生產又は加工に擴張すること
（ハ）一九三三年七月一日以後既存企業によりて生產せられざりし鋼管類の生產に着手すること
（ニ）鋼管を生產し又は加工する既存企業に於て鋼管生產能力を擴張すること
（ホ）本令施行の日に一二ヶ月以上休止せる工場が鋼管生產又は加工を再び開始すること
第二條 生產者が機械及設備の構築に必要とし又は此の建物內部の機械設備若くは貯藏所の連絡用に向けられたる鋼管の生產は本令の制限に服さず。
第四條 ライヒ經濟大臣は第一條の規定の例外を許す權利を留保す。

結晶ソーダ生產制限ライヒ經濟大臣令（一九二四年十一月二十三日）

第一條 一九三五年十二月三十一日迄左の事項は之を禁止す。
（イ）結晶ソーダ及純ソーダを生產すべき新規企業を創設すること
（ロ）既存企業の業務經營を結晶ソーダ及純ソーダの生產に擴張すること
（ハ）結晶ソーダ及純ソーダを生產する既存企業の作業能力を擴張すること
（ニ）本令施行の日に六ヶ月以上休止したる結晶ソーダ及純ソーダ生產工場が再び經營を開始すること

絶縁壜市場統制ライヒ經濟大臣令（一九三五年二月十五日）

第一條（一）粗壜を加工して本令第二條に規定せる絶縁壜及絶縁容器を製造する企業は本令施行の際契約組合に加入せざる組合にありては之をチューリンゲン・イルメナウ絶縁壜契約組合に加入せしむ。

ツーリストビューロー創設禁止ライヒ經濟大臣令（一九三六年一月八日）

第一條 ツーリストビューロー業務を營む新規企業の創設並にツーリストビューロー業務企業經營に對する既存企業の業務經營の擴張は之を一九三六年九月三十日迄禁止す。

ツーリストビューロー創設禁止第二次令（一九三六年三月九日）

一九三六年一月八日附ツーリストビューロー創設禁止ライヒ經濟大臣令第一條中「ツーリストビューロー業務を營む」なる文言の後に「此の種企業の新規部門の創設」なる文言を附加す。

セメント生産設備建設禁止ライヒ經濟大臣令（一九三六年二月二十九日）

第一條（一）一九三六年十月一日迄は左に掲げる事項はライヒ經濟大臣の同意を得るに非ざれば之を營むことを得ず。

（イ）セメント生産の企業又は經營を建設すること
（ロ）既存企業が業務經營をセメント生産に擴張すること
（ハ）セメント生産の既存企業又は經營が既存設備の能力を擴張し又は之を建設すること
（ニ）本令施行の日に六ケ月以上休止したる經營は經營部門が再び經營を開始すること
（二）ライヒ經濟大臣は條件付又は税付を以て同意を與ふべき權限を留保す

なほ既述の如く、本法は過渡的法規たる性質上經濟狀態が改善され、最早本法の發動を必要とせざるときは直ちに廢止さるべき運命にあり、從つて本法に基きて公布された命令の如きも總て期限を設けられて居り、其の期限の經過によつて廢止されたものも今日迄に相當多い。或はなほ暫定的に取締の必要ある爲に其の期限を延長されたものも尠くない。參考の爲にそれを例示的に擧げよう。

既に廢止されたもの

黃麻紡績業生産制限令（一九三三年十月十三日）
新聞印刷紙市場統制令（一九三三年十月十九日）
木質纖維及木質纖維の印刷用紙並に書寫用紙生産の暫定的市場統制令（一九三三年十一月十三日）
葉卷包裝箱生産制限令（一九三四年一月十一日）

靴下及手袋仕上等制限令（一九三四年二月十三日）
セメント業市場統制令（一九三四年二月十七日）
紙巻煙草製造業暫定的市場統制令（一九三四年四月十九日）
紙、厚紙、及機械紙生産制限令（一九三四年五月十四日）
蹄鐵生産制限令（一九三四年六月二十二日）
若干の改正又は期限延長ありたるもの
溶解引延加工業市場制限令（一九三三年十月七日）
三〇ボルト以下の電球生産制限令（一九三三年十一月二日）
四角金網業市場統制令（一九三四年一月八日）
石鹼製造業市場統制令（一九三四年一月九日）
凹面レンズ市場統制令（一九三四年二月十五日）
時計生産制限令（一九三四年三月六日）
煙草製造業暫定的市場統制令（一九三四年六月八日）
ネクタイ材料布織業擴張禁止令（一九三四年八月十六日）
結晶ソーダ生産制限令（一九三四年十一月二十三日）
絕緣壜市場統制令（一九三五年二月十五日）

第二編　失業對策及勞働政策

一　失業緩和法（一九三三年六月一日）

獨逸に於て失業者に職業を與へるといふ意味の失業對策が政府の重要政策として取り上げられ組織的に實施せらるゝに至つたのは大體一九三一年の金融恐慌を轉機とする經濟不況時代以後のことである、卽ちパーペン內閣に於ける所謂パーペンプログラムを最初とし次でシユライヘル內閣のゲーレケ緊急計畫となり最後にナチス政府の大規模なる失業對策に迄發展するに至つたものである。

此等歷代內閣の失業對策を概觀するに所謂パーペンプログラムは主として租稅負擔を輕減することによつて一般財界の振興を促進し間接的に失業者の減少を計つたのであるが而も當時にあつては國家財政上直ちに減稅を實行するに困難なる事情があつた爲一九三二年十月一日以降一九三三年九月三十日に至る期間一定種類の租稅を納付したる者に對し納稅額の約四割に相當する租稅證券なるものを交付することゝし納稅者をして一九三四年度以降の五箇年間に之を分割して稅金の一部に代用することを許した。畢竟このことは一九三四年度以降五箇年間納稅義務者が每年平均八分に相當する減稅を受けたことを意味するのである。此の租

税證券の實際發行額は一九三三年末迄に約十五億ライヒスマルクに達したと推算せられてゐる。又別に新規勞働者を雇ひ入れたる企業者に對しても增加勞働者一人當り年四百ライヒスマルクの租稅證券を交付することによつて勞働需要の喚起を計つたが此の方法による租稅證券の發行額も約七億ライヒスマルクに達した。其の他パーペンプログラムに於ては新規雇傭勞働者の數に比例して使用勞働者全部の賃銀を公定賃銀以下に定むることを許し又補充的に土木事業をも施行して失業緩和を計つた。

然るに經濟界の不況深化に伴ひ其の後に於ても失業者の數は漸增の趨勢を改めなかつたので所謂パーペン內閣の後を承けたシユライヘル內閣は別の側面より失業對策を講ずる必要を認め所謂ゲーレケ緊急計畫を樹立したのであるが此の計畫はパーペンプログラムの如く失業對策の重點を財界自體の振興に置くことなく公共團體をして各種の土木事業を施行せしめ直接的に失業者に職業を與へんとしたものであつた。卽ち政府は公共團體の失業救濟事業に對し六億ライヒスマルクを限度として信用保證の責に任じたのである。然るにシユライヘル內閣は其の成立後短時日の間に瓦壞するに至つた爲此の計畫はナチス政權の手によつて繼承擴大せらるゝこととなつたのである。

ナチスが政權を握つた一九三三年の初頭に於ては失業者の數は勞働事務局への登錄失業者のみにても六百萬人に達し未登錄失業者を加ふるときは實に七百萬を算する狀態であつた。從つて一九三三年より三四年に亙つてのナチス政府の經濟政策は獨り極限せる意味の失業對

策に止まらず國内市場政策、通貨政策を始め租税政策、信用政策又は物價政策其の他市場統制策等廣く經濟財政の全分野に亙つて失業克服を目的とするあらゆる努力が拂はれたのであゐ其の努力は漸く效を奏し一九三五年秋には失業者の數は百七十萬人に激減するに至つた。

ナチスの失業對策は勞働力の需要と其の供給との二つの側面より觀察するを便とする。今兩者につき簡單に説明を加へれば先づ勞働力の需要增進策としては未曾有の規模に於て公共事業を助成し直接的に勞働力の需要を喚起すると共に公共資金の放出及租税輕減等による間接的需要增進をも計つた。又勞働力の供給方面に付ては勞働力を非産業的生産過程又は經濟外部に誘導することによる勞働力供給の減少策として例へば別に紹介すべき勞働奉仕制度の如きがあり又勞働力の家庭内への移入策としては結婚奬勵又は家政婦雇傭者に對する減税等があり更に勞働者の年齢による就業制限規定を設くる等の方策が採用せられた。

以上の如くナチス政府の失業對策の範圍は頗る廣汎に亙るが故に之に關係する法令の發布せられたものも亦極めて多いが此處に譯出した第一次失業緩和法は續いて公布せられた第二次失業緩和法と共に此の種の法令中最も基本的な地位を占むるものであつて公共事業の施行、租税減免、勞働力の家庭への移入、結婚奬勵等に關する規定より成立してゐる。

失業緩和法（一九三三年六月一日）

第一章　失業救濟

第一條（一）ライヒ大藏大臣は總額十億ライヒスマルクを限度として國民勞働助成の爲特に左の目的の爲勞働國庫證券を發行する權限を有す。

一、ランド、地方團體地方團體聯合及其の他の公法團體の執務廳舍並に住宅建物、橋梁其の他の建造物の修繕並に補完工事

二、農業經營體の住宅及業務用建物の修繕、住宅の分割及住宅に於て他の用途に供せらるゝ部分の小住宅への改造

三、郊外小移住

四、農村移住

五、治水

六、住民に對するガス、水及電氣の供給

七、ランド、地方團體及地方團體聯合の地下工事（土木工事）

八、要救護者に對する實物給與

（二）第一項一、三、四、五、及六の各號に掲げたる事業の助成は貸付金の交付によつて之を行ふ。助成を許さるゝ事業は國民經濟上價値あり且つ所有者が豫見し得る期間內に自己の資力を以て遂行し得ざるものに限る。

（三）第一項二、七及八の各號に掲げたる事業の助成は左の者に對する補助金の交付によつて之を行ふ。

一、第一項第二號の場合に於ては家屋所有者
二、第一項第七號の場合に於てはランド地方團體及地方團體聯合
三、第一項第八號の場合に於ては地區救護團體

第二條　第一條第一項第七號に揭げたる地下工事（土木工事）に對する補助金の交付は左の條件に從ふものとす。

一、補助金の交付を受け得る事業は國民經濟上價値あり且つ事業の擔當者が豫見し得る期間內に自己の資力を以て遂行し得ざるものに限る。
二、事業の施行は一九三三年八月一日迄に着手すべし。
三、全工事は機械的補助手段が不可缺にして且つ人間勞働力に限定することにより工事費の不當の增加を來さざる限り人間勞働力によつて之を遂行することを要す。
四、工事の種類により失業者に非ざる專門勞働者の雇傭を必要とせざる限りに於て工事に採用し得るものは內國失業者に限る。
五、第四號に基き採用されたる失業者に對しては勞働法に定むる勞働關係又は雇傭關係は設定せらるゝことなし。
六、第四號に基き採用せられたる失業者に對しては左の給與を行ふ。
（イ）　失業繼續の場合歸屬すべかりし失業補助保險による失業扶助、恐慌扶助、福利扶助。
（ロ）　四完全勞働週每に二十五ライヒスマルクの手當、此の手當はライヒより補助金とし

て支給せらるゝ需要充足券を以て給與す。需要充足券は其の受領の用意ある販賣所に於て衣服下着及家具の購入に用ふることを得。

（八） 事業擔當者より各勞働日に付一回の相當なる給食又は現金による相當額の報酬。

第三條 第一條第八號に掲げたる任務は地區救護團體に對する需要充足券の交付によつて之を遂行す。地區救護團體は需要充足券により其の受領の用意ある販賣所に於て衣服下着及家具を購入することを得。地區救護團體は要救護者に對し各個の場合に於て其の確認したる要救護者及之と同一世帶に生活する家族の要求に適合する方法を以て購入物品を分配すべし。

第四條 其の他の公共事業は國民勞働助成寄附金（第三章）の收入による貸付金の交付によりて之を助成す。事業の撰擇はライヒ大藏大臣の同意を得てライヒ勞働大臣之を行ふ。

第五條 勞働國庫證券（第一條）は一九三四、一九三五、一九三六、一九三七及一九三八會計年度に於てそれ〴〵其の五分の一を償還す。ライヒ大藏大臣は上掲年度のライヒ豫算中に必要額を組入るゝことを得。

第六條 勞働國庫證券の償還を確保する爲ライヒ特別財産として償却基金を形成しライヒ大藏大臣之を管理す。左のものは之を前掲償却基金中に繰入るゝものとす。

一、ランド地方團體、地方團體聯合及其の他の公法團體が第一條に基き交付せられたる貸付金に對しライヒに償還し又は支拂ふべき年賦金

二、國民勞働助成の爲の任意的寄附金として收納せらるゝ國庫證券、債務證書、登錄公債（第

三章第一條第二號及第三號）

三、國民勞働助成寄附金による貸付金より生ずる利子額及償還額（第一章第四條）

四、第五章第一條乃至第三號に基き交付せられたる貸付金の償還額

第二章　代替品調達に對する免税

第一條　所得税會社税及營業に對する利益金の查定に當り所得税法第十六條の例外として一九三三年六月三十日以降一九三五年一月一日迄の税期に對し左の規定を適用す。

機械、器具及之に類似の工業又は農業設備資本に屬する物品の購入又は生產に要する費用は左の四條件を具備する限りに於て購入又は生產の行はれたる税期に於て其の金額を控除するとを得

一、新物品は內國產たること

二、納税義務者は新物品を一九三三年六月三十日より一九三五年一月一日迄に購入又は生產せること

三、新物品は從來經營內にて使用せられたる同種の物品に代替すること

四、新物品の使用が納税義務者の經營內に於ける被傭者の減少を來さざることの保證あること

第三章　國民勞働助成の爲の任意的寄附金（勞働寄附金法）

第一條　國民勞働助成の爲の任意的寄附金は左の方法により之を行ふことを得。

一、財務廳、中央税務署又は税務署に對する拂込

二、獨逸ライヒ、獨逸ランド、地方團體及地方團體聯合の金庫證劵又は債務證書の引渡利札及

更改證書も債務證書と同時に之を引渡すことを要す。受理機關はライヒスバンク營業所及其の他ライヒ大藏大臣の指定する貨幣仲介機關とす。引渡と同時に金庫證券及債務證書（外に利札及更改證書）は勞働國庫證券償却基金（第一章第六條）の所有に移るものとす。

三、獨逸ライヒ、獨逸ランド、獨逸地方團體又は獨逸地方團體聯合の債務登錄簿に登錄せられたる債權の放棄。放棄は勞働國庫證券償却基金（第一章第六條）の爲に之を通告することを要す。通告受理の權限を有するものは左の如し

（イ）原則として債務登錄簿管理廳

（ロ）一九二八年三月三十日附清算及暴力損害の終局的規制の爲の法律（戰爭損害終結後）及一九三〇年七月十四日附獨逸ポーランド清算協定に基く損害賠償實施の爲の命令に基きライヒ債務登錄簿に登錄せられたる債權にありてはライヒ大藏大臣が本法の爲に發令すべき施行令中に定まる機關

第二條 左のものを以て任意的寄附金の受理の際に於ける其の價額（受理價額）と看做す。

一、拂込の場合には拂込金額

二、金庫證券又は債務證書の引渡及獨逸ライヒ、獨逸ランド、獨逸地方團體又は獨逸地方團體聯合の債務登錄簿に登錄せられたる債權の放棄の場合にありては最近の取引所相場により算出したる價額、取引所の公定相場の建てられざる金庫證券、債務證書及登錄公債の價額に關してはは本法の爲に發令せらるべき施行令に於てライヒ大藏大臣之を規定す、

第三條（一）國民勞働助成の爲の任意的寄附金として引渡されたる各有價物に基き寄附者は受領證書（寄附證券）の交付を受く。

（二）寄附證券には左の事項を記載す。

一、寄附者の氏名

二、受理價額（第二條）の表示、金庫證券又は債務證書の引渡及獨逸ライヒ、獨逸ランド、獨逸地方團體又は獨逸地方團體聯合の債務登錄簿に登錄せられたる債權の放棄の場合に於ては寄附證券は金庫證券債務證書又は登錄公債の名稱をも記載し且つ其の通常の區別記號を表示す。

三、寄附者が寄附金を自發的に國民勞働助成の爲に提供したる旨の表示

四、寄附金の提供せられたる日の表示

第五條　國民勞働助成の爲の任意的寄附金による收入は左の方法により之を使用す。

一、拂込金額はライヒの特別財產を形成し其の中より第一章第四條による公共事業の金融爲の貸付を爲す、當該特別財產はライヒの受託者としてベルリン所在の株式會社たる獨逸公共事業會社之を管理す

二、金庫證券及債務證書並に獨逸ライヒ獨逸ランド獨逸地方團體又は獨逸地方團體聯合の債務登錄簿に登錄せられたる債權は勞働國庫證券償却基金（第一章第六條）中に之を繰入る。

第六條（一）寄附者は左に揭ぐる二方法中の一を以て其の寄附證券を使用することを得。

一、寄附者は寄附證券の引渡の際寄附金の受理價額(第二條)を寄附の履行ありたる稅期の所得より控除せられたき旨を要求することを得

二、寄附者は寄附證券の引渡の際割增金(第三項)を含む寄附金の受理價額迄は第七條に揭ぐる種類の租稅(償還可能の租稅負擔)を追徵せざることを要求することを得

(二) 寄附證券が第一項第二號に揭げたる方法により使用せられたるときは更に左の效果を生ず。

一、償却租稅負擔(第一項第二號)に歸屬する利子及延滯割增金は之を徵收せず

二、償却可能の租稅負擔(第七條)に關し租稅違反行爲ありたる際に於て租稅收入が當該租稅違反行爲によりて減少したる額の少くとも半額を償還したるときは(第一項第二號)之に對する刑を免除す(懲役刑の免除を含む)、刑の免除(懲役刑の免除を含む)は租稅違反行爲に關與したる(例へば共同正犯者又は從犯者として)總ての者に及ぶ

(三) 割增金(第一項第二號)の額は左の如し

任意的寄附が一九三三年十月一日以前に爲されたるときは受理價額(第二條)の二割五分

任意的寄附が一九三四年第一四半期中に爲されたるときは一受理價額の一割五分

第四章　婦人勞働力の家庭經濟への移入

第一條　所得稅法中に左の新規定を追加し之を第五十六(イ)條とす。

第五十六(イ)條

（一）第五十二條第一項第二號、第五十三條第二項及第七十條第三項に規定せられたる幼年者控除は雇主の家政に從事する限りに於ける家政婦に對しても之を適用す、但し同一雇主により同時に使役せらるゝ者に付きては三人を限度とす

（二）家政婦に對する控除請求權は家政婦を解雇し且つ一箇月以內に他の家政婦を雇傭せざるときは消滅す

第二條 失業者補助及社會保險の支持並に地方團體の福利負擔輕減の爲の處置に關する一九三二年六月十四日附ライヒ大統領令第二部第二章中第三條に左の第三號を追加す。

「三、雇主の家政に從事する家政婦の勞働報酬」

第三條 第一條及第二條は一九三三年七月一日より其の效力を發生す

第五章　結婚獎勵

ライヒ政府は左の規定に準據し結婚を獎勵す。

結婚貸付金

第一條 （一）本法施行以後に於て結婚を爲す獨逸國民に對し申請により一千ライヒスマルクを限度として結婚貸付金を交付することを得。貸付金は結婚の實行ありたる後に非れば之を交付せず。結婚貸付の認可を受くる爲には左の前提を具備することを要す。

（イ）妻たるべき婦人は一九三一年六月一日より一九三三年五月三十一日迄の間に少くとも

六箇月間國內に於て雇傭關係にありたること

（ロ）戸籍役場の公示の存すること及妻たるべき婦人は遲くとも結婚締結の時期に被傭者としての業務を放棄するか又は既に申請提出の時迄に之を放棄したること

（ハ）妻たるべき婦人は夫たるべき男子が所得稅法の意味に於て月收一二五ライヒスマルク以上を有し且つ結婚貸付金の完濟せられざる限り再び被傭者としての業務に就かざる義務を有すること

（イ）に揭げたる事實は之を證明することを要し、（ロ）に揭げたる事實は之を確言することを要す。

（二）尊屬親の家政又は經營への從事は第一項（イ）の意味に於ける被傭行爲と看做さず。

（三）結婚貸付金の交付に對する申請は夫たるべき男子が其の地區內に其の住所又は通常の居所を有する市町村に於て之を提出すべし。當該市町村に於て其の申請を推薦せんとするときは之を管轄權ある財務廳に回付す。財務廳は申請に關する最後的決定を與ふ。

（四）結婚貸付金は夫に交付す。財產分割の場合に於ては配偶者の各々に結婚貸付金の半額を交付す。

第二條（一）結婚貸付金は無利子とす。貸付金は貸付元金の百分の一づつを夫の所得稅管轄財務廳に月賦を以て返濟することを要す。月賦償還は各月十日を其の支拂期日とす。返濟義務は結婚貸付金交付後三箇月を以て開始す。

（二） 配偶者は結婚貸付金の返濟に付き連帶債務者としての責任を有す。

第三條 結婚貸付金の交付は需要充足券を以て之を爲す。需要充足券は其の受領の用意ある販賣所に於て家具什器の購入に用ふることを得。需要充足券は財務廳に於て販賣所に對し其の現金償還を爲す。

結婚補助課金

第四條 第一條に基く結婚貸付金の交付に必要なる資金は結婚補助課金によつて支辨す。結婚補助課金は所得税法の意味に於ける收入を有する總ての獨身者に之を課す。收入の種別により結婚補助課金は賃銀及俸給受領者にも之を課す。

第五條 （一） 本規定に於て獨身者とは未婚者及寡婦鰥夫又は離婚者にして子なき者を言ふ。

（二） 左の者に對しては結婚補助課金を免除す。

一、所得税法第五十二條第五十六條第二項及第七十條により幼年者控除を受くる未婚婦人

二、離婚したる妻又は貧困なる兩親の扶養の爲一箇年以前より其の所得の少くとも六分の一を支出し且つ此の理由に基き

（イ） 所得税の賦課を受くる場合に於ては其の最近の賦課に當り所得税法第五十六條による所得税の控除を受けたる者

（ロ） 所得税の賦課を受けざる場合に於ては所得税法第七十五條第一號により免税賃銀額を引上げられたる者

三、年齢五十五歳以上の者

賃銀及俸給取得者の結婚補助課金

第六條 賃銀及俸給取得者の結婚補助課金は無條件所得税納付義務を有し且つ所得税法第六十九條乃至第八十二條により勞銀よりの租税控除の規定の適用を受くる獨身者に之を課す。

第七條 （一） 賃銀及俸給取得者の結婚補助課金に對する算定の基礎は一九三三年六月三十日以後の期間に對し支給せられたる所得税法第三十六條第一項の意味に於ける勞賃とす。

（二） 第一項に於ける勞賃とは總勞賃を言ふ所得税法第七十條第二項、第三項及第七十五條に掲げたる賃銀税免除額は賃銀及俸給取得者の結婚補助課金の算定に付きては之を總勞賃額より控除することを得ず第一項及第二項の意味に於ける勞賃は解雇手當及雇傭關係の消滅の際支拂はるゝ其他の一時交付金を含まず。

第八條 （一） 賃銀及俸給取得者の結婚補助課金は勞賃が月額七〇ライヒスマルク未滿なるときは之を徴收せず。

（二） 賃銀及俸給取得者の結婚補助課金は左の割合を以て之を課す。

第七條第一項及第二項に掲げたる收入の月額七五ライヒスマルク以上一五〇ライヒスマルク未滿は百分の一

同　一五〇ライヒスマルク以上三〇〇ライヒスマルク未滿は百分の三

同　三〇〇ライヒスマルク以上五〇〇ライヒスマルク未滿は百分の四

同　五〇〇ライヒスマルク以上は百分の五

(三)　一時的賃銀及俸給收入は賃銀及俸給取得者が之を取得した賃銀支拂期分に加算すべし。

第九條　(一)　賃銀及俸給取得者の結婚補助課金は賃銀及俸給の一部を留保することによつて之を徴收す。

(二)　雇主は賃銀及俸給取得者の結婚補助課金を賃銀又は俸給の支拂毎に留保し且つ留保額を財務廳に別途納付すべし。

(三)　雇主は賃銀及俸給取得者の結婚補助課金の留保及納付に付きライヒに對し責任を負ふ。

(四)　賃銀及俸給取得者の結婚補助課金は賃銀又は俸給よりの控除の方法を以て履行せられざる限りに於て賦課の方法により被傭者より之を徴收することを得。

租稅賦課を受くる者の結婚補助課金

第十一條　租稅賦課を受くる者の結婚補助課金は無條件所得稅納付義務を有し且つ所得稅の賦課を受くる獨身者に之を課す。

第十二條　(一)　租稅賦課を受くる者の結婚補助課金の算定基礎は勞賃よりの租稅控除を受けざる純收入とす。純收入より控除し得るものは徴收費、債務利子、地代及繼續負擔(所得稅法第十五條第一項第一號及第三號)に限る。但し純收入の確定の際之を控除したるときは此の限りにあらず。特別給付及免稅所得部分は之を控除することを得ず。

第十三條　租稅賦課を受くる者の結婚補助課金は第十二條により確定せられたる純收入に對し

純收入が
七五〇ライヒスマルク以上一三〇〇ライヒスマルク未滿なるときは百分の二
一三〇〇ライヒスマルク以上三一〇〇ライヒスマルク未滿なるときは百分の三
三一〇〇ライヒスマルク以上五五〇〇ライヒスマルク未滿なるときは百分の四
五五〇〇ライヒスマルク以上なるときは百分の五とす。

（二）租稅賦課を受くる者の結婚補助課金は一九三三曆年度中に終了する稅期に對しては其の五割相當額を徵收するに止む。

第十四條 結婚補助課金は所得稅と同時に之を賦課す。

終結規定

第二十一條 （一）結婚補助課金の收入は專らライヒに歸屬す。

（二）結婚補助課金の收入が一九三三會計年度に於て四千萬ライヒスマルクを超え、一九三四年以降の各會計年度に於て六千萬ライヒスマルクを超ゆるとき當該收入はライヒの特別財產を形成しライヒ大藏大臣之を管理す。

第六章　施行及補充

ライヒ大藏大臣及第一章第四條の場合に於てはライヒ勞働大臣はライヒ大藏大臣の同意を得て本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布する權限を有す。

二　第二次失業緩和法　（一九三三年九月二十一日）

本法は第一次失業緩和法の補充法とも見るべきもので卽ち第一次失業緩和法に規定せる公共事業が多く戸外作業なる爲冬季に於ては休止せらるゝ事情あるに鑑み主として冬季救濟事業の助成を規定せるもので、其の外農業地租の引下、農業生產物の賣上稅の輕減、新築小住宅及自宅に對する免稅等に關する規定をも定め農民及中流以下の階級の負擔を輕減し以て一般經濟界の振興を計つたものである。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一章　建築物の修繕並に補完工事

第一條　ライヒ大藏大臣は本法第二條の規定に基き建築物の修繕並に補完工事の促進、住宅の分割及住宅への改造の爲に總額五億ライヒスマルクを限度とする支出を爲す權限を有す。

第二條　（一）　建築物所有者に對し左の補助金を交付す。

一、建築物所有者が第一條に掲げたる目的の爲に一九三四年三月三十一日迄に支出せること明かなる費用に對し監督官廳に於て當該工事が國民經濟上價値ありと認めたるときは補助金を交付す。

二、建築物所有者が其の交付されたるライヒ補助金を超えて自己資金又は借入資金を以て支

辨したる金額に對しては年四分の利子を補給す。

（二） 第一項第二號に規定したる利子補給はライヒが建築物所有者に對し六葉の利子補償券の交付によりて之を爲す。利子補償券は利子補給を受くべき金額の百分の四を額面金額とし一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八及一九三九會計年度に於てライヒ之を償還す。

第二章　農業地租の輕減

第一條 （一） 農業（農業、林業及葡萄栽培を含む園藝）の地租は一九三三年十月一日以降年額一億ライヒスマルクを限度として之を輕減す。ライヒ大藏大臣は各ランドの輕減すべき地租額（減稅額）を決定す。

（二） ランド政府はライヒ大藏大臣の許可を得て第一項に規定せる地租輕減の實施方法を決定す。減稅額は先づランドの地租減免に充當し剩餘あるときは地方團體（地方團體聯合）の地租輕減に充當すべし。

第二條 減稅額は一九三三年十月一日より一九三五年三月三十一日迄の期間每月十五日に月割を以てライヒよりランドに交付す。

第三條 土地所有を如何なる程度迄農業と看做すべきかの決定は土地法に此の區別に關する規定あるときはこの規定に從ひ、土地法の規定なき場合に於ては一九三一年一月一日統一評價の際に與へられたる決定に從ふ。

第三章　農業に對する賣上稅の輕減

第一條 一九三二年一月三十日附賣上稅法を左の如く改正す。
一、第十三條第二項の文言を左の如く改正す。
「(二)左の品目の引渡しの際の稅率を百分の一に引下ぐ。
一、國內の農業經營內に於て生產せられたる物品にして其の引渡しが當該物品の生產者により爲さるゝもの
二、穀物、穀粉類及之により製造したる麵麭類、此の種の物に付きては第一號に掲げたる條件は之を缺くことを得
ライヒ大藏大臣は本項の補充規定を定むることを得。」
二、第十三條第三項に於ける「千分の一三・五」を「百分の一・五」と改正し「第二項」なる語の後に各「二」の語を挿入す。
第二條 第一條の規定は一九三三年十月一日より其の效力を發生す。但し受領したる報酬による課稅の場合に於て報酬の受領が又給付による課稅の場合に於て給付が一九三三年十月一日以前なるときは從來の規定に定められたる納稅義務を負擔するものとす。課稅種別の標準は一九三三年九月一日に於て納稅義務者に對し適用せられたるものを以てす。
第三條 給付が本法公布日以前に締結せられたる契約に基くときは左の規定を適用す。
(イ) 賣上稅が第一條及第二條により一九三三年十月一日以前に適用せられたる稅率より低き稅率を以て賦課せらるべき場合に於ては企業家は給付受領者に對し報酬の減額を承認す

べき義務を有す。此の減額は第一條の規定に基きて生ずる賣上税の輕減に相當するものとす。本規定に反する協定は之を無效とす。

（ロ）賣上税が第一條及第二條により一九三三年十月一日以前に適用せられたる税率より高き税率を以て賦課さるべき場合にありては給付受領者は特別の協定なき限り企業者に對し報酬の增額を承認すべき義務を有す。此の增額は第一條の規定に基きて生ずる賣上税の引下に相當するものとす。價格減額又は價額增額は契約破棄の理由とならず。

第四章　新築小住宅及自宅に對する免税

第一條　一九三四年三月三十一日以後（又は一九三三曆年中に骨組の完成したるものは一九三四年五月三十一日以後）に受渡しの完了すべき小住宅及自宅に對し左の規定に基き所得税、財產税、ランドの地租及地方團體の地租の半額を免除す。

一、左に揭ぐるものに對し免税を適用す。

（イ）一九三四及一九三五會計年度中に受渡の完了すべき小住宅

（ロ）一九三四會計年度より一九三八會計年度迄の間に受渡の完了すべき自宅

一九三四曆年中に骨組完成し一九三五年五月三十一日迄に受渡の完了すべき小住宅及自宅は一九三四會計年度中に受渡の完了したるものと看做す。本規定は第一段に揭げたる爾後の總ての會計年度に之を適用す。

二、免税期間

（イ）小住宅に付きては一九三八年度稅期又は同會計年度の終了迄
（ロ）自宅に付きては一九四三年度稅期又は同會計年度の終了迄
三、小住宅とは有效住宅面積最高七〇立方メートルを超えざる住宅を言ふ。有效住宅面積とは附屬諸室の廣さが地方的慣習に相當せる場合に於ては居室、寢室及料理場の面積とす。前揭面積を超ゆること輕微なる住宅は左の場合に於て之を小住宅と看做す。
（イ）連結せる建築群にありては一住宅の平均面積が規定の標準を超えざる場合
（ロ）超過面積が經濟上必要なる建築面積の設計形式により制約されたる場合
（ハ）ライヒ家宅又は子女多き家族の住宅特別の事情（特に田舍に於ける平屋建築）あるときは有效住宅面積が第一號及第二號の制限を超ゆる住宅も亦之を小住宅と看做す
四、自宅とは左の二條件の一を具備する住宅建築を言ふ。
（イ）有效住宅面積は一五〇平方メートルを超ゆることを得ず。有效住宅面積とは附屬諸室の廣さが地方的慣習に相當する場合に於ては居室、寢室及料理場の面積を言ふ
（ロ）所有者は家屋の全部又は少くとも其の半迄自己の居住に使用することを要す、二個以上の住宅を含む住宅建築は本法に言ふ自宅に屬せず
都市住宅地帶の周圍又は外部に建設せらるゝ自宅には經濟經營に必要なる建物及其の他の建設物を加ふ。
（二）地租輕減法第十四條第一項第二號乃至第四號及第二項乃至第四項（一九三〇年十二月一

日附大統領令第四部第一章）は之を準用す。

新築家屋所有者に對する地租引下

ライヒ大藏大臣は總額五千ライヒスマルクを限度として一九二四會計年度より一九三〇會計年度迄に受渡の完了せる住宅建築の地租引下の爲支出を爲す權限を有す。

第六章　一般規定

第一條　ライヒ大藏大臣及ライヒ勞働大臣は本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布する權限を有す。

第二條　本法は公布の日（九月二十二日）より其の效力を發生す。

三　購買力維持及增進法　（一九三四年三月二十四日）

本法立法理由に依れば公法上の社團及公法人に非ざる組合及團體の徵收する課金の中には往々にして高率に過ぐるものがあり而もかくの如き高率なる課金を徵收するに至つた原因は資金の非能率的なる運用、業務費の過大、資本集積の要求等に歸することが出來る。この事實は一面に於て國民大衆の賃銀俸給其の他の所得の中より其の過大なる部分を徵收さるゝことであると同時に、他面かくして徵收せらるゝ國民所得を國民大衆の手に殘し其の生活必要品に對する支出に充當せしむる場合に比して國民經濟上不利益な結果を齎すものと言ふことが出來る。俸給並に賃銀生活者が其の屬する職業組合其の他の團體に納付する課金額が大な

れば大なる程彼等の純所得は減少し從つて又生活必要品の購入に使用し得る金額は減少を來すのである。以上の事情は結局國民經濟の取引高、國民所得及租税收入を低下せしむると共に失業者の數及失業補助の爲の財政需要を增大せしむることゝなる。卽ちかくの如き狀態は國民全體の一般的利益に反するものであり從つて又此の種の狀態を矯正することは公共利益に添ふ所以である。

本法第一章に於て公法人に對し緊縮的且經濟的なる財政方針を採用すべき旨を規定し又法人の財政計畫及課金及醵金の決定に關しライヒ大藏大臣の認可を要すること其の他に關する嚴重なる監督規定を設けたのは此の趣旨に出でたるものに外ならない。當本法は其の第二章に於て任意的寄附金に關する規定を設けてゐるが其の目的とするところは第一章の規定と大體其の規を一にする。

更に國民大衆の購買力の維持及增進を計る爲とは組合其の他諸團體の課金に制限を加へるだけでは充分でなく租此公課の輕減を行ふ必要ありとして本法第三章は失業補助課金に關する規定を設け從來一九三二年六月十四日附緊急大統領令に基きて施行せられてゐた失業補助課金の制度に改正を加へ賃銀所得月額百ライヒスマルク以下の者、所得税法により三人以上の幼年者に對する控除を受くる者は一人又は二人の幼年者控除を受くる者にして月額五〇〇ライヒスマルク以下の賃銀所得ある者に對して課金を免除せる外全般に亙り課金の率を修正した。此の結果課金の減額は總額三億ライヒスマルクに達するものと推算されてゐる。之を

要するに本法は直接的には購買力の維持増進を計り間接的に失業對策の一助たらしむることを目的とするもので、ナチス政府の物價政策乃至失業對策に關する重要法規の一に屬する。

ライヒ政府は左の法律を定め茲に之を公布す。

第一章　公法上の法人並に之と類似の組合及團體の財政方針（課金法）

第一條　公法上の法人（社團、財團及營造物）は節約的且つ經濟的なる財政方針を採用する義務を有す。公法上の法人は其の團體員の給付能力を促進せしむるが如き取扱を爲すことを要す。

第二條　（一）法人の理事會又は其の他の業務執行機關は各會計年度の開始に先立つ適當なる時期に於て財政計畫を確定することを要す。當該財政計畫は會計年度内に於て豫期せらるゝ收入及支出を――目的別及項目別に――表示し其の均衡を得しむることを要す。嚴密なる審査を經て法律又は定款により法人に課せられたる任務の遂行に必要とせられたる支出に限り之を財政計畫中に組入るゝことを得。

（二）管轄ライヒ大臣は財政計畫は其の確定に先立ち之を法人の一機關の協議に付すべき旨を命令することを得。

第三條　法人が其の團體員より課金又は醵金を徵收する權限を有するときは新會計年度に對する課金又は醵金の率は財政計畫の確定と同時に之を確定することを要す。

第四條（一）財政計畫並に稅金及醵金の確定は管轄ライヒ大臣の認可を受くることを要す。課金及醵金の確定は別にライヒ大藏大臣の同意を得ることを要す。財政計畫並に課金及醵金の確定は管轄ライヒ大臣の定むる時期但し遲くとも新會計年度の開始前一箇月の間に所管ライヒ大臣及ライヒ大藏大臣に之を報告すべし。財政計畫並に課金及醵金は同時に非れば之を實施することを得ず。

（二）ライヒ財政條例第九(ロ)條第九(ハ)條は前項の規定により其の效力を妨げず。

第二章　寄附金の徵收（寄附金法）

第一條　本章に規定する寄附金とは一切の種類の任意的課金を言ふ。福利保護に關する一九一七年二月十五日附告示に規定せらるゝ慈善的寄附金及敎會の集金は之を除外す。

第二條（一）寄附金の徵收は國民社會主義獨逸勞働黨首領の代表者がライヒ大藏大臣の同意を得て與ふる認可を受くることを要す。認可權は他の機關に之を委任することを得ず。

（二）本法施行の時期に於て徵收すべき寄附金は至急其の認可を請求すべし。

第三條（一）認可書は特に寄附金の種類、使途、徵收區域及寄附徵收認可期間を明示し且つ寄附金に關する規準を記載す。ることを要す認可書に記載せられたる規準に對する違反はライヒ大藏大臣の同意を得て國民社會主義獨逸勞働黨首領の代表者の與ふる明確なる同意を得ることを要す。

（二）ライヒ大藏大臣はライヒ財政條例第八十八(イ)條を寄附金に對し適用すべき旨を規定する

ことを得。

第四條 ライヒ政府は本章の施行及補充に必要なる法律命令及行政規定を發布す。

第三章　失業補助課金（失業補助課金法）

第一條 （一） 失業者救護の目的の爲課金を徴收す。課金收入は第一六條に於て別段の規定を定めざる限りに於てライヒ職業紹介失業保險局長官に歸屬す。

（二） ライヒ職業紹介失業保險局長官はライヒ職業紹介失業保險局の受理する課金收入を其の財政に組入れ且つライヒ政府の指示に從ひ之を管理し使用するものとす。

第二條 （一） 課金は一九三四年四月一日より一九三五年三月三十一日迄の期間に支拂はれたる賃銀より之を徴收す。一回限りの所得に於ては課金は此の期間に支拂はれたる金額により之を算定す。算定の基準は總賃銀とす。本法の意味に於ける賃銀は解雇手當、退職手當及其の他雇傭關係の解除に基きて支拂はるゝ一時的報酬を含まず。

（二） 納付義務者は左に掲ぐる者とす。

一、所得税法の規定により無條件納税義務を有する者

二、國內に住所又は通常の居所を有せざるが爲所得税法の規定により賃銀に關し制限的納税義務を有する者

第三條 左の者に對しては失業補助課金を免除す。

一、賃銀額の如何に拘らず所得税法により三人又は三人以上の幼年者控除を受くる納税義務

者

二、所得税法により一人又は二人の幼年者控除を受くる納税義務者にして其の賃銀月額五〇〇ライヒスマルクを超えざる者

三、賃銀月額一〇〇ライヒスマルクを超えざる其の他一切の納税義務者

第四條　税金の額

一、所得税法による幼年者控除を受けざる納税義務者にありては受領賃銀の

（イ）賃銀月額一〇〇ライヒスマルク以上にして一五〇ライヒスマルクを超えざるときは百分の一・五

（ロ）賃銀月額一五〇ライヒスマルク以上にして三〇〇ライヒスマルクを超えざるときは百分の二・五

（ハ）賃銀月額三〇〇ライヒスマルク以上にして七〇〇ライヒスマルクを超えざるときは最初の三〇〇ライヒスマルクに對し百分の二・五、殘額に對し百分の五・七五

（ニ）賃銀月額七〇〇ライヒスマルク以上にして三、〇〇〇ライヒスマルクを超えざるときは百分の五・七五

（ホ）賃銀月額三、〇〇〇ライヒスマルクを超ゆるときは百分の六・五

二、所得税法により一人又は二人の幼年者控除を受くる納税義務者にありては受領賃銀の

（イ）賃銀月額七〇〇ライヒスマルク以上にして三、〇〇〇ライヒスマルクを超えざると

きは百分の四

（八）　賃銀月額三、〇〇〇ライヒスマルクを超ゆるときは百分の五

第五條　（一）　賃銀が給料切下命令により切下げを受くべきものなりしときは失業補助課金は賃銀の百分の一・五とす。第三條に掲げたる限度を超えざるときは課金を徴收せず。

第七條　（一）　本法の意味に於ける賃銀と看做すべき者は所得税法の規定により之を決定す。

（二）　雇主は賃銀俸給の支拂に際し課金を留保し之を財務廳に別途納付すべし。賃銀税の納付に關する所得税法の規定及施行規定は此の場合之を準用す。

（三）　第二項の方法により支拂はれざる限りに於て課金納付義務者より賦課の方法により之を徴收することを得。

第八條　ライヒ大藏大臣は本章の施行及補充に必要なる法律命令及行政規定を發布す。

四　結婚奬勵法改正法　（一九三四年三月二十八日）

茲に結婚奬勵法と呼ばれてゐるのは一九三三年六月一日附失業緩和法の第五章をなすところの結婚奬勵に關する規定を指すもので、卽ち本法は失業緩和法の改正を意味するものである。

第一節

結婚奬勵法（一九三三年六月一日附失業緩和法第五章）第一條第一項（八）の文言を左の如く

改正す。

「（八）　妻又は妻たるべき婦人は夫又は夫たるべき男子が失業扶助の交付に關する規定の意味に於ける要扶助者と認められず且つ結婚貸付金の完濟せられざる限り被傭者としての業務に就かざる義務を有すること。」

第二條第一項の規定は結婚貸付金に對する申請が本法施行前に於て爲されたる限り之を適用せず。

第二節

結婚奬勵法（一九三三年六月一日附失業緩和法第五章）第二十一條第二項の文言を左の如く改正す。

「（二）　結婚補助課金の收入が一九三三會計年度に於て千二百萬ライヒスマルクを超え爾後の各會計年度に於て千五百萬ライヒスマルクを超ゆるときは當該收入はライヒの特別財産を形成しライヒ大藏大臣之を管理す。」

第三節

本法は一九三四年三月三十一日より其の效力を發生す。

五　結婚奬勵法第二次改正法

（一九三五年一月二十四日）

ライヒ政府は左の法律を定め茲に之を公布す。

第一節

第一條 一九三四年三月二十八日附結婚奬勵法改正法により改正せられたる一九三三年六月一日附失業緩和法第五章（結婚奬勵）を左の如く改正す。

（一） 第一條の文言を左の如く改正す。

「（一） 獨逸國民に對し申請により一千ライヒスマルクを限度として結婚貸付金を交付することを得。結婚貸付金に對する申請は戸籍役場の公示委任ありたる後に非れば之を提出することを得ず。且つ結婚を爲す以前に之を提出することを要す。結婚貸付金は結婚の實行ありたる後に非れば之を交付せず。結婚貸付金の交付を受くる爲には左の前提を具備することを要する。

（イ） 妻たるべき婦人は申請提出前二箇年間に少くとも九箇月間國內に於て雇傭關係にありたること

（ロ） 妻たるべき婦人が被傭者としての業務を申請提出の時期に於て放棄し居らざるときは結婚貸付金の受領以前に之を放棄すること

（ハ） 妻たるべき婦人は夫が失業扶助の交付に關する規定の意味に於ける妻扶助者と認められず且つ結婚貸付金の完濟せられざる限り被傭者としての業務に就かざる義務を有すること

（ニ） 尊族親の家政又は經營への從事はこの業務の放棄の結果他の勞働者が繼續的に雇傭せら

れたる場合に限り之を第一項（イ）に規定する被傭行爲と看做す。

（三） 結婚貸付金の交付する申請は夫たるべき男子が其の地區內に其の住所又は通常の居所を有する市町村に於て之を提出すべし。當該市町村は一切の前提の具備せられたる場合に於ては之を管轄權を有する財務廳に回付す。財務廳は申請に關する最後的決定を與ふ。

（四） 結婚貸付金は夫に交付す。財產分割の場合に於ては配偶者の各々に結婚貸付金の半額を交付す。」

（二） 第三條に左の第四段を補充す。

「需要充足券は之を讓渡することを得ず、且つ貸付金受領者にありても販賣所にありても之を擔保に供することを得ず。」

第二條 本節の規定は一九三五年一月一日より其の效力を發生す。

第二節

第一條 一九三四年三月二十八日附結婚獎勵法改正法の文言に於ける一九三三年六月一日附失業緩和法第五章（結婚獎勵）第二十一條第二項の文言を左の如く改正す。

「（二） 結婚補助課金の收入が一九三三及一九三四會計年度に於て千二百萬ライヒスマルクを超ゆるときは當該收入はライヒの特別財產を形成しライヒ大藏大臣之を管理す。一九三五年一月以降に於ては所得税中のライヒ歸屬分中より月額千二百五十萬ライヒスマルクを分離し之を特別財產に繰入るゝことを要す」

第二條　本節第一條は一九三四年三月三十一日より其の效力を發生す。同時に一九三四年三月二十八日の結婚奬勵法改正法第二節は其の效力を失ふ。

六　農業よりの勞働力需要の充足に關する法律

（一九三五年二月二十六日）

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。一九三四年五月十五日附勞働雇傭規制法第三條の文言を左の如く改正す。

「第三條（一）　ライヒ職業紹介失業保險局長官は農業よりの勞働力需要の充足の爲命令公布前に於ける一定期間內に農業に從事したることあるも命令發布の時に於ては農業以外の經營又は職業に從事せる勞働者又は使用人は企業者（雇主）に於て之を其の經營より解雇すべき旨を命令することを得。

（二）　中央救護所の許可ある場合に限り解約告知を爲し得る旨を規定せる總ての法規は其の效力を妨げず」

七　國民勞働秩序法

（一九三四年一月二十日）

本法はナチス獨逸の勞働立法の根幹を爲すものであつて、ナチス政權樹立後に於ける各種の過渡的法規を集大成すると共に將來の立法に對する礎を据へたところの言はゞ獨逸の新勞働憲章とも稱すべき重要法規である。從て本法の根底を流るゝ思想は所謂全體的國家觀であ

りそれは次の如き本法の特色となつて具現されてゐる。卽ち第一に企業者と勞働者との關係は從來の階級的社會觀に立脚する對立關係として規定せられず、兩者はお互の信頼の上に立つて經營共同體を構成し企業者は指導者として勞働者の福祉に努力すると共に從屬者たる勞働者は經營共同體に對する忠實を守るべき義務を有するものと規定せられてゐる。第二に勞働條件に付ても勞資鬪爭の機關たる勞働組合の解消せられたる結果勞働條件の劃一的集團的規制は廢止せられ各經營の內部に於て其の特殊性に適合せる個別的決定が行はれることゝなつた。

第三に經營內部の管理に付ては指導者及信任協議會を中心とする自治的運營を主とすると同時に國家官吏たる勞働管理官に强力なる權限を賦與することによつて國民共同體の全體的利益を擁護せしめてゐる。

ライヒ政府は左の法律を定め茲に之を公布す。

第一章　經營の指導者及信任協議會

第一條　經營內に於て企業者は經營の指導者として使用人及勞働者は從屬者として經營目的の促進並に國民及國家の共同利益の爲に共同して働くものとす。

第二條　（一）　經營の指導者は本法に規制せらるゝ限りに於て總ての經營事項に關し從屬者に對して決定を行ふ。

（二） 經營の指導者は從屬者の福祉に努むることを要す、從屬者は指導者に對し經營共同體に確立されたる忠實を保持することを要す。

第三條 （一） 法人及人的團體にありては法定代理人を經營の指導者とす。

（二） 企業者又は法人及其の他の人的團體に於ける法定代理人は經營管理に責任を以て關與する者に對し代理を委任することを得。企業者及法定代理人が自ら經營の管理に當らざるときは必ず此の委任を行ふことを要す。重要ならざる事項に付ては其の他の者に對しても委任することを得。

（三） 經營の指導者が第三十八條に基き名譽裁判所の確定裁判により指導者たる資格を剝奪せられたるときは他の指導者を選任することを要す。

第四條 （一） 行政も亦之を本法に言ふ經營と看做す。

（二） 主たる經營と共通の管理により結合せられたる附屬經營及經營部門は主たる經營より遠隔の地にある場合に限り之を獨立の經營と看做す。

（三） 本法の規定は第三十二條及第三十三條を除く外海上、河川及航空運輸の船舶並に其の乘員には之を適用せず。

第五條 （一） 常時二〇名以上の從業員を有する經營の指導者に對しては從屬者中より信任委員を出して其の諮問に應ぜしむ。信任委員は指導者の指揮の下に經營信任協議會を構成す。

（二） 家內工業を營む者にして主として同一經營の爲に單獨又は家族と共に勞働する者も亦信

任協議會に關する規定の意味に於ける從屬者に屬す。

第六條　（一）　信任協議會は經營共同體內部に於ける相互的信頼を深むべき義務を有す。

（二）　信任協議會は勞働給付の改善、一般勞働條件特に經營規則の形成並に實施、經營保護の實施及改善、總ての經營所屬者相互間並に經營との結合の强化及共同體の全員の福祉に役立つ一切の處置に付協議することを其の任務とす。信任協議會は更に經營共同體內部に於ける一切の爭議の調停に努力すべきものとす。信任協議會は經營規則による賠償金の確定に先立ち之を聽取することを要す。

（三）　信任協議會は其の各個の任務を特定の信任委員に委任することを得。

第七條　（一）　信任委員の數は左の如し。

從業員の數二〇名以上四九名以下の經營……………………二名

〃　〃五〇名以上九九名以下の經營……………………三名

〃　〃一〇〇名以上一九九名以下の經營…………………四名

〃　〃二〇〇名以上三九九名以下の經營…………………五名

（二）　信任委員の數は更に從業員三〇〇名を增す每に一名を加へ最高十名とす。

（三）　同數の代理人を準備することを要す。

（四）　信任委員の選任に當りては使用人勞働者及家內工業經營者を適當に考慮すべし。

第八條　信任委員は滿二十五歲以上にして少くとも一箇年間經營又は企業に所屬し且つ少くと

も二箇年間同一又は類似の職業部門若くは營業部門に從事したる者に限るべきものとす。信任委員は公民權を有し獨逸勞働戰線に所屬し模範的人格を備へ且つ何時たりとも躊躇するところなく國民國家を擁護すべき旨の保證を供することを要す。本法施行後最初に行はるゝ信任委員の指定に付ては一箇年間經營に所屬せることを要する旨の條件は之を免除することを得。

第九條（一）經營の指導者は每年三月ナチス經營細胞組織の首長の同意を得て信任委員及其の代理人の名簿を作製す。從屬者は直ちに無記名投票により名簿に對する贊否を決定することを要す。

（二）經營の指導者とナチス經營細胞組織の首長との間に推薦すべき信任委員及其の代理人に關し意見の一致を見ざるか、又は其の他の理由により信任協議會の成立せざる場合、特に從屬者が名簿を承認せざる場合に於ては勞働管理官は必要數の信任委員及其の代理人を任命することを得。

第十條（一）信任協議會の成員は國民勞働日（五月一日）に從屬者の面前に於て其の職務の執行に際し自己の利益を抑制し專ら經營及共同體の福祉に奉仕し且つ其の行狀及任務の遂行上經營所屬者の模範たるべき旨を嚴肅に宣誓するものとす。

（二）經營に於て信任協議會設置の條件が第九條第一項に定むる時期以後に生じたるときは信任委員の任命（第九條）及信任協議會の誓約は直ちに之を爲すことを要す。

第十一條 信任協議會の職務は宣誓終了後に始まりし原則として五月一日——每年四月三十日

を以て終了す。

第十二條 信任協議會は必要に應じ經營指導者之を召集すべきものとす。召集は信任委員半數の申請あるときは之を爲すことを要す。

第十三條 （一） 信任委員の職務は名譽職とし其の職務の執行に對しては報酬を支給することを得ず。任務の遂行上必要なる勞働時間の喪失に對しては通常の賃銀を支拂ふことを要す。必要なる費用は經營管理費より辨濟すべし。

（二） 信任協議會に課せられたる任務の秩序的遂行に必要なる設備及事務用品は經營管理費より支辨すべし、經營の指導者は信任委員に對し其の任務の遂行に必要なる報告を爲すべき義務を有す。

第十四條 （一） 信任委員の職務は自發的辭任を別として經營よりの脫退と共に消滅す。信任委員の雇傭關係の解約告知は經營の休止又は經營分割の結果必要となりたる場合若くは解約告知期間の遵守を要せずして解約告知を爲し得べき理由に基くに非ればこれを爲すことを得ず。

（二） 勞働管理官は事柄及人物上の不適任の故を以て信任委員を解任することを得。解任せられたる信任委員の職務は勞働管理官の決定が信任協議會に對し書面を以て通達せらるゝと同時に消滅す。

（三） 信任委員の職務は更に第三十八條第二號乃至第五號の罰の名譽裁判所による判決確定と共に消滅す。

第十五條 退任し又は一時差支を生じたる信任委員の地位は推薦名簿に登錄せる順位に從ひ代理人補充員として就任す。補充員既に存せざるときは信任協議會の殘存任期に對し勞働管理官に於て新信任委員を任命す。

第十六條 一般勞働條件特に經營規則の形成に關する經營の指導者の決定が經濟的又は社會的事情に適合せざるものと認めらるゝ場合に於ては之に對し信任協議會の過半數を以て遲滯なく勞働管理官に書面を以て訴を提起することを得。經營の指導者の決定の效力は訴の提起により妨げらるゝことなし。

第十七條 經濟上又は技術上同種類なるか又は經營目的上相關聯する多數の經營が一企業者の所有に屬するときは當該企業者又は企業者自ら企業を管理せざる場合には其の任命せる企業の指導者は社會的事項に關する諸問の爲各個の經營の信任協議會より一名づつの顧問を任命することを要す。

第二章 勞働管理官

第十八條 (一) ライヒ勞働大臣がライヒ經濟大臣及ライヒ內務大臣の同意を得て其の限界を決定すべき大經濟地域に對し勞働管理官を任命す。勞働管理官はライヒ官吏にしてライヒ勞働大臣の監督に服す。勞働管理官の駐在地はライヒ經濟大臣の同意を得てライヒ勞働大臣之を定む。

(二) 勞働管理官はライヒ政府の準則及指令の拘束を受くるものとす。

第十九條 (一) 勞働管理官は勞働平和の維持に努力すべし。此の任務の遂行の爲勞働管理官

は　左の諸項を執行すべし。
一、信任協議會の構成及事務の執行を監督し且つ爭議に付き決定を行ふこと
二、第九條第二項、第十四條第二項及第十五條に從ひ經營の信任委員を任免すること
三、第十六條による信任協議會の訴に付き決定を行ふこと、勞働管理官は經營の指導者の決定を破毀し自ら必要なる規制を定むることを得
四、第二十條に基き申告せられたる解雇に付き決定を行ふこと
五、經營規則に關する規定（第二十六條以下）の履行を監督すること
六、第三十二條に定むる條件に從ひ準則及賃率規則を確定し且つ其の履行を監督すること
七、第三十五條以下による社會的名譽裁判の施行に參與すること
八、ライヒ勞働大臣及ライヒ經濟大臣の細目的訓令に從ひ社會政策的發展に付き常にライヒ政府に報告すること
（二）ライヒ勞働大臣及ライヒ經濟大臣は法律の範圍外に於て勞働管理官に對し其の他の任務を委任することを得。
（三）勞働管理官は第一項第三號に揭げたる事項の審理を專門家委員會（第二十三條第三項）に委任することを得。但し其の決定は勞働管理官之を行ふものとす。
第二十條　（一）經營の企業者は左の場合に於ては豫め勞働管理官に對し書面を以て申告を爲すべき義務を有す。

（イ）常時百名以下の從業員を有する經營に於て九名以上の從業員

（ロ）常時百名以上の從業員を有する經營に於て經營に常時從事する從業員百名に付き十名又は五十名以上の從業員を四週間以内に解雇せんとするとき

（二）第一項により豫め申告を要する解雇は申告が勞働管理官の下に到達したる後四週間を經過せざる間は勞働管理官の許可を得たる場合に限り有效とす勞働管理官は其の許可に溯及力を賦與することを得勞働管理官は申告提出後二箇月を限度とする期間を經過するに非れば解雇は其の效力を有せざる旨を命令することを得、解雇が第一段及第二段の規定により有效となりたる時より四週間以内に實行せられざる限りに於て申告は爲されざりしものと看做す期間の定めなき解雇に對する權利は之を妨げず。

（三）企業者が從業員を第二項に定めたる期日迄全時間勞働せしめ難きときは管理官は企業家に對し此の期間其の經營内に勞働時間の短縮（勞働の擴散）を實施することを許可することを得但し此の場合一從業員の週勞働時間は之を二十四時間以下に低下せしむることを得ず、企業者は勞働擴散の場合に於ては勞働時間を短縮せられたる從業員の賃銀又は俸給を之に應じて引下ぐることを得、但し引下は一般法律規定又は契約上の定による勞働關係の終了後に非れば其の效力を發生せず。

（四）通常特定の季節に勞働の繁忙となり（季節的經營）又は通常一箇年の中三箇月以上勞働せざる經營（一定期經營）に於ては經營の此の特性に基く解雇につきては第一項乃至第三項の規定を

適用せず。

第二十一條 ライヒ勞働大臣は勞働管理官の管轄する經濟地域の大さ及特殊的經濟事情により必要なる限りに於て勞働管理官の下に代理官を置くことを得。ライヒ勞働大臣又は勞働管理官は其の任務の全部又は一部を一定地區又は一定營業部門に付き代理官に委任することを得。代理官はライヒ勞働大臣及勞働管理官の指令拘束を受く。

第二十二條 (一) 勞働管理官が其の任務の遂行の際發する書面による一般的命令に對し繰返し故意に違反したる者は罰金に處す。罪狀特に重き場合には罰金に代へ又は之と同時に禁錮に處することを得。刑の訴追は勞働管理官の告訴を俟つて之を行ふ。

(二) 公刑に處せらるべき行爲に對する公刑の判決は當該行爲に對する社會的名譽毀損としての訴追を妨げず。

第二十三條 (一) 勞働管理官は其の管轄地域の一般的又は基本的問題の諸問の爲其の地域の各種經濟部門より專門家顧問會を召集す。專門家の四分の三は獨逸勞働戰線の推薦名簿の中より選任すべきものとし獨逸勞働戰線は各種職業團體及經濟部門を考慮したる上先づ管理官の管轄地區內の經營に於ける信任協議會所屬の適任者を過半數を以て推薦することを要す。經營の指導者及信任委員は略同數を名簿に記載することを要す。必要なる專門家の四分の一は管理官に於て其の管轄地區內の他の適任者中より任命することを得。

(二) ライヒ政府の法律により經濟の團體的編成が實施せられたる限りに於ては獨逸勞働戰線

は其の指命すべき專門家を團體の同意を得て推薦することを要す。

（三） 勞働管理官は各個の場合に於て更に專門家委員會を召集することを得。

第二十四條 專門家は其の職務執行の開始に先立ち、勞働管理官之に宣誓を行はしむることを要す。專門家は其の良心に從ひ如何なる特殊利益をも求めず專ら國民共同體の福祉に奉仕すべき旨を宣誓すべし、宣誓に付きては民事訴訟法第四百八十一條の規定を準用す。

第二十五條 勞働管理官及其の他の獨逸官廳は其の權限內に於て本法の執行の際相互に職務上の援助を爲すべき義務を有す。

第三章　經營規則及賃率規則

第二十六條 常時二十名以上の使用人及勞働者を使用する經營に於ては經營の指導者は經營の從屬者（第一條）の爲に經營規則を書面を以て發布することを要す。

第二十七條 （一） 經營規則は左の勞働條件を記載することを要す。

一、一日の通常勞働時間及休憩の開始及終了

二、勞働報酬支給の時及方法

三、經營に於て出來高拂勞働又は請負勞働の行はるゝ限りに於て出來高拂勞働又は請負勞働の計算の基礎

四、賠償金の定めあるときは其種類、額及徵收に關する規定

五、告知期間の遵守なくして勞働關係の解約告知を爲し得べき事由、但し法定の事由による

ものに付きては此の限りに在らず

六、法律規定の範圍內に於て經營規則又は勞働契約に於て勞働關係の違法的解約に對する賠償金の定めあるときは徵收せられたる賠償金額使途

（二）他の法律又は命令中に勞働規則の强制的規定に付き本條第一項の規定は其の效力を保持す定を超ゆる規定あるときは當該規定は其の效力を保持す。

（三）經營規則には、法律の定むる規定の外勞働報酬の額及其他の勞働條件に關する規定並に經營の秩序、經營內に於ける從業員の行動及災害の防止に關する規定を設くることを得。

第二十八條（一）從業員に對する賠償は經營の秩序又は安全に對する違反に付きてのみ之に課することを得。金錢による賠償は平均一日勞働所得の半額を超ゆることを得ず。但し特に擧ぐべき重大なる違反に對しては平均一日勞働所得の金額迄の賠償を定むることを得。賠償金の使途はライヒ勞働大臣之を決定す。

（二）賠償金の課徵は信任協議會（第六條）の存するときは其の評議を經て經營の指導者又は其の代理人之を行ふ。

（三）第一項及第二項の規定は經營規則の定めなき經營に於ける勞働契約による賠償の課徵に付きても之を適用す。

（四）經營規則の定めある經營に於ては解約豫告期間の遵守なくして勞働關係の解約告知を爲し得べき法定事由を勞働契約により擴張し又は增加することを得ず。

第二十九條　經營規則に於て勞働者又は使用人に對する勞働報酬を定むる場合に於ては各個の經營所屬者の給付に應じて報酬を支給し得る餘地の存する如き標準を以て最低率を定むることを要す。其の他特別の給付に對し適當なる報酬を支給し得る樣考慮を拂ふことを要す。

第三十條　經營規則の規定は經營所屬者に對し最低條件として法律的拘束力を有す。

第三十一條　（一）經營規則及其經營に適用せらるゝ賃率規則の印刷物は經營の各課に於て經營所屬者の見易き適當なる場所に掲示すべし。

（二）經營規則は其の中に他の期日を定めざる限り其の掲示の翌日より效力を發生す。請求あるときは經營從業員に對し經營規則の印刷物を交付することを要す。

第三十二條　（一）勞働管理官は專門家委員會（第二十三條第三項）の協議を經て經營規則及個別勞働契約に對する準則を定むることを得。

（二）勞働管理官は其の管轄地區內の一團の經營の從業員保護の爲勞働關係規制の爲の最低條件を定むべき緊急の必要あるときは專門家委員會（第二十三條第三項）の協議を經て書面を以て賃率規則を發布することを得。此の場合第二十九條は之を準用す。賃率規則の規定は其の適用を受くる勞働關係に對し最低條件として法律的拘束力を有す。之に反する經營規則の規定は無效とす。勞働管理官は賃率規則に從ひ規定せらるゝ勞働關係又は徒弟關係より生ずる民事訴訟事件に付き賃率規則に於て勞働裁判所法に基き賃率契約當事者に對し可能なる範圍に於て勞働裁判權を排除することを得。

(三) 準則及賃率規則は勞働管理官之を公示すべし。

第三十三條 (一) 管理官の管轄地區を著しく超ゆる適用範圍に亙り第三十二條第一項に基く準則又は賃率規則を發布する必要あるときはライヒ勞働大臣は其の規制の爲特別勞働管理官を定む。更にライヒ勞働大臣は特定任務の處理の爲特別管理官を任命することを得。

(二) 特別勞働管理官に對しては第十八條第二項、第二十二條、第二十三條第三項、第二十四條、第二十五條及第三十二條を準用す。

(三) 勞働管理官は特別管理官の發布したる準則及賃銀規則の其の地區內に於ける施行に付き監督することを要す。但し特別の場合に於てライヒ勞働大臣が此の任務をも特別管理人に委任したるときは此の限りに在らず。

第三十四條 通常單獨又は其の家族及二名以下の使用人と共に勞働する家內工業經營者に對しては其の注文主との關係に付き第三十二條第二項及第三項並に第三十三條の規定を準用す。ライヒ勞働大臣又は勞働管理官は其他の家內工業經營者仲介者及其他の被傭者類似の者を其の經濟的に獨立性を有せざる故を以て前掲家內工業經營者と同一に取扱ふことを得。

第四章　社會的名譽裁判

第三十五條 經營共同體の各所屬者は經營共同體內部に於ける其の地位に應ずる義務を良心的に履行すべき責任を有す、各所屬者は經營共同體に於ける其の地位に伴ふ尊敬に値することを其の行動により示すことを要す。特に各所屬者は常に其の責任を自覺して經營の勤務に其の全力を

捧げ共同の福祉の爲己を沒却することを要す。

第三十六條 （一） 經營共同體に基く社會的義務に對する重大なる違反は社會的名譽の違反として名譽裁判所之を處罰す。左の場合には社會的義務に對する重大なる違反ありたるものとす。

一、企業者、經營の指導者又は其他の監督者が經營に於ける其の權力的地位を濫用し惡意を以て從屬者の勞働力を酷使し又は從屬者の名譽を毀損したるとき

二、從屬者に屬する者が從屬者を煽動し經營內に於ける勞働平和を危くしたるとき、特に信任委員として故意に經營の遂行に許すべからざる干涉を加へ又は經營共同體內部の共同精神を繼續的惡意的に攪亂したるとき

三、經營共同體の所屬者が勞働管理官に對し繰返し理由なき抗告又は申立を輕卒に提出し若くは勞働管理官の書面による命令に頑强に違反したるとき

四、信任協議會の成員が其の職務の執行の際知り且つ其の祕密なることを示されたる機密、經營又は事務上の祕密を權限なくして公表したるとき

（二） 官吏及軍人は社會的名譽裁判に服さず。

第三十七條 第三十六條に揭げたる社會的名譽の違反に對する名譽裁判所の訴追は其の時效期間を一箇年とす。

第三十八條 名譽裁判所の刑罰は左の如し。

一、戒告
二、譴責
三、一萬ライヒスマルク以下の罰金
四、經營の指導者たる資格（第一條乃至第三條）又は信任委員の職務執行の資格（第五條以下）の剝奪
五、從來の勞働場所よりの放逐、此の場合名譽裁判所は法定又は協定解約豫告期間と異る期間を定むることを得。

第三十九條　（一）經營所屬者に對し罰せらるべき行爲に付き訴の提起ありたるときは同一事實に基く名譽裁判手續は之を中止すべし。

（二）刑事手續に於て無罪の判決ありたるときは其の手續に於て審理せられたる事實が其れ自體に於て且つ刑法に規定せらるゝ行爲の構成事實と獨立に名譽裁判による處罰の對象となる限りに於てのみ名譽裁判手續を行ふ。

（三）刑事手續に於て判決の行はれたるときは名譽裁判長は名譽裁判手續を執行するや否やを決定すべし。

第四十條以下の規定に別段の定めなきときはランド裁判所の管轄權に屬する刑事事件の手續に關する刑事訴訟令の規定及裁判所構成法第百五十五條第二號、第百七十六條、第百八十四條乃至第百九十八條の規定は之を名譽裁判手續に準用す。檢事の共同は之を行はず。

第四十一條 （一） 社會的名譽の違反に付きては勞働管理官の請求に基き其の各地區に置かるべき名譽裁判所之を決定す。

（二） 名譽裁判所はライヒ勞働大臣の同意を得てライヒ司法大臣の任命する司法官一名を裁判長とし、經營の指導者一名及信任委員一名を陪席員として之を構成す。經營の指導者及信任委員は第二十三條の規準に從ひ獨逸勞働戰線の作製せる推薦名簿の中より名譽裁判所裁判長之を選任す。選任は名簿の記載順位に從ふことを要す。但し可能なる限り被告人と同一の營業部門に屬する者を選ぶべきものとす。

第四十二條 裁判長は陪席員をして其の職務執行に先立ち其の職務を良心的に遂行すべき旨を宣誓せしむることを要す。

第四十三條 經營所屬者による社會的名譽の違反に對する告發は證據物件を附し書面により當該經營の所在地區の勞働管理官に對し之を爲すことを要す。管理官は告發又は其他の方法により社會的名譽の重大なる違反を知りたるときは直ちに事實を調査し特に其の際被疑者を訊問し且つ名譽裁判所に告訴すべきや否やを決定すべし。管理官は名譽裁判手續開始の請求の際其の爲したる調査の結果を添附することを要す。

第四十四條 名譽裁判長は其他必要なる調査を自ら行ひ又は之を命令すべし。

第四十五條 名譽裁判所裁判長は名譽裁判手續開始の請求を理由なきものとして却下することを得。勞働管理官は其の請求を却下せられたるときは却下決定の送達ありたる後一週間以內に名

譽裁判所に於ける公判を請求することを得。

第四十六條　（一）名譽裁判所裁判長は管理官の請求を理由ありと認めたるときは戒告、譴責又は百ライヒスマルク以下の罰金を宣告することを得。被疑者及勞働管理官は此の決定に對し決定の送達ありたる後一週間以内に名譽裁判所に對し書面により又は書記課の記錄を以て異議を申立つることを得。

（二）法定期間内に異議の申立ありたるときは名譽裁判所の公判に附す。但し其の開始前に申立の取下ありたるときは此の限りに在らず。

第四十七條　（一）名譽裁判所裁判長自ら決定を與へざるときは（第四十六條第一項第一段）裁判長は名譽裁判所の口頭辯論の期日を決定すべし。

（二）名譽裁判所は口頭公開辯論の結果に基き自由裁量を以て判決を行ふ。名譽裁判所は請求又は職權に基き證人及專門家を宣誓の上審問し且つ其他の證據物件の蒐集を命令することを得。名譽裁判所裁判長は辯論の公開を禁止することを得。

第四十八條　（一）勞働管理官は公判に立會ひ申立を爲す權利を有す。

（二）被告人は公判に於て書面により全權を委任せる辯護人を以て代理せしむることを得。

第四十九條　（一）名譽裁判所の判決に對しては勞働管理官は如何なる場合に於ても控訴することを得べく被告人は百ライヒスマルク以上の罰金又は第三十八條第四號及第五號に掲げたる刑の宣告を受けたる場合に限り控訴することを得。控訴に關する判決はライヒ名譽裁判所之を行ふ。

（二） 控訴は名譽裁判所の判決の送達ありたる後二週間以内に書面により又は書記課の記錄を以て之を爲すことを要す。控訴は執行延期の效力を有す。

第五十條 ライヒ名譽裁判所は之をベルリンに置く。ライヒ名譽裁判はライヒ勞働大臣の同意を得てライヒ司法大臣の任命する上級司法官二名中一名を裁判長とし他の一名を陪席員とし更に經營の指導者信任委員及ライヒ政府の指定する者各一名を陪席員とする構成を以て判決を行ふ。

第四十一條第一項第二段は之を準用す。

第五十一條 （一） ライヒ名譽裁判所は名譽裁判所の決定を其の全範圍に付き再審理すべし。ライヒ名譽裁判所は名譽裁判所の決定に拘束せらるゝことなく且つ異議申立ありたる決定を自由裁量を以て變更することを得。

（二） 名譽裁判所の手續に付きては第四十二條、第四十四條、第四十七條第二項及第四十八條を準用す。

第五十二條 勞働管理官は名譽裁判所裁判長の決定以前又は第一審判決の言渡ある前に於ては名譽裁判所に對する請求を取下ぐることを得。

第五十三條 （一） 罰金として納付せらるゝ金額はライヒ勞働大臣が他の方法を定めざる限り之を國庫に送附すべし。

（二） 罰金刑を宣告せる決定の執行は刑を宣告せる裁判所の書記の交付する執行權證明添附の認證判決書謄本に基き、民事訴訟事件に於ける判決の執行に關する規定に從ひ勞働管理官之を行

ふ。

第五十四條 經營の指導者又は信任委員たる資格の剝奪若くは從來の勞働場所よりの放逐の宣告ありたるときは勞働管理官は其の判決の執行を監督することを要す。

第五十五條 （一） 名譽裁判所及ライヒ名譽裁判所の物的並に人的費用はライヒの負擔とす。

（二） 裁判手續の費用は其の全部又は一部を有罪判決を受けたる者に負擔せしむることを得。

第五章 解約告知保護

第五十六條 （一） 使用人又は勞働者が同一經營又は同一企業に一箇年以上雇傭せられたる後解約告知を受けたるときは其の經營が常時二十名以上の從業員を有し且つ解約告知が不當に苛酷にして且つ經營關係の必要によりたるもののならざる場合には當該使用人又は勞働者は解約告知の到達後二週間以內に勞働裁判所に對し解約告知取消の訴を提起することを得。

（二） 經營內に信任協議會の設けあるときは告訴の際雇傭繼續に關する協議會の協議が不結果に終りたる旨の信任協議會の證明書を添附することを要す。解約告知を受けたる者が解約告知の到達後五日以內に信任協議會に提訴したるも信任協議會が提訴後五日以內に證明書を交付せざりし旨を證明したるときは證明書の提出を免除することを得。

第五十七條 （一） 裁判所は解約告知の取消を宣告する場合に於ては職權を以て企業者が取消を拒絕したる場合の損害賠償を判決中に確定することを要す。

（二） 企業者は勞働裁判所法第六十二條第一項第二段により判決の假執行が排除されざる限り

に於て、判決の送達ありたる後三日以内に解約告知の取消及損害賠償の中何れを選ぶかを解約告知を受けたる者に對し通告すべし。右期間内に企業者が此の通告を爲さゞるときは損害賠償を選擇したるものと看做す。通告期間は其の滿了前郵便に投函することによりて遵守せらる。企業者は解約告知の取消を選擇したることにより判決に對する控訴の提起を妨げらるゝことなし、控訴に於て訴の棄却ありたるときは此の時を以て解約告知の取消は其の效力を失ふ。

(三) 控訴審の判決に於て額を異にする損害賠償が決定せられたるときは第二項に規定せられたる期間は控訴判決の送達ありたる時より新に進行するものとす。

第五十八條 損害賠償の決定に當りては解約告知を受けたる者の經濟狀態並に經營の經濟的給付能力に付き適當なる考慮を拂ふことを要す。損害賠償は勞働關係の繼續期間に從つて之を算定す。損害賠償は最終の年勞働所得の十二分の六を超ゆることを得ず。解約告知が恣意的に又は薄弱なる理由を以て經營內の權力的地位の濫用によつて行はれたること明かなるときは裁判所は最終の年勞働所得の金額迄損害賠償を決定することを得。

第五十九條 解約告知を取消したる場合にありては企業者は解約告知を受けたる者に對し解雇より再雇傭迄の期間に對し賃銀又は俸給を支給すべき義務を有す。民法第六百十五條第二段は之を準用す。企業者は更に解約告知を受けたる者が此の期間內に失業救濟費又は公共救護費中より支給せられたる公法上の給付を控除し且つ其の金額を給付機關に返濟することを要す。

第六十條 解約告知を受けたる者は、此の間に於て新規雇傭契約を締結したるときは從來の企

業者の下に於ける雇傭の繼續を拒絶する權利を有す。解約告知を受けたる者は此の點に付き第五十七條第二項及第三項に規定せられたる企業者の通告を受領したる後遲滯なく但し遲くとも三日以内に口頭又は書面により企業家に對し通告を爲すことを要す。此の通告を爲さゞるときは拒絶の權利を失ふものとす。解約告知を受けたる者が其の拒絶權を行使したるときは解雇より新規雇傭關係に入りたる日迄の期間に對してのみ賃銀又は俸給を支給すべきものとす。第五十九條第二段及第三段は之を準用す。

第六十一條（一） 解約告知期間の遵守なき解約告知を受けたる勞働者又は使用人は此の解約告知の無效を主張する訴訟手續に於て許容され得る次の告知期日に對し當該告知が有效と看做さるゝ場合に對し第五十六條に基き之の告知の取消の訴を同時に提起することを得。此の訴は一審口頭辯論の終了前に限り之を許す。此の訴が解約告知のありたる後二週間以内に提起せられたるときは第五十六條第一項に規定せる期間の遵守ありたるものと看做す。第五十六條第二項の規定は此の場合之を適用せず。

（二） 第一項の場合に於て解約告知取消の訴が認められたるときは第五十七條により決定せられたる損害賠償は解約告知の效力發生迄の期間に對する賃銀請求權を妨げず。

第六十二條 第五十一條乃至第六十一條は法律又は賃率規則に定められたる義務に基く解約告知に付きては之を適用せず。

第六章 公務に於ける勞働

第六十三條 ライヒ、ランド、ライヒスバンク、獨逸ライヒ鐵道會社「ライヒ自動車道路會社」地方團體（地方團體聯合）及其他の公法上の社團、財團、營造物の行政並に經營に使用せらるゝ使用人及勞働者に對しては本法第一章乃至第五章の規定は之を適用せず。此の限りに於て其の規制は特別法により之を行ふ。

第七章　終結規定及經過規定

第六十四條（一）國民勞働秩序法は其の施行の爲の處置及第六十四條、第七十條、第七十二條の終結及經過規定に付きては公布の日より、第七十三條の規定に付きては一九三四年四月一日より其の效力を發生す。其の他の規定は第六十五條乃至第六十九條に規定せる法律並に命令の改正と共にライヒ勞働大臣がライヒ經濟大臣の同意を得て別の期日を定めざる限りに於て一九三四年五月一日より施行す。

（二）ライヒ勞働大臣はライヒ經濟大臣の同意及本法第六章に付きてはライヒ大藏大臣及ライヒ内務大臣の同意をも得て本法の施行並に補充の爲法律命令及一般行政命令を發布し且つ其の場合現行法律規定と異る規定を定むる權限を有す。

第六十五條 左の法律並に命令は之を廢止す。

一、經營協議會法及同法に基き發せられたる命令及規則

二、一九二一年二月五日附經營貸借對照表及損益計算表に關する法律

三、一九二二年一月十五日附經營協議會委員中より監査役會員選出に關する法律及選擧規則

四、一九三三年四月四日附經營代表及經濟團體に關する法律中第三章及第五章を除きたるもの及廢止規定の爲に發せられたる命令

五、一九三三年九月二十六日附經營代表及經濟團體法改正法

六、賃率協約令及此の命令に基き發せられたる規定

七、一九二三年十月三十日附調停制度令及一九二三年十二月二十九日附調停制度令第二次施行令

八、一九三三年五月十九日附勞働管理法及一九三三年六月十三日附施行令並に一九三三年七月二十日附調停官の殘存任務の勞働管理官への委讓に關する法律

九、一九三三年五月十八日附勞働裁判所、調停官廳、家內勞働專門委員會の陪席員に關する法律、但し第一節第四條は之を除く

十、一九二三年十月十五日附經營休止及勞働擴散に關する命令の文言による一九二〇年十一月八日附經營破綻及經營休止處置に關する命令

十一、一九二〇年十一月十日附ガス水道電氣の供給に從事する經營の休止に關する命令

第六十六條乃至第七十三條略

八　勞働手帳採用法　（一九三五年二月二十六日）

勞働者使用人等の人物職業及經歷を正確且つ迅速に知り得ることは失業對策其他の勞働統制に當り有力なる手引を供することは言ふ迄もない。本法は此の趣旨の下に制定せられたもので其の第一條に於て「獨逸經濟に於ける勞働力の合目的なる分配を保證する目的を以て勞働手帳を採用す」と規定せられてゐる。ナチス勞働立法中異色あるものの一つとして注目に値するものと信ずる。

尙本法に付ては一九三五年五月十六日附を以て其の施行令が發令せられてゐるので之をも併せ譯出して置いた。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條　（一）　獨逸經營に於ける勞働力の合目的なる分配を保證する目的を以て勞働手帳を採用す。

（二）　勞働手帳の適用を受くべき者の範圍實施の時期及勞働手帳の形態に關する細目はライヒ勞働大臣之を決定す。

第二條　第一條により勞働手帳の適用を受くる勞働者及使用人はライヒ勞働大臣の定むる期日以後に於ては正式に發行せられたる勞働手帳を所有する場合に限り雇傭せらるゝことを得。

第三條　（一）　勞働手帳は勞働事務所之を發行す。

（二）　他の機關は特別の法律規定により除外例を認められざる限り勞働者又は使用人の雇傭又は雇傭の際の優先權を決定すべき勞働手帳又は之に類似の證明書を發行することを得ず。

第四條 （一） 第二條の規定に違反して勞働者又は使用人を雇傭し又は勞働者又は使用人として雇傭せられたる者は禁錮及罰金又は其の一を課す。

（二） 故意に第三條の規定に違反し勞働手帳又は之に類似の證明書を發行したる者は禁錮及罰金又は其の一を課す。

第五條 ライヒ勞働大臣は本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布する權限を有す。當該命令に於てライヒ勞働大臣は其の發したる規定に對する違反に對し第四條に規定せる刑を適用すべき旨及其の適用範圍に關し命令することを得。

第六條 本法は一九三五年四月一日より之を施行す。施行及補充規定は本法施行前に於ても之を發布することを得。

ライヒ勞働奉仕の奉仕期間及團員數に關する總統兼ライヒ總理大臣の布告 （一九三五年六月二十七日）

一九三五年六月二十六日附ライヒ勞働奉仕第三條に關し左の如く命令す。

ライヒ勞働奉仕の奉仕期間は當分の間之を半箇年とす。

ライヒ內務大臣はライヒ陸軍大臣の同意を得て過渡期の間兵役義務者の特定群に對し勞働奉仕義務の全部又は一部を免除する權限を有す。

ライヒ勞働奉仕の團員數は一九三五年十月一日より一九三六年十月一日迄の期間に對し幹部を

含めて平均二十萬人と定む。

九　勞働手帳採用法施行令　（一九三五年五月十六日）

一九三五年二月二十六日附勞働手帳採用法第一條及第五條に基き左の如く命令す。

第一條　（一）　徒弟見習を含む勞働者、使用人は勞働手帳を保有するものとす。但し左の場合は之を除く。

一、月額一千ライヒスマルクを超ゆる確定報酬契約ある雇傭

二、船舶乘組員としての雇傭

三、外國に住所を有する勞働者及使用人の雇傭

四、一九三四年三月二十三日附家內勞働法第八條による報酬證明書の提出を必要とする家內勞働への雇傭

五、國民敎育の義務ある兒童の雇傭

ライヒ職業紹介失業保險局長官はライヒ勞働大臣の同意を得て前揭のもの以外の例外を認むることを得。

（二）　特定の雇傭に付き勞働手帳の所持を必要とするや否やに付き疑あるときは經營行政又は家政の所在地の管轄勞働事務所之を決定す。其の決定は裁判所に對し拘束力を有す。

第二條　（一）　勞働手帳は勞働者又は使用人の申請により之を發行す。申請の形式及內容に關

する細目はライヒ職業紹介失業保險局長官之を決定す。申請の際は申請提出者が警察署に屆出を爲したる旨の地方警察署の證明書を添附することを要す。警察署の證明書は料金及印紙税を免除す。

（二）勞働手帳發行の權限は申請提出者が警察署への屆出を爲したる地區の勞働事務所に屬す

第三條 申請提出者は自己の人物及職業經歷に付き要求せらるゝ陳述を正確且つ完全に行ふことを要す。

第四條 （一） 勞働手帳はライヒ勞働大臣の定むる樣式を採用すべし。

（二） ライヒ職業紹介失業保險局長官は勞働手帳に代へ其の定むる樣式に從ふ假證明書を發行し得べき旨を命令することを得。該證明書は其の定むる期間中勞働手帳としての效力を有す。

（三） ライヒ職業紹介失業保險局長官は勞働事務所による勞働手帳の發行及補充に關する細則を定む。失業保險局長官は企業者（經營又は行政の指導者、家政監督）に對し勞働者又は使用人の住所又は住宅の異動を勞働手帳に記入し且つ其の記入に付き勞働事務所に屆出づべき旨を命令することを得。

（四） 勞働手帳の發行は無料とす。紛失し又は使用に堪えざるに至れる勞働手帳の補充の爲の勞働手帳の發行に對してはライヒ職業紹介失業保險局長官は手數料の徵收を命令することを得、當該手數料は行政强制手續により之を徵收することを得、

第五條 （一） 勞働者又は使用人は就職の際其の勞働手帳を遲滯なく企業者に交付すべし。企

業者は該勞働手帳を愼重に保管すべし。勞働者又は使用人が勞働手帳の適用を受くる多數の雇傭を有する場合に付きては、ライヒ職業紹介失業保險局長官に於て之に必要なる規定を定む。

（二）企業者は勞働手帳を雇傭終了の際勞働者又は使用人に返還すべし。企業者は勞働手帳の留置權を有することなし。企業者は請求を受けたるときは勞働者又は使用人に對し勞働手帳の閲覽を許容すべし。

第六條（一）企業者は雇傭開始の日雇傭樣式の細目及雇傭終了の日を遲滯なく勞働手帳の所定欄に記入し且つ之を證明すべし、同時に企業者は一切の記入に付きライヒ職業紹介失業保險局長官の定むる用紙を以て經營行政又は家政の所在地の管轄勞働事務所に屆出づべし。

（二）ライヒ職業紹介失業保險局長官は職業の種類により又は勞働契約により短期間に限られたる雇傭に對し本法と異る規定を發布することを得。

（三）ライヒ職業紹介失業保險局長官は企業者が雇傭種類の變更に關しても勞働手帳に記入し且つ勞働事務所に報告することを要する範圍に付き命令を發布す。

第七條 企業者及勞働者又は使用人は定められたる事項の外勞働手帳に記入することを得ず。企業者が其の爲したる記入を變更したるときは勞働手帳中に之を證明することを要す。企業者は勞働者又は使用人の優劣を表示する記號を勞働手帳又は其の記入に附することを得ず。

第八條（一）記入の當否又は要否に付き疑ある場合は勞働事務所之を決定す。

（二）勞働事務所が勞働手帳中に不當不完全又は禁止せられたる記入が行はれ記號の記載あり

又は記入の不履行あることを確認したるときは勞働事務所は其の訂正に付き配慮すべし。

第九條 勞働者又は使用人は勞働手帳を自ら所持する限り愼重に之を保管すべし。

第十條 ライヒ職業紹介失業保險局長官は左の命令を發することを得。

（一） 勞働者又は使用人は失業の場合勞働手帳を勞働事務所に提出すべきこと

（二） 勞働手帳は所定の前提の下に於て勞働事務所に之を返還すべきこと

第十一條 勞働手帳は請求を受けたるときは何時と雖も之を勞働事務所に提出し又は送付すべし。他の官廳の要求ありたるときは勞働手帳の閲覽を許容すべし。

第十二條 勞働事務所は勞働手帳に付きカード式索引を作成すべし。細則はライヒ職業紹介失業保險局長官之を定む。

第十三條 官廳、社會保險負擔者、救護團體職業代表、經濟團體及企業者は本命令の施行に付きライヒ職業紹介失業保險局の要求ありたるときは之に應ずべき義務を有す。要求は個々の場合の外一般的確認に付きても之を爲すことを得。官廳の證明は料金及印紙税を免除す。

第十四條 （一） 勞働手帳は一九三五年六月一日より之を採用す。採用の順序はライヒ職業紹介失業保險局長官之を決定す。

（二） ライヒ職業紹介失業保險局長官は勞働手帳の實施に關し勞働事務所の管轄に付き第二條の規定と異る規制を行ふことを得。ライヒ職業紹介失業保險局長官は又勞働手帳の發行に關する簡易手續を規定することを得。勞働者及使用人はライヒ職業紹介失業保險局長官の命令により勞

働手帳の發行を申請すべき義務を有す。

（三） 現に勞働に從事する勞働者及使用人は勞働手帳を遲滯なく企業者に交付すべし。

第十五條 ライヒ職業紹介失業保險局長官は本法により賦與せられたる權限をランド勞働事務局長官及勞働事務所長に委任することを得。

一〇 ライヒ勞働奉仕法 （一九三五年六月二十六日）

勞働奉仕制度とは青年を召集し、軍隊に類する嚴格なる規律の下に團體生活を營ましめ、荒地の開墾、河川の修築、植林、海岸埋立等の公益的勞働に從事せしむるものであつて、其の目的とするところは失業による青年の不安と墮落を防止し國家、國民への奉仕の自覺を促し、勞働に對する理解と愛とを深め以て健全なる人格の養成を圖ると共に其の行ふ事業をば國家全體に取り有益にして且つ此の制度を助けを借りるに非れば遂行され難き種類のものに限定することによつて私經濟との磨擦を避けかくして勞働供給の減少による失業緩和を圖らんとするにある。其他勞働奉仕團員が恰も軍隊の如き嚴格なる規律と組織との下に訓練せられてゐる事實は軍事上の關係に於ても重大なる意義を有するものである。かくの如く勞働奉仕制度は敎育、產業、軍備等の各方面に於て頗る廣汎且つ重大なる意義を有し各國識者の注目を惹いてゐる。

此の制度は早くより國民社會主義者によつて主張せられてゐたものであるが此の思想の實

現を促進したものは不況深化に伴ふ就職難の加重が獨逸青年の間に顯著なる道德的、肉體的害惡を齎すに至つた事實である。其の當初に於ては本制度は自發的參加者を募集してゐたが一九三三年及一九三四年の間に於て常に二十萬乃至二十五萬の青年が勞働奉仕に從事してゐた。其後一九三五年六月二十六日に至り玆に譯出したライヒ勞働奉仕法が制定せられ從來の任意的參加制度は强制的義務制度に變更せられ十八歲より二十五歲迄の獨逸青年は原則として其の生涯の一定期間を公益の爲に肉體的勞働を以て國家に奉仕すべき義務を課せらるゝこととなつたのである。次で同月二十七日附を以て發布せられた總統布告は當分の間勞働奉仕期間を半箇年とし且つ向ふ一箇年に於ける團員數を二十萬人と定めた。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一章　ライヒ勞働奉仕

第一條　（一）　ライヒ勞働奉仕は獨逸國民の名譽勤務とす。

（二）　總ての獨逸青年男女はライヒ勞働奉仕に於て其の國民に奉仕する義務を有す。

（三）　ライヒ勞働奉仕は獨逸青年男女をば國民社會主義の精神に基き國民共同體眞實の勞働觀就中手工勞働に對する至當なる尊敬を目標として教育すべきものとす。

（四）　ライヒ勞働奉仕は公益事業の遂行を使命とす。

第二條　（一）　ライヒ勞働奉仕はライヒ內務大臣之を管轄す。ライヒ勞働指導者はライヒ內務大臣の管轄下に屬しライヒ勞働奉仕に關する命令權を行使す。

（二） ライヒ勞働指揮者は勞働奉仕の全國指揮の總帥とす。ライヒ勞働指揮者は組織を定め勞働就役を規制し訓練及教育を指導す。

第二章　青年男子の勞働奉仕義務

第三條　（一）　總統兼ライヒ總理大臣は每年召集すべき奉仕義務者の數を定め且つ奉仕期間を決定す。

（二） 奉仕義務は早くとも滿十八歳に達したる後に始まり遲くとも滿二十五歳に達したる時を以て終了す。

（三） 勞働奉仕義務者は原則として滿十九歳に達したる暦年に於てライヒ勞働奉仕に之を召集す。右の時期に先立ち自發的にライヒ勞働奉仕に參加することを得。

（四） 勞働奉仕義務者及自發的勞働奉仕者は第十六條によりライヒ勞働奉仕より除籍せられざる限り三十日以上の禁錮刑は勞働奉仕終了後之に服すべし。

第四條　勞働奉仕義務者はライヒ勞働奉仕補充事務所之を徵集す。

第五條　（一）　左の者はライヒ勞働奉仕に參加することを得ず。

（イ） 懲役刑に處せられたる者

（ロ） 公民權を有せざる者

（ハ） 刑法第四十二イ條による保安及矯正の處分に服したる者。

（ニ） 國民社會主義獨逸勞働黨より名譽毀損行爲により除名せられたる者

（ホ）反國家的行爲により裁判により刑に處せられたる者

（二）ライヒ内務大臣は第一項（ハ）及（ホ）の例外を認むることを得。

（三）公職就任資格剝奪の宣告を受けたる勞働奉仕義務者は該名譽刑の判決に定められたる期間の經過後に非ればこれを召集することを得ず。

第六條（一）ライヒ勞働奉仕に全く不適當なる者は之をライヒ勞働奉仕に徵集せず。

（二）外國に生活し又は長期間に亙り外國に行かんとする勞働奉仕義務者は二箇年を限度とし且つ例外の場合に於ては引續き勞働奉仕義務の履行を免除することを得。但し外國滯留期間を最大限度とす。

第七條（一）アーリア民族以外の民族に屬する者又はアーリア民族以外の民族に屬する者と結婚したる者に對してはライヒ勞働奉仕に參加することを許さず。アーリア民族以外の民族に屬する者と看做すべき者は一九三三年八月八日附ライヒ官吏法第三章第一イ條に關するライヒ内務大臣の準則に從ひ之を決定す。

（二）アーリア人に非ざる者にして國防法第二章第十五條により兵役資格を認めらるゝ者はライヒ勞働奉仕にも之を參加せしむることを得。但しライヒ勞働奉仕に於ける上級者たることを得ず。

第八條 勞働奉仕義務者は二箇年を限度としてライヒ勞働奉仕への召集猶豫を受くることを得止むを得ざる職業上の事由あるときは五箇年を限度とすることを得。

第三章　青年女子の勞働奉仕義務

第九條　青年女子の勞働奉仕義務に關する規定は別に特別の法規を以て之を定む。

第四章　ライヒ勞働奉仕所屬者の義務及權利

第十條（一）左の者を以てライヒ勞働奉仕所屬者とす。

（イ）幹部

（ロ）召集を受けたる勞働奉仕義務者

（ハ）自發的勞働奉仕者

（二）內部勤務に於ける特定事務擔當者を雇傭契約により就任せしむることを得。

第十一條（一）幹部は計畫指導者及事務管理者並に兩者の候補者を以て之を構成す。計畫指導者及事務管理者は職業としてライヒ勞働奉仕に從事するものとす。

（二）指導者候補者は分國計畫指導者への昇進に先立ち書面により少くとも十年間の繼續勤務に服すべき旨を誓約し且つアーリア民族たることを立證することを要す。指導者候補者は更に軍隊に於ける現役義務を終了したる者たることを要す。

（三）計畫指導者及事務管理者は原則として一定の制限年齡に達したるときは退職するものとす。

（四）他の行政部門の官吏にしてライヒ勞働奉仕に轉任したる者は轉任の時迄に取得したる財產權上の請求權を引續き保有す。

（五）總統兼ライヒ總理大臣は勞働指導者以上の階級に屬するライヒ勞働奉仕所屬者を任免す其他の幹部所屬員はライヒ勞働指導者の提案に基きライヒ內務大臣之を任免す。ライヒ內務大臣は此の權限をライヒ勞働指導者に委任することを得。

第十二條（一）計畫指導者又は事務管理者は左の場合に於ては何時と雖も之を罷免することを得。

（イ）理由ある場合に於て本人の請願あるとき

（ロ）其の職務の遂行に必要なる肉體力又は精神力を有せざるに至り且つ勞働奉仕所屬醫員の診斷により一箇年以內に其の勤務能力の回復すべき見込なきとき

（ハ）上級指導者の判斷により其の勤務に就かしむるに必要なる能力を喪失せるものと認められたるとき

（二）後に至り第五條又は第七條によるライヒ勞働奉仕參加禁止事由の確認せられたるときは罷免を行ふことを要す。

（三）免職は第一項（ロ）及（ハ）の場合に於て五箇年以上勤務せる幹部所屬者に對しては三箇月以前其他の幹部所屬者に對しては一箇月以前に其の理由を附して之を豫告すべし、其他の場合に於ては總て豫告期間を與ふることを要せず。

第十三條 ライヒ勞働奉仕への所屬は加入又は召集の日（應召日）より罷免の日の終了迄繼續するものとす。

第十四條 ライヒ勞働奉仕への所屬は勞働法及救護義務令第十一條の意味に於ける勞働關係又は雇傭關係を生ぜしむることなし。

第十五條 ライヒ勞働奉仕所屬者はライヒ勞働奉仕服務處罰令に服す。

第十六條 （一） 勞働奉仕義務者及自發的勞働奉仕者は左の場合に於ては滿期以前に之をライヒ勞働奉仕より除籍することを得。

（イ） 召集以後に於て第八條による召集猶豫理由を生じ且つ本人の申請あるとき

（ロ） 奉仕遂行に必要なる肉體的並に精神的能力を有せざるに至りたるとき

（二） 後に至り第五條又は第七條によるライヒ勞働奉仕參加禁止事由の確認せられたるときは勞働奉仕義務者及自發的勞働奉仕者の滿期前除籍を行ふことを要す。

第十七條 （一） 國民社會主義獨逸勞働黨に屬するライヒ勞働奉仕所屬者は黨又は其の支部の勤務に從事することを得ず。

（二） ライヒ勞働奉仕所屬者は總ての種類の結社の團員資格の取得又は其の行使並にライヒ勞働奉仕の內部及外部に於ける結社の結成に付きては許可を受くることを要す。國民社會主義獨逸勞働黨への所屬資格の取得には許可を受くることを要せず。

第十八條 ライヒ勞働奉仕所屬者は結婚を爲す爲には許可を受くることを要す。

第十九條 ライヒ勞働奉仕所屬者は自己及其の世帶員の爲營業の經營を引受け若くは報酬を伴ふ副業を引受くる爲には許可を受くることを要す。

第二十條 （一） ライヒ勞働奉仕所屬者は後見人、後見監督人、保護者、補佐人の職務又はライヒ、ランド、地方團體若くは黨の勤務に於ける名譽職的活動の引受を拒絶することを得。

（二） 此種の職務を引受くる爲には許可を受くることを要す。止むを得ざる場合の外許可を拒否することを得ず。

第二十一條 ライヒ勞働奉仕所屬者は疾病及災害の際特定の規定に從ひ無料診療及無料看護を請求する權利を有す。

第二十二條 ライヒ勞働奉仕所屬者の給料はライヒ勞働奉仕俸給令の定むるところによる。

第二十三條 （一） ライヒ勞働奉仕への所屬より生ずる財産權上の請求權に付きてはライヒ官吏に適用せらるゝ規定を準用す。右規定の意味に於ける最高官廳はライヒ勞働指導者とす。

（二） 編入（第五條、第六條、第七條）召集猶豫（第八條）及除籍（第十二條及第十六條）に關するライヒ勞働奉仕分團本部の決定は裁判所に對し拘束力を有す。假免除に關する決定に付亦同じ。

第二十四條 勤務上の傷病者及十箇年以上の勤務を終えて退職せる幹部並に遺族に對する扶助はライヒ勞働奉仕扶助法の定むるところによる。

第二十五條 （一） 總統兼ライヒ總理大臣又は其の權限を委任せられたる機關はライヒ勞働奉仕の退職所屬者に對し取消し得べき條件を以てライヒ勞働奉仕の制服を着用し得る權利を賦與することを得。

（二）前項の權利は原則として少くとも十箇年の誠實なる勤務期間を終へたる後に非れば之を賦與せず。

第五章　終結規定

第二十六條　ライヒ內務大臣は本法の施行及補充に必要なる法律規定及行政規定を發布す。

第二十七條　（一）本法は公布の日を以て其の效力を發生す

（二）ライヒ內務大臣は本法の個々の規定に付き其の施行を延期する權限を有す。

二　勞働雇傭規制法　（一九三四年五月十五日）

ナチスの大規模なる失業對策實施の結果工業方面の就業狀態は次第に改善されるやうになつたが之と同時に農村人口の大都市への移動が再び旺盛となつて來た。これが爲に大都市に於ける失業者數は農村のそれに比して減少の步調が緩慢となり他面農業方面に於ては部分的には既に勞働者の不足を訴ふるに至つた。本法はかくの如き事情に鑑み勞働者の雇傭を規制し之によつて勞働力の地域的產業的配分の均衡を計らんとする趣旨の下に制定せられたものである。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條　ライヒ職業紹介失業保險局長官は失業者多き地區に對し命令の效力發生の日に右地區內に住所を有せざる者は豫めライヒ職業紹介失業保險局の許可を得るに非れば之を勞働者又は使

用人として雇傭し得ざる旨を命令することを得。

第二條　ライヒ職業紹介失業保險局長官は其の命令の效力發生の日に於て農業に從事する者又は其の以前三箇年間に農業に從事したる者は、豫めライヒ職業紹介失業保險局長官の許可を得るに非れば之を農業以外の經營又は職業に於て農業以外の勞働の爲に雇傭し得ざる旨を命令することを得。

第三條（一）一九三四年度に對する農業よりの勞働力需要の充足の爲の第二條による命令の適用を受くる經營の企業者（雇主）はライヒ職業紹介失業保險局長官の命令に基き命令公布前に於ける最近の三箇年間に農業に從事したる勞働者又は使用人を解雇すべき義務を有す。

（二）中央救護所の許可ある場合に限り解約告知を爲し得る旨を規定せる總ての法規は其の效力を妨げず。

第四條　勞働雇傭規制の爲ライヒ職業紹介失業保險局長官はライヒ職業紹介失業保險局が職業紹介並に失業保險に關する法律第百三十九條により貸付金又は補助金を支給すべき事業に付き既に其の助成を承認せる場合と雖も其の助成に關し左の條件を附することを得。

一、事業の開始を延期し又は其の繼續を一時中止すること

二、事業の一部のみを施行すること

三、被傭者の數を變更すること、此の場合に於ては所定の施行期間を變更することを得

四、勞働者及使用人を失業者多き地域より雇傭すること

第五條　ライヒ職業紹介失業保險局長官は第一條又は第二條による雇傭の許可を爲し第三條による解雇の命令及第四條による生産的失業救濟事業についての命令を發する權限をランド勞働事務局長又は勞働事務所長に委任することを得。

第六條　第一條乃至第五條に基くライヒ職業紹介失業保險局長官の命令は獨逸國官報を以て公布し且つライヒ勞働公報に之を公告することを要す。命令は官報による公布の日を以て其の效力を發生す。

第十三條（一）第一條乃至第三條に基きて發せられたる命令に故意に違反して他人を勞働者又は使用人として採用し又は雇傭したる者は罰金又は三箇月以下の禁錮に處す。第一條乃至第三條に基き發せられたる命令に故意に違反して勞働者又は使用人として採用又は雇傭せられたる者に付亦同じ。

（二）過失により違反行爲を爲したる者は一五〇ライヒスマルク以下の罰金に處す。

第十四條　本法の施行及補充の爲ライヒ勞働大臣は法律命令並に一般行政規定を發布することを得。

第三編　農業及農民

一　獨逸農民新設法　（一九三三年七月十四日）

第一條　ライヒ全領土内に於ける農民移住特に農業地の創設はライヒの使命とする。ライヒは之に關し獨占的立法權を有す。

第二條　此任務遂行の爲ライヒはランド管轄官廳を利用する事を得。ランド管轄官廳はライヒの指示に服從すべし。

第三條　ライヒ大臣は所管事項に關し本法施行に必要なる命令及行政規則公布の權限を有す。

二　ライヒ食糧團體暫定的構成及農產物の市場並に價格統制方策法　（一九三三年九月十三日）

本法は農產物殊に穀物の價格を適正ならしめ、且安定せしむる事を目的とする。かくて本法はライヒ食糧生產者團體の中に法人組織による組合を創設して法律の力による職能階級的な市場組織を樹立する權限を與へて居り此市場組織を以て何等の摩擦なく穀物其他の農產物を加工業に供給し得る前提ならしめるものである。此場合國家は農業家及農民に對して單に

現實に國民經濟的需要がある農產物量に對して、適正にして安定せる價格を保證し得るに過ぎない。此市場組織はライヒ食糧農業大臣ダレの說明によれば生產者取引業者協同組合及製粉業者を法人に結合することによつて、國民經濟的需要量を農業經營から當面の需要が必要とするテンポに於て製粉工場に持込む事を企圖して居る。此場合農產物生產者は過剩生產を招來した時には、これを其穀物販賣量の割合――其合計が國民經濟的需要の充足に必要な額――に應じて引取つて貰ふ權利を有する。

第一條 (一) ライヒ食糧農業大臣は獨逸農業者團體(ライヒ食糧團體)の組織に關して暫定的統制を行ふ權限を有す。

(二) 本法に於て獨逸農業と言ふは林業園藝業及狩獵業をも含む。農業協同組合農產物國內商業者(卸及小賣)及農產物の精製並に加工業者も亦ライヒ食糧團體に所屬す。

第二條 ライヒ食糧農業大臣はライヒ食糧團體又は其個々の團體に對し全經濟及公益に鑑み必要ありと認めたる時は農產物の生產販賣並に價格及增價を統制する權限を附與する事を得。

第三條 ライヒ食糧農業大臣は全經濟の利益及公益に鑑み、必要ありと認めたる時は農產物の生產販賣並に價格及增價を統制する爲にライヒ食糧團體內の團體及所屬員並に農產物を生產又は販賣する其他の企業及施設を結合し又は此種の既存の組合に加入せしむる事を得。

第四條 ライヒ食糧農業大臣が第二條又は第三條の權限を行使する時はライヒ食糧農業大臣は監督權及干涉權を有す。

第五條　ライヒ食糧農業大臣は第二條乃至第四條により自己に所屬する權限を場合に應じて代理人に委任する事を得。

第六條　本法に基きて爲されたる處置によりて生じたる損害に對してライヒは賠償を與ふることなし。

第七條　農產物の精製又は加工若しくは再加工に依りて得られたる生產物にしてライヒ食糧農業大臣の管轄に所屬するものと雖も之を本法の意味する農產物と見做す。

第八條　一九三〇年十二月一日の經濟及財政安定大統領令第八部第五章、一九三三年七月十五日の强制カルテル創設法及一九三三年七月二十日のミルク法第二次改正法に示されたるミルク法第三十八條の規定は之を變更せず。

第九條　(一)　ライヒ食糧農業大臣は本法に基きて公布せられたる規定に違反したるものに對して禁錮及一〇萬ライヒスマルク以下の罰金又は其何れかを律する旨を定むることを得。

(二)　ライヒ食糧農業大臣は更に本法に基きて公布せられたる規定に違反せるの故を以て法律上刑の宣告を受けたる時は經營の續行を禁止し得る旨を定むることを得。

第十條　(一)　ライヒ食糧農業大臣は本法施行上必要なる司法及一般行政規則を公布する事を得。ライヒ食糧農業大臣は又補則を公布することを得。

(二)　ライヒ食糧農業大臣は第二條乃至第四條に基きて公布せられたる命令を施行する爲ラント法律の定むるところに從ひ警察强制の行使に關する規定を定むることを得。

三　ライヒ食糧團體暫定的構成施行令（一九三三年十二月八日）

一九三三年九月十三日附ライヒ食糧團體暫定的構成及農產物の市場並に價格統制方策法第十條第一項に基き次の命令を公布す。

第一條（一）ライヒ食糧團體は獨逸農業者及農業協同組合、農業取引業（卸及小賣）並に農產物加工業者を含む獨逸農業の代表とす。

（二）ライヒ食糧團體は之を公法上の自治管理團體とす。ライヒ食糧團體はライヒ農民指導者による他の規整ある迄はベルリン（伯林）に本部を有す。

第二條（一）ライヒ食糧團體は獨逸國民の組成維持及强化の爲の生活力ある支持を爲すべき國民及國家に對する責任上其所屬員を結合すべき任務を有す。

特にライヒ食糧團體は次の任務を有す。

（イ）獨逸農業者及農業、農業協同組合、農業取引並に農產物加工業者を獎勵する事

（ロ）其所屬員間に於ける經濟的及社會的問題を規整すること

（ハ）ライヒ食糧團體に包含されたる諸勢力の努力の間に公益に役立つ調和を齎らすこと

（ニ）ライヒ食糧團體に關係ある總ての問題に際し特に意見の開陳及專門家の任命によつても官廳を援助すること

（二）ライヒ食糧農業大臣はライヒ食糧團體に對して特殊なる任務を委任することを得。

第三條 ライヒ食糧團體は其所屬員の身分階級的名譽を監督する義務を有す。

第四條 ライヒ食糧團體は左に揭ぐるものを包含す。

一、農業者的又は農業的經營の所有者、所持者、所有權者、利用者、賃貸人、小作人又は家族勞働者、使用人若しくは農業上の官吏として獨逸國内に於て繼續的に活動する總ての者及土地委讓契約又は土地委讓に關係ある隱居分契約より生ずる請求權を有する農地の舊所有者及舊利用者

二、第九條に從ひて分類されたる機關

三、農業協同組合、但し其加入團體及其他の機關をも含む

四、獨逸國内に於て農業取引（卸及小賣）又は農產物の加工を營む總ての自然人及法人

第五條 本令に於ける農業とは土地經營動植物獲得を目的とする土地利用に關係ある牧畜特に耕作、牧畜、林業、園藝業、葡萄栽培、河沼及沿海漁業、蜜蜂飼養及狩獵を含む。

第六條 ライヒ食糧團體は獨逸農會、プロシヤ農會聯合會及公法的農業代表（農會、農民會）に代りて其權利を繼承す。

第七條 （一） ライヒ食糧團體の構成及管理を簡單ならしむる爲に經濟的專門的及精神的奬勵並に農業又は第四條第一號に揭げたるライヒ食糧團體所屬員の利益擁護を目的とする組合及團體は、其法的形態の如何に拘らずライヒ農民指導者の命令によりてライヒ食糧團體に之を加入せしむ。

（二）前掲の組織に就き問題となるやの疑義ある時はライヒ食糧農業大臣之を決す。

（三）加入は次の效果を有す。組織は之を解消す。其財産は債權債務を含み特別財産としてライヒ食糧團體に歸す。加入團體の事務員及從業員がライヒ食糧團體によつて引受られざる場合に其俸給は雇傭關係の解消迄ライヒ食糧團體之を支拂ふ。但し一九三四年十二月三十一日を過ぎる事を得ず。但し特別財産の債務關係補塡の爲に消費が禁止されたる場合にありては現品は之を返濟すべき義務を負ふ事を要す。特別財産の管理はライヒ農民指導者之を行ふ。從來の消費目的に對する需要なき時はライヒ農民指導者は同種の消費目的を定むることを得。

第八條　ライヒ農民指導者は第七條に揭げたる團體を解消することを得。此場合にありては淸算は一般法規に從ふ。

第九條　ライヒ農民指導者は加入又は解消が特殊の事由により不可能と思惟される時は第七條に揭げたる團體をライヒ食糧團體に加入せしむる事を得。此場合にありてはライヒ農民指導者は會長理事及監事會員並に支配人の任免を要求することを得。

第十條　（一）ライヒ農民指導者はライヒ食糧團體にして且法律上の代表者とす。ライヒ農民指導者はライヒ總理大臣之を任命す。

（二）ライヒ農民指導者はライヒ食糧團體の內部組織を整備す。

（三）ライヒ農民指導者は其權限及權限委任の全權を下級機關に委任することを得。

第十一條 ライヒ食糧團體は之を地域的にランド農民團體クライズ農民團體及必要に基きオルト農民團體に區分す。ランド農民團體の指導者はランド農民指導者、クライズ農民團體の指導者はクライズ農民指導者、オルト農民團體の指導者はオルト農民指導者とす。

第十二條 ライヒ食糧團體はライヒ農民指導者の公布すべき寄附規定に基き其團體員より寄附を徴收す。寄附規定はライヒ食糧農業大臣の用意を要す。

第十三條 ライヒ食糧團體は其設備の利用に對して手數料を徴收することを得。

第十四條 ライヒ食糧團體はライヒ農民指導者によりて認可されたる豫算案を毎年作成することを要す。

第十五條 ライヒ食糧團體に對する國家監督はライヒ食糧農業大臣之を行ふ。

第十六條 (一) ライヒ農民指導者は定款によりてライヒ食糧團體の內部關係を規整す。

(二) 定欵はライヒ食糧農業大臣の同意を要す。

四　農業の職能團體的構成規則に關するライヒ權限法

(一九三三年七月十五日)

第一條 ライヒはドイツ農業職能團體構成の新規制に關し獨占的立法權を有す。

既存のランド法規はライヒ法規制定まで有效なりとす。

第二條 ライヒ食糧農業大臣は個々の地區內に於て新規則準備遂行を特種の代理人に委任する

實行に當りライヒ食糧農業大臣の要求により援助すべし。

權限を有す。農業の公法的又は自由なる經濟政策職業代表、農業組合團體及農業取引代表は準備

五　ライヒ世襲農地法（一九三三年九月二十九日）

本法は一面に於てナチス土地政策の表現たると共に、他面に於て家族共同生活の縱の承繼を可能ならしむる爲に、家族生活の基礎たる「家產」の維持を目的とする種族的な相續原理に立つものであつて、最もナチス的色彩に富める法規の一つである。このことは次の如き本法理由書に於ける激情的な文面に現はれてゐる。

「ライヒ政府ハ古キ相續慣習確保ノ下ニ、農民ヲドイツ國民ノ血ノ源泉トシテ維持セントス。農業地ハ相續ノ際過重ノ負債ト分割トカラ保護サレ、永久ニ一門ノ相續財產トシテ自由ナル農民ノ手ニ維持サルベシ」

其の根本思想は次の如くである。

「農民タル能力ヲ有スル者ニ歸屬スル農業用地ハ、其ノ家族扶養ニ必要ナル面積ヲ最小限トシ、一二五ヘクたーるヲ最大限トシテ之ヲ世襲農地トス。

世襲農地ノ所有者ハ之ヲ農民ト稱ス。農民タリ得ル者ハどいつ國民ニシテどいつ種族又ハ同一種族ニ屬シ且人格アル者ニ限ル。世襲農地ハ不分割ヲ以テ相續人ニ繼承セシム。

他ノ共同相續人ノ權利ハ爾餘ノ財產ノ上ニノミ存在ス。世襲農地ノ相續人以外ノ卑屬ハ農

地ノ能力ニ應ジテ職業敎育チ授ケラレ且獨立資金チ與ヘラル。其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニヨリ困窮ニ陷ルトキハ歸鄕ノ權利チ與ヘラル。
世襲農地ノ相續權ハ遺言處分ニヨツテ廢止又ハ制限チ受クルコトナシ。
世襲農地ハ原則トシテ讓渡性ナク又擔保能力ナシ。」

第一節　世襲農地

第一條　概念

（一）次に掲げたる場合に於て農林業に利用せられる土地財產は之を世襲農地とす。

一、第二條及第三條の要求に合致する面積を有し

二、農業者の完全所有に屬するとき

（二）常に賃貸を目的とする農地は世襲農地に非ず。

（三）官廳は世襲農地を世襲農地臺帳に登錄す。

第二條　最小面積

（一）世襲農地は少くとも農業扶養の面積を有すべし。

（二）農業扶養とは市場及一般經濟狀況により獨立に家族に衣食を供し、並に世襲農地の農業經營を維持するに必要なる土地量を云ふ。

第三條　最高限度

（一）世襲農地は百二十五ヘクタールを超ゆることを得ず。

（二）世襲農地は分農場を有することほゞ一農地所有による經營を可能ならしむることを要す。

第四條 分割による世襲農地の生成

大土地所有分割による數個の世襲農地の創設は次の場合に之を許可す。

一、各世襲農地が第一條乃至第三條の要求に合致せるとき

二、所有者の債務總額が分割すべき所有地に對する物的負擔を含み、分割直前に確定されたる租稅額の三〇％を超えざるとき

第五條 特別の許可による世襲農地の生成

（一）ライヒ食糧農業大臣は地區農民指導者及ランド農民指導者に諮問したる後第三條の要求より例外を許可することを得。

（二）但し百二十五ヘクタールを超ゆる面積は通常次の場合に限り之を許可す。

一、地味又は氣候に鑑み必要と認められたるとき

二、明らかに百五十年以降農民族の所有に屬し經營上包含され、自己の所有地の一部を爲す農地に關するとき

三、ドイツ國民の全幸福に特に功績あるドイツ人自身又は其の子孫を尊重すべきとき

四、百二十五ヘクタール以下の農地面積にありては、其の維持上充分なる經濟的基礎なきことを知りたる農地に定住せる血族が該地に於て價値（例へば藝術上又は文化史上意義多き建築物）を創造したるとき

（三）世襲農地は分農場なき一農地場のみ之を經營し得る前提の例外は特殊なる經營上分農場を必要とする場合に限る、

第六條　葡萄、野菜及果實栽培

（一）第一條乃至第五條の規定は葡萄、野菜及果實栽培によりて利用せられる土地にも亦之を適用す。

（二）葡萄栽培にありては葡萄栽培による生產が家族の維持に足る經營は農業扶養と見做す。

（三）野菜及果實栽培にありては利用せる所有地が他種の農業利用に變更されたる場合にありても第二條第二項に規定せる農業扶養と見做される經營は之を農業扶養とす。

第七條　世襲農地

（一）世襲農地に屬するは農民の所有に屬し規則的に農地場によりて經營せられる總ての土地及び農民の所有に屬する附屬物とす。

（二）一時的なる賃貸又は隱居分の如きは農地の一部の同樣なる暫定的利用は農地附屬物たる資格を失はしむることなし。

第八條　個々の農地附屬物

（一）農地附屬物は特に經營上農地に存在する家畜、亜麻布をも含む。經營具及家具、並に寢臺、現存肥料及經營上利用せられる貯藏農產物を含む。

（二）其の他農地附屬物に屬するものは農地に關する記錄、舊時代の家族の書翰、及記憶すべ

き價値ある繪畫、鹿角及之に類の農地並に農地に定住せる農民家族に關する追憶材料とす。

第九條 保險債權、償却殘金

農地及其の附屬物に付き支拂はれたる保險並に之に基きて支拂はれたる損失額による債權及農地債務の償却の爲に集められたる殘金も亦世襲農地に屬す。

第十條 世襲農地資格に關する相續裁判所の決定

農地を世襲農地と見做すことの可否に付疑ひの存在するときは所有者又は地區農民指導者の申出により相續裁判所之を決定す。

第二節　農　　民

第十一條 概念

（一） 農民と稱するは世襲農地の所有者又は所持者に限る。

（二） 他の農林業に利用せられる土地財產の所有者又は所持者は之を農夫と稱す。

（三） 農林業に利用される土地財產の所有者又は所持者に對する他の名稱は之を許さず。

（四） 土地臺帳上の所有者の職名は漸次之を適當に變更することを要す。

第十二條 ドイツ國民たる必要

（一） 農民たり得る者はドイツ國民の資格を有する者に限る。

（二） 父方又は母方の先祖中にユダヤ又は有色の血族を有する者はドイツ又は同種の血族を有する者に非ず。

(三) 第一項の前提存在に對する日時は之を一八〇〇年一月一日とす。第一項の前提の存否に付疑ひあるときは所有者又は地區農民指導者の申出により相續裁判所之を決定す。

第十四條 禁治產による除外

禁治產の宣告を受けたる者は異議の訴が法律によりて拒否せられ又は法定期間中に採用されざる場合にありては農民たることを得ず。

第十五條 農民の名譽と資格

(一) 農民は名譽に値することを要す。農民は農地の合法則的なる經營を爲すことを要す。年齡の老若は妨げの事由になることなし。

(二) 第一項の前提が欠け又は農民が自己の債務の辨濟を合法則的なる經營によりて可能なるにも拘らず、爲さざるときは相續裁判所はランド農民指導者の申出により世襲農地の管理及利用を繼續的又は暫時農民の配偶者又は農民死亡の際の相續權者に委讓することを得。

(三) 配偶者又は相續人が存在せず又は農民たる資格を有せざる時は相續裁判所は世襲農地財產をライヒ農民指導者の申出によりライヒ農民指導者の推擧すべき農民資格者に委讓することを得。ライヒ農民指導者は農民の適當なる親戚存在するときは其の一人を推擧することを要す。

第十六條 農民が農民たる資格を喪失の效果

農民が農民たる資格を喪失したるときは爾後自ら農民とすることを得ず。

第十七條 共有財產。法人

（一）世襲農地は之を夫婦共有財産に加へ又は其の他の數人の共有財産に加へることを得ず。

（二）世襲農地は之を法人に所屬せしむることを得ず。

第十八條 農民資格に關する相續裁判所の決定。

農民たる資格の有無に關しては疑ひ存在するときは其の申出又は地區農民指導者の申出により相續裁判所之を決定す。

第三節 相續權による相續

第十九條 世襲農地相續

（一）農民の死亡に際し世襲農地は法律上の相續及相續財産分配に關して相續財産の特殊部分を構成す。

（二）世襲農地は法律により不可分に相續人に移る。

第二十條 相續順位

相續人たるものは次の順位に從ふ。

一、被相續人の男子、其の死亡したときは其の男子又は其の男子の男子

二、被相續人の父

三、被相續人の兄弟、其の死亡したるときは其の男子又は其の男子の男子

四、被相續人の女子、其の死亡したるときは其の男子又は其の男子の男子

五、被相續人の姉妹、其の死亡したるときは其の男子又は其の男子の男子

六、被相續人の卑屬女子又は前四號に定めたる者以外の子孫。被相續人の男系に近きものは遠きものに優先す。他の者にありては男系を先にす。

第二十一條　相續順位に對する個別規定

（一）農民の資格なきものは相續人たることを辭退するものとす。世襲農地は此の辭退者が相續の時に生存せざりしものとせば相續すべき者に歸屬す。

（二）親戚は前記の順位に置かれざる場合は相續人たらしめらるることとなし。

（三）同順位にありては其の地方に行はれる慣習に從ひ、長子又は末子相續權によりて之を決定す。慣習の存せざるときは末子相續權を採用す。慣習の不明なるときは關係者の申出により相續裁判所之を決定す。

（四）男子間にありては最初の妻の男子他の男子に優先す。兄弟又は姉妹にありては實兄弟、異父母兄弟に優先す。

（五）後の婚姻により認知せられたる子は婚姻後に產れたる子と同順位に立つ。父の嫡出宣告を受けたる子は同一順位にありては嫡子に次ぐ。母の私生子は嫡出子に次ぐ。

（六）養子は相續權を有することとなし。

第二十二條　世襲農地の交換

（一）相續人が既に一世襲農地を所有するときは相續人たることを辭退するものとす。此の世襲農地は此の廢除者が相續の時生存せずとせば相續すべかりし者に屬す。

（二）　但し相續人が遺産に付知りたる後六週間以内に相續裁判所に對して公信力ある形式により、又は當該事務取扱所の證明を得て被相續農地を引繼ぐべき旨の宣言を爲したるときは此の限りに非ず。

（三）　第二項の場合にありては相續人の所有農地の所有權は法律上被相續人に最も近き相續人に歸す。

（四）　相續裁判所は此の相續人に最も近き相續人が相續人の遺産相續義務を免除すべき義務の程度を定む。

第二十三條　數個の世襲農地

（一）　農民が數個の世襲農地を遺したるときは相續權者は其の資格の順序に從ひ、一個宛世襲農地を選擇することを得。故に何人も一個以上の世襲農地を取得することなし。

（二）　選擇は相續裁判所に對し公信力ある形式又は當該事務取扱所の證明を得て宣告することを要す。

第二十四條　遺言

（一）　被相續人は相續法による相續順位を遺言により除外し又は制限することを得ず。

第二十五條　被相續人による相續人の決定

（一）　左に掲げたる場合にありては被相續人は第一順位中に於て相續人を決定することを得。

一、本法施行の際其の地方に相續法上慣習なきとき

二、本法施行の際其の地方に農民による自由なる決定が慣行となれるとき

三、其の他の場合にありては重大なる事由の存在するときは相續裁判所の決定による。

（二）既婚の男子又は男孫が存在せざる場合にありては被相續人は相續裁判所の同意を經て自己の男子たる未婚男子が相續人たることを定むることを得。此の法定に先立ちランド相續裁判所はランド農民指導者に諮問することを要す。

（三）被相續人は相續裁判所の同意を經て第四順位の者が、第一順位の者第二順位の者又は第三順位の者に優先して相續人たることを定むることを得。相續裁判所は重大なる事由の存在する場合には同意を與ふることを要す。

（四）第二順位以下の順位中に於ては被相續人は相續人を定むることを得。此の場合にありては被相續人は相續裁判所の同意を經て一個又は數個の順位を凌ぐことを得。

第二十六條 相續人の父母又は母の管理及利用

被相續人は相續人が二十五歳に達する迄農地の管理及利用を相續人の父又は母の任務たらしむることを命ずるを得。

第二十七條 農地名の使用

被相續人は相續人が其の姓名に追加して農地名を加ふることを定むるを得。

第二十八條 被相續人の命令形式

被相續人は第二十五條乃至第二十七條に規定されたる命令を爲すは遺言又は相續契紙に限る。

第二十九條　拒絕

（一）　相續人は他の財產の相續を拒絕することなくして世襲農地の歸屬を拒絕することを得。

（二）　此の拒絕は相續裁判所に宣告することを要す。

第三十條　被相續人の子孫の扶養。歸鄕避難

（一）　被相續人の子孫は共同相續人又は遺留分權利者たる場合にありては其の成年に達する迄農地に於て適當なる扶養及敎育を受く。

（二）　被相續人の子孫は農地の資金許す限り農地の狀況に應じたる敎育を受け、其の獨立に際し資金を受け、女子は其の婚姻に際し婚資をも受くることを要す。特に此の資金は移住地創設費用授與に當りても亦之を授與することを得。

（三）　被相續人の子孫が自己の責によらずして困窮に陷りたるときは其の後と雖も適當なる勞働援助を爲す代りに農地に逃避を求むることを得。（歸鄕避難）此の權利は被相續人の親が共同相續人又は遺留分權利者たるときにも亦之を認む。

第三十一條　配偶者の隱居分

被相續人の生存配偶者が共同相續人又は遺留分權利者にして且遺產に對する自己の總ての權利を放棄したるときは、自己の財產により生計を營み得ざる場合にありては相續人に對して生涯此の關係上農地に於ける普通の生計を要求することを得。

第三十二條　紛爭の規則

第三十條及び第三十一條より生ずる紛爭にありては相續裁判所は當事者の事情を公平に省察して必要なる規則を爲す。

第三十三條 其の他の遺產

農民の世襲農地以外に存在する財產は一般法規に基きて之を相續せしむ。

第四節 世襲農地の讓渡及質入の制限（强制處分）

第三十七條 世襲農地の讓渡及質入

（一） 世襲農地は原則として之を讓渡し又は擔保に供することを得ず。

（二） 相續裁判所は重大なる事由存在するときは讓渡又は質入に同意することを得。

第三十八條 强制執行

（一） 世襲農地にありては金錢債權を事由として强制執行を行ふことを得ず。

（二） 世襲農地に於て生產されたる農產物にありても金錢債權の故に强制施行を行ふことを得ず。

第三十九條 公法上の金錢債權による强制施行

（一） 公課、公益負擔による要求又は其の他の公法上の金錢債權を事由とするときは世襲農地に於て生產されたる農產物は當該農產物が附屬物に屬せず、農民及其家族の次期收穫迄の扶養に必要ならざる場合に限り之を强制施行の目的たらしむることを得。

第五節 相續官廳

第四十條　原則

（一）本法の特殊任務遂行の爲相續裁判所、世襲農地裁判所及ライヒ世襲農地裁判所を設く。

（二）本法によりて相續官廳に其の決定を委任されたる事件にありては通常裁判所に之を訴ふることを得ず。

第四十一條　相續裁判所

（一）相續裁判所はランド司法廳により區裁判所管轄地域につき區裁判所に構成せらる。ランドの司法廳は別の地域を定むることを得。

（二）相續裁判所は首席裁判官一名及農民二名を任命して決定す。

第四十二條　相續裁判所の地域管轄權

相續裁判所は世襲農地局の存在する地域につき管轄權を有す。

第四十三條　世襲農地裁判所

（一）ランド司法廳は各ランドに付自己の定むべき最高ランド裁判所に世襲農地裁判所を構成す。數個のランドに付關係ランドは共同世襲農地裁判所を構成することを得。一ランドに數個の世襲農地裁判所を構成することを得。

（二）世襲農地裁判所は首席裁判官一名、裁判官二名、農民二名を任命して決定す。

第四十四條　農民陪審員の任命

相續裁判所の農民陪審員はランド農民指導者の提案に基き、世襲農地裁判所の農民陪審院はラ

イヒ農民指導者の提案に基きてランド司法廳之を任命す。

第四十七條　ライヒ世襲農地裁判所

ライヒ世襲農地裁判所の創設、手續及場所はライヒ司法大臣及びライヒ食糧農業大臣令により
て之を規制す。

六　穀物業秩序法　（一九三四年六月二十七日）

第一條　ライヒ食糧農業大臣は左の事項に關する方法及範圍を指示する權限を取得す。

（一）國內大麥及國內小麥の生產者は人間扶養の目的上此種の穀物を確定價格を以て引渡すことを要す。

（二）組合小賣人及其他の配給者は大麥及小麥を人間扶養の目的を以て取得し又は販賣することを要す。

（三）製粉業者及其他の加工業者は大麥及小麥を人間扶養の目的を以て取得し又は加工し若しくは加工せざる狀態を以て販賣すべし。

第二條　一定の時定內に於て人間扶養上の需要充足に供給を必要とするパン原料穀物の總額は之をライヒ麥と小麥とに分つて確定す。ライヒ食糧農業大臣が定めたる供給地域に關する供給額は此確定に應ずることを要し生產者を之に配分す。此場合にありては供給地域及生產者に對する供給額の確定に當り生產者自身の正當なる需要及供給地域竝に生產者の從來の供給に適當なる斟

酌を爲すを要す。

第三條 人間扶養の目的を以て消費さるべき大麥及小麥に關する規定は技術的目的に消費さるべき大麥及小麥にも之を適用す。

第五條 （一） ライヒ食糧農業大臣は精穀に關する規定及ライヒ内務大臣と協力して精穀機生產に關する規定を公布する權限を取得す。

（二） ライヒ食糧農業大臣はライヒ食糧農業大臣の定めたるライヒ局に限り穀物及穀物生產物を取引し得べきことを規定する權限を取得す。

第六條 （一） ライヒ大藏大臣及ライヒ食糧農業大臣は第一條乃至第五條に基く規定の目的上必要なるときは關稅法及給出證券に關する法規を改正する權限を取得す。

（二） ライヒ食糧農業大臣は國內小麥の精穀穀物價格の維持及製粉業者の組合に關する法規竝に玉蜀黍法の規定が第一條乃至第五條に基く規定の目的上必要なる場合には之を改正する權限を取得す。

第七條 （一） ライヒ食糧農業大臣は必要あるときはライヒ大藏大臣及ライヒ內務大臣の同意を經て本法に基き公布されたる命令に違反したる者に對して懲役及十萬ライヒスマルク以下の罰金又は其一を課し特に重き場合には懲役及金額に制限なき罰金、過失による違反の場合には一年以內の懲役及罰金又は其一を課することを定むることを得。

第八條 （一） ライヒ食糧農業大臣は必要あるときはライヒ大藏大臣及ライヒ內務大臣の同意

を經て本法施行及補足に必要なる法律規則及行政規則を公布す。
(二) ライヒ食糧農業大臣は本法に基き公布されたる命令施行の爲にライヒ法に從ひ警察强制力使用に關する規定を公布することを得。

七　穀物業秩序令　(一九三四年七月十四日)

第一節　獨逸穀物業の結合

第一條 (一) 穀物業界に於ける供給並に穀物(ライ麥、小麥、大麥、燕麥)、穀物生產物、パン、其他のパン類、及麵類の販賣及加工並に價格及價格割引割增の統制の爲に次に揭げたる經營は之を穀物業組合に加入せしむ。
一、國內穀物を生產する經營
二、穀物を加工し又は穀物生產物を生產する經營
三、パン又は他のパン類を生產する經營
四、麵類を生產する經營
五、穀物、穀物生產物、パン、其他のパン類又は麵類を配給する經營
(二) 穀物、飼料及其他の農產物ライヒ局は組合組成に關與することとなし。
第二條 穀物業組合は相互に獨逸穀物業組合中央會を構成す。
第四條 穀物業組合及中央會は之を法人とす。

第五條 大麥及小麥製粉業組合は適用を受くべき法規に妨げらるることなく中央會に加入す。

第七條 (一) 中央會に加入せる總ての團體は中央會の指示に服從す。中央會は團體の命令及其他の方策を廢止し又は其實施を拒むことを得。

(二) 第一項の規定は製粉割當に關する場合にあつては大麥及小麥製粉業組合には之を適用せず。

第八條 ライヒ食糧農業大臣は組合の法的代表者の申出に應じ管轄警察署に對し必要ある場合に警察强制力を使用して組合の權限內に於て公布されたる命令の施行を確保することを求むることを得。

第十條 價格及價格割引割增の確定に關する組合の命令はライヒ食糧農業大臣の同意を要す。

第十一條 (一) 第一條第一號乃至第五號に揭げたる種類の經營の新設及相當期間休止されたる此種經營の復活は許可を要す。經濟的必要ある場合には許可を與ふることを要す。

(二) 此決定は第一條第二號、第四號及第五號に揭げたる種類の經營(製粉を除く)にありては中央會の管轄に屬し、第一條第三號に揭げたる種類の經營にありては穀物業組合の管轄に屬す。

(三) 中央會は第一條第二號、第四號及第五號に揭げたる種類の經營の各個團體に關して許可の權限を穀物業組合に委任することを得。

(四) 許可を拒み又は條件付の下に許可を爲すべき決定に對しては關係者は決定を爲したる團體の仲裁々判を求むることを得。

（五）第一項及第二項により必要なる許可なくして經營を設け又は復活したる合場にありては管轄ランド官廳はランド法に基き必要ある場合には警察強制力を行使して之を妨ぐることを要す

（六）製粉業に對しては特別の規定に讓る。

第二節　國內大麥及國內小麥の引渡

第十二條　ライヒ食糧農業大臣は國內大麥及國內小麥に付き別個に人間扶養の目的及技術的目的に關する需要充足の爲各收穫年度に必要なる總額を決定す。他のものゝ引渡にありては第一節の規定に基きて構成されたる團體につき之を規制す。

第三節　國內小麥の生產者販賣價格

第十三條　（一）國內大麥、國內小麥、國內飼料ライ麥及國內飼料燕麥の生產者による販賣は附則に基き確定價格を確定す。

第十四條　生產者は引渡を爲すべき月割に確定されたる價格に應ずることを要す。

第十五條　生產者は價格區域の價格に應ずることを要す。但し該區域迄の運賃は生產者の負擔とす。

第十九條　穀物業組合はライヒ食糧農業大臣及中央會の同意を經て販賣促進の爲本部の規定を離れて確定價格に對して特別の割引を許可することを得。

第二十條　（一）本節に於て確定されたる價格を適用すべき一定期間內の穀物引渡に關して爲されたる國內穀物に關する契約は確定價格以外の價格が協定されたる場合に等しく確定價格を以

て締結されたるものと見做す。中央會はライヒ食糧農業大臣の同意を經て例外を許すことを得。

(二) 第一項の適用を除外し又は制限する協定は之を無效とす。本規定に牴觸せずと雖他の方法を以て確定價格の支拂を妨ぐるが如き協定にありても亦同じ。

第二十三條 中央會はライヒ食糧農業大臣の同意を經て國內大麥、國內小麥、國內ライ麥及國內燕麥の加工及使用に付規定を設くることを得。

第四節 國內大麥及國內小麥の製粉業購入價格

第二十六條 製粉業による國內大麥及國內小麥の購入に付本節中左に揭げたる規定を適用す。

第二十七條 (一) 大麥及小麥一〇瓲以下の處理能力を有し又は大麥及小麥製粉業組合によりて大麥及小麥合計一五〇〇瓲以下の基礎割當を確定されたる製粉業に限り特別の許可なくして生產者より購入することを得。管轄穀物業組合は特殊の經濟的事由特に他の製粉業との競爭を事由として生產者よりの購入の許可を製粉業者より剝奪することを得。

(二) 大麥及小麥一〇瓲以上の總處理能力を有し大麥及小麥製粉業組合により大麥及小麥合計一五〇〇瓲以上三〇〇〇瓲以下の基礎割當を確定されたる製粉業は管轄穀物業組合によりて許可せられたる場合に限り生產者より購入することを得。

(三) 大麥小麥一〇瓲以上の總處理能力を有し大麥及小麥製粉業組合によりて大麥及小麥合計三〇〇〇瓲以上の基礎割當を確定されたる製粉業に對し、穀物業組合は生產者が製粉業に對して從來大麥及小麥を主として生產者より購入したる證明を爲し且つ許可が生產者の利益に合致する

ことを證明したる場合にありては、中央會の同意を經て生產者より購入することの許可を爲すことを得。

（四）總處理能力とは二四時間以内に於ける能力とす。

（五）許可には條件を附することを得。

第二十八條　（一）製粉業が生產者より購買せざる場合にありては當該製粉業の存在する價格區域の第十三條による確定價格を購買價格として支拂ふことを要す。但し左の規準によりて穀物業組合の確定すべき額を加算す。

（二）第五項の規定に鑑み決定地たる協定成立せる場合に商品が到着したる月には確定されたる價格を規準とす。組合中央會はライヒ食糧農業大臣の同意を經て之に異る規制を爲すことを得。

（三）價格は袋をも含み引渡の時の支拂に當る。

（四）更に價格は貨車無料の製粉驛の引渡のは製粉場に最も近き陸上場若しくは運賃無料の製粉場の仲渡に當る。

（五）前掲の種類以外の引渡は之を許可せず。組合中央會はライヒ食糧農業大臣の同意を經て之に異る規制を爲すことを得。

（六）價格は每收穫時の平均的狀況下の良質乾燥せる商品に付之を定む。製粉場の存在する地方の平均的狀況を規準とす。

（七）穀物業組合には中央會の同意を經て特殊の事由により個別的に第一項乃至第五項の例外を許可することを得。

第二十九條 （一）第二十八條の規定より生ずる購買價格の割引は商品が第二十八條第六項により豫定されたる狀況に劣ることを示したるときに限り之を許可す。

（三）製粉業は穀類業組合の要求に應じて割引又は割增の正當なりしことを證明することを要す。

第三十條 穀物業組合はライヒ食糧農業大臣及中央會の同意を經て國內大麥及國內小麥に對し製粉業の購買價格に關し他の規制をなすことを得。

第三十一條 （一）本節に於て確定されたる價格を適用すべき時期に於ける穀物引渡に關して爲される國內大麥及國內小麥の購買契約は、他の價格協定ある場合と雖も第二十八條乃至第三十條の規定に基きて支拂ふべき價格を以て締結されたるものと見做す。

（二）第一項の適用を除外し又は制限せる協定は之を無効とす。

第三十二條 製粉業が生產者より購入する場合にありては購買價格として第三節の規定に於て確定されたる價格を支拂ふことを要す。

（二）穀類業組合はライヒ食糧農業大臣及中央會の同意を經て購買價格として更に決算額を支拂ふべきことを定むることを得。其額は穀物業組合之を定め穀物業組合に交付することを要す。

第三十三條 （一）製粉業が穀物取引をも營む場合にありては穀物取引經營を目的として第二

十七條に基き生產者より購入されたる國內大麥及國內小麥は、之を製粉場に於て加工することを得ず。第二十七條に基き製粉業に對して生產者よりの購入が許されざる場合にありては此種の取引經營の範圍內に於て購入されたる國內大麥及國內小麥は製粉場に於て加工することを得。但し決算額を穀物業組合に交付することを要し其額は穀物業組合之を定む。

（二）取引經營は別個の帳簿を備へたる特別の經營部門に於て之を行ふことを要す。此種の取引經營の範圍內に於て購入せられたる國內大麥及國內小麥に對しては第二十六條乃至第三十二條の規定を適用せず。

第三十四條 現物受領者又は終身年金受領者より購入する場合も亦本節の規定する生產者よりの購入と見做す。

第三十五條 第二十一條の規定は之を適用す。

第三十六條 （一）ライヒ局が本規定を援用して要求したるときは總ての製粉業はライヒ局による國內大麥及國內小麥の製粉業に對する販賣申込を引受くるべき義務を負ふ。

（二）ライヒ局は此申込に於て穀物引渡による反對給付を爲すべきことを規定するを得。

第三十七條 中央會はライヒ食糧農業大臣の同意を經て製粉業に非る加工業者による國內大麥及國內小麥の購買に關して第二十六條乃至第三十六條に相當する規定を公布することを得。

第三十八條 ライヒ局は國內大麥及國內小麥の販賣に當りライヒ食糧農業大臣の同意を經て確定されたる價格によらざることを得。

第五節　國內ライ麥及國內燕麥の價格割引並に割增

第三十九條　中央會はライヒ食糧農業大臣の同意を得て商人組合、混合飼料生產者又は國內ライ麥若しくは國內燕麥を加工し又は其生產物を生產する經營による賣買に當り價格構成に關する細則を設くることを得。

第六節　簿記規定（省略）

第七節　監督規定及秩序罰

第四十五條　穀物業組合は其監督並に監督及指令權が本令又は他の命令によりて他の機關に留保せられざる場合にありては本令の規定維持を監督す。

第四十六條　（一）穀物業組合は第三十三條第二項前段又は第六節の規定に違反したりと認めたる個人又は經營に對して一件に付一千ライヒスマルク以下の秩序罰を律することを得。

第八節　罰　則

第四十九條　（一）故意に左に揭げたる事項を犯したる者は之を懲役及十萬ライヒスマルク以下の罰金又は其一に處す。

一、國內大麥、國內ライ麥又は國內燕麥に付本令中又は本令に基きて確定されたる價格と異れる價格の申出、約束、要求をなし、約束せしめ、引受け又は他の方法により確定價格の支拂を妨げたる者。

二、第二十七條及第三十四條の規定に反して國內大麥又は國內小麥を生產者、現物受領者又

は終身年金受領者より購入したる者。

三、第三十三條第一項前段の規定に反して國內大麥又は國內小麥を製粉場に於て加工したる者。

四、第三十三條第一項後段の規定に反して決算額を交付せざりし時。

五、生產者が引渡すべき穀物數量又は穀物價格及割引割增の確定、穀物の加工、穀物、パン其他のパン類、麵類の生產に關し第一條乃至第四條の規定に掲げたる國體の命令に違反したる者。

(二) 特に重き場合には懲役及罰金を律し罰金の最高限は之を定めず。

第五十條 第四十九條第一項に掲げたる行爲を過失によりて犯したる者は一年以下の懲役及罰金又は其一に處す。

第五十二條 第四十九條の規定に基き刑罰を宣告せられたるときは最高ランド官廳又は最高ランド官廳の定めたる官廳は第一條第二號乃至第五號の規定に掲げたる種類の經營の續行の拒絕が處罰手續に於て宣告されざる場合にありては之を拒むことを得。

第五十三條 一九三三年九月二十六日附穀物價格安定法第四條に於ける規定は之を適用せず。

第九節　終結規定

第五十五條 ライヒ食糧農業大臣は第一條乃至第十八條の施行期を定む、其他の命令は一九三四年七月十六日を以て有効とす。

八　穀物價格安定法　（一九三三年九月二十六日）

この法律は主として國内生産者の利益のための價格維持法であつて、全國を數個の「價格地域」に分ち夫々地方の實狀に適した價格を設定するものである。例へば大麥に於ては東プロイセン、ブランデンブルグ、オーバーシユレジエン高地はPI價格領域に屬し一四〇RMの價格を附せられ、ベルリン市、ニーダーシユレジエン、ハンノーフアー其他はPIV價格領域に屬し一四七RMの價格を附せられる。（一噸當）このプライスゲビートは大麥及小麥に於て夫と異つてゐる。この政策の目的、及穀物の商價格政策に存することは、施行令に於て、施行の時より徐々に增價をますことを命じてゐる事から結論し得る。卽ち小麥に就ては一九三三年一〇月に於ける最初の確定價格より、三三年一一月には一マルク、一二月には二マルクといふ風に割增を定め、三四年六月の一三マルク迄規定してゐる。（一九三三年九月二九日施行令第二條）

第一條　農業食糧大臣は穀物價格を確定する權限を有す。

第二條　（一）　此法律施行後國内にて生産したる穀物の生産者との間に確定價格より低廉なる價格を以て締結したる購入契約は農業食糧大臣により確定されたる價格を以て締結したるものと見做す。

（二）　第一項の適用を排除又は制限せんとする協定は無効とす。前述以外の方法により、確定價格によりて生ずる生産者に對する利益を阻害すべき結果を齎らすが如き協定も亦同じ。

第三條 （一） 故意を以て前條の規定に反したる者は禁錮及び十萬ライヒスマルク以下の罰金を科す。

（二） 罪狀重き者は懲役及び罰金を科す。罰金には最高限を附せず。

（三） 怠慢により違反せる者は一年以下の禁錮及又は罰金を科す。

第四條 罰則中に裁判費用は違反者の費用たるべき事を規定する事を得。

第六條 農業食料大臣は此法律施行の爲め必要なる法制官制を設くる事を得。

九 農業促進令 （一九三三年二月二十三日）

ライヒ憲法第八條第二項に據り左の如く命令す。

第一章 穀物使用の促進

穀物の使用を促進するため、ライヒ大藏大臣は六千萬ライヒスマルクに達するまで保障を與ふることを得。

第二章 國產乾酪使用の促進

第一條 （一） 農業食糧大臣は乾酪の製造に際し獨逸關稅區域內に在る營業にして、乾酪の意義を定むることを得。

第二條 農業食糧大臣は乾酪の品質、記具及包裝を定むることを得。

第三條 農業食糧大臣は本章の施行に必要なる法令及一般行政規定を定むることを得。農業食

糧大臣は第一項に指定されたる營業が本章に基きて廢せられたる規定に適合せるや否やを檢査し、檢査の執行につき他の官廳を利用することを得。

第五條 農業食糧大臣は本章に基きて廢せられたる規定に故意又は過失により違反せる者に對し十萬マルク以下の罰金を科することを得。

第三章 ホップ耕作規定

第一條 農業食料大臣はホップ耕作地域の範圍を限定することを得。

農業食料大臣は左の各號の權限を有す。

一、ホップ耕作地域の調査を行ひ、耕作に關係ある者をして報告を提出せしむること

二、毎年次の耕作年度に於けるホップ耕作地域を指定分配すること

三、最高ランド官廳に許可せられたる耕作地域を分配する權限を與ふること

四、最前の耕作年度に於て收益を生ずべきホップ畑なきときは之を新設することを得るも右の場合には管轄官廳の許可を得べきことを規定すること

五、ホップ耕作を一時又は永久に廢滅せんとする者はその旨を管轄官廳に申出づべきことを定むること

六、一號乃至五號の規定の實施に必要なる補則を定むること

第二條 ホップ耕作地域の限定によりて生じた諸種の制限に對しては之を賠償せず。

一〇 小作人保護法 (一九三三年四月二十二日)

本法は小作人の小作上の權利を保護する爲に公布されたるものである。此要旨は地主が一方的に小作關係を消滅し得ざる點にあり、要するに戰後の住宅難緩和の非常時對策として採用せられた思想と大差なきものであつて、同時に臨時應急策以上に出でないものではあるがこれによつてナチスの小作人保護の思想を觀取することが出來やう。

第一條 (一) 農業、果樹栽培又は營業的園藝に利用すべき土地の賃貸人が小作關係の解約を豫告したるときは小作人の申請により小作調停局は此豫告を無効と決定することを得。此申請は小作人により秩序的なる經營の繼續が確實ならずと思料されたるときには之を却下すべし。

(三) 小作調停局が小作人の申請に同意したるときは小作人が決定以後に期限の到來せる小作料を遲滯したるとき又は賃貸人が決定以後に生じたる其他の重大なる事由により小作關係の繼續に同意せざる場合に限り一九三三年十二月三十一日以前に新規に解約の告知を爲すことを得。

第二條 (一) 第一條に掲げたる種類の小作關係が告知なくして一九三三年十月三十一日迄に盡きるときは小作調停局は小作人の申請により此小作關係を一ケ年間延期することを決定することを得。此申請は小作人による經營の秩序的繼續が確實ならずと見做され又は賃貸人が土地を自己の經濟經營に使用せんとするときは之を却下す。

(二) 競買人が强制競賣法第五十七條(イ)により一九三四年一月一日以前に告知したるとき

は小作調停局は小作人の申請に基き告知の効果を一ヶ年間延期することを得。此申請は小作人による經營の秩序的繼續が確實ならずと見做されたるときは之を却下す。

第三條 第一條及第二條の規定はかわやなぎ栽培に使用せられる土地及漁業賃貸契約にも之を適用す。

第四條 (一) 一九三三年六月十五日以前に豫告又は期限到來により消滅せんとする小作關係は小作人の申請に基き小作調停局長官の命令によりて小作人による經營の秩序的繼續が確實なることが下級監督官廳の證明又は其他の方法により信じ得べきときは一九三三年十月三十一日迄之を延期す。賃貸人は此決定に服從すべし。小作關係が期限の經過により消滅し且賃貸人が其土地を自己の經濟經營に使用する意志を明かにしたるときは延期は之を命ずることを得ず。

(二) 長官の決定は之に抗辯するを得ず。長官が延期を命じたるときは小作調停局は特殊の事由が之を緊急ならしめたるときに限り一九三三年十月三十一日以前に之を停止することを得。

第六條 賃貸人又は競買人は小作人に對し申請を爲すために書面を以て二週間の期日を置くことを得。期日の經過にありては此期日の規定が本法に從ふ限り申請は之を爲すことを得ず。

第七條 小作調停局の管轄權及手續は小作保護關係規則に基きて之を定む。

第八條 (一) 本法の規定は公布の日より之を有効とす。

(二) 本法の規定は賃貸人又は競買人が他の賃貸を爲したるときは之を適用せず。

一一　小作人保護法改正法　（一九三三年六月二十三日）

一、第七條に對して次の新規定を第二節及第三節として追加す。

一、手續の對象たる土地が數個のランドに存在するときは土地の大部分を有するランド小作調停局之が管轄權を有す。此小作調停局は他のランドに存在する土地の部分についても此ランドの法律を適用すべし。

二、小作調停局存在せざるときは裁判所之に代る。手續の對象たる土地を全部又は其大部分を含む地區の裁判所が其管轄權を有す。

二、第八條の次に次の新規定を第八條（イ）として追加す。

第八條　イ、（一）　小作人が其土地明渡に際し其家財の全部又は大部分を放棄するの止むなきときは賃貸人が土地を自己の經營に使用せんとするとにありてもランド最高官署は第二條第一項第二段及第四條第一項第三段の規定に反して遡及力を以て小作調停局による小作關係の延期を許すことを得。

（二）　小作關係は緊急なる公共的利益が現はれ又は賃貸人に取り土地の要求に對する緊急なる必要の存在し、引渡無きために著るしき不公正を生ずるときは延期せざるものとす。

一二　農業負債關係規制法　（一九三三年六月一日）

本法は前出の强制執行保護法令と相俟つてドイツ農民を負債の重壓から救ひ其の更生を企圖するものである。もとより此の法律は其思想に於ては必ずしもナチスの創業にかゝるものとは云へず、從來特定範圍に於て行はれたものをナチスが統一して其の手續を簡易ならしめ國家干渉の範圍を擴大したものであるが、農業負債關係の整理に關するナチスの著るしい積極性が觀取せられる點に本法の特色がある。かくて此法律によつてナチスの眞の農民保護政策の成否が決せられるものとされてゐる（我妻榮、ナチスの法律、一〇四頁）

本法は百六箇條の尨大な法律と數次の廣汎な施行法とから成立つて居り、其の全文を譯出することは紙幅の關係から困難なるが故に、此處には本法の重要條文のみを掲げることにする。本文は餘りに長文に亘るが故に便宜上其要旨を摘出すれば次の如くである。

自ら負債を償却し得ざる農民は區裁判所に負債整理手續の開始を申請し、區裁判所は債務者の不誠實其他一定の事由ある場合を除き同手續の開始を宣告して負債整理局を決定する。負債整理局は當該債務者の全債權者をして其債權を申出しめ、債務者の資産及營業狀態を調査し、法律の定むる標準に從つて夫々の債權につき現金償却、債務償却債權による償却、年賦償還等の償却方法を決定する。

此場合利息及元本についても一切の切棄を行ひ得る。此整理案は區裁判所の認可によつて成立するのであるが、整理局の一方的決定を爲し得ざる場合には總債權者の過半數の同意による强制和議の手續をも講じ得る。

是も特徴的と認められるのは現金償却及債務償却證券による償却が整理局の負擔に於て爲されるのみならず、債務者の償還能力と債權者の正當なる要求との合致せざるときは整理局が代つて辨濟を爲すことも認められることである。結局此法律は公の信用施設をして農民の負債を償却せんとするところに國家的設制の趣旨が窺はれるのである。

第一章　負債償却

第一條　農業林業園藝業經營の所有者にして自己の資金により負債を償却し得ざるときは管轄裁判所に對し債務償却手續の開始の申請を爲し得るは一九三四年六月三十日迄とす。

（一）　債務償却手續は確實なる限度に漸次負債支拂の前提を設くべし。

第三條（一）次の場合には負債償却手續の開始は之を拒絶す。

イ、經營所有者の財產に關し破產手續が開始されたるとき

ロ、經營所有者が自己の資產を以て債務償却を爲し得るとき

ハ、經營所有者が負債償却手續を請求すべき意志の下に負債を負擔したるとき。此點につき疑あるときは本法公布後に於て負擔したる負債は之を此種の負債と看做す。

ニ、經營所有者の人格及經營方法が手續の有效なる遂行の保證たらざるとき

ホ、負債償却が東部救濟地域に於て適用せらるる規定に基きて行はれ、又は第九十七條乃至九十九條に從ひて行はるべきとき若しくは債務償却が本法の規定に基きて行はれたるとき

ヘ、經營所有者が第百五條に基き債務償却を斷念したるとき

（二）手續の開始を拒絶せる決定に對し經營所有者は即時上告することを得。

第四條 申請が適時に提出され但し第三條の防止の事由無きときは裁判所は債務償却手續を開始し負債償却局を任命す。

第五條 負債償却局はライヒ食糧農業大臣及ライヒ大藏大臣の細目命令に基き公共的信用機關又は國家の監督下に在る信用機關其組合中央金庫の融資に依り活動せる農業組合並に其他の信用設備若しくは公益的移民會社が之に當る事を得。

第六條 債務者により適當なる信用機關が負債償却局となるべき意志ある聲明が齎らされたるときは此信用機關は債務償却局に任ぜらるべし。

其他の場合に在りては裁判所が負債償却局を選擇す。此の負債償却局の選擇に先立ち債務者の意見を徵する事を要す。

ライヒ食糧農業大臣は必要の際第五條に揭げたる種類の信用機關に對し裁判所の要求により負債償却局の任務を引受るべき義務を命ずることを得。

第七條 手續の開始及負債償却局の名稱は之を公示す。決定は經營所有者及び債務償却局に交付す。更に決定は土地臺帳により知り得べき債權者に之を交付す。

第八條 負債償却手續の開始は經營所有者に對する決定の交付を以て有效となる。

第九條 債務償却は次の方法により之を行ふことを得。

イ、負債整理又は償却

ロ、土地引渡

ハ、負債整理又は償却と土地引渡の場合

ニ、土地引渡による負債償却は所有者が提案し且つ負債整理局又は移住會社と之に關し協定ある場合にのみ成立す。但し土地引渡により關係債權者に對して有利なる負債整理案の提示可能なるときは負債整理局は土地引渡を要求する權利を有し且つ要求することを要す。

第十條 負債整理手續に付き手續開始の際債務者に對して物的又は一時要求を有する總ての債權者之に關與す。

第十一條 (一) 債權者は裁判所の定むる期間內に其の債權を申告し且つ其の所持する債務證書を裁判所に提出すべし。申告に對する催告は之を公示すべし。債權者が申告期間の遵守を怠り且此理由により債權が整理案に於て考慮せられざる時は、土地臺帳により知り得ざる債權に對しては、此種の債權の爲に各經營所有者の土地並に相當なる生活に必要なる家具及經營所有者の經營上生じたる債權に對し强制執行を行ふことを得ざる效果を生ずるものとす。

本規定は土地臺帳の公信力に對する效果を保持する爲め登錄を要せざる權利に付ては之を適用せず。

第十二條 (一) 負債整理局が負債整理を實行し得べしと認めたる時は負債整理案を建て裁判所の認可を申請すべし。

(二) 負債整理局が强制和解の方法によつてのみ債務償却を實行し得べしと見做したるときは

經營所有者の同意を得て裁判所に對し强制和解取極の權限を求むべし。

（三）負債整理局が强制和解の方法によりても負債整理を實行し得ずと見做したるときは債務負債整理手續の廢止を提案すべし。

第十六條及び第十七條に基く負債償却を要求し得る總ての債權者が此の負債償却を負債整理局に對して放棄したるときは、負債整理局は負債整理の不可能を宣告し且つ强制和解を提案すべからず。負債整理局又は第三者が手續期間に於て債權を引受けたるときは引受人は負債償却の放棄を宣告することを得。

第十三條 負債整理案には債權者を表示したる經營所有者の總負債及回收未濟給付を含む資產額を收錄すべし。

第十四條 債權が一九三一年七月十三日以前に生じ且つ安全保證の限度內に在る擔保による保證なきときは負債整理案に於ける利拂及償還に關し次の規定を設くべし。

一、利拂は（不時の爲替管理費割前額を含み）四分五厘とす、但し（法律上の利子引下を考慮せる）協定率を超ゆるべからず。

二、負債整理案の確認後最初の三ケ年間は債權者は別に負債整理局より年末に於て協定利子（法律上の利子引下を考慮せる）と四分五厘乃至一分の利子との差額の追加拂を受く、但し債務者は此の差額に關し第一號の規定なくして債務者に對し請求權を存することを證明する事を要す。

三、解約豫告權無き償却請求權に非る債權は解約豫告權無き償却請求權に之を變更す。此種の請求權にありては毎年の分割償還額は債權者の勘定に於て負債償却局に拂込むものとす。債權者が公金庫、社團、公法上の財團又は營造物若くは信用機關なるときは分割償還額は之を債權者に支拂ふものとす。此の分割償還額の率は年五厘乃至五分の間に於て負債償却局之を經營所有者と協定すべし。

協定成立せざる時は債務償却局の申請により裁判所之が最後決定を與ふ。裁判所は分割償還額を最高二分に定むることを得。確定償還率は之を負債整理案中に表示すべし。同順位又は後順位の權利者は本法に基く輕減により其の權利が經濟的に侵害せらるゝものと思惟したる時は分割償還額の確定に反對することを得。反對ありたる時は債務整理案の確認に際し之に關する決定を爲すべし。分割償還額が負債償却局に拂込まれたるときは債務償却局は債權の償還終り後直ちに債權者に對し債權の支拂を爲すことを要す。

ライヒ食糧農業大臣は償還期の四分の一以上を經過したる時は債務償却局は償還終了前に於て債權者に對し其の申請に基き積立償還額に相當する貸付を爲し得る旨の命令を發することを得。此種の貸付の利子は五分を超ゆることを得ず。

第十五條　（一）　土地に關する權利によりて保證せられざる債權は同順位の抵當を最も都合よき局に登記することによりて保證することを要す。

（二）　抵當が當該債權の對象たる土地の强制競賣の際に消滅するときは總債務額は之を債權者

に引渡すことを要す。なほ未濟の償却額は債務者之を直接に債權者に支拂ふことを要す。

第十六條（一）債權が始めて且つ借替の方法に依らずして一九三一年七月十二日以後に成立したる時は利拂及償還は債權者が一定期間内に第十四條、第十五條に定むる償還に代へて債權の現金償還を要求せざる場合に限り第十四條、第十五條に從ふものとす。交互計算又は其他の流動勘定にありては手續開始の日に對する締切殘高の一九三一年七月十三日以前の最終締切殘高に對する超過額は一九三一年七月十二日以後に成立せるものと看做す。手形債務の成立に付きては手形の發行日を標準とす。

（二）債權者が債權の償還を要求したるときは負債償却局は之に對し其の選擇に基き負債整理案の確認後即時又は一箇年後に元本及經過利子を支拂ふものとす。

（三）此の場合年五分を超ゆる利子（利子と同樣なる手數料あるときは之を含む）を附することを得ず。債權者が之を超ゆる利子を受領したるときは超過額は其の債權より控除すべし。更に一割乃至二割を債權（順位に依り）より控除すべし。これに依つて債權者が現金支拂の場合に受領する金額は負債整理案に表示すべし。

控除額はライヒの負債償却手續關與の代償として負債償却局より國庫に移納すべし。

第十七條（一）一九三二年三月三十一日以後に生じたる賃銀及俸給債權並に本法施行前に生じたる手工業者及請負人債權は債權者の要求なくして常に現金を以て支拂ふ事を要す。第十六條第三項による控除は各債權者の同意を得たる場合に限り之を行ふものとす。

(二) ライヒ食糧農業大臣及ライヒ大藏大臣は他の債權者の申請により其の全額には一部分を現金を以て辨濟すべきことを規定することを得。

(三) 公平の事由に基き負債整理局が辨濟を必要と見做したる債權は債權者の要求に基き第十六條に掲げたる債權と同樣なる取扱を爲すことを要す。

第十八條 (一) 各個の事情に從ひ債權の解決豫告權なき償却債權への變更を債權者に期待し得ざるときは負債整理案に於て債權者は全部又は一部を償還債務證書を以て滿足すべきことを定むることを得。

(二) 第三十條第七號の範圍に於ける増價債權にありては債權者が信用機關に非ず、且實狀に從ひ債權者に償還債務證書による滿足も期待されざるときは債權者の要求に基き負債整理案に第十六條による現金償還を定むることを得。

第十九條 (一) 負債整理局が現金又は償還債務證書を以て債權者を滿足せしめたるときは債權は既存の副次的權利(民法第四〇一條)及第十五條第一項により委託すべき擔保と共に負債整理局に移る。

(二) 債務者は債權に對して四分五厘の利子を支拂ひ且現金支拂ならざる場合に付き負債整理案又は强制調停に於て定められたる償還率を以て償却することを要す。

(三) 負債整理局の自己資金による償還が行はれざる場合にありては債權は負債整理局に對する要求によりレンテンバンク、クレディトアンシュタルトの爲に質權を設定されたるものと見做

す。此質權は負債整理局の要求に基き土地臺帳に登記す。

第二十條 負債整理案は區裁判所による證明を要す。此證明は第十四條乃至第十八條の規定に違背せるときにのみ之を拒絶することを得。負債整理案は第八十三條乃至第八十五條に基き確實なる負債の變更をも明白にするを要す。

第二十一條 (一) 負債整理案の證明を以て負債整理手續は終る。

(二) 負債整理手續は經營の負債が强制調停の方法によるも不可能なることが判明したるときには他の事由より經營の維持が確實ならずと思量せられたるときにも負債整理局の申請により終了す。

(三) 負債整理手續は債務者が申出を取消し又は第九條第二項後段による土地引渡に對する負債整理局の要求に應ぜざるときは之を中止す。

第二十二條 證明を拒絶し手續を終了し又は中止すべき決定に對して第二十條、第二十一條第二項の場合にありては債務者第二十條の場合にありては負債整理局も亦即時上告することを得。

第二十三條 (一) 負債整理手續の廢止には中止は公告することを要す。

(二) 負債整理手續の開始に關する記載は區裁判所の要求により土地臺帳より之を抹消すべし。

第二節 强制調停

第二十四條 負債整理局が負債整理手續は强制調停の成立の際にのみ實施され得るものと認め

且つ第十二條第四項による反對事由なきときは負債整理局は經營所有者の同意を經て區裁判所に對し强制調停締結の權限を求むることを要す。

第二十五條 第二十四條の前提が存在するときには區裁判所は其權限を與へ且つ負債整理局に對して調停案を提出すべきことを委任することを得。

第二十六條 權限の賦與は更に次の效果を有す。

イ、金錢債權に基く經營所有者に對する强制執行並に經營に役立つ土地の附屬物、構成部分又は生產物の引渡を求むる爲の强制執行は之を許さず。

ロ、擔保物の利用は民法の規定に從ひ收益が關係債權者の爲に供託されたる場合にのみ之を許可す。

ハ、破產手續又は裁判上の調停手續の開始の要求に關する決定は之を中止す。

ニ、債權者が對價の完全なる支拂迄其所有權を留保したる物の引渡を目的とする强制執行は上物が經營の續行に欠くべからざる場合にありては之を許さず。

第二十七條 （一） 負債整理局は債務者の業務及經營遂行を監督することを要す。負債整理局は債務者及其家族の適當なる生計を確保す。

（二） 負債整理局は經營收益の使用に關し計畫を樹立することを要す。

第二十八條 負債整理局は調停案を提出することを要す。此場合にありては負債整理局は經營の純益に基き且つ經營所有者として合理的なる經濟遂行により簡素なる生計費の支辨及調停案後

に殘存せる債務の利拂並に償却を可能ならしめるやう債務を整理することを要す。

第二十九條 （一） 確實なる擔保によりて全額を保證されたる債權は之を切下げることを得ず

二、他の債權は債權者の同意なくして最高五割迄切下げることを得。

三、一部が確實なる擔保によりて保證されたる債權は確實なる範圍内にある擔保を超過せる額の半額以下に限り之を切下げることを得。債權が擔保に基き債務證書を發行したる土地信用機關に屬し又は國家的强制保險の負擔者に屬するときは此債權は確實なる範圍を超へる額の全額迄之を切下げる事を得。

（二） 確實なる範圍内にある數個の同一順位にある擔保は之を合算する事を要す。これに基き全額に對して生ずべき切下の範圍は各個の擔保に付全額に對する其額の割合による。

（三） 經營の收益能力恢復の爲經營の現狀に從ひて切下ぐべき債務にありてはこれにより調停案に對する債權者の同意が得らるべきときは切下を行はずして單に利子の引下又は經營が負擔に堪え得るものと認め得る程度迄償還及利拂の延期を爲すことを得。

（四） 純金又は外貨の價値に基く債權を除き價値の確定せる債權は之をライヒスマルク債權に代へることを得。且つ其の擔保の種類を問はず經營所有者が債務を引受けたる際の債權又は給付の價値に應ずべきライヒスマルク額迄を切下げることを得。五割を超ゆる切下は之を許さず。ライヒ食糧農業大臣ライヒ大藏大臣及ライヒ司法大臣は價値の確定せる債權に基き發行せられたる債務證書に對し價値の確定せる債權の變更合致にせしむるに必要なる規定を公布することを得。

第三十條　（一）　左に掲げたるものにつきては元本切下は之を許さず。

一、一九三二年一月二十三日春季施肥料及種子供給保證緊急令第一條及一九三三年一月九日附肥料及種子供給保證緊急令第一條に基く要求並に明らかに一九三一年六月三十日以後の經營費充當の爲めに與へられたる信用又は明らかに一九三一年六月三十日以後に經營の爲に爲されたる引渡其他の給付より生じたる債權。

二、經營又は經營に關係ある附隨業務の管理の爲服務又は勞務關係に立つ者の賃金費用、又は他の報酬に對する要求。但し此の報酬は一九三一年六月三〇日以後に生じたるものなるを要す。

三、經營所有者に對する組合員としての保證又は追拂義務に基く組合の請求權及經營所有者に對する土地金融組合（騎士領金融組合）的信用機關加入者として生ずる義務に基く此種信用機關の請求權。

四、國內債務者の外國に於て發行せられたる債務證書の擔保に役立つ債權、但し擔保の維持上必要にして且つ當該債務證書より生ずる義務が債權との調停又は示談によりて引下げられざるを要す。

五、負債整理手續開始の際經營所有者の反對によりて未だ完全に履行されざる契約より生ずる請求權。

六、負債整理手續開始の際債權者が經營所有者の債權と相殺し得たる債權。

七、增價されたる債權、但し此增價が金マルク額の二割五分を超へず、又は額面額が金マルク額として增價の基礎たらしめざるときに限る。

八、租稅及其他の公課、失業保險をも含む社會保險の爲の掛金及其他の給付をも含む。但し此額は一九三三年一月三十一日以後に期限到來せるものなることを要す。

九、土地の維持又は必要なる改善の爲の支出に對する强制管理を行ふ債權者の賠償請求權、但し此强制管理は第二十九條に基く權限の委任迄繼續したることを要す。

(二) ライヒ大藏大臣は國內債務者の外國に於て發行せられたる債務證書擔保に役立つ債權に關して債權確保の爲の擔保が確實なる場合に限り元利償還に補助を與ふる權限を有す。此補助は負債整理案作成の際考慮することを要す。

第三十二條 (一) 經營上同種の債權は負債整理案に於て出來る限り同樣取扱ふことを要す。

(二) 經營上同種の債權とは其發生時期及發生事由が著るしく相似せる債權を云ふ。

(三) 元本債權を切下げるべき場合にありては各個の場合に重大なる反對理由なき時は第一に經營に關係なき債權が問題となる。特に普通の程度を超へたる經營所有者及其の家族の消費より生じたる債權並に利子其他の資金調達費の累積によりて增加したる元本債權を經營に關係なき債權とす。

(四) 質權擔保品委付又は保證によりて擔保せられたる債權は優先的に之を取扱ふべし。

第三十三條 債務者又は負債整理局に取りて異議ある債權は負債整理案に於て異議なき債權と

同様に之を取扱ふことを要す。負債整理案にありては此種の債權の債權者が保證すべき程度及其の方法を規定すべし。

第三十四條 經營所有者が其義務に付き責任上手形債務を有するに至りたるときは調停案に於て該義務に關して定められたる規整は經營所有者の手形債務にも及ぶ。

第三十五條 債權の切下げは共同債務者及保證人が債權者に對する辨濟の際に經營所有者に對して賠償請求權を有する場合に限り共同債務者及保證人にも其效果が及ぶものとす。

第三十六條 確實なる擔保によりて保證せられざる債權の利拂、償還、保證及償却は之を切下ぐべき場合にありても第十四條第十九條の規定に準ず。

第三十七條 調停案の提出に當り負債整理局は債權の債權が調停後に殘存する限りに於て第十六條乃至第十八條の限度內に於て之を償却すべき義務を負ふことを要す。

第三十八條 區裁判所は調停案を關係債權者に交付することを要す。此の場合にありては債權者に對し此案に對する反對を提起し得る期間を定むることを要す。反對期間は十日以上たることを要す。

第三十九條 （一） 調停案は當該の確實なる限度を超ゆる債權の半額以上の債權者が反對するときは之を拒否す。

第四十條 （一） ライヒ、ランド地方團體及地方團體聯合は其債權を最も多く打擊を受けたる確實なる擔保による保證なき債權と同程度に切下ぐべき規則に反對することを得ず。租稅債權の

切下げにありては債權者が債務者の困窮の故に一九三一年一月三十一日以後に期限到來せる額に付き同意したる輕減を參酌することを要す。租税債務が擔保の提供による保證あるときは債權切下の可能性は擔保が全く確實なるか又は一部確實なる範圍にあるか若しくは全然確實ならざるかによつて之を決す。

（二）公共團體の債權は此場合に於ても第三十九條の意味に於て之に對し土地よりの支拂を求むる權利の存する場合にも常に確實なる範圍外にあるものと看做す。

第四十一條　（一）負債整理局が債權を取得したるときは此債權の爲に第三十九條による反對を提起する權限を有するは負債整理局のみとす。

（二）債權者に對し負債整理案によりて生じたる損害の補償としてライヒの登錄公債が債權者に歸屬するときは第三十八條による反對を爲す權限を有するは負債整理局のみとす。

第四十二條　（一）調停案が拒絶されたる場合にありては負債整理局は强制執行を行ふべき權限が存在せず、又は經濟恐慌に鑑みて公布されたる强制執行保護に關する規定が競賣を禁ずる場合にありても負債整理局の取得したる債權を事由として區裁判所の許可を得て調停案を不公正と見做さゞるときにのみ許可を與ふることを要す。

（二）負債整理局が最高入札者なるときは負債整理が調停案（負債整理案）に基きて爲さるべき條件を以て落札を從來の所有者に對して與ふることを要す。

（三）ライヒ司法大臣は前記の規定に基きて行はるゝ强制競賣手續に關して法定期間を短縮す

ることを得。

第四十三條　（一）　調停が採擇されたる場合にありては區裁判所の證明を要す。反對なる債權者の債權が負債整理の目的到着に必要なる程度を超へて切下げらるべきとき又は調停が他の不公正を含むときは證明を拒絶することを得。

（二）　區裁判所が證明を拒絶せんとするときは負債整理局に對して其意見を附して其旨を報告することを要す。負債整理局が裁判所の意見を參酌せざる旨を表明したる後に非れば之を拒絶することを得ず。

（三）　負債整理局が裁判所の意見を參酌すべきことを宣言したるときは負債整理局は第二十八條乃至第三十七條の規定に從ひて新規の調停案を作成し第三十九條による債權者の採擇を得たる後區裁判所に證明を求めることを要す。

第四十四條　（一）　强制調停の證明拒絶の決定の法的效力を以て强制調停手續を廢止す。

（二）　經營の負債整理の不可能なることが明らかになりたる場合又は他の事由より經營の適當なる繼續及維持の保證なしと思考せられる場合にありても負債整理手續は負債整理局の申出により之を廢止す。

第四十五條　左に揭げたる場合にありては負債整理手續は之を中止す。

一、債務者が强制調停手續に對して同意を取消したるとき

二、負債整理局が申出（第二十四條）を取消したるとき

三、債務者が負債整理局の命令（第二十七條）に故意に從はざるとき又は故意に本法によりて課せられたる義務に違反したるとき

四、裁判所の定めたる期間内に於て調停案が提出されざるとき

第四十六條 强制調停の證明を拒絶し又は負債整理手續を廢止し又は第四十五條第三號第四號の場合には負債整理局も亦即時異議を申立てることを得。

第四十七條 （一） 負債整理手續の法的效力ある廢止又は中止は之を公示することを要す。

（二） 負債整理手續開始に關する記載は區裁判所の求めにより土地臺帳より採削することを要す。

第三章　一般規定

第四十八條 （一） 區裁判所は其の適當なりと認むる一切の調査を爲すことを得。區裁判所は特に債務者が宣誓に代へて其報告を保證することを要求することを得。

第四十九條 確實性限界は統一價値に基きて計算す。ライヒ食糧農業大臣、ライヒ大藏大臣、ライヒ司法大臣は詳細なる規定を公布す。

第五十條 （一） 區裁判所の決定に反する法律手段は本法に規定せられる場合に限り存在す。

（三） 即時異議はラント裁判所民事部之を決す。陪審官の代りに商業又は手工業の官許職業代表及農業官許職業代表によりて任命されたる各一名の委員之に參加す。

第五十一條 （一） 證明ある負債整理案又は强制調停は其中に記載せられたる總ての關係債權

者に對して整理案又は調停に反對したる場合にありても其效力を及ぼす。
（二）證明ある負債整理案又は强制調停は負債整理手續の開始以後案又は調停に記載されたる債權者の法定相續人となりたる者にも其效力を及ぼす。
（三）證明ある負債整理案又は證明ある强制調停より生ずる異議及反對は土地臺帳の公の信用維持の爲登錄するを要せず。
第五十二條　（一）證明ある負債整理案又は證明ある强制調停若しくは其拔萃の正本に基き區裁判所は土地臺帳役所に對して負債整理案以後に於ける土地の物權的負擔の除去又は變更を登記し、負債整理手續又は强制調停手續の開始の記載を抹消し、及當該土地が負債整理經營に屬することを登記することを求むるものとす。
（二）土地臺帳に對する登載は求めに應じて之を行ふ事を要す。
第五十三條　（一）物權の除去又は變更を登記する場合にありては抵當證書、土地負擔證書又は定期土地負擔證書の提示を要せず。
（二）證書が提示せられざるときは土地臺帳役所は證書の所持人に對して提示を催告し後に證書面に登記事項を記載し又は證書を無效ならしむることを要す。
第五十四條　負債整理案又は强制調停に基く土地臺帳に對する登記の爲に官廳、官吏若しくは公證人より申出により權利者に與ふべき相續證又は其他の證書類を必要とするときは負債整理局は權利者に代りて其交附を要求することを得。

第五十五條 負債整理案又は强制調停に基き物權の廢止又は變更を土地臺帳に登記すべきときは之に關し關係者が土地臺帳に登記せられ居らざる場合にありては此の權利者を豫め登記することを要せず。

第五十六條 裁判所及行政官廳は負債整理局の求めに應じて法的援助を爲す義務を有す。

第五十七條 負債整理及强制調停手續及土地臺帳に對する登記並に强制競賣手續に付きて第四十二條の場合にありては手數料を徵せず。

第五十八條 負債整理の實施に關係ある總ての機關及人は自己の服務關係が解かれ或は其活動が終りたるときと雖も自己に委任されたる權限の行使に當りて知りたる財產關係、事實、及組織に關し沈默を守り且つ業務及經營上の祕密の報告又は利用を愼むことを要す。

第五十九條 (一) 負債整理局は第八十條に規定せる負債整理經營の每ヘクタールに付き費用補助としてライヒ金庫より次の如き段階的の額の支給を受く。

一、經營に付き最初の二五ヘクタールに付一ヘクタール當三、〇〇ライヒス、但し最低 五〇、〇〇ライヒスマルクとす。

右を超ゆる耕地にありては二五乃至五〇ヘクタールに付一ヘクタール當二、〇〇ライヒスマルク。

右を超ゆる耕地にありては五〇乃至一〇〇ヘクタルに付一ヘクタル當一、〇〇ライスヒマルク。

一〇〇ヘクタールを超ゆる耕地にありては一ヘクタール當〇、五〇ライヒスマルク。

(二) 負債整理局が現金又は償還債務證券を以て償還する場合にありてはライヒに對し償還額の五分に相當する危險割增金の支拂を求むる權利を得。

(三) 賠償及危險割增金は其金額及形式に付きライヒ食糧農業大臣及ライヒ大藏大臣他の方法とを以て之を確定することを得。

第六十條 ライヒ大藏大臣は他の機關による資金準備に妨げられることなく負債整理手續の實行及債權の現金支拂の目的の爲にライヒ豫算に於て一九四〇年乃至一九四二年迄各年一億ライヒスマルクを組入れ且つ其時迄ドイツレンテンバンク、クレディットアンシュタルトに對して利附國庫證券を交付する權限を有す。詳細なる條件、殊に此資金の辨濟に關しては一方ライヒ大藏大臣及ライヒ食糧農業大臣と他方レンテンバンク、クレディットアンシュタルトとの間に協定を爲すものとす。

第六十一條 レンテンバンク、クレディットアンシュタルトは第六十條に基き自己の處理に委せられたる資金の範圍內に於て負債整理局に對し出來るだけ直接の信用を與ふることを要す。此の場合にありては利子追加による不當なる利子引上の防止及負債整理局の自己資金を出來る限り支出することの奬勵につき留意することを要す。

第六十二條 ドイツ地代銀行は三億ライヒスマルクを限度として四分利付償還債務證書を發行し且つ之を第十八條による債權償還の目的を以て負債整理局に引續き融資する爲にドイツレンテ

ンバンク、クレディットアンシュタルトの處理に委する權限を有す。

第六十三條 ライヒ食糧農業大臣及ライヒ大藏大臣は處理を任されたる現金（第六十條）及償還債務證書（第六十二條）の償還方法及此場合に累積すべき損失補塡及償還資金の使用方法並に損失の危險及第十九條第三項により抵當に供せられる債權と償還債務證書との利鞘をドイツ地代銀行信用機關及負債整理局間に配分する方法を定む。

第六十四條 總てのライヒ及シュタート部局、ライヒ及ランドの營造物社團に總ての公法團體及其支配下にある營造物及團體は本法の命ずる農業負債の償還債務への變更に同意せることを宣言する義務を負ふ。前記部局の一によりて中間部局を經て與へられたる信用に關しては當該部局は償還期間中中間部局の爲に其の活動を中止することを要す。

第六十五條 （一） 抵當、土地負債、定期土地負擔又は擔保付負擔に基きて債務證書を發行したる土地信用機關並に國家的强制保險の經營者に對してライヒは第二十九條第一項、第四項に基きて擔保價値につき蒙るべき損害額に相當する四分利付登錄公債を與ふべし。

（二） 損失を蒙りたる債權が償還債權ならざるときは此債權が第八十四條、第八十五條に基きて解約豫告權なき債權に變更せられる場合に限り登錄公債を與ふ。

（三） 償還額は登錄公債の額面額が其時迄に支拂はれたる四分の利子と共にライヒに辨濟さる迄は之を償還に使用することなくライヒに引渡すことを要す。

（四） ライヒ大藏大臣は登錄公債の發行及交付に付詳細なる規定を定む。

（五） 帳簿債權は之を債務證書の擔保に利用することを得。債務證書がライヒスマルクの表示ならざる場合も亦同じ。

第四節　土地提供による負債整理及農業移住奬勵

第六十六條　負債整理手續上の申出人が移住に適當なる農地を建物の有無に拘らず自己の所有より離し又は他の所有者との協定により其處理を委任したときは負債整理局に對して當該農地の農業債務償還の目的による引受を申出ることを得。負債整理局は負債整理手續に於て全經營をも引受けることを得。

第六十七條　出來得る限り土地提供を實行する爲移住會社及ランド官有地金庫の補助金を負債整理局に供與することを要す。

特に移住會社はライヒ其他による信用授與により使用し得る資金の範圍内に於て土地提供による負債整理に協力し得るやう整備せらる。

第六十八條　引受けられたる土地に對して出來る限り現金支拂を行はず且つ買價は債務引受けによりて淸算すべし。

負債整理手續及移住手續中の及之を原因とする信用解約豫告並に負債整理による農業用地のライヒ又はランドに對する歸屬後の信用解約豫告は確實なる債權にありては一般に之を許可せず。但し不確實なる債權にありては債權者が第十六條、第十七條に基きて現金支拂を要求し得る場合にのみ之を許可す。

第七十條 土地提供によりて行ふべき業務及官公署に對する登記並に土地臺帳に對する登記にありては費用、租税及印紙は之を免除す。

第七十一條 土地提供にありては提供すべき土地の詳細は協定によりて之を行ふ。

詳細は第一に將來の移住者が買價の元利を償還し得べき狀況にあるべきことを考慮して行ふ。但し評價にありては農業の有利ならざる現狀を基礎たらしむることとなり、平均的經濟狀況を基礎たらしむべし。經營の缺陷其他の經營家個人に基く事由により平均的經濟狀況に達せざる場合にありては該土地が差當り移住地たり得ざる場合に限り經營家は暫時小作人たらしめ、殘餘地の買戻は之を保留す。

第七十二條 ラント官有地金庫に歸屬すべき土地の管理は現在及將來共に移住に適當ならしめ且つ將來に於て既存中小農業生計の新規創設及擴大を可能ならしむべき大土地創造の目的に添はしむることを要す。

第七十三條 ライヒ食糧農業大臣は第六十六條乃至第七十二條の實施に必要なる規定を公布す。

第七十四條 移住に適當にして且つ土地引渡團組合の確定後に過大なる債務を負ひ本法による負債整理が見込なきか又は負債整理手續が負債整理無能力により廢止され且第九十八條による負債整理手續の復活が許可されざる農業及山林經營にありては次の規定を適用す。

第七十五條 土地引渡組合はライヒ食糧農業大臣によりて權限を與へられたる公益的移住企業

の同意を得て公共信用機關又は國家監督下にある信用機關及國家的强制保險の經營者に對して經營に屬する土地の强制競賣を提案し實行すべき要求を提出することを得。

第七十六條 債權者機關（第七十五條）は何分かの損害並に消費されたる强制行政費に對する賠償が與へられたるときは土地引渡し組合の要求に應ずることを要す。

損害に對する賠償は權利の保證が阻害されざる限りにありては抵當を各個の移住局に分配することによりても之を求むることを得。

第七十七條 第七十五條による要求が提出されたるときは强制執行保護に關する規定は第七十四條に掲げたる經營に之を適用せず。

第七十八條 第七十五條、第七十六條による强制競賣が要求せられる場合にありては强制競賣期日の決定と其期日との間に六週間以上を置くことを得ず。

第七十九條 ライヒ食糧農業大臣は土地引渡後組合に對し本法によりて與へられたる權限を一定範圍内に於て行使すべき旨の命令を發することを得、負債整理の許可及第七十四條乃至第七十八條に定むる措置の放棄は經營所有者が移住目的の爲其の所有地の一部賣却に關し公益的移住會社と和協し、且つ之により負債整理能力を恢復するか否かとによりて之を決することを得。

第五節　負債整理經營の法律關係

第八十條 本法に云ふ負債整理經營とは負債整理手續又は强制調停手續が負債整理案又は强制調停の確認まで實行されたるものを云ふ。

第八十一條　（一）　負債整理手續又は强制調停手續の實行なき場合にありても農業經營、山林經營及び園藝經營の所有者は自己の經營を負債整理經營と宣言することを（自己負債整理）申出ることを得。

（二）　區裁判所は此申出を決定す。第三條第一項第三號、第四號及第六號の前提が存在するときには此の申出は之を拒むことを要す。他の場合にありては經營所有者が自己の經營に於て確實なる範圍を超へては元利償還には第十四條の要求を充すべき債權のみを負擔することを證明したるときは右の提案を許可す。區裁判所は必要あるときは第九條に揭げたる種類の信用機關に對し第二段及第三段の前提の存否の調査を委任することを要す。

第八十二條　第八十三條乃至第八十七條第九十一條、乃至第九十四條の規定は之を負債整理經營に適用す。

第八十三條　確實なる範圍にある擔保による保證を存し且つ一九三一年七月十三日以前に生じたる解約豫告權なき償還債權に對する利拂は法定利子引下に鑑み四分以上なるときは四分に之を引下ぐ。利子の外管理費用は協定成立せる場合又は第八十四條第三號による債權が抵當債權發行によりて引受けられたる場合には九厘以下を徵收することを得。

第八十四條　解約豫告權なき償還債權に非ず且つ一九三一年七月十三日以前に生じたる確實なる擔保物の保證である債權は之を左に揭げたる條件による解約權なき償還債權に變更す。

一、利拂は四分とす、但し協定利率を超ゆる事を得ず。協定が存在するか、又は第三號によ

る債權が抵當債權發行によりて引受けられたるときは利子の外に九厘以下の管理費用を徵收することを得。

二、辨濟は分割償還の方法によりて之を行ふ。第十四條第三號の規定は之を準用す。償還率は年五厘以上と定むることを得ず。

三、債權者は何時たりとも抵當債券發行機關に對し第八十八條に揭げたる種類の債務證書と引換へに自己の債權を債券額面額を以て引受けることを要求することを得。ライヒ食糧農業大臣及ライヒ大藏大臣は債務證書の換價に對し特別なる條件を附することを得。

第八十五條　始めて且債務變更の方法によらずして一九三一年七月十二日以後に生じたる債權に對しては債權者が之につき適用さるべき規則によらずして一定期間內に自己の債權の現金償還を要求することなきときには第八十三條第八十八條に揭げたる土地信用機關に屬するときは之を提出することを得ず。他の場合にありては債務者は自己の負債整理手續又は强制調停手續を實行し又は他の方法により償還の準備あるを明かにしたる負債整理局に對してのみ償還の實行を要求することを得。

第八十六條　負債整理又は土地提供に基き契約又は定款により公法的又は私法的信用機關及其他の第六十四條に揭げたる債權者に屬する解約豫告權は之を實行することを得ず。

第八十七條　債權が一部分のみ確實なる擔保によりて保證せられたる場合には債權者の要求により從來の擔保の抹消部分及不確實なる部分につき各々特殊なる擔保を無料を以て登記すること

を要す。

第八十八條 （一） 農業抵當に基きて債務證書を發行したる土地信用機關は借換によりて債務證書利子を四分に低下する爲に努力することを要す。

第八十九條 債務證書の借換が一九三四年十月一日迄に實行せられず且つ其時迄に債務證書に對して特別規定が設けられざる場合にありては債務證書の利率と及補償有價物の利率との差額の調達は一九三四年十月一日以前のライヒ負擔に對する特別規定によりて規制すべし。

第九十條 貯蓄金庫、保險機關、保險企業並積立る義務を有する其他の公共機關若しくは國家監督下にある機關が此資金又は自己の投資中負債整理額の擴張に伴ひ增加する一定割合を第八十八條に掲げたる種類の債務證書に投資すべき旨の施行規則を公布することを要す。

第九十一條 土地又は土地の一部に對し確實なる範圍內に限り且つ年賦償還率五厘以上の解約豫告權なき償還債權を以てする場合に限り新規に負擔せしむることを得。

第九十二條 （二） 確實なる範圍內を超へて擔保が登記せられ又は第十五條第一項に基きて登記せらるべきときは此擔保にありては確實なる範圍を超へる限度につき所有者土地負擔又は所有者抵當は成立せしむるものとす。

第九十三條 土地の確實なる範圍を超へたる價値は既存の抵當又は第十九條第一項によりて登記すべき抵當を附せられざる場合にありてはレンテンバンク、クレディットアンシュタルトの爲に保證抵當を負擔せるものと見做す。

第九十四條　負債整理局は地方的公益的移住會社の爲に先買權を存す。
負債整理事業による土地改良及排水、信用引受は負債整理計畫上負債整理局の許可を要す。

第六節　東部救濟地方に於ける負債整理の實施

第九十五條　東部救濟實施の爲に制定せられたる特殊官廳は一九三三年十二月三十一日迄に之を解散すべし。
ライヒ食糧農業大臣は一九三三年十二月三十一日現在に解決の負債整理手續に關する處置を定む。

第九十六條　東部救濟地方にありても新負債整理案を設くることを得。

第九十七條　（一）東部救濟地方にありては農業負債整理は本法施行に附帶せる負債整理手續並に第九十八條及第九十九條に該當する場合には從來東部救濟地方に適用せられたる特殊規定に基きて之を實施す。

第九十八條　（一）東部救濟地方の負債整理案が本法施行に當り否定されたるときは一九三三年七月一日以前に經營所有者によりて提案せられたる負債整理手續を再採用することを要す。
（二）管轄官廳が負債整理手續再採甲案を受理したる時より負債に關する裁決迄又は整理案の否定されたる場合にありては再採用案に關する裁決迄一九三三年二月十四日附農業上の强制執行保護ライヒ大統領の規定及之に附帶して公布さるる施行規則は之を本事業に適用す。

第百條　東部救濟地方に適用すべき規定によりて經營の負債整理を爲す場合には第八十三條、

第八十四條、第八十五條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、の規定を適用す。

第七節　終結規定

第百二條　本法の規定を利用して自己又は他人を富ましむる爲に不正手段を講じたる者は之を六ヶ月以下の懲役及罰金又は其一に處す。

第百三條　第百二條に該當する場合を除き債權者又は債務者が區裁判所又は負債整理局に對して債權の存在若しくは其額並に其他の負債整理を爲すべき經營の經濟事情、其所得若しくは財產に關し故意に不正又は不完全なる報告を爲したる者は之を六ヶ月以下の懲役及罰金又は其一に處す。

第百五條　(一)　經營所有者は區裁判所に對して負債整理を放棄することを得。此放棄の宣言は裁判上の證明を要す。

(二)　區裁判所は經營所有者及確實なる利益を有する其の他の者に對して放棄に關する無料の證明を與ふることを要す。

(三)　放棄は負債整理手續の開始を許さず且經濟危機に關して公布されたる强制執行保護の規定の適用なからしむる效果を有す。

第百六條　(一)　本法は一九三三年六月十五日より其效果を發生す。

(二)　ライヒ政府は本法施行に必要なるライヒ令及一般行政規則を公布する權限を取得す。

一三　鳥卵取引法（一九三三年十二月二十日）

第一條（一）關稅施行區域内に於て生産せられ又は關稅施行區域外より輸入せられたる鳥卵はライヒ食糧農業大臣の決定せるライヒ局に限り之を關稅施行區域内に於て取引せしむることを得。

（二）鳥卵がライヒ局によりて取引せしめらるるに至りたるときは爾後本法の制限を受けることなし。

第二條（一）本法に云ふ鳥卵とは家禽及野禽の卵とす。

（二）ライヒ食糧農業大臣は繼續的又は暫時本法の制限に全部又は一部服せざる鳥卵の種類を定むることを得。ライヒ食糧農業大臣は更に生產者及消費者間の一定の最高量の取引及直取引が本法の制限に服せざることを規定することを得。

第三條（一）關稅施行區域内に於て生產せられたる鳥卵と關稅施行區域外に於て取引し又は關稅施行區域外より輸入したる鳥卵を稅關通過後自由に取引せんとする者はライヒ局に其購入を申出づべし。

（二）鳥卵關稅通過後の自由取引はライヒ局の引受後に於て初めて之を許可す。

第四條（一）ライヒ局は申出られたる鳥卵を引受ける責任を存せず。ライヒ食糧農業大臣はライヒ局により引受け得る鳥卵の最高量を確定することを得。

（二）ライヒ局が引受を拒絶したる時は當該商國は關稅施行區域內に於て之を取引する事を得ず。

第五條 ライヒ食糧農業大臣は引受價格及引渡價格を決定す。

第七條 ライヒ局はライヒ食糧農業大臣の監督に服す。

第八條 關稅施行區域外より輸入したる鳥卵の引受及引渡より生ずるライヒ局の剩餘金は之を國庫に收納す。ライヒ局の其他の剩餘金の使用はライヒ大藏大臣の同意を經てライヒ食糧農業大臣之を統制す。

第九條 ライヒ食糧農業大臣及必要なる限りライヒ大藏大臣は本法施行上必要なる法律命令及行政規則を公布する事を得。

第十條 本法施行上の處置より出じたる損害の補償に就き法律上の請求權を生ずる事なし。

第十一條 （一） 第一條第三條第一項、第四條第二項の規定に故意又は過失を以て違反したる者は一年以下の懲役又は罰金に處す。

（二） 處罰の外に違反者に屬せざる時と雖も處罰さるべき行爲に關する事件に參加したるものを宣告する事を得。

一四　同上施行令（一九三三年十二月二十一日）

第一條 ベルリンに鳥卵ライヒ局を創設す。ライヒ食糧農業大臣は幹事を任命し其代理人を定

む。

第二條　ライヒ局は之を法人とす。ライヒ局は幹事二名又は幹事代理人一名との協事により之を代表す。

第三條　業務施行はライヒ食糧農業大臣の指令に從ふ幹部會之を行ふ。

第四條　ライヒ局の財產は其解散の場合にありてはライヒに歸屬す。整理はライヒ食糧農業大臣之を規制す。

第七條　關稅區域內にある生產者經營より直接に消費者に引渡される卵は本法の制限を受けず

一五　國內油種使用令

（一九三三年二月二十四日）

第一條　（一）　獨逸關稅施行區域內に於ける總ての搾油所は一九三三年八月一日以降一定期間此期間中に加工せられる油種及油果の一定割合は國內油種を使用すべし。ライヒ食糧農業大臣はライヒ經濟大臣との協定を經て此期間及割合を定む。

（二）　ライヒ食糧農業大臣はライヒ經濟大臣との協定を經て一定條件の下に第一項の規定の例外に同意する事を得。

第二條　獨逸關稅施行區域內に存在する搾油所の所有者又は指導者はライヒ食糧農業大臣又はライヒ食糧農業大臣の定むる機關に對し其店名及所在並に經營指導責任者を記載して報告する事を要す。此報告は本令實施に際し既に存在する經營にありては一九三三年五月十五日迄、後に開

始せる經營にありては開始後追時之を爲す事を要す。

第三條 （一） 搾油所檢査を委任せられたる者は獨逸關稅施行區域內に存在する總ての搾油所の業務及經營所に入り檢査を行ひ檢査の目的を以て其撰擇に從ひ證明書を交付して油種、油菓、油の試驗を要求し又は引受ける權限を取得す。

（二） 更に檢査を委任されたる者は購入及加工し又はせんとする油種又は油菓量及販賣し又はせんとする油量を明示するあらゆる業務用紙及帳簿を檢査する權限を取得す。

第六條 獨逸關稅施行區域內に存在するあらゆる搾油所は一九三三年八月一日以降帳簿を使用する事を要す。

第七條 第三條に揭げたる場所設備及それに從事する經營及業務指導者並に監督は檢査を委任されたる者の權限行使を援助する事を要す。

一六　國內獸脂及國內飼料使用促進第二次令
（一九三三年三月二十三日）

第一節　油脂取引

第一條 （一） 關稅施行區域內に於て生產され又は關稅施行區域外より輸入される油脂はライヒ食糧農業大臣の定めたるライヒ局に限り之を關稅施行地域內に於て取引することを得。

（二） ライヒ局が一度油脂を取引するに至りたるときは此油脂及其生產物は爾後本節の制限を受けず。

第三條　（一）　關稅施行地域內に於て生產されたる油脂を關稅施行地域內に於て取引し又は關稅施行區域外より輸入されたる油脂を稅關通過後自由に取引せんとする者はライヒ局に對して之が購入を求めることを要す。自己の經營に於て生產したる油脂を關稅施行區域內に於て營業的に加工せんとする者も亦同じ。

（二）　油脂の稅關通過後自由なる取引はライヒ局による引受後之を許可す。

第四條　（一）　ライヒ局は通常申出ありたる油脂に限り之を引受けることを要す。ライヒ局は引受の義務を有することとなし。

ライヒ局は例外の場合に限り自ら油脂を輸入することを得。ライヒ食糧農業大臣はライヒ局が油脂を引受くべき最大量を定むることを得。

（二）　ライヒ局が引受を拒絕したるときは當該商品は關稅施行區域內に於て取引し又はライヒ局に申込みたる者の經營に於て之を加工し及其他之が價値を引上ぐる行爲を爲すことを得ず。

第五條　ライヒ食糧農業大臣は引受及引渡價格を確定す。

第六條　ライヒ局は油脂を何人に對しても販賣する義務を有す。

第九條　ライヒ局はライヒ食糧農業大臣の監督に服す。

第十條　ライヒ局の剩餘金は之をライヒ金に納入す。ライヒ政府は之が使用を決定す。此剩餘金は特にミルク經濟の奬勵及び本節の道行に必要在るべき用途に使用す。

第十一條　ライヒ政府は本法實施に必要なる法律命令及一般行政規則を公布す。

第二節　石鹼及蠟燭生産に於ける國內硬油の使用

一九三二年十二月二十三日附國內獸脂及國內飼料使用奬勵ライヒ大統領令第一節は左の如く之を改正す。

一、第一條　第一項「使用の前に「及石鹼及蠟燭の生產に當り獨逸關稅施行區域に存在する總ての石鹼及蠟燭工場に於て國內硬油を使用すべし」を追加す。

二、第三條第一項中「生產物」の後に「並に石鹼及蠟燭工場によりて使用される國內硬油の割合」を追加す。

三、第七條第二項中「マルガリン工場」を「マルガリン、石鹼及蠟燭工場」に置換ふ。

第三節　マルガリン生產統制

一九三二年十二月二十三日附國內獸油及國內飼料使用奬勵ライヒ大統領令第一節中第一節中第五條に次の二項を新に追加す。

(二)　ライヒ政府はマルガリン生產上のあらゆる種類の人造バター香料及染料並に貯藏料の使用及マルガリンの商標に關する規定を設くることを得。更にライヒ政府は第一節中上述商品の工業上及農業上の經營に於ける使用に關する規定を設くることを得。

(三)　ライヒ政府はマルガリンの一定種類に限り、營業的に生產し且つ取引すべきことを命ずることを得。更にライヒ政府は此種の營業的生產の範圍を規制し其價格並に取引手數料を確定し窮迫せる人民層の爲に一定種類の强制引渡を命ずることを得。

一七　マルガリン製造所及搾油所の生産物の營業的生産令（一九三三年三月二十三日）

第一條　一八九七年六月十五日附バター、チーズ、獸脂及其代用品に關する法律の規定せるマルガリン人造食料脂肪又は消費者に向けられたる食料油植物フェット若しくは硬魚油を營業的に生産する獨逸關税施行區域内に存在するすべての經營は一九三三年三月二十七日乃至六月三十日迄の期間上記生産物の總てに付一九三二年十月十日乃至十二月三十一日迄の期間に生産したる數量の五割迄を生産することを得。

（二）　ライヒ食料農業大臣は緊急なる必要による申出に對し第一項の規定の例外に同意することを得。

（三）　第一項に設けられたる統制及第二項により同意すべき例外により第一項に記載された生産物の生産は總量に於て之を一九三二年十月一日乃至十二月三十一日迄の期間に於ける生産の六割に達せしむることを得。

第二條　一八九七年六月十五日のバター、チーズ、獸脂及其代用品に關する法律の規定せるマルガリン人造食料脂肪又は消費者に向けられたる食料油植物フェット若しくは硬魚油を營業的に生産する獨逸關税施行區域内に存在する經營の所有者又は指導者はライヒ食料農業大臣によりて定められたる機關に對して商店及其所在地、生産されたる生産物の種類並に經營指導の責任者を

一九三三年四月十五日迄に報告すべし。其後の變更は卽時に之を報告することを要す。

第三條 ライヒ食料農業大臣及其決定したる機關に對しては第一條第一項に記載せる經營の檢査を委任す。

第四條 （一） 經營の檢査を委任されたる者は勞働時間及業務時間中に營業場所及經營場所に立入りて監督し且證明書と引換に其選擇に從ひ檢査の目的により原料及製成品の吟味を要求し又は引受ける權限を取得す。

（二） 更に檢査を委任されたる者は購入及加工し又はせんとする原料數量及販賣し又はせんとする製品の數量を明示する業務用紙及帳簿を檢査する權限を有す。

一八 同上第二次令 （一九三三年六月二十一日）

第一條 （一） 一八九七年六月十五日のバター、チーズ、獸脂及其代用品に關する法律の規定せるマルガリン人造食料脂肪又は消費者に向けられたる食料油植物フェット若しくは硬魚油を營業的に生產する獨逸關稅施行區域內に存在するすべての經營は上述生產物の各個に付一九三三年七月一日乃至九月三十日迄の期間一九三二年十月十日乃至十二月三十一日迄に生產したる數量の五割迄を生產することを得。

（二） ライヒ食料農業大臣は緊急の事由により申出に基き第一項の規定の例外に同意することを得。

（三）第一項に設けられたる統制及第二項により同意すべき例外により第一項に掲げられたる生産物の生産は總量に於て一九三二年十月一日乃至十二月三十一日迄の期間の生産の六割に達せしむることを得。

第二條 本令の規定せる消費品は製造所が價格をフェット稅を課せられざる小賣業者の營業所を除き總ての割增を含みツエントナー當三二ライヒスマルク以下と決定したるマルガリンとす。

第三條 營業的にマルガリンを生產する獨逸關稅施行區域內に存在する經營はすべて各曆月に於ける共割當の範圍內に於て少くとも一九三二年十月一日乃至十二月三十一日迄の期間の總生產につき一九三三年一月ライヒ食料農業大臣に送付されたる回答紙に對する報告に基きマルガリンをツエントナー當二五ライヒスマルク以下を以て生產したると同率迄及各曆月に總生產額の二割の外少くとも總生產の三割を生產すべし。

第四條 消費品を販賣又は其他の取引を爲す爲の容器類には明らかな讀み易き書體を以て見易き個所に「消費品」なる文字を以て記載することを要す。

第五條 第一條、第三條、第四條の規定に違反したる者は之を十萬ライヒスマルク以下の罰金に處す。

一九　油脂ライヒ局設置令　（一九三三年四月四日）

第一條 油脂ライヒ局を設置す。油脂ライヒ局の所在地はベルリンとす。ライヒ食糧農業大臣

はライヒ局幹部會を任命し其代表を規制す。

第二條 ライヒ局は之を法人とす。

第三條 業務實施は幹部會の權限に屬し幹部會はライヒ食糧農業大臣の指命を受けて活動する事を要す。ライヒ局の組織及業務實施はライヒ食糧農業大臣の公布せる業務規定によりて之を規制す。

第四條 ライヒ局の財產は其解散の際ライヒに歸屬す。業務の整理はライヒ食糧農業大臣之を規制す。

第六條 （一） ライヒ局は油脂を生產し又は加工する經營に付何時たりとも帳簿檢查又は經營檢查を爲す權限を有す。

（二） 此場合に當り此種の經營の所有者及其任命せる經營並に業務指導者及監督者はライヒ局の委任者を援助し殊に檢查に必要なる支持を爲し且要求ありたる報告を爲す事を要す。

第七條 經營の檢查を委任されたる者は爾後檢查を委任されざる場合と雖も職務上の報告及違法の摘發を除き帳簿及經營檢查の際に知りたる事實及組織に關し沈默を守り只業務及經營上の秘密の報告及利用を抑制する義務を負ふ。

第八條 第六條に揭げたる種類の經營を開始し又は引受たる者はライヒ局に對し遲くも開始又は引受の際書面を以て屆出ることを要す。

第九條 第六條第二項第八條の規定に故意又は過失により違反したる者は罰金に處す。

二〇　マルガリン製造所及搾油所生産物取引令
（一九三三年四月十三日）

第一條　旅館業飮酒業又は料理業若しくはパン製造人又は生パン及乾菓子の販賣人の小賣取引に於て、マルガリン人造食料フェット硬食料油植物フェット（椰子實フェット等）又は硬魚油を使用して生產し若しくは調理したる食料品を販賣する時は特殊な看板により上記油脂の使用されたる事を表示する事を要す。此看板は數を充分にし消費者に明瞭に認め得る樣備付けることを要す。消費者に對して表示は獨逸語にして讀み易き白地に黑文字を以てすることを要す。同樣なる指示を獨逸語を以て明瞭に認め得る場所に明白に認め得容易に認め得る文字を以てメヌー價格表に記載することを要す。

第二條　マルガリン人造食料フェット硬食料油植物フェット（椰子實フェット）又は硬魚油を販賣し又は其他の方法で取引する爲の容器類には獨逸語を以て見易き個所に明瞭に認め得讀み易き文字にて原料として使用されたる各個の油脂の組成割合を示すことを要す。

第三條　第一條及第二條の規定に故意又は過失によりて違反したる者は之を一萬ライヒスマルク以下の罰金に處す。

二一　ミルク法改正令　（一九三三年三月二日）

一九三〇年七月三十日のミルク法は左の如く之を改正す。

一、ミルク法第三十八條第三項は次の文言を含む。

（三） 最高ランド官廳は特に

一、團體員の權利義務其他の團體の法的關係は之を定款により規制し且つ團體は法人たるものと定む。

二、團體の定款又は其施行の爲に設けられたる規定に違反したる團體員に對して秩序罰を確定し得る事を規定す。

三、同種經營の既存團體に經營を加入せしめ同時に團體員の權利義務をも契約上の協定を離れて規制す。

二、第三十八條第五項に左の第三段を追加す。團體により飲料ミルク生產價格が確定されたる時は最高ランド官廳はライヒ政府との協調により決定すべき期間有効に標準ミルク及優良ミルクを除く飲料ミルクの取引手數料を規制することを得。

二三 ミルク法改正第一次法 （一九三三年五月十一日）

一九三三年三月二日の文言に於ける一九三〇年七月三十一日附ミルク法を左の如く改正す。

一、第三十八條に左の第七項を追加す。

（七） 管轄ライヒ大臣はミルク及ミルク生產物の加工及販賣統制の爲生產者經營並に加工經營を結合せしむることを得。

二三　ミルク法改正第二次法　（一九三三年七月二十日）

第一節　一九三〇年七月三十一日のミルク法第三十八條は一九三三年三月二日のライヒ大統領令及一九三三年五月十一日の法律の文言に次の文言を含む。

第三十八條　（一）　ライヒ食料農業大臣は生産者經營及ミルク又はミルク生產物を生產し又は加工する經營並にミルク又はミルク生產物を取引する經營をミルク及ミルク生產物の加工並に販賣統制の爲に結合せしむることを得。

（二）　此場合に於てライヒ食料農業大臣は最大の經濟的利益に留意し且全經濟及公益の阻害を妨ぐることを要す。

（三）　ライヒ食糧農業大臣は特に左の各號に該當する權限を有す。

一、組合員の權利義務及其他の法律關係を定款によりて規制し且團體が法人たることを定むること。

二、團體の定欵及其實施の爲に公布されたる規定に違反したる組合員に對して秩序罰を確定し得ることを定むること。

三、同種經營の既存團體に經營を加入せしめ且此場合にありては組合員の權利義務を契約上の協定に拘束されることなく之を規制すること。

（四）　ライヒ食糧農業大臣は更にミルク及ミルク生產物の加工及販賣統制の爲に構成せられた

る團體を相互に結合せしむることを得。

（五）ライヒ食糧農業大臣は最終的處置の講ぜらるるに先立ちミルク及ミルク生産物の加工及販賣統制を目的とする第一項乃至第四項による暫定的命令を交付することを得。

（六）更にライヒ食糧農業大臣は第一項乃至第五項によりて與へられたる權限を代理人に委任することを得。

（七）ライヒ食糧農業大臣が第一項乃至第六項に掲げられたる權限を使用せざる時は最高ランド官廳此權限を保有す。

（八）第一項及第四項に基きて構成されたる團體がミルク及ミルク生産物の價格並に取引手數料を確定すべき場合にありては經濟的に適當なる價格及取引手數料確定の際協力すべき價格委員會之に參加することを要す。

（九）第一項乃至第七項に規定せる方策によりて生じたる損害を事由とするライヒ又はランドによる賠償は之を與ふことなし。

第二節　（一）最高ランド官廳は一九三三年三月二日附ライヒ大統領令現在のミルク法第三十八條第五項第三段に基き本法施行前に公布されたる命令は此種の命令が公布されたる地方の團體により飲料ミルクの價格及手數料確定されたる場合にありては之を無効とす。

（二）團體によりて飲料ミルクの生産者價格が確定されたる時は本法施行後最高ランド官廳はライヒ食糧農業大臣の協力を經て定むべき期間標準ミルク及優良ミルクを除き飲料ミルク手數料

を規制することを得。

二四　ミルク生産物取引法　（一九三三年十二月二十日）

第一條　（一）　關稅施行區域內に於て生產せられ又は關稅施行區域外より輸入せらるるミルク生產物はライヒ食糧農業大臣の定めたるライヒ局に限り之を關稅施行區域內に於て取引することを得。

（二）　ライヒ局によりミルク生產物が取引せらるゝに至りたる場合にありては當該ミルク生產物及其生產物は爾後本法の制限を受くることとなし。ライヒ食糧農業大臣は本原則の例外を定むるを得。

第二條　ライヒ食糧農業大臣は各種のミルク生產物に付き其一部又は全部を繼續的又は一時的に本法の制限に服せざることを定むることを得。更にライヒ食糧農業大臣は最大量の定めある取引及生產者消費者間の直取引が本法の制限に服せざることを規定することを得。

第三條　（一）　關稅施行區域內に於て生產せられたるミルク生產物を關稅施行區域內に於て取引し又は關稅施行區域外より輸入せられたるミルク生產物を稅關通過後自由に取引せしめんとする者はライヒ局に對し購入を求むることを要す。

（二）　自由取引を目的とするミルク生產物の稅關通過はライヒ局の引受後に初めて之を許可す

第四條　（一）　ライヒ局は提出されたるミルク生產物引受の義務を負ふこととなし。ライヒ食糧

農業大臣はライヒ局がミルク生產物を引受けるべき最高量を確定することを得。

（二）ライヒ局が引受を拒みたる時は當該商品は之を關稅施行區域內に於て取引する事を得ず

第五條 ライヒ食糧農業大臣は引受及供給價格を確定す。

第六條 ライヒ食糧農業大臣は第一條第二項後段第二條第四條第一項後段第五條により附與されたる權限を代理人に委任することを得。

第七條 ライヒ局はライヒ食糧農業大臣の監督に服す。

第八條 關稅施行區域外より輸入したる生產物の引受及供給により生ずるライヒ局の剩餘金は國庫の收入とす。其他のライヒ局の剩餘金の支途はライヒ食糧農業大臣ライヒ大藏大臣の同意を經て之を統制す。

二五 獸類及獸類生產物取引法 （一九三四年三月二十三日）

第一條 （一）關稅施行區域內に於て生產せられ又は關稅施行區域外より輸入されたる第二條第一項に揭ぐる種類（省略）の獸類及獸類生產物はライヒ食糧農業大臣の定めたるライヒ局によりてのみ之を取引せしむ。

（二）獸類及獸類生產物が取引せらるゝに至りたる時は爾後本法の制限に服することなし。

第三條 （一）關稅施行區域內に於て生產せられたる獸類又は關稅施行區域內に於て得られたる獸類生產物を取引し若しくは關稅施行區域外より輸入されたる獸類及獸類生產物を稅關通過後

自由に取引せんとする者にして本法の適用を受くる者はライヒ局に其購入を申出ることを要す。自家經營上獲られたる獸類生產物を關稅施行內に於て營業上加工せんとする者も亦同じ。

（二） 自由取引を目的とする獸類又は獸類生產物の關稅通過はライヒ局の引受ありたる後初めて之を許可す。

第四條 （一） ライヒ局は申出ありたる獸類及獸類生產物を引受ける義務を負はず。ライヒ食糧農業大臣はライヒ局が引受くべき獸類及獸類生產物の最高量を定むることを得。

（二） ライヒ局が引受を拒みたる時は當該商品を關稅施行區域內に於て取引し又はライヒ局に申出をなしたる經營內に於て加工することを得ず。

第五條 ライヒ食糧農業大臣は引受及販賣價格を確定す。

第六條 本規定施行を目的とする處置より生じたる損害の賠償は法律上の請求權を有することなし。

第七條 （一） ライヒ局はライヒ食糧農業大臣の監督に服す。ライヒ食糧農業大臣は其組織及監督を規制す。

第八條 關稅施行區域外より輸入されたる獸類及獸類生產物の引受及販賣より生じたるライヒ局剩餘金は之を國庫の收入とす。

第九條 ライヒ食糧農業大臣及必要あるときはライヒ大藏大臣は本法の施行及補足に必要なる法律規定及行政規則を公布することを得。

第十條　（一）　ライヒ食糧農業大臣は本法の施行及補足の爲に獸類及獸類生產物の市場統制規則を公布し殊に該商品に對する價格及手數料を確定することを得。

二六　屠畜取引統制令　（一九三四年六月九日）

第一條　（一）　屠畜販賣及加工の統則の爲第二條に揭げたる總ての屠畜市場にありては屠畜市場に於て屠畜を販賣又は加工する經營は之を屠畜加工市場組合（市場組合）に加入せしむ。

（二）　本令に於ける屠畜とは犢をも含む牛豚羊とす。

第二條　（一）　本令に於ける屠畜市場とは左に揭ぐる市場を言ふ（省略）。

（二）　屠畜取引が他の屠畜市場に於て法的制限に服するときは此屠畜市場も亦本令に云ふ屠畜市場とす。

第三條　（一）　第二項に揭げたる地方に於て數個の屠畜市場が存在するときは此地方の市場組合は屠畜加工地區組合（地區組合）に加入すべし。

（二）　第一項に云ふ地方とは左の如し（略）。

（四）　牛ミルク及フェット業ライヒ委員（ライヒ委員）は經濟的必要ある際にはミルク業組合の境界變更と獨立にも第二項に揭げたる地方の境界を變更することを得。

第四條　地區加工組合は屠畜加工組合中央會に加入す。

第五條　中央會、地區組合及市場組合は之を法人とす。

第七條　(一)中央會は地區組合及市場組合に指令を發することを得。中央會は組合の命令其他の方策を廢止し又は其施行を拒絶することを得。

(二)　地區組合の指令に對しては之が第一項に掲げたる中央會の指令に反せざる限り此地區組合に所屬する市場組合は服從の義務を有す。

第十三條　(一)　組合はライヒ委員の監督に服す。ライヒ委員は全經濟及公共の利益を保護し且組合の事件を法律及定款により管理すべく監督するを要す。ライヒ委員は特に組合の組織及方策が公益若しくは正義に反し又は法律若しくは定款に違背するときは之を無効とし又は其施行を妨ぐる權限を有す。

(二)　ライヒ委員は地區組合及市場組合に對する權限の行使に當り通常中央會を利用し中央會はライヒ委員の指令に應ずべし。緊急の場合にありてはライヒ委員は地區及市場組合に對する權限を直接に行使することを得。

第十四條　(一)　ライヒ委員は監督及其他の本令及定款により與へられたる權限の行使に當りてはライヒ食糧農業大臣に服し其指令に從ふべし。

第十九條　(一)　ライヒ委員はライヒ地域又はライヒ地域の一部に對し屠畜及屠畜生產物の經濟上適當なる價格及手數料を確定することを得。ライヒ委員は此權限を其地方又は地方の一部の代理人に委任することを得。ライヒ委員並に地區及市場代理人の方策が法的効果を發生するには大臣の同意を要す。

（二） ライヒ委員及ライヒ委員が權限を地區及市場代理人に委任したる場合にありては地區及市場代理人は第一項に基きて確定したる價格及手數料に違反したるライヒ食料國體所屬者に對し一件に付一千ライヒスマルク以下の秩序罰を科することを得。

第二十條 （一） ライヒ委員又は地區若しくは市場代理人が第十九條第一項の權限を行使せざりし場合にありては、市場代理人は價格決定委員會の意見を聽取したる後屠畜市場の價格を決定す。價格決定委員會は同數の農民商人及屠殺者を以て之を構成す。委員の數は市場代理人之を決定す。市場代理人は委員數六名を超へしむるを得ず。各委員毎に代理人を任命するを要す。

（四） 價格の決定及屠畜の等級決定はライヒ食料農業大臣の公布せる價格決定規則に基きて之を行ふ。

第二十一條 （一） 家畜の販賣人及販賣仲介人は屠畜市場に加入することを要す。家畜販賣人及販賣仲介人が本令公布の際既に業務を開始せる屠畜市場にありて營業せる場合にありては此屠畜市場に加入せるものと見做す。

（二） 屠畜市場に對する加入は左の原則に從ふ。

一、申出人は通常適當なる家畜取引業又は家畜加工組合にありて三ケ年活動せることを證明し且此活動に於て信賴すべかりしことを證明したることを要す。

二、國籍無き者は獨逸族なる場合に限り之を加入せしむることを得。

三、經濟狀態が不安の原因ある者は加入することを得ず。一定の財產の證明は必要とせず。

四、申出人は眞實を以て屠畜市場に於ける自己の年賣上額が牛約三〇〇又は犢約五〇〇又は豚約一〇〇〇、又は羊約二〇〇に達したることを證明することを要す。市場代理人は市場管理所の同意を經て年賣上額を指令することを得。

五、申出人は營業所を屠畜市場又は其近隣に有することを要す。

六、申出人は適當なる記帳を指示することを要す。

七、前衛者從軍者及國民運動の爲に特に盡力せし者は加入に際し之を優遇す。

(三) 屠蓄市場に加入せしめられる者は農業的販賣業のみとす。

第二十二條 (一) 加入の申出に關しては市場管理所の意見を聽取したる後市場代理人之を決す。此決定は申出人及市場管理所に對し書面を以て報告すべし。

(二) 申出人は拒絶されたる場合には決定のありたる後一ヶ月以內に許可所に訴へを爲すことを得。

(三) 總ての屠畜市場に許可所を構成す。

(四) 總ての許可所は所長及市場代理人並に市場管理所の各一名宛任命せる二名の陪審人により之を構成す。

第二十四條 (一) ライヒ委員は屠畜市場數及開場週日を決定す。ライヒ委員が此權限を行使せざる場合にありては最高ランド官署又は定めたる官署の權限に屬す。

(二) 第一項に基くライヒ委員の命令はライヒ食糧農業大臣の同意を經るを要す。

第二十五條　（一）　ライヒ委員は中央會長の同意を經たる場合にのみ第三條第二項に於ける地方より他の地方に屠畜を送附し得ることを指令することを得。ライヒ委員が此權限を行使せる時は本組合長は屠畜の受領場所を決定することを得。

二七　獨逸漁業結合令　（一九三五年四月一日）

第一條　次の經營は之を「ドイツ漁業組合中央會」に加入せしむ。

一、遠洋漁業
二、沿海漁業
三、內海漁業、養漁業を含む
四、鹽干漁業
五、魚類加工業
六、でんぶ製造及卸賣業
七、魚類及魚類生產物卸賣業、でんぶ並に魚類小賣業を除く

第二條　中央會の目的及任務は漁業界の市場秩序の保持者及此の目的の爲に魚類及魚類生產物並に介殼類及其の生產物の獲得、加工及販賣をドイツ漁業の利益促進に伴ひあらゆる關係の結合により、**經濟上合理的價格に統制し以て消費者に供給を保證するにあり。**

二八　獨逸ビール釀造業結合令（一九三五年四月十八日）

第二條　ビール釀造の目的を以て取引される大麥及小麥生產者、ホップ生產者並に麥芽製造業及ビール釀造業及ホップ及麥芽取引業並にビール卸賣業は之をビール釀造業組合（經濟組合）に加入せしむ。

第三條　經濟組合は之をドイツ・ビール釀造業組合中央會に加入せしむ。

第五條　團體の任務はホップ、麥芽及ビールの生產、販賣並に價格割增割引の統制により市場を維持するにあり。

二九　農業强制執行保護令（一九三三年二月十四日）

農業保護を最も重要な政策の一とするナチスの特色は前出の世襲農地法及後に揭げる農業負債整理法と共に本令にも亦極めて明瞭に現はれてゐる。卽ちナチスは一般債務者を保護するために五月二十六日の「强制執行方策令」によつて暫定的ながら動產の强制執行に對して大なる制限を加へたのであるが、農業負債の場合には其の保護の程度は遙かに大であつて農地及農具につき施行令の定むる例外を除き、一九三三年十二月三十一日迄强制執行を一切停止したのである。但し本令は元來一九三三年の收穫を前にして臨時の農民を保護するといふ應急的對策たる意義を有するに止つたので後に同年十二月二十七日の第二次法に於て始めて

原則的法律の誕生を見たのである。但し此の第二次法は期限延長を主たる内容とするものなるが故に此處には揭げない。

第一節

第一條 獨逸農業更生の爲に採用する方策を强制施行手續によりて其の存立を脅かさるゝ經營の所有者及び債權者に取りても有用ならしむる爲に既存の强制執行保護は暫時左の規定に基きて之を擴張す。

一、農業、林業及園藝用地の强制競賣は施行規則に規定すべき例外を除き一九三三年十月三十一日迄の期間之を實行することを得ず。

二、農業林業又は園藝の經營に利用せられ、又は經營所有者及其の家族に屬する動產を目的とする金錢債權による强制執行は執行規則に規定すべき例外を除き一九三三年十月三十一日迄の期間之を實行することを得ず。

第二條 ライヒ政府は第一條施行の爲に法律命令を公布する權限を取得す。ライヒ政府は補充規定を公布することを得。更にライヒ政府は農業及園藝用地明渡しに對する强制執行を一九三三年十月三十一日迄禁止し又は制限付に限り許可すべきことを定むるを得。

第二節

一九三二年九月二十七日農業和解手續、强制執行及小作人保護に關する緊急令中第一章第一條第十號に左の文言を追加す。

負債整理能力を欠く爲に保證手續を廢止すべき事情は負債整理局が負債整理手續及再審の經過後和解の手續中の負債統制が可能なる見込あることを證明したるときは和解手續開始を妨げず。

三〇 同上施行令 (一九三三年二月十四日)

第一節 强制競賣の暫定的中止

第一條 (一) 農業、林業及園藝用地の强制競賣を目的とする總ての手續は强制競賣の命令が本令施行の前後たるを問はず、法律により之を一九三三年十月三十一日迄中止す。

(二) 本令施行の時落札ありたるときと雖も未だ法的效力を生ぜざりし場合も亦同じ。

第二條 (一) 不動產抵當權又は第一順位にあり若しくは農業組合、土地抵當銀行、公立貯蓄金庫又は法規若しくは國家監督官廳の許可によりて公布されたる定欵によりて長期信用授與に關係ある其の他の機關の有する其の他の緊急なる權利にありて强制競賣が爲されるときは債務者が本令施行の際經常給付に反しては延滯し且此の時期以後追加額をも延滯する場合にありては債權者は手續の卽刻續行を申出ることを得。

(二) 債務者が天候不良家畜の疾病又は同樣なる出來事による異常なる損失若しくは一般物價を原因とする經營收穫物收入の減退により支拂を爲し得ざる時は手續の續行を拒絕することを要す。債務者にして小作人が前揭の事情によりて其の小作料支拂義務を果し得ざりし爲支拂不能に

なりたるときも亦同じ。

第三條 强制競賣が一九三一年六月三十日以後に於て經營費充當の爲に與へられたる位用に基く債權又は一九三一年六月三十日以後に經營上生じたる供給其の他の給付による債權を事由とするときは債務者が義務關係の生じたる後に發生せる第二條第二項に掲げたる種類の事情によりて果し得ざる場合に限り債權者の申出に基き手續を續行することを要す。

第四條 手續續行に關する債權者の申出は裁判所が下級行政官廳に諮問したる後收穫迄の合理的なる經營が經營者に期待されざることを確信したるときにも之を許可す。

第五條 （一） 債務者の經營に關する保證手續が負債整理不能を事由として廢止されたる後に强制競賣が命ぜられたるときは左の規定を適用す。

一、本令施行前に保證手續が廢止されたるときは强制競賣手續續行の要求は第二條に於て之が爲に定められたる前提存在し又は負債整理局が再審によりて經營に負債整理の見込なしと證明したるときは之を許可することを要す。

二、保證手續が本法施行後に於て初めて廢止されるときは第一條第一項による强制競賣の暫定的中止をなすことなし。

第六條 續行の申出に關する決定に先立ち當事者の意見を徵することを要す。

第二節　動產の强制執行

第七條 （一） 第八條乃至第十條の規定を條件として農業及園藝經營又は其の附帶的副業若し

くは贅澤品を除き經營所有者及其の家族の家具に屬する動產上の金錢債權による强制競賣は一九三三年十月三十一日迄之を許可せず。自己の經營上の生產物賣却による債務者に屬する債權並に現金及賣掛金が債務者に取り、經營の合理的續行又は其の土地の負擔たる義務若しくは其の小作料支拂義務を果す上に必要なる場合にありても前段の規定を適用す。

第八條　左に揭げたる請求權を事由とする强制執行は第七條の規定の適用を受くることとなし。

一、一九三二年十二月三十一日以後に期限の到來せる法定生活扶助請求權

二、債務者の家計又は經濟經營若しくはそれに屬する副業上雇傭關係にあり、又はかゝる關係を有せし者の賃銀手當又は其の他の雇傭收入に關する請求權

三、土地及經營並に家計に屬する動產の保險を目的とする本令施行以後期限の到來せる保險契約によるプレミアム請求權

四、一九三二年一月二十三日付春季施肥及種子供給保證緊急令第一條並に一九三三年一月十九日附肥料及種子供給保證緊急令第一條による請求權

第九條　（一）　左に揭げたる請求權を事由とする强制執行は第二項に規定せる制限を受くることとなし。

一、一九三二年三月三十一日以降に於て負擔したる租稅及其の他の公律

二、本令施行以後期限の到來せる第二條第一項に揭げたる種類の權利の經常給付

三、第八條第四號に屬せざる一九三一年六月三十日以後に經營費支辨の爲に與へられたる信

用又は引渡其の他の給付による債權

(二)　第七條に揭げたる種類の物の强制執行は下級行政官廳が强制執行により債務者に取りて一九三三年の收穫迄の經營續行に欠くべからざる資金を債務者より剝奪せられることを證明し且つ債權者が此の資金を經營の合理的續行に使用することを保證したるときは之を廢止す。裁判所は强制執行の廢止に付債務者が監督に服すべき條件を付することを得。

第三節　移住者に對する强制執行、强制規定

第十二條　一九一九年八月十一日附ライヒ移住法に規定せる移住地に居住せる移住者に對する强制執行には左の特別規定を適用す。

一、第二條第一項の場合にありては移住者の追加額の延滯額が本令施行後期限到來せる經常給付の半額を超えたるときに限り債權者は强制競賣手續の即時續行を申出ることを得。

二、第四條の場合にありては下級行政官廳の代りに移住官廳の意見を徵することを要す。此の下級移住官廳は第九條第二項に規定せる證明の授與をも管掌す。

三、一九一九年八月十一日ライヒ移住法に規定せる移住地に居住し爾後財產を獲得せざりし移住者に對する移住地明渡に關する判決は一九三三年十月三十一日迄は强制執行裁判所により强制執行が許可せられたる場合に限り之を執行す。

三一　農業强制執行保護第一次法（一九三三年十月二十五日）

一九三三年二月十四日附農業上の强制執行保護ライヒ大統領令及一九三三年十月三十一日迄の之が附帶施行規則は一九三三年十二月三十一日迄有效とす。

三二　獨逸砂糖業結合令　（一九三四年十一月十日）

砂糖經濟團體、獨逸砂糖經濟主要聯合

第一條　（一）　甜菜糖（甜菜）砂糖及其他の甜菜糖生產物の生產、使用、販賣、價格及手數料の統制のため甜菜栽培者、砂糖工場、砂糖配給者は砂糖經濟團體を結成す。

（二）　本令に謂ふ砂糖とは甜菜又は糖密より製したる砂糖にして粗糖、消費用砂糖、糖水、七十度以上のシロップを謂ふ。

（三）　本令に於ける製糖工場とは甜菜加工場、精糖工場、及糖密脫糖場を謂ふ。

第二條　（一）　經濟團體は獨逸砂糖經濟中央聯合に結成す。

（二）　經濟團體並に中央聯合は法的能力を有す。

第三條　（一）　本令は新經濟團體を組成す。經濟團體の地域は一九三一年三月二十七日製糖業結合令に基き定められたる管轄區域と一致す。

（二）　經濟上必要あるときは中央聯合は經濟團體の區分を變更する事を得。此變更はライヒ農業食糧大臣の許可を經、官報に公告するを要す。

定　款

第四條 中央聯合及經濟團體の組合員の資格、及權利義務並に本結合の其他の法律關係は定款によつて之を定む。

從屬關係

第五條 （一） 經濟團體は中央聯合の指示に服す。

（二） 中央聯合は必要なる場合に於て經濟團體の會員特に製糖業者に對し直接指令する事を得

中央聯合は定款の規定に從ひ經濟團體の各員を直接に束縛すべき行爲をなす事を得。

監督

第六號 （一） 結合はライヒ農業食糧大臣の監督に服す。同大臣は

一、結合の帳簿、記錄、會計を査閲し、結合の機關を通じて結合の營業の各行爲結合の費用を以て檢閲し、

二、中央聯合の機關の諮問に參與し之に代表者を派し、會議時日の確定及一定事項に對する決議を要求し、

三、結合の行ひたる命令決議を廢止し又はその施行を拒絶することを得。但し此場合には此等の命令決議が全體經濟又は公益を脅し、又は各個の企業の經濟的流動性を不經濟的に制限し又は定款に違反する場合に限る。

（二） 一般的性質を有する命令又は決議は之を遲滯なくライヒ農業食糧大臣に報告すべし。ライヒ農業食糧大臣は二週間以內の期間に於て之に抗議し又はその要望に從つて施行すべき事を要

求する事を得。

第七條 結合は監督の費用を負擔し、同費用はライヒ農業食糧大臣之を定む。

徴　　收

第八條 本令又は定款に基く賦課、手數料及秩序罰はライヒ租税法の規定に從つて結合の請求により之を徴收すべし。

新企業の設立

第九條 （一） 製糖工場の新設及永久的經營の再開は中央聯合の承諾を要す。配給業に就ても亦同じ。但し小賣商は之を除く。

（二） 第一項の承諾なくして新設又は再開をなしたる者は管轄ランド官廳はランド法に從ひ必要なる場合には警察權力を以て之に異議を申立る事を得。

三三 マルガリン及人造バター製造業結合令

（一九三四年七月二十三日）

第一條 （一） マルガリン、人造バター、植物フェット、硬質食料油及硬質魚油の生産、販賣及價格統制の爲人間扶養を目的としてドイツ關税施行區域内の經營は之を定款に基き組合に結合せしむ。

（二） 本組合は「マルガリン及人造バター製造業經濟組合」と稱す。本組合は之を法人とす。

第二條 （一） 組合員の資格並に組合員の權利義務及經濟組合の其の他の法律關係は定欵により

て之を定む。

（二） 定款の改正はライヒ食糧農業大臣の同意を要す。

第三條 （一） 經濟組合はライヒ食糧農業大臣の監督に服す。

（二） 一般的性質を有する方策（指令及決議）は之の遅滯なくライヒ食糧農業大臣に報告することを要す。此の方策は二週間を經過したる後法的效力を發生す。但しライヒ食糧大臣が其の異議權を行使する意思なきことを豫め宣告したる場合に限る。

（三） 經濟組合はライヒ食糧農業大臣の定むる監督費用を負擔す。

第四條 （一） ライヒ食糧農業大臣は本令に基きて價格の定められたる種類の生產物販賣手數料を定むることを得。

第五條 定款に基き定められたる寄附金手數料及秩序罰は經濟組合の申出により、ライヒ租稅法規に基き財務官吏之を徵收す。

第六條 （一） 第一項に揭げたる種類の經營の新設及相當期間休止せる此の種經營の恢復は經濟組合の許可を要す。此の種の許可は經濟的事由より必要なりと認められる場合に限り之を與ふることを要す。

（二） 第一項に基き必要なる許可なくして經營を新設し又は恢復したる場合にありては管轄ラント官廳はラント法に基き必要あらば警察行政權を行使して之を防止することを要す。

三四　馬鈴薯業結合令（一九三五年八月十八日）

第一條　次の經營は之を馬鈴薯組合（經濟組合）に加入せしむ。

一、馬鈴薯生產者（生產團體）

二、あらゆる種類の馬鈴薯加工團體

三、澱粉及澱粉加工生產物を生產する經營及米を加工する經營（澱粉團體）

四、食料用米を除き第一號乃至第三號に揭げたる生產物を取引する經營

第二條　經濟團體は之をドイツ馬鈴薯組合中央會に加入せしむ。

第四條　團體の任務は馬鈴薯及澱粉業界に於て食料用米を除き、第一條に揭げたる生產物の生產、販賣並に價格及割增割引の統制により市場秩序を維持するにあり。

三五　獨逸ミルク業結合令（一九三六年四月十七日）

第一條　左に揭ぐる經營は之をミルク業組合（經濟組合）に加入せしむ。

一、ミルクを生產する經營（生產者團體）

二、ミルクに加工し又はミルク生產物を生產し若しくは加工する經營（加工者團體）

三、ミルク生產物を配給する經營（配給者團體）

第二條　（一）　經濟組合は之をドイツミルク業組合中央會に加入せしむ。

（二）　經濟組合及中央會は之を法人とす。

第四條　團體の任務はミルク業界に於ける市場秩序の維持及消費者の供給保證にありとす。市場秩序の維持に當りては法律及定款に從ひ公益及全經濟の利益に鑑みて之を行ふことを要す。

第五條　本令に基く方策が加入經營の重大なる經濟的損害となりたる場合には定款中に適當なる賠償を與ふべきことを規定す。賠償は加入經營の賃貸人にも之を與ふることを得。

（二）　重大なる損害は通常經營が休止せしめられ、又は其の續行が不可能若しくは危殆ならしめられたる場合に存在す。

第六條　（一）　經濟組合は中央會の指示に服從すべし。中央會は經濟組合の方策を廢止し又は其の施行を妨げることを得。

（二）　中央會は必要ある場合に經濟組合加盟者を直接に拘束すべき命令を公布することを得。

第七條　ライヒ食糧農業大臣は中央會の申出により、管轄警察官廳に對して必要ある場合には警察强制力を使用して團體の權限内に於て出されたる命令の實施確保を求むることを得。

第九條　（一）　加工者團體の經營又は卸賣人經營の新設若しくは此の種の相當期間停止せる經營の復活並にミルクの加熱又は加工設備の建設は組合聯合の細則に基き許可を要す。經濟的必要ある場合には許可は之を與ふることを要す。

三六　果實及野菜加工業結合令　（一九三三年十一月五日）

第一條　（一）　果實及野菜加工業は定款に基き組合之を結合す。

（二）　本團體は獨逸果實野菜加工業經濟組合（經濟組合）と稱す。

第三條　經濟組合は本令及定款に基き國內供給の保證、國內消費の奬勵、輸出の促進を爲すと共に果實野菜加工業の生產及販賣並に其の生產物の價格及手數料を統制し、之により果實野菜加工業の生產能力を維持すると同時に獨逸農產物中に於ける果實野菜加工業の地位の適當なる向上を目指すを以て任務とす。

第四條　（一）　經濟組合の組合員は經營中の果實野菜加工業とす。

（二）　經營を中止せる經濟組合の組合員は中止當時の事業年度末に經濟組合を脫退す。

第六條　（一）　經濟組合はライヒ食糧農業大臣の監督に服す。ライヒ食糧農業大臣は其の權限を個々の場合に代理人に委任することを得。ライヒ食糧農業大臣及其の代理人は左の事項を爲すことを得。

一、經濟組合の帳簿記錄合計を檢査し又は代理人をして檢査せしめ且つ經濟組合の機關に對し經濟組合の一切の業務上の事項に關する報告を求むること。

二、ライヒ食糧農業大臣が適時報告を受くべき團體機關の決議に代表者を派遣し會期及一定の事項に關する決議を要求し、並に經濟組合の費用を以て專門家によりて檢査を爲さしむること。

三、經濟組合の機關の決議又は方策が全經濟又は公益を阻害する傾向あるとき又は個別經濟

の自由な經濟活動を不當に制限し若しくは法律又は經濟組合の定款に反するときは之を無效とし又は其の實施を禁止すること。

（二）　價格及手數料の確定に關する經濟組合の決議は遲滯なく之をライヒ食糧農業大臣は此の決定に關する報告を受けたる後二週間以內に異議を差し挾むことを得。此の決議は右の期限經過後又はライヒ食糧農業大臣が異議權を行使せずと宣言したるとき之を有效とす。異議は決議を無效とす。

第七條（一）　果實野菜加工業の新設又は休業中の果實野菜加工業の復活は經濟組合幹事の同意を要す。

（二）　管轄ランド官廳は第一項に基き必要なる同意なくして經營が創設され、又は恢復されたる事實を知りたるときは即時ランド法により必要あらば警察行政權を以て之を防止することを要す。

三七　製粉業結合法（一九三三年九月十五日）

第一條（一）　ライヒ食糧農業大臣は國內ライ麥又は小麥の利用統制の爲ライ麥又は小麥を加工する製粉工場を結合せしむることを得。

（二）　ライヒ食糧農業大臣は左の各號に關する規定を公布することを得。

一、製粉工場經營の認可條件

二、製粉工場の新設又は既存製粉工場の業務若しくは生産能力の擴張の認可條件
三、既成製粉工場の利用範圍の統計方法

（三） 一九三二年六月十四日附行政の範圍に於ける方策に對する大統領令及一九三三年七月十五日附カルテル令改正法に示されたる一九三三年十一月二日附經濟的權力濫用取締令は之を右の結合に準用す。但し同令第八條による契約解除の通告は此の限りに非ず。

第二條 （一） ライヒ食糧農業は本法施行上必要なる司法及行政命令を公布す。ライヒ食糧農業大臣は又補充規則を公布することを得。

（二） ライヒ食糧農業大臣は特に左の權限を有す。

一、加盟者の權利義務及結合の其の他の法律關係を規定し、且結合は法律能力あるものたることを規定すること
二、經營を同種經營の既存結合に加盟せしめ、且其の際加盟者の權利義務を契約による協定に反して規定すること
三、穀物取引に關係ある其の他の經濟部門を結合が代表すべきや及代表の方法を規定すること
四、個々の製粉工場が一定期間中に於て國內ライ麥又は小麥を購買し加工する數量及ライ麥又は小麥に對して支拂ふべき價額を規定すること
五、個々の製粉工場がライ麥又は小麥を原料とする生產物を販賣するに當り守るべき價額を

規定すること

第三條（一）第一條に規定したる種類の結合に關しては監督及干渉の權限はライヒ食糧農業大臣に屬す。

（二）監督の實施上生じたる費用はライヒ食糧農業大臣の定むる細則に從ひ關係者之を負擔す。

第四條（一）ライヒ食糧農業大臣は本法に基き公布されたる規則に違反したる者に懲役及十萬ライヒスマルク以下の罰金又はその一を課することを定むるを得。

（二）ライヒ食糧農業大臣は本法に基きて公布される規定に對する違反を事由として處罰を宣告されたるときは經營の續行を拒むことあるべきを定むることを得。

（三）ライヒ食糧農業大臣は更に第一條第二項に基きて公布されたる命令施行の爲にランド法に基き警察强制適用に關する規定を公布することを得。

第五條 本法に基く處置によりて生じたる損害を事由としてライヒの賠償を受くることなし。

第四編　爲替管理及金融

一　外國爲替管理法（一九三五年二月四日）

一九三一年墺太利に於けるクレディット・アンシュタルトの破綻を端緒として中歐諸國を襲つた金融恐慌は遂に獨逸に及び其の結果獨逸に流入してゐた短期外國資本の大量引揚を招來した。此の當時各國金融市場に於ては獨逸の金本位停止は殆ど確定的と觀測されてゐたが大戰末期より戰後にかけてのインフレイションの害惡を體驗せる獨逸國民のマルク下落に對する反感と巨大なる對外債務を負擔せる獨逸に取つてはマルクの下落は其の對外負擔の著增を來すことゝによつて遂に金本位制の停止は實現せられず、之に代つて外資及內國資本の逃避防止の爲の嚴重なる爲替管理が施行せらるゝことゝなつた。

爲替管理に關する法令は一九三一年八月一日外國爲替管理に關する緊急令の發布以來一九三二四年四月迄に二つの緊急命令と十二の施行令との發令を見たが、これ等は一九三二年五月二十三日附外國爲替管理令及同施行令並に同年六月二十三日附外國爲替管理準則によつて整理統合せられた。

これらの法令によつて爲替管理の大要を窺ふに、外國爲替の取引は原則として之をライヒ

スパンクに集中し且つ外國爲替管理局の許可を要することゝし、外貨表示の證券又は外國人の所有する證券の賣買、金の取得及處分、外國人に對する內國支拂手段又は金の交付、內外支拂手段、有價證券、金其他の貴金屬の國外への送附又は持參も同樣許可を要することゝして資本逃避の防止を計つた。又債權國との据置協定に含まれざる短期外資の中一九三一年七月十六日以前に成立したる所謂舊勘定は引揚を禁止し又は許可を要することゝした。從つて一九三一年七月十五日以後に成立せる外國人の內貨表示債權は原則として自由處分を許されるも、其債權成立の原因如何に依りては其の處分に許可を要するものをも定めた。又外國支拂手段、外貨表示債權及金其他の貴金屬の取引は爲替公定相場を以て行ふべき旨を定めた。其外前記の管理方法を中心とする詳細なる規定を設け、以て爲替管理の完全なる運用を期したのである。爲替管理は其後も多くの法令の發令によつて修正補充せられたが一九三二年に至り再び從來の法令は集大成せられ二月四日附を以て外國爲替管理法及同第一次施行令並に外國爲替管理準則が發布せられた。此處に譯出したものは前二者であつて外國爲替管理準則は極めて重要なる法規たることは言ふ迄もないが、餘りに洪瀚なるが故に止むを得ず割愛することゝした。爲替管理の圓滑なる遂行の爲には情勢の變化に應じて急速に法令の改正補充を要することは言ふ迄もない。これが爲其後に於ても既に數次に亙る外國爲替施行令と準則改正令が公布せられてゐる。此處には施行令中の二三を併せ譯出するに止めた。

第一章　外國爲替管理官廳、概念規定

第一條 （一） 外國爲替管理の領域に於けるライヒ外國爲替管理局之を行使す。

（二） ライヒ經濟大臣は管轄ライヒ大臣の同意を得て、ライヒ外國爲替管理局の法律關係を規制し且つ其の局長を任命す。

（三） ライヒ外國爲替管理局は本法及其の施行の爲發せられたる命令に基き與へられたる權限及任務の外一九三三年七月九日附對外支拂義務に關する法律に基きライヒ經濟大臣に屬する權限をも行使す。

（四） ライヒ外國爲替管理局はライヒスバンク理事會の同意を得て特定の人に對し本法及施行令の定むる制限及禁止の全部又は一部を免除することを得。

第二條 （一） 爲替管理の施行は外國爲替事務所之を行ふ。外國爲替事務所はランド財務廳とす。

（二） 外國爲替事務所はライヒ外國爲替管理局がライヒ經濟大臣ライヒ大藏大臣及ライヒ食糧農業大臣の同意を得て定むる準則に從ひ其の處理及決定を行ふ。當該準則は本法の規定の例外を定め且つ外國爲替管理局に對して此種の例外を認可すべき權限を與ふることを得。

（三） 管轄權は決定申請者が其の住所、通常の居所營業所を有する地區の外國爲替事務所に屬す。前段の規定に從ふとき外國爲替事務所に管轄權の歸屬せざる場合に於ては管轄權はベルリンランド財務廳に屬するものとす。ライヒ外國爲替管理局はライヒ大藏大臣の同意を得て外國爲替

事務所の地域的管轄權に關し之と異る規定を設くることを得。爲替管理の任務に關しては商品取引に關する限りに於て一九三四年九月四日附商品取引令及其の施行の爲に發せられたる命令に基き執務する監督機關も亦ライヒ外國爲替管理局の細則に從ひ其の權限を有す。第二條第二項の規定は之を準用す。

第四條 （一） 外國債權者及內國債權者の團體がライヒスバンクの認可を得て當該團體參加者間に成立せる債務の取扱に關し締結せる協定の實施はライヒスバンク又は其の定むる機關の監督を受く。此種の協定に關聯して本法又は其の施行の爲に發せられたる命令に基き許可を受くることを要する行爲を必要とする場合に於ては許可の權限は外國爲替事務所に代りライヒスバンク之を有す。

（二） 第一項の規定は左の場合に之を準用す。

一、第一項に揭げたる種類の協定の對象となれる債務に關係を有する內國銀行及其の內國債務者間の法律關係

二、第一項に揭げたる種類の協定の對象となれる外國債權者及內國債務者間の法律關係にして關係外國債權者が協定に對し同意を表明せざる場合。

第五條 決定の效力は管轄權が監督機關又はライヒスバンクに屬するに拘らず外國爲替事務所が之を行へることによつて其の效力を妨げらるゝことなし。

第六條 （一） 本法に於て支拂手段とは各種貨幣（硬貨、紙幣、銀行券等）爲替、指圖證書、

小切手及手形を言ふ。本法に於てライヒスマルク紙幣とはライヒスバンク券、レンテンバンク券及私的銀行券を言ふ。

（二）本法に於て外貨表示債權とは債權者が有效なる外國貨幣による支拂を請求し得る債權を言ふ。外國有價證券に體化せられたる債權は外貨表示債權と看做さず。

（三）本法に於て外國有價證券とは外國人（第六項）の發行したる有價證券を言ふ。內國債務證券又は債務證書に基き外國受託者の發行したる持分證券は內國有價證券と看做す。混合有價證券寄託に對する持分に關し外國受託者の發行したる持分證券（例へば確定信託證書）は之を外國有價證券と看做す。

（四）本法に於て金とは廢貨となれる金貨、生又は半製品としての純金及金合金を言ふ。

（五）本法に於て貴金屬とは取引上の通常形態に於けるプラチナ、プラチナ金屬を言ふ。

（六）本法に於て外國人とは外國に、內國人とは內國に其の住所通常の居所又は管理の場所を有する者を言ふ。本法に於て移住者とは一九三一年八月三日以後に於て外國人と成りたる自然人を言ふ。ライヒ外國爲替管理局及外國爲替事務所は個人が內國人なるや外國人なるやに關し拘束力ある確定をなすことを得。

（七）本法に於て有價證券業者とは營業として有價證券を保管し又は有價證券取引を營み又は之を媒介する者を言ふ。

（八）本法に於て爲替銀行とはライヒスバンクより第二十九條第二項に掲げたる權利を賦與せ

られたる信用機關を言ふ。

第七條　（一）　强制執行の方法による取得も亦之を本法に言ふ取得と看做す。强制執行又は差押執行の方法による處分も亦之を本法に言ふ處分と看做す。

（二）　有價證券の引渡請求權の取得殊に證券勘定に對する貸方記入の方法による取得も亦之を本法に言ふ有價證券の取得と看做す。有價證券の引渡請求權の讓渡殊に證券勘定に對する貸方記入の方法による讓渡も亦之を本法に言ふ有價證券の處分と看做す。

第八條　（一）　以下に於ける本法の規定及施行令に於て許可とは規定の文面又は内容上より別の意味に解釋すべき場合を除き外國爲替事務所の書面による許可を言ふ。

（二）　本法又は施行令の規定により許可を受くるに非れば債務者に於て其の給付を爲し得ざる場合に於ては債權者も亦債務者の給付に必要なる許可の申請を爲すことを得。

第二章　許可を要する行爲

第九條　（一）　許可を受くるに非れば内國支拂手段を對價として外國支拂手段又は外貨表示債權を取得することを得ず。

（二）　第一項の規定によらずして取得したる外國支拂手段又は外貨表示債權は許可を受くるに非れば之を處分することを得ず。但し當該有價物をライヒスバンク又は爲替銀行に讓渡する場合は此の限りに在らず。

第十條　金の取得及金の處分は許可を受くることを要す。

第十一條（一）許可を受くるに非れば內國人は內國支拂手段又は金を外國人又は外國人の爲に內國にある內國人に交付することを得ず。

（二）許可を受くるに非ればライヒスマルク又は金マルク表示の債權を外國人の爲に處分することを得ず。

第十二條 許可を受くるに非れば現金拂込、振替又は其他の報償に基くライヒスマルク金額を內國信用機關に於ける外國人の勘定に貸方として記入することを得ず。郵便小切手局も亦之を本規定に於ける信用機關と看做す。

第十三條（一）支拂手段、有價證券、金及貴金屬は許可を受くるに非れば之を外國に又は內國よりバーデン保稅區域に送附し又は持參することを得ず。

（二）第一項の規定に對する違反行爲は當該行爲が過失による場合と雖も之を同盟關稅法の意義に於ける違反と看做す。

（三）各種貨幣、金及貴金屬は郵便によつて外國に又は內國よりバーデン保稅區域に送付することを得ず。

（四）第三項の規定は第一項の規定に拘らず左の場合に於ては之を適用せず。

一、價格表記封緘郵便

二、稅關の檢査を經たる後稅關の封印を以て封緘せられたる書留郵便

第十四條（一）許可を受くるに非れば信用を外國人に供與することを得ず。

（二） 外國債權者の爲の擔保殊に抵當及土地負擔の設定は之を信用供與と看做す。

（三） 步金の支拂に對する有價證券又は商品の引渡請求權又は受領請求權の許容（買付步金、賣付步金二重選擇倍數取引）も亦之を信用の供與と看做す。

第十五條 一九三一年七月十六日以前に外國人の爲に成立したるライヒスマルク又は金マルク表示の債權を處分する場合には許可を受くることを要す。ライヒスマルク又は金マルク表示の移住者の債權にして其の移住以前に成立せるものに付き亦同じ。

第十六條 （イ） 內國に在る外國人の內國支拂手段の預入により又は

（ロ） 外國よりのライヒスマルク銀行券又は內國補助貨幣の送付により外國人の爲に成立したる內國信用機關に對するライヒスマルク又は金マルク表示の債權を處分する場合には許可を受くることを要す。郵便小切手局も亦本規定に言ふ信用機關と看做す。

第十七條 （一） 內國に於ける財產殊に土地又は相續財產に屬する物件の賣却により外國人の爲に成立したるライヒスマルク又は金マルク表示の債權を處分する場合には許可を受くることを要す。

（二） 相續により外國人に歸屬したる支拂手段に付き亦同じ。

第十八條 （一） 一九三一年八月三日以後に於て外國人の爲に成立したるライヒスマルク又は金マルク表示の債權にして其の成立に附し外國爲替事務所又はライヒスバンクが許可を留保したるもの（封鎖勘定）を處分する場合には許可を受くることを要す。

（二） 許可を受くるに非れば處分し得ざる手段を以て取得したる土地は外國爲替事務所又はライヒスバンクが最初の許可に際し其の許可を留保したる場合に於ては其の處分に付ても亦許可を受くることを要す。

（三） 第一項及第二項による處分制限は之を土地臺帳への登記事項より除外す。但し既に登記を終へたるときは此の限に在らず。

第十九條 （一） 一九三三年六月九日附對外支拂義務に關する法律の適用を受くる外國人の債權を處分する場合には許可を受くることを要す。

（二） 外國人の爲に利札又は利益配當證書の支拂を爲す場合には許可を受くることを要す。

第二十條 （一） 有價證券の賣却又は償還により外國人の爲に成立したるライヒスマルク又は金マルク表示の債權を處分する場合には許可を受くることを要す。

（二） 第一項の規定に在りては登錄公債は之を有價證券と看做す。

第二十一條 （一） 獨逸取引所に上場せられざる外國有價證券の有償取得を爲すには許可を受くることを要す。此種の有價證券を處分する場合には許可を受くることを要す。但しライヒスバンク又は爲替銀行に賣却する場合は此の限に在らず。

（二） 許可を受くるに非れば內國人は獨逸取引所に上場せらるゝ外國有價證券も外國人より有償的に取得することを得ず。外國人及內地人より成る數人が此種の有價證券を共同計算に於て取得する場合に付亦同じ（組合、シンジケート及之に類似の業務）

（三） 私營銀行業經濟部門（獨逸銀行及私人銀行家業中央聯合會）に於ける公定相場の建てられざる有價物の取引事項に關する常置委員の所管範圍に入る有價證券は獨逸取引所に上場せらる有價證券と看做す。

第二十二條 （一） 專ら又は選擇的に外貨を以て表示せられ且つ獨逸取引所に上場せられざる內國有價證券の有償取得を爲す場合には許可を受くることを要す。許可を受くるに非ざれば此種の有價證券を處分することを得ず。但し之もライヒスバンク又は爲替銀行に賣却する場合は此の限に在らず。

（二） 內國人が專ら外國に於ける販賣及取引を目的としたるライヒスマルク又は金マルク表示の內國債務證書と外國人より有償的に取得する場合とは許可を受くることを要す。第一段の規定の適用を受くる債務證書の種類は獨逸國官報に於ける告知により外國爲替管理局拘束力ある決定を行ふ。第二十一條第二項第二段の規定は之を準用す。

第二十三條 獨逸對外債務換算金庫が其の定款に基き發行したる無利子債務證書（スクリップス）及利子付債務證書（整理債券）並に換算金庫に於ける貸方勘定の有償取得を爲す場合には許可を受くることを要す。此種の債務證券債務證書及貸方勘定を處分する場合には許可を受くることを要す。

第二十四條 外國會社又は團體に對する持分權の有償取得を爲す場合には許可を受くることを要す。外國人の爲に會社又は團體に對する持分權を處分するには許可を受くることを要す。會社

又は團體に對する持分權が有價證券に體化せられあるときは之に關する規定を適用す。

第二十五條（一）爲替銀行に非ざる內國人は許可を受くるに非れば有價證券を外國人より有償的に取得し又は國內にある外國人の計算に於て賣却することを得ず。爲替銀行が仲買人として取得を仲介する場合の取得には許可を受くることを要せず。

（二）外國人により內國人の爲に爲さるゝ有價證券への擔保權又は保金所有の設定は許可を受くることを要す。

（三）第二十一條乃至第二十三條の規定は其の效力を失はず。

（四）許可を受くるに非れば內國人は外國人より有價證券を支拂として受領することを得ず。

（五）第一項第二項第四項の規定にありては登錄國債は之を有價證券と看做す。

第二十六條（一）內國人は許可を受くるに非れば有價證券業者の許に於ける外國人の預勘定に有價證券を預け入るゝことを得ず。

（二）內國人は許可を受くるに非れば自己又は他の內國人又は移住者の爲に外國に於ける預勘定にある有價證券を外國に於て引渡し又は他の預勘定に移さしむることを得ず。

（三）有價證券業者は許可を受くるに非れば有價證券を國內に於ける外國人の預勘定より引渡し又は內國人の預勘定に移し若くは外國より輸入又は持參したる有價證券を內國人の預勘定に預け入るゝことを得ず。

（四）預勘定の名儀書替集會預勘定持分の讓渡及證券勘定に於ける貸方記入は之を預勘定への

預託又は預託換と看做す。

第二十七條　（一）　有價證券業者に非ざる者又は有價證券業者にして取引所への出入を許されざる者が國內に於て有價證券を有價證券業者に交付する場合に於ては有價證券の引渡又は預託換並に有價證券の交付に伴ふ給付は許可を受くることを要す。ライヒスバンクが第二項による報告に基き無危險の證明を與へたるときは許可を受くることを要せず。

（二）　有價證券業者は第一項に基き交付せられたる有價證券を證券の番號交付人の氏名及署名を附して一週間以內にライヒスバンク又は當該場所の管轄權を有する外國爲替事務所に書面を以て報告すべき義務を有す。報告者は交付人に關する記載の眞正なることを確認することを要す。

（三）　第一項及第二項により有價證券業者に適用せらるゝ制限及義務は無記名債務證書又は株式を發行したる者に對しても當該無記名債務證書又は株式及其の利札又は利益配當證書に關し之を適用す。

第二十八條　（一）　第九條第十一條第十二條第十三條第一項及第十四條の制限は各個の場合に付其の價額一〇ライヒスマルクを超過せざる支拂手段、債權、有價證券又は信用（自由限度）に對しては之を適用せず。此の場合前段の制限に服する一個人に付き一曆月內に生じたる同種の事實は之を一箇の場合と看做す。

（二）　左の場合には自由限度を適用せず。

一、ライヒスマルク銀行券又は內國金貨の外國への又は內國よりバーデン保稅區域への輸送

又は持參

二、一九三一年七月十六日以前に成立したる外國人の債權の處分

三、外貨表示保險契約に基く保險契約者の給付

四、有價證券取得の爲外國人又は外國人の爲に內國人に對して爲さるゝ支拂の給付

（三）ライヒ外國爲替管理局は專ら國內に其の住所又は通常の居所を有する自然人は所轄地方警察署の證明書により旅行の緊急なる必要の確證せられたるときは許可なくして自由限度を超えて五〇ライヒスマルク以下の內國補助貨幣又は各種外國貨幣に於ける其の對價を外國に持參し得べき旨を一般的に許可することを得。ライヒ外國爲替管理局は緊急必要に對する證明書の下附を他の機關に對しても委任し且つ緊急必要に對する證明書を要せざる例外を許可することを得。

（四）ライヒ外國爲替管理局は自由限度を要求する場合には旅券又は其の他の證明書に記入することを要する旨を命令することを得。

（五）國境地域の交通に付てはライヒ外國爲替局は緩和規定を發布することを得。

第三章　其の他の義務及禁止

第二十九條　（一）外國支拂手段及外貨表示債權はライヒスバンクに於てのみ又は其の仲介を經てのみ內國支拂手段を對價として之を取得し又は賣却することを得。

（二）ライヒスバンクは外國支拂手段又は外貨表示債權をライヒスバンク又は自己の計算に於て取得し又は賣却する權限を他の信用機關に委任することを得（爲替銀行）。第九條第一項の規定

は爲替銀行に於て又は其の仲介を經て取得する場合に之を準用す。但し取得者が爲替銀行にして且つ其の行爲がライヒスバンクより委任せられたる權限の範圍に屬する場合は此の限に在らず。

（三） ライヒスバンクは第一項の規定の例外を許可することを得。

第三十條 （一） 内國支拂手段を對價とする外國支拂手段又は外貨表示債權の定期取引は之を禁止す。但しライヒスバンク又は其の指定したる機關の仲介により又は外國爲替事務所の許可を得てライヒスバンク又は爲替銀行と之を締結する場合は此の限に在らず。

（二） 内國支拂手段を對價とする金又は貴金屬の定期取引は之を禁止す。

第三十一條 （一） ベルリン取引所に於て公定相場の建てらるゝ外國支拂手段及外貨表示債權は内國支拂手段を對價としてベルリン取引所に於ける最近の賣相場より高き相場を以て取得し又は賣却することを得ず。

（二） 各種貨幣に對し公定相場の定められざる場合には支拂に付ての相場は之を各種貨幣の取引に付ても其の標準とす。特別の相場の定められたる場合に於ては當該相場は各種貨幣の取引に付てのみ之を適用す。

（三） 外國爲替事務所は第一項及第二項の規定の例外を許可することを得。

第三十二條 （一） ベルリン取引所に於ける公定相場の建てられざる外國支拂手段及外貨表示債權は内國支拂手段を對價としてベルリン有價證券取引條件協定組合の委員會に依り賣相場として確認せられ且つ新聞紙に公表せられたる最近の相場より高き相場を以て之を取得し又は賣却す

ることを得ず。

（二）ベルリン取引所に於ける公定相場も建たず又第一項に依る相場の確認及公表も行はれざる外國支拂手段及外貨表示債權は內國支拂手段を對價として一方內國支拂手段の外國に於ける最近の賣相場と他方外國取引所所在地の通貨のベルリン取引所に於ける最近の公定賣相場又は第一項に基き確認せられたる賣相場とを基礎として算出せる相場より高き相場を以て之を取得し又は賣却することを得ず。ライヒスバンクの定むる相場は之を本規定の意義に於ける算定相場と看做す。

（三）外國爲替事務所は第一項及第二項の規定の例外を許すことを得。

第三十三條　外國支拂手段の內國に於ける相場としてはベルリン取引所の公定相場又は之に準ずる相場（第三十二條第一項）のみを公表することを得。

第三十四條　（一）ライヒ經濟大臣、ライヒ外國爲替管理局、外國爲替事務所及ライヒスバンクは何人に對しても本法又は施行令により禁止又は制限を受くる業務又は行爲に關する報告を要求することを得。此の場合帳簿の寫本及其の他の證據をも要求することを得。

（二）ライヒ經濟大臣外國爲替管理局及外國爲替事務所は自己に對する第一項による報告、ライヒスバンク理事はライヒスバンク理事會及ライヒスバンク營業所に對する第一項による報告の眞正なることを宣誓に代へて保證すべき旨を要求することを得。

（三）一九二三年七月十三日附報告義務に關する命令は其の效力を妨げらるゝことなし。

第三十五條　（一）　ライヒ政府は特定の有價物を其の定むる期間內に申告し又はライヒスバンクに其の營業條件に從ひて提供し且つ其の要求により之を賣却し讓渡すべき旨を命令することを得。第二十九條第二項第一段の規定は之を準用す。

（二）　ライヒ政府は命令を爲すに際し其の適用を受くるものの範圍を其の裁量により決定することを得。申告又は提供を要する物件の所有者の負ふ義務は當該物件を自己に屬するものとして占有し、又は受託者若くは營利會社を通じ又は其他の方法を以て當該物件の處分權を行使する者も亦同樣に之を履行することを要す。ライヒ公課規則の規定殊に第百三條以下により納稅義務者の義務を履行すべき者はライヒ政府の命令に基く義務をも履行することを要す。ライヒ政府は其他命令の適用を受くる有價物を通貨、各個の所有の最低價額又は其他政府の適當と認むる特徵により區分することを得。

第三十六條　ライヒ政府が有價物をライヒスバンクに提供すべき旨を命令したる場合に於て（第三十五條）其の有價物を國民經濟上の公正なる目的の爲に必要とする義務者は提供期間內に其の理由を說明したる書面を以てライヒスバンクの決定を申請することを得。ライヒスバンクが其の目的を國民經濟上公正なりと認めたるときは提供の義務を免除す。其の他の場合に於ては有價物は遲滯なく之を提供すべし。

第三十七條　外國爲替事務所又は監督機關より一定の業務又は一定種類の業務に對し外國爲替法上の許可を下附し得ざる旨の書面による通告を受け、又は支拂の給付若くは其他の一定の業務

に關する許可を要する行爲を爲す爲の一般的許可を剝奪せられたる內國人は此の業務又は此の種の業務に關し其の履行に外國爲替法上の許可を要する如き義務を負擔することを得ず。

第四章　民法及民事訴訟に關する規定

第三十八條　第九條第二項、第十一條、第十二條、第十四條乃至第二十六條、第二十七條第一項及第三項、第三十條乃至第三十二條、第三十七條に違反する取引は之を無效とす。必要なる許可が後に至り與へられたるときは當該取引は其の初めより有效なるものとす。無效は左の者の不利益の爲に之を主張することを得ず。

（イ）取引の締結に際し無效の原因たるべき事情を知らざりし者又は

（ロ）外國に定住せる者、但し取引の無效を知りたるときは此の限に在らず。

第三十九條　（一）許可を要する給付請求の訴ありたる場合に於ては當事者の一方の申請あるときは外國爲替事務所又は監督機關の決定ある迄訴訟手續を中斷すべし。

（二）民事訴訟令第七百二十二條、第七百二十三條に規定する執行判決の附與請求の訴に付亦同じ。

（三）申請は調書に記載することを得、中斷の決定は豫審口頭辯論を經ずして之を爲すことを得。

第四十條　債務者が仲裁裁定又は仲裁々判所に於て締結せられたる和解に基き許可を要する給付の義務を負擔したる場合に於て民事訴訟令第千四十二條、第千四十四イ條による執行權の決定

は必要なる許可のありたる後に於てのみ之を爲すことを得。

第四十一條 債務者が給付を爲す爲に許可を受くることを要する場合に於ては許可の與へられたる後に非れば强制執行を行ふことを得ず。

第六章　終結規定

第五十四條 本法の制限及禁止はライヒスバンク、獨逸金割引銀行及獨逸對外債務換算金庫に對しては之を適用せず(一九三三年六月九日對外支拂義務に關する法律第二條)。

第五十五條 ライヒ政府は本法施行の爲必要なる法律命令及一般行政規定を發布する權限を有す。ライヒ政府は本令の目的達成の爲必要と認むる限りに於て更に制限及禁止に關する規定を發布することを得。ライヒ政府は更に其の發布したる規定の違反に對し第四十二條乃至第四十七條に定むる刑罰及其の他の處置を適用し且如何なる範圍に於て之を適用するかを命令することを得

第五十六條 (一) 第十六條の規定は一九三二年二月二十日以前及內國補助貨の送付の場合に於ては一九三四年六月十一日以前に成立せる債權に對しては之を適用せず。

(二) 第十七條第一項の規定は一九三二年二月二十日以前に成立せる債權、第十七條第二項の規定は一九三二年二月二十日以前に歸屬せる支拂手段に對しては之を適用せず。

(三) 第二十條の規定は一九三一年十一月十二日以前に成立せる債權に對しては之を適用せず

第五十七條 第一次布告に基く外國支拂手段等の義務に關しては一九三一年七月十八日附資本及租稅逃避に關するライヒ大統領令に關する施行令は其の效力を妨げらるゝことなし。

二　外國爲替管理法第一次施行令　（一九三五年二月四日）

第一章

第一條　（一）國内に住所又は通常の居所を有する自然人及國内に所在地、管理の場所を有する

一、株式會社、株式合資會社、植民會社、鑛業を經營する權利能力ある會社及權利能力なき鑛業組合、有限責任會社、産業組合、相互保險會社、抵當銀行、船舶貸付銀行

二、權利能力ある又は權利能力なき社團、營造物、財産、其の他の目的財産及第一號に屬せざる民法上の團體

三、合名會社、合資會社、及社員が企業者（共同企業者）と認めらるべき類似の會社

四、公法上の團體及營造物

は外國爲替事務所の書面による許可に基かずして取得し又は取得の許可が後に至り無效となりたる第二項に揭ぐる種類の有價物の取得後三日以内に（第二項及第三項）場所的管轄權を有するライヒスバンク營業所に（直接又は爲替銀行の仲介を經て）提供し且つ要求に應じ之を賣却又は讓渡することを要す。本規定は有價物の總額が一義務者に付き自由限度に達せざる場合と雖も有效とす。

（二）第一項に基く義務は左の有價物に關して發生す。

一、外國支拂手段及外貨表示債權

二、外國人に對する內貨表示債權及此の種の債權に對し振出されたる手形及小切手

三、獨逸取引所に上場せられざる外國有價證券及外貨表示內國有價證券

四、外國有價證券並に獨逸取引所に上場せられざる外貨表示內國有價證券の支拂期限到來せる利札又は利益配當證書及償還期の到來せる元本部分

五、第三號に揭げたるもの以外の有價證券にして義務者が外國人より無償を以て取得したるもの

六、金

第四號の有價物にありては第一項に基く義務は當該有價物の支拂期又は償還期の到來したるときに發生す。

(三) 第一項に基く義務は取得の許可が後に至り無效となりたる有價物に付ては無效となりたるとき、自由限度に關する規定(外國爲替管理法第二十八條)に基き取得したる有價物に付ては義務者が當該有價物を尙ほ所持せる限りに於て取得後一箇月を以て發生す。

(四) 義務の發生せる際外國にある義務者は內國に歸還後一週間以內に其の義務を履行することを要す。

(五) 第一項第一號及第三號に揭げたる會社は經濟上外國企業の支店と認めらるべき場合と雖も其の義務を履行することを要す。

第二條 （一） 内國人となる者は其の時より十日以内に其の時に所有せる第一條第二項第一號乃至第四號及第六號の有價物を場所的管轄權を有するライヒスバンク營業所に（直接又は爲替銀行の仲介を經て）提供し且つ其の要求に應じて賣却し讓渡することを要す。但し當該有價物の總額が一義務者に付き自由限度を超過せざる場合は此の限に在らず。提供義務は更に此の種の義務者の所有に係る一切の有價證券及義務者が内國人となる前に於ては許可を受くるに非ればこれを處分し得ざりし内國人に對する債權に付ても亦發生するものとす。配偶者並に兩親及幼年者は一九三四年十月十六日附所得稅法第二十六條、第二十七條に基き綜合賦課を受くる限りに於て之を本義務に定むる義務者と看做す。

（二） 第一項の義務は第一條第二項第三號に揭ぐる有價物に關しては義務者が當該有價證券を一九三一年七月十二日以後に、第二條第一項第二段に揭ぐる有價物に關しては義務者が之を一九三三年十二月三十一日以後に取得したる場合に限り發生す。

（三） 義務發生の際外國にある義務者は外國より歸還の後一箇月以内に義務を履行することを要す。

第三條 （一） 第一條、第二條に基きライヒスバンクに對し未だ支拂期の到來せざる有價物の提供ありたるときはライヒスバンクは差當り即時讓渡の要求を留保し義務者に對し可及的速に當該有價物の支拂期限を到來せしむべき旨を要求することを得。此の場合に於ては義務者は支拂期日に於ける外貨を以てする取得金をライヒスバンクに提供し且つ其の要求に應じて賣却し讓渡す

ることを要す。取得金が内國通貨を以て回收せらるゝ場合に於て第十九條による報告の義務なきときは三日以內に之をライヒスバンクに申告すべし。

（二）ライヒスバンク又は爲替銀行が第一條及第二條に基き提供せられたる有價物の買入を欲せざるときは義務者の計算に於て當該有價物を外國に於て賣却し又は賣却せしむることを得、賣却取得金は賣却有價物と代位す。ライスバンクが此の權利を行使せざるときは義務者は法律規定の範圍內に於て當該有價物に對する他の換價方法を講ずることを得。義務者が他の換價方法を講ぜざるときは當該義務者は通常の營業に於て正常なる取立委任と認め得べき適切なる時期に於て場所的管轄權を有するライヒスバンク營業所に對し（直接又は爲替銀行の仲介を經て）有價物を取立の爲に提供し且つ其の要求により之を讓渡することを要す。ライヒスマルクにより對價の支拂に對する義務者の請求權は本項所定の場合に於てもライヒスバンクの一般的業務條件により之を決定す（外國爲替管理法第三十五條）。

第四條　左の者に對しては第一條第一項の義務を免除す。

一、一般國際法上の原則に基き相互條件により人的租稅免除の請求權を有する者。

二、專任官吏たる領事及其の從屬官吏にして派遣人民にして獨逸國籍を有せず且つ其の職務又は勤務以外に國內に於て何等の職業營業及其他の利益を受くべき活動を爲さゞる者。

第五條　（一）內國人に對する外貨表示債權は內國信用機關に於ける通貨勘定に基く請求權を除き之を本令第一條に於ける外貨表示債權と看做さず。

（二） 保險料に對する請求權及保險契約又は再保險契約に基く其の他の債權にして未だ支拂期の到來せざるもの。

第六條 （一） ライヒスバンク營業所は提供の受理（第一條第一項、第二條第一項）に關しては遲滯なく外國爲替管理法第三十六條に基く申請に關しては十日以內に決定を爲すべし。

（二） ライヒスバンクは第一條第一項及第四項並に第一條第一項及第三項に規定せられたる期間を義務者及有價物の一定集團に對し延長することを得。

（三） 外國爲替管理法第三十六條に基く申請にはライヒスバンク及爲替銀行により無料にて交付する用紙を使用すべし。

（四） 書類は二通を作製して提出すべし。一通はライヒスバンクの決定を附して申告義務者に返付す。

第七條 外國爲替管理法第四十二條、第四十六條、第四十七條に定むる刑罰及其の他の處置は本令第三條の違反に對しても之を適用す。

第八條 （一） ライヒスバンクは第一條第二項所揭の有價物中の一定種類は之を提供することを要せざる旨を命令することを得。ライヒスバンクは外國爲替管理法第三十六條により其の權限に屬せしめられたる決定を他の機關に委任することを得。

（二） ライヒスバンクは義務者に對し一定期間內に取得したる第一條第二項所揭の種類の有價物の使用に關する正規の報告を要求することを得。

第二章

第九條（一）獨逸經濟地域より輸出せらるゝ貨物は外國爲替管理の目的の爲に之を申告するを要す。

（二）獨逸經濟地域の境界外に出づるものは之を輸出と看做す。

（三）本章に言ふ獨逸經濟地域とはバーデン保稅地域及ヘルゴランド島を除くライヒ領域を包括するものとす。更に墺太利地方團體ユングホルツ及ミッテルベルクも亦獨逸經濟地域に屬す。

第十條（一）通過貿易及中間貿易の方法による貨物の輸出（同盟關稅法第三條）は之を報告義務より除外す。

（二）更に左の場合に對しても報告義務を免除す。

一、旅行に於ける輸出

二、小額國境取引に於ける輸出

三、國境に跨る地域の貨物取引

四、發航船舶の補充用貨物の輸出

五、封書を以て又は印刷物として送付する貨物

（三）ライヒ外國爲替管理局は其の他の例外又は報告方法の輕減を許可することを得。

第十一條（一）報告は書式第一によりイ號及ロ號の二葉より輸出爲替報告書の提出によりて之を爲すべし。報告は輸出爲替報告書の要求する事項の全部に亘ることを要す。

（二）　輸出爲替報告書は輸出報告を要する貨物の輸出者に於て之を提出することを要す。
（三）　ライヒスバンクは書式第一を變更することを得。

第十二條　（一）　輸出者とは左の者を言ふ。
（イ）　貨物を直接又は內國の仲介者を經て外國人に賣却したる者、同一企業の內國支店と外國支店との間の貨物取引は本規定に於ける賣却と看做す。
（ロ）　自己の計算に於て外國人に貨物の代理販賣（委託販賣）を委託し又は見本、展覽、一時的使用又は見本市及市場に賣却する爲に送付する者。
（ハ）　貨物を自己の計算に於て外國人をして加工せしむる者。
（ニ）　外國人所有の貨物を當該外國人の計算に於て加工したる者。
（ホ）　郵便による輸出の場合に於ける發送人。
（二）　第一項に掲げたる以外の原因により輸出の行はれたる場合に於ては外國向貨物運送契約を運送人（船車賃貸人）と締結したるを輸出者と看做す。運送業務の存在せざるときは第十四條よりによる報告義務者を輸出者と看做す。
（三）　本令に於て外國とは獨逸經濟地域以外の地域を言ふ。

第十三條　（一）　輸出爲替報告書のイ號による報告の義務は之を輸出者に課す。報告書は貨物發送後三日以內に當該輸出者に對する場所的管轄權を有するライヒスバンク營業所に無料郵便にて送付すべし。

（ニ）報告により輸出者は輸出により生ずる債券の提供義務（本令第一條）を同時に履行したるものとす。輸出により提供義務ある支拂手段（各種貨幣、爲替、支拂指圖書、小切手及手形）を取得したるときは特にライヒスバンクに之を提供すべし。

第十四條（一）輸出爲替報告書のロ號による報告の義務は之を左の者に課す。

（イ）郵便による輸出にありては發送人

（ロ）保稅地域よりの貨物の海上輸出に於て發送人が當該保稅地域に於ける報告機關の所在地、其の住所又は營業所を有する場合に於ては發送人、發送人が其の地に住所又は營業所を有せず其の運送人が之を有するときは報告義務は運送人に屬す。

（ハ）其の他の場合にありては運送人（船車賃貸人）又は運送業務の存在せざるときは其の他の法律關係に基き報告を爲すべき時に於て貨物の占有者たる者。

（二）ライヒ外國爲替管理局は本規定に反して特殊の場合に付き其の他の報告義務を指定することを得。

第十五條（一）輸出爲替報告書ロ號（第十一條）は報告廳に之を交付すべし。

（二）報告廳としての管轄權を有するものは左の如し。

（イ）關稅領域より直接外國に送られ又は海上輸送せらるゝ貨物の申告に付ては一般に國境稅關

（ロ）保稅地域を經て海上輸送せらるゝ貨物の申告に付ては保稅地域の稅關

（ヘ） 航空輸送により輸出せらるゝ貨物の申告に付ては飛行場に於ける稅關
（ニ） ハンブルグ自由港より海上輸送せらるゝ貨物の申告に付てはハンブルグ商業統計局
（ホ） 郵便を以て外國に輸送する貨物に付ては差出郵便局

第十六條 （一） 輸出爲替報告書ロ號による報告（第十一條）は報告廳所在地に於て輸送が行はれ又同地に於て外國人への輸送の爲に投函せられたる後遲滯なく之を爲すことを要す。

（二） 保稅地域より貨物の海上輸出の場合に於ては報告は貨物の積込後十四日以內に之を爲すことを要す。

第十七條 報告廳は輸出爲替報告書のロ號を報告書に示されたるライヒスバンク營業所に卽時送付すべし。

第十八條 （一） 運送人（船車賃貸人）は必要なる輸出爲替報告書ロ號（第十一條）を入手したる後に非れば外國向輸送を爲し又は貨物の仕向先が外國なることを輸送中に知りたる場合には輸送を繼續することを得ず。

（二） ライヒ外國爲替管理局は本規定の例外を許可することを得。

第十九條 （一） 輸出者（第十二條）は每月十日、二十日及末日に書式第二を以て內貨及外貨による輸出代金回收額を場所的管轄權を有するライヒスバンク營業所に報告し且つ同時に左の報告を爲す義務を有す。

（イ） 提供義務ある金額（本令第一條）に付ては輸出者が之を交付したる爲替銀行又は免除を

受けたるライヒスバンク營業所

（ロ） ライヒスマルクの金額に付ては之を受領したる形態（小切手、支拂指圖證書等）

（二） ライヒスバンクは書式第二を變更することを得。

第二十條 外國爲替管理法第四十三條、第四十六條に定むる刑罰及其他の處置は本令第十一條第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十八條、第十九條の違反に對しても之を適用す。

第三章 外國爲替管理法第十三條の施行に關する規定

第二十一條 （一） ライヒ關税局の職員は外國爲替管理法第十三條の施行を監督すべし。

（二） ライヒ公課令第百八十八條第一項第一段の規定は之を準用す。

第二十二條 （一） 外國に施行する者は要求を受けたるときは其の手荷物又は其の旅行に用ふる運輸手段又は其他の方法を以て支拂手段、有價證券、金又は貴金屬を携帶するや否やを申告すべし、手荷物及運輸手段は之を檢査することを得。旅行者は此の目的の爲に其の手荷物及其の他の容器を開放し其の内容を示し且つ一切の方法による檢査に助力すべし。

（二） 第一項の規定は旅行者の同伴者に對し之を準用す。

第二十三條 （一） 各種の郵便物を託送し又は鐵道、船舶、航空其の他の運輸便を以て貨物又は手荷物を外國に向け託送する者は要求を受けたるときは送付物中に支拂手段、有價證券、金又は貴金屬の存在するや否やを申告すべし、第二十二條第二段及第三段の規定は之を準用す。檢査は送付物の輸送中と雖も之を行ふことを得。

（二）申告の受理及檢査の權限は第二十一條に基き監督を命ぜられたる者の外郵便局、獨逸ライヒ鐵道及其の他所管ライヒ大臣の指令に從ふ公共輸送機關、獨逸ライヒ鐵道會社中央局、又は所管ランド最高官廳に於ける送付物の引受及輸送に從事する職員も亦之を有す（第二十五條）。前記職員は申告又は檢査の結果外國爲替管理法第十三條に對する違反の疑あるときは違反の疑ある送付物を保管し且つ遲滯なく第二十一條所定の者又は場所的管轄權を有する警官及保安官に報告すべし。

第二十四條 轉居貨物の外國向輸送を委託せんとする者は荷造及積込の日を記し遲くとも三日以前に所管稅關に申告すべし。稅關は荷造及積込の間檢査を行ふ權限を有す。第二十二條第三段の規定は之を準用す。

第二十五條 第二十一條乃至第二十四條の施行に必要なる指令は所管事項に付てはライヒ大藏大臣の同意を得てライヒ郵便大臣、ライヒ交通大臣、獨逸ライヒ鐵道會社中央局又は所管ランド最高官廳之を發し其の他の場合にはライヒ大藏大臣之を發す。

第二十六條 外國爲替管理法第四十三條、第四十六條に定むる刑罰及其の他の處理は他の法律が更に重き刑罰を定めざる限りに於て本章の規定に對する違反にも之を適用す。

第五章

第三十五條 （一） 一九三二年一月二十六日附對外債務委員會設置に關する命令は其の效力を妨げず。

（二） 外國支拂手段等の第二次布告に基く義務に關しては一九三一年八月二十九日第三次施行令第一章及一九三一年九月四日附第四次施行令、外國支拂手段等の第三次布告に基く義務に關しては一九三一年十月二日附第六次施行令第一章及一九三二年二月十八日附第十次施行令第二章の規定は其の效力を妨げず。

第三十六條 外國爲替管理法第三十八條第二段又は第二條第三項第三段の規定に違反して行はれ、且つ一九三二年五月二十日以前に於て法律上有效となりたる裁判上の決定は其の效力を妨げず。

三 外國爲替管理法第三次施行令（一九三五年十二月一日）

第一章

一九三五年二月四日附外國爲替管理法（外國爲替法）第五十五條に基き左の如く命令す。

第一條 （一） ライヒスマルク銀行券（外國爲替法第六條第一項）は許可を受くるに非れば外國又はバーデン保税地域より內國に送附し又は持參することを得ず。但しライヒスマルク銀行券が外國人の爲に封鎖勘定の貸方に記入すべき旨の指定の下に內國信用機關に送付せられたる場合は此の限に在らず。郵便小切手局も亦之を本規定に於ける信用機關と看做す。

（二） 第一項の規定は同盟關税法に定むる輸入禁止を含む。本規定に對する違反は當該行爲が過失による場合と雖も之を禁制違反と看做す。但し輸入者が外國人にして且つ旅行者として銀行

券を持參したる場合の外輸入者は同盟關稅法第百三十九條による輸入ライヒスマルク銀行券の返還を要求することを得ず。

（三） 第一項の旅行の監督に任ずる機關は本規定に違反して外國人又はバーデン保稅地域より送付又は持參せられたるライヒスマルク銀行券を沒收せずして之をライヒ外國爲替管理局の指定せる機關に於ける供託勘定に拂込むことを得。

第二條 （一） 第一條第一項の禁止に違反して外國又はバーデン保稅地域より送付せられたるライヒスマルク銀行券の受取人は許可を受くるに非ればば自己又は他人の爲に債權の履行又は擔保貸付、贈與として又は其の他の法律的理由に基いて之を受領することを得ず。

（二） 受取人は發送人の氏名及署名を知りたる場合には之を附して三日以內に銀行券の受領を所管外國爲替事務所に報告すべし。外國爲替事務所は銀行券を沒收せずして返送し又は內國信用機關に於ける封鎖勘定又はライヒ外國爲替管理局の指定せる機關に於ける供託勘定に振込むことを得。

（三） 銀行券の受取人又は銀行券の受取人が持參者の委任により支拂を爲したる者が銀行券の外國より持參せられたるものなることを知り又は知り得べき事情にありたるときは第一項及第二項の規定は持參せられたるライヒスマルク銀行券に對しても之を準用す。第一條第一項の規定に反し內國にある外國人に宛て送付せられたるライヒスマルク銀行券も亦本法の意義に於ける持參せられたるものと看做す。

第三條 ライヒ及獨逸ライヒ鐵道會社の業務機關は許可を受くるに非れば外國及バーデン保税地域に於て履行又は其の他の法律理由に基きライヒスマルク銀行券を受領することを得ず。

第四條 第二條第一項に定むる場合に付ては外國爲替法第三十八條の規定を準用す。之に反し第二條第三項及第三條の規定は取引の效力を妨げず。

第五條 （一） 外國爲替法第四十二條、第四十五條、第四十六條、第四十七條に定むる刑罰其の他の處置は本令第一條及第二條の違反に對しても之を適用す。

（二） 第一條のに對する違反の場合に付ては外國爲替法第四十五條第二項第三段、第四項及第五十二條第四項の規定を之に準用す。

第二章

第六條 （一） 內國人が其の住所又は通常の居所を外國に移轉したる場合に於ても既に外國爲替法又は施行規定に基き當該內國人に適用せらるゝ制限及禁止は移住前に於て當該制限及禁止の適用ありたる有價物に關しては存續するものとす。此の種の有價物の賣却取得金又は代替物に關しても亦同じ。制限及禁止は移住者が移住の時外國に於て所有し又は移住の際携帶したる商品及營業上の保護權にも之を及ぼす。外國爲替事務所は個々の者に對し此の種の制限及禁止の全部又は一部を免除することを得。

（二） 第一項の規定は總價額一千ライヒスマルクを超えざる義務者の有價物に對しては之を適用せず。一九三五年二月四日附外國爲替管理法施行令第二條第一項第三段の規定は之を準用す。

第一項の規定は更に移住者其の家族又は移住前移住者と共同の世帶を營みたる者の移轉荷物及其の他の自家用使用物件に對しても之を適用せず。

第七條 外國爲替法第四十二條、第四十五條、第四十七條に定むる刑罰其の他の處置は本令第六條の違反に對しても之を適用す。

第三章

第八條 本令は一九三五年十二月六日より其の效力を發生す。

四 外國爲替管理法第四次施行令 （一九三五年十二月二十三日）

一九三五年二月四日附外國爲替管理法五十五條に基き左の如く命令す。

第一條 外國爲替管理法に關する一九三五年十二月一日附第三次施行令第八條第二段として左の規定を增補す。

「第二章の規定は一九三五年七月一日以後に於て其の住所又は通常の居所を外國に移轉したる者に對しても之を適用す」

第二條 本令は公布と同時に其の效力を發生す。

五 外國爲替管理法第五次施行令 （一九三六年五月二十五日）

一九三五年二月四日附外國爲替管理法第五十五條に基き左の如く命令す。

第一條 外國爲替管理法に關する一九三五年十二月一日附第三次施行令第一條乃至第五條の規定は內國補助貨幣に對しても之を準用す。

第二條 外國爲替管理法に關する一九三五年十二月一日附第三次施行令第一章及本令第一條に基きライヒ外國爲替管理局所定の機關に於ける供託勘定に振込まれたるライヒスバンク銀行券及內國補助貨幣の利用に關してはライヒ大藏大臣の同意を得てライヒ外國爲替管理局之を規定す。

第三條 ライヒ外國爲替管理局は自由限度（外國爲替法第二十八條）を一定の法律行爲使用目的人的範圍及內國地域に對し適用せざる旨を命令することを得。

第四條 其の全部又は一部を金又は貴金屬を以て製造したる半製品又は製品にして通常此の種の金屬より製造せられざるものも亦之を外國爲替管理法第十三條に於ける金及貴金屬と看做す。

第五條 （一） 內國人が其の住所又は通常の居所を外國に移轉したるときは外國爲替法又は施行令の制限及禁止は移住の時移住者に屬したる著作權又は版權の賣却取得金及收益金にも之を及ぼす、著作權とは一九一〇年五月二十二日附法律の文言に於ける文學及音樂作品著作權に關する一九〇一年六月十九日附法律に基く權利並に一九一〇年五月二十二日附法律の文言に於ける造形美術及寫眞作品製作權に關する一九〇七年一月九日附法律に基く權利を言ふ。版權とは一九一〇年五月二十二日附法律の文言に於ける一九〇一年六月十九日附版權法の適用を受くる出版契約並に發行人が代理人たる出版契約に基く權利を言ふ。

（二） 第一項の規定は總價額一千ライヒスマルクを超えざる義務者の有價物に對しては之を適

用せず。義務者が外國爲替管理法に關する一九三五年十二月一日附第三次施行令第六條第二項第一段の規定に基き免除を要求する價額は之を前掲一千ライヒスマルクの中に算入すべし。一九三五年二月四日附外國爲替管理法に關する施行令第二條第一項第三段の規定は之を準用す。

第六條 外國爲替法第四十二條、第四十五條、第四十六條、第四十七條に定むる刑罰及其の他の處置は本令第五條の違反に對しても之を適用す。

第七條 本令は一九三六年六月一日より其の效力を發生す。

六 抵當貸付利子法 (一九三六年七月二日)

本法は一九三五年一月二十四日附信用機關利子引下債施法及同年二月二十七日附公債利子引下實施法の適用範圍外にありたる私的抵當貸付の利子引下を規定したものである。

一九三五年一月二十四日附並に二月二十七日附法律に基き遂行せられたる任意的利子引下の進行に伴ひ長期土地負擔の廣範圍に亘って利子は現下の經濟情勢に適應せる適當率に迄低下せられた。加ふるに多數債權者就中會社及營造物は其の抵當貸付の利子方法を法律に定むる標準迄自發的に輕減せしめた。ライヒ政府は未だ其の抵當貸付利子を引下げざる債權者に對し他の債權者の例に從ふべき旨を警告す。當事者間に適當利子に關する意見の一致を見ざる場合に於ても公正なる利子規制を可能ならしむべく當事者に對し裁判官の契約助成手續を供與す。この理由に基きラ

イヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條 協定による利子輕減

（一） 本法施行の際國内の土地に對する抵當權を以て擔保せられたる債權の債權者は——第三條及第四條の特別規定を例外として——其の債務者との協定により利子を一般經濟情勢及各個の場合の特殊事情に適合せる率迄引下ぐべき義務を有す。

（二） 第一項の規定は土地負擔により擔保せらるゝ債權及土地負擔に之を準用す。

第二條 裁判官の契約助成

（一） 適當なる利子に關し當事者間に意見の一致を見出し得ざるときは裁判官は申請により協定を仲介す。

（二） 協定が裁判官の助成によるも尙成立せざるときは裁判官は本法の施行せらるゝ限りに於て債權者の利子請求の最高限度たるべき適當利子を決定す。

（三） 裁判官の決定は申請提出後の期間に對し支拂はるべき利子額の基準たるべきものとして利子支拂期日に拘はることなし。分賦利子の一部のみが申請提出後の期間に於て滿期となる場合と雖も裁判官の決定は全分賦額に對し有效とす。

第三條 例外

（一） 第一條及第二條の規定は左の場合に於ては之を適用せず。

一、 **長期土地抵當貸付を目的とせざる法律行爲に基く債權及土地負擔**

二、外債擔保に供せられたる債權及土地負擔

三、一九三五年一月二十四日附並に二月二十七日附法律及一九三五年七月十七日附命令に基き其の抵當貸付利子を輕減したる信用機關の債權及土地負擔

四、其の他の企業にして法律及定款に定められたる其の任務の範圍內に於て長期信用を供與し且つ國家の監督に服するものゝ債權及土地負擔

五、ライヒ、ランド、地方團體及地方團體聯合の債權及土地負擔

（二）第一項第一號及第五號に揭げたる債權者にありては抵當利子の引下の未だ實行せられざる限りに於て之を本法の規定に從ひ輕減すべき旨の監督官廳の保證を必要とす。

第四條　增價債權に對する特別規則

（一）增價債權及土地負擔に對する本法の適用は法律により定められたる增價利率を超ゆる利子を增價利率迄引下ぐる場合に限り之を適用す。但し此の場合と雖も債權者の蒙りたる資本損失に鑑み協定高率利子を妥當ならしむる特別の公正理由あるときは利子輕減を要求することを得す。

（二）各個の場合に於て特に通常率を超ゆる增價率の爲債務者に對する利子引下の拒絕が不當に苛酷なる場合に限り第一條に定むる範圍の增價債權の利子は法律の定むる增價利子以下に引下ぐることを得。

第五條　申請の提出

（一） 裁判官の契約助成に對する申請を提出し得る者は債務を負擔せる土地の所有者、人的債務者又は債權者とす。

（二） 管轄權は區裁判所に屬す。申請は抵當に供せられたる土地に對する土地臺帳の備へある地區の裁判所に之を提出すべし。連帶債務にありては最初に申請を受けたる區裁判所は連帶抵當物件たる土地に付きても亦其の管轄權を有す。

第七條 上告

（一） 區裁判所の決定に對しては卽時上告により異議申立を爲すことを得。卽時上告に關する決定は地方裁判所之を爲す。更に上級裁判所への上告は之を許さず。

第十一條 法定代理人、受託者及公共團體

（一） 債權者の法定代理人、他人財產の受託者及其他の管理人並に保管人は利子を任意に適當率に迄引下ぐることにより其の義務に違反することとなし。

（二） ライヒ、ランド、地方團體、地方團體聯合及其の他の公法上の團體は利子引下に關する任意協定を成立せしむる爲之に反する會計法上の規定に違反することを得。

第十二條 反對協定

（一） 本法を適用せざる旨を定めたる事前の協定は之を無效とす。

（二） 利子引下が債務者に損害を與ふるが如き協定は本法に基く利子輕減に對しては之を適用せず。

第十三條　確定判決及繫屬手續に對する影響

（一）確定判決は本法の適用を妨げず。

（二）債務者が本法第五條による申請を提出したるときは當該手續の終了迄繫續中の訴訟及強制執行は五分を超ゆる利子請求に關する限り之を停止することを得。

第十四條　本法の施行期間及施行

（一）本法は一九三九年七月一日を以て效力を失ふ。

（二）ライヒ司法大臣は關係ライヒ大臣の同意を得て本法の施行及補充に必要なる法律命令及行政命令並に特に適當利子の率に關する準則を發布す。此の場合關係ライヒ大臣が必要と認むるときは本法の規定に違反することを得。

七　公債利子引下實施法　（一九三五年二月二十七日）

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條　（一）ランド、地方團體聯合、地方團體及目的組合（例へば上部シュワーベン電氣事業地區組合、エムシェル產業組合、シュレスウィヒ・ホルシュタイン電氣組合、ルール炭坑地區移住組合）發行の六分以上の利子付債務證書及證劵の債權者に對し一九三五年四月一日以降其の利率を年四分五厘に引下ぐべきことを玆に債務者に對する拘束力を以て提案す。

（二）第一項の意味に於ける債務證書には證書貸付を含まず。

第二條　提案は左に掲ぐるものに及ばず。

（イ）　増價債務證書

（ロ）　外國に於て發行せられたる債務證書、外國の支拂手段を表示し又は資本利子税を免除せらるゝ債務證書は外國に於て發行せられたるものと看做す。獨逸取引所の公取引上場を許されざる債務證書は外國に於て發行せられたるものと看做さず。

（ハ）　發行未償還總額の全部又は五割以上が一九三五、一九三六及一九三七年暦年中に滿期となり又は支拂猶豫協定の期間經過により一九三八暦年中に償還期の到來する債務證書及證券。

（ニ）　獨逸地方團體借替團體（一九三三年九月二十一日附地方團體借替法）の債務證書への借替提案の拒絶せられたるランド、地方團體聯合及地方團體の債務證書及證券、此の種の債務證書及證券に對しては特別の法律規制を施行することとあるべし。

（ホ）　本法施行期日迄に抽籤の結果一九三五暦年中に償還せらるゝこととなりたる債務證書及證券

第三條　債權者が十日の期間内に提案を拒絶せざるときは提案の承諾ありたるものと看做す。期間の進行はライヒ法令官報による本法公布の翌日より始まるものとす。

第四條　債務者は提案を承諾せる債權者に對し債務證書の額面の二分に相當する一時補償金を支拂ふことを要す。當該保證金の支拂は一九三五年六月三十日以後に最初に支拂期限の到來する利札と共に現金を以て爲すことを要す。

第五條　債務證書の債權者が利子の一部の支拂を猶豫したるときは、當該支拂猶豫協定は提案（第一條）を承諾せる債權者に對しては一九三五年四月一日以後の期間に付き支拂はるべき利子に關しては其の效力を失ふ。提案を承諾せる債權者は一九三五年四月一日以後の期間に四分五厘の利子及第四條による一時補償金を受くるものとす。

第六條　（一）　提案の拒絕は債務證書又は證券を供託したる上債務者に對し債權者の書面による通告によつて爲さるゝ場合に限り有效とす。拒絕の通告は債務證書又は證券の記號（種類、組及番號）を記載することを要す。

（二）　拒絕の通告及債務證書又は證券の受領に關しては當該債務證書又は證券を發行したる機關其の權限を有す。但しバイエルン土地開墾定期金債務にありてはバイエルン土地開墾定期金機關、目的組合にありては組合自ら其の權限を有す。

（三）　通告及供託すべき債務證書又は證券を期間（第三條）內に郵便を以て發送したるときは拒絕期間の遵守ありたるものと看做す。

（四）　外國に居住する債務者は獨逸國の海外駐劄外交官又は領事官に對し書面による通告を提出し且つ債務證書又は證券を銀行に供託し之を當該駐劄官の爲に保管せしむることによりても亦提案を拒絕することを得、此の種の債權者の提案拒絕期間は債權者が歐羅巴又は地中海に面する國に住所を有するときは二十日其の他の場合に於ては總て四十日とす。

第七條　債權者の法定代理人及他人の財產の管理人又は保管人又は其の他の受任者は提案を拒

絶せざることによりて其の義務に違反することなし。

第八條 信用機關が債務證書及證券の手取金を抵當、土地負擔の發行及公法團體に對する債權の取得の爲に使用したる場合に於ては當該債務證書及證券の利子節約額の使用に關してはライヒ經濟大臣が所管ライヒ大臣の同意を得て特別規定を發布せざる限り一九三五年一月二十四日附信用機關利子引下實施法第七條及其の施行並に補充の爲に發令せらるゝ法律命令及一般行政規定を之に準用す。

第九條 （一） 債務證書及金庫證券の公の取引への上場に關する獨逸取引所の許可は當該債務證書及金庫證券に對し提案の發せられたるときは期間（第三條）の經過と共に利子の引下げられたる債務證書及金庫證券に對し其の效力を發生す。

（二） ライヒ經濟大臣はライヒ大藏大臣の同意を得て利子引下提案の拒絶ありたる債務證書及金庫證券表示に關する細則を定むる權限を有す。

（三） 利率が本法による合意を以て引下げらるゝ限りに於て民法第七九六條の規定は之を適用せず。

第十條 保證人は本法による債務關係の變更により其の責任を免かるゝことなし。但し其の責任は利子變更に應じて輕減するものとす。抵當及其の他の擔保に付き亦同じ。

第十一條 提案の承諾に基く債務證書又は金庫證券の利率變更に際してはライヒ、ランド及其の他の公法團體により租税及課金の徴收を受くることなし。補償金（第四條）には所得税を賦課せ

す。此の際必要となりたる土地臺帳登記に對しては手數料を徵收せず。

第十二條 （一） 第一條による提案は六分以上の利子を附したるランド、地方團體及地方團體聯合の登錄公債に及ぶ。

（二） 第二條乃至第十一條の規定は此の種の登錄公債に之を準用す。

第十三條 （一） 一九二八年三月三十日附戰爭損害終結法及一九三〇年七月十四日附ポーランド損害令に基き國債登錄簿に登錄せられ且つ一九三七年十二月三十一日以後に滿期となるライヒ登錄公債の債權者に對し一九三五年四月一日より四分五厘に引下ぐべき旨を提案す。提案は復興割增金（戰爭損害終結法第五條第二號）に及ばず。一九一〇年五月三十一日附告知の文言に於けるライヒ登錄公債法第二十一條は之を適用せず。

（二） 提案を承諾せる債權者（第一項）は一九三五年四月十五日に登錄公債額面の二分に相當する補償金の現金支拂を受く。

（三） ライヒ補償官廳又はポーランド損害委員會の要求により國債登錄簿に補償額の登錄を受けたる被補償者にして引續き之を所有する者は提案を承諾せる限りに於て申請により一九三五年四月一日以後其の所有の繼續中一時補償金（第二項）に代へ年一分五厘の附加利子を受くるものとす。

（四） 提案の拒絕は國債管理局に對し國債登錄簿に登錄せられたる債權者の書面による通告により爲さるゝ場合に限り有效とす。登錄簿振替取引の受託者の任に當る內國機關卽ちベルリン金

庫聯合銀行ハンブルグ清算金庫及フランクフルト銀行は提案を拒絶することを得ず。此等機關の名に於て國債登錄簿に登錄せられたる債權に關する拒絶は經濟上の權利者の國債管理局に對する書面による通告により且つ國債管理局に對し期間(第三條、第六條第四項)內に債權を經濟上の權利者の名儀に移轉する爲正規の申請を爲すべき條件の下に爲さるゝ場合に限り有效とす。

(五) 期間(第三條)經過後に於ては利子引下の提案ありたる國債登錄簿登錄債權の振替取引は之を禁ず。

(六) 前記諸項目の外第三條乃至第十一條の規定を準用す。

第十四條 (一) ライヒ大藏大臣は所管ライヒ大臣の同意を得て本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布する權限を有す。特にライヒ大藏大臣は所管ライヒ大臣の同意を得て一九三五年一月二十四日附信用機關利子引下實施法及本法に基く利子引下の提案承諾により資力乏しき者の受くる打擊を緩和する爲の處置を講ずる權限を有す。

(二) 本法の目的遂行の爲必要と認むるときはライヒ大藏大臣はライヒ經濟大臣の同意を得て本法第一條及第十二條並に一九三五年一月二十四日附法律第一條第二項に揭げたる種類に類似する債務證書金庫證券及登錄債權に對し利子引下提案に關する第一條乃至第十二條の規定を準用すべき旨を宣言する權限を有す。此の場合にありては第三條に規定せる期間の經過は獨逸ライヒ官報に提案の公示ありたる翌日より開始す。

八　公債資金法施行及補充令　（一九三五年二月二十七日）

一九三四年十二月四日附資本會社に於ける利益配當に關する法律（公債資金法）第十條に基き左の如く命令す。

第一條　公債資金形成に關する協定は左のものに之を準用す。

（イ）一九二五年七月十六日附增價法第三十七條以下により發行せられたるものを除き純益分配に參加する利益享受證券。

（ロ）確定利子の外債務者に於ける利益配當の高に應じて定めらるべき附加利子の受領權を認められたる債務證書にして利益附加の結果一箇年間の支拂利子が法律第三條に定められたる率を超過する場合。

第二條（一）本法は會社資本十萬ライヒスマルクを超えざる會社に對しては之を適用せず。會社資本が本法施行後に於て十萬ライヒスマルク以下に切下げられたるときは前段の規定はライヒ經濟大臣がライヒ大藏大臣の同意を得て認可を與へたる場合に限り有效とす。

（二）一事業年度に配當せられたる利益が拂込資本の一定率に達せざる場合に付き本法施行前に於て誓約せる利益に對する不足額を爾後の事業年度の利益中より追加支拂を爲すべき旨を社員に誓約せるときは當該追加拂に付ては本法を適用せず。本法の適用を受くる事業年度に對する追加拂に付ては本法第三條の規定を準用す。

（三） 資本會社が本法施行前に成立せる義務に基き其の總利益を第三者に交付したるときは本法を適用せず。ライヒ經濟大臣及ライヒ大藏大臣の同意を得て本法施行後に負擔せる此の種の義務に關しても亦同じ。

第三條 （一） 內國資本會社が他の資本會社の會社資本の二割五分以上の持分を有するときは持株會社が其の持分を獨逸金割引銀行又は其の同意を得て他の機關に寄託したる限りに於て被持株會社は持分に歸屬するも本法により現金支拂を許されざる利益部分の獨逸金割引銀行への寄託を履行せざることを得。持分の寄託は寄託持分の返還が公債資金の分配ありたる後又は持分に對する利益部分が獨逸金割引銀行に寄託せられたる場合に於ては分配以前に於ても之を許すべき旨の條件の下に之を爲すべきものとす。會社權の執行は會社持分の寄託によつて妨げらるゝことなし。持分の寄託が不可能なるときは獨逸金割引銀行又は其の同意を得て他の機關を受託者として之を讓渡すべし。

（二） ライヒ、ランド、地方團體又は地方團體聯合が資本會社に參加せるときは其の持分が會社資本の二割五分未滿の場合に於ても第一項の規定を準用す。ライヒ經濟大臣はライヒ大藏大臣及監督權を有するライヒ大臣の同意を得て其の他の公法上の團體、營造物、財團に對しても本規定を適用すべき旨を布告する權限を有す。

第四條 （一） 社員に配當する純益金（法律第一條）とは當該年度の利益を以てするか又は積立金若くは既往年度の繰越利益を以てするかを問はず社員（株式會社、株式合資會社の株主、有限

責任會社々員、組合員等）に對し爲さるゝ一切の種類の配當を言ふ。

（二） 會社税を課せらるゝ祕密利益は其の分配を定むる規則が公債投資法施行前に於て既に實施せられ且つ之に關し文書による清算又は會社決議機關の議事錄が當時より存在するに非れば、之を純益金と看做す。

（三） 鑛業法上の鑛山組合の分配する收益は組合員の租税賦課に當り所得税又は會社税の納付義務ある所得と認めらるゝ場合に於ては之を利益配當と看做す。此の場合一九三四年十月十六日附會社税法第九條第一項は之を適用せず。

（四） 新株式利益享有證券及之に類似の權利は其の發行の法律效力を妨げざるもライヒ經濟大臣の認可を得たる場合に限り之を發行することを得。

第五條 （一） 鑛山組合及確定會社資本の定なき他の資本會社にありては一九三五年一月一日以前に於ける最近の決算日に於ける財產税賦課の基準たる資產を以て會社資本と看做す。純資產の評價に際し一九三一年五月二十二日附ライヒ評價法第四十六條第六十三條及第六十六條の規定は之を適用せず。前段に揭げたる種類の會社にして貸借對照表を作製するものにありては純資產より同一決算日に於ける貸借對照表所載の公表積立金を控除すべし。同一決算日に貸借對照表の作製なきときは最近の決算日に作製せられたる貸借對照表を以て之に代ふ。

（二） 第一項に揭げたる會社以外の會社にして其の會社資本が第一項による標準額に比し小額なる場合に於ては當該會社は公債資金法の目的に對し第一項による標準額を以て分配すべき純利

益の計算基礎となすことを得。會社持分が獨逸取引所に於ける公の取引を許され又は自由取引の對象物となる會社に對しては前段の規定は之を適用せず。

第六條 一事業年度の期間が十二箇月未滿又は十二箇月以上なるときは十二箇月に相當する利益は比例を以て決定す。

第七條 （一） 公債資金法第三條第三段の規定は資本減少に基き資本が社員に拂戻され又は社員が拂込履行義務を免除せられたる場合に於ては之を適用せず。資本減少が自己株式又は事業持分の回收によつて行はれたるときは公債資金法第三條による配當率の計算に當り株式又は持分の取得の爲に支出したる金額は之を考慮せず。

（二） 鑛業法上の鑛山組合にありては資本勘定の減少が組合員への資本拂戾又は組合員に對する出資金拂込義務の免除によつて爲されざる限りに於て之を資本減少と看做す。

第八條 （一） 會社は自己持分に付きても他の場合社員に歸屬し且つ公債資金法第三條により現金配當を許されざる利益額を獨逸金割引銀行に寄託することを要す。此の限りに於て商法第二百二十六條第五項は之を適用せず。

（二） 會社は持分の寄託及其の不可能なるときは讓渡によつて金割引銀行への寄託を免かるゝことを得。第三條第一項の規定は之を準用す。

（三） 協定に基き利益配當を受けざる持分に對しては第一項及第二項を準用す。

第九條 公債資金法第四條第三項に規定せらるゝ場合に關し當該會社が拂込濟株式の外に一種

又は數種の拂込未濟株式を發行せる株式會社なるときは現金支拂の爲されざる純益部分を公債資金の形成に代へて會社資本の拂込に充當すべきや否やに關する決議に付ては拂込未濟株式の株主に限り其の權限を有す。

第十一條　（一）　獨逸金割引銀行は信用市場の狀況を參酌したる上其の寄託を受けたる資金又は公債資金の爲に處分し得る其の他の資金を何時且つ如何なる種類の適格有價證券に投資すべきかを決定す。金割引銀行は會社に對し公債資金の爲の寄託の受入を確認し且つ所管財務官に對し同樣報告することを要す。金割引銀行は更に會社に對し受託金を投資したる方法を報告することを要す。金割引銀行は投資に關する一切の變動を會社に報告すべし。

（二）　管理及保管の爲銀行の支出したる費用、及其の勞務に對する手數料は公債資金の負擔とす。負擔金は會社に報告することを要す。

第十二條　會社は每年其の營業年度末に於て公債資金の爲に寄託したる金額、寄託勘定名義人及獨逸金割引銀行の寄託金投資方法に關し其の營業報告に於て報告すべし。營業報告の作製なき場合には會社の報告機關たる新聞紙による報告又は各社員及公債資金の爲の寄託勘定の名義人に對する通告を以て之を爲すべし。

九　ライヒ信用制度法　（一九三四年十二月五日）

ナチス政府は銀行制度改革の準備として一九三三年九月銀行制度調査會を設置して審議を

進めてゐたが一九三四年十一月に至り其の報告書が發表せられた。政府は此の報告書の意見を殆ど其の儘採用して同年十二月五日附を以て玆に譯出せるライヒ信用制度法を公布し翌年一月一日より施行することゝなつた。全文五十八條より成る尨大な法律であるが此處には其の中比較的重要と認めらるゝ條項を拔萃するに止めた。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一章　一般規定

第一條　（一）本法の規定は内國に於て銀行又は貯蓄金庫業務を營む一切の企業（信用機關）に及ぶ。銀行又は貯蓄銀行業務とは特に左に揭ぐるものを言ふ。

（イ）利子を附すると否とを問はず金錢の受入及拂出

（ロ）他人の爲の有價證券の買入及賣却

（ハ）他人の爲の有價證券の保管及管理（保管業務）

（ニ）第三者の爲の責任及保證の引受、但し保險企業によりて營まるゝ場合を除く

（二）振替金庫、振替組合、中央振替所及其他相殺取引に從ふ機關も亦信用機關に屬す。

（三）ライヒ政府は前諸項に揭ぐるもの以外の業務を營む企業を本法に言ふ信用機關として指定することを得。

（四）企業を信用機關と看做すべきや否やに疑あるときはライヒ信用制度檢査官（ライヒ檢査

官）之を決定す。ライヒ検査官はライヒ政府の同意を得て各個の場合又は一定種類の業務に對し例外を認むることを得。検査官の決定は裁判所及行政官廳に對し拘束力を有す。

第二條　（一）本法の規定は左に掲ぐるものに對しては之を適用せず。

（イ）ライヒスバンク

（ロ）獨逸金割引銀行

（ハ）獨逸國郵便及其の機關

（ニ）一九三〇年十二月一日附經濟財政保全に關する大統領令第七部第三章に基く住宅企業

（ホ）抵當貸付業務を營む企業

（二）但し前項（ニ）及（ホ）に掲げたる企業に對しては此等の企業が其の固有の業務の外第一條に掲げたる種類の業務を營む限りに於て本法の規定を適用す。當該企業に本法の規定を適用すべきや否やに付き疑ある場合はライヒ經濟大臣之を決定す。

第五章　信用業務及流動性

第十一條　（一）

（イ）預金

（ロ）貯金

（ハ）顧客よりの交互計算預り殘高

（ニ）顧客の爲他銀行より借入

（ホ）　當方ロ債務

（ヘ）　爲替手形の引受及約束手形並に爲替手形の振出（手形の流通する限りに於て）

右に掲げたる諸項目より成る信用機關の總負債より第十六條第一項及第二項に定むる流動資産を控除せる殘高は自己資本に對して監督局の定むる一定倍數を超ゆることを得ず。

第十二條　（一）　一信用機關が同一信用取得者に與ふる信用は自己資本に對し監督局の定むる一定割合を超えざることを要す。

（二）　定められたる制限を超ゆる信用は信用取引の法律效果を妨げざるも全理事者の同意を必要とす。此の種の信用はライヒ檢査官に届出づることを要す。

第十三條　同一信用取得者に對し總額五千ライヒスマルクを超ゆる無擔保信用を供與せんとする場合には信用機關は信用取得者に對し其の經濟狀態の公表又は其の貸借對照表の檢査を要求すべき義務を有す。

ライヒ檢査官は一般的又は特殊的に第一項に定めたる額と異なる制限を定むることを得。

第十四條　（一）　信用機關の業務執行者、監査役又は取締役及信用機關に勤務する使用人に對しては業務執行者全員の滿場一致の決議に基き且つ監査役會又は取締役會の明瞭なる同意を得るに非れば信用を供與することを得ず。傍系企業又は支配企業の業務執行者、監査役又は取締役及使用人に對しても支配企業の業務執行者全員の滿場一致の決議に基き且つ監査役會又は取締役會の明瞭なる同意を得るに非れば信用を供與することを得ず。

（二）使用人に對する信用及前貸にして其の一箇月の給料を超えざるものに付きては前項の規定を適用せず。

（三）第一項の規定は業務執行者、監査役又は取締役及使用人の配偶者又は未成年子女に對する信用に付きても之を適用す。此等の者の勘定を取扱ふ第三者に關しても亦同じ。

（四）信用機關の業務執行者が信用を受くる企業に其の業務執行者又は其の他の機關の一員として所屬する場合に於ては信用の供與は業務執行者全員の滿場一致の決議及監査役會又は取締役會の明瞭なる同意を必要とす。信用を受くべき企業の業務執行者が信用を供與すべき信用機關に其の業務執行者又は其の他の機關の一員として所屬する場合に於ても亦同じ。

（五）第一項乃至第四項の規定に違反して供與せられたる信用は反對契約の存否を問はず即時之を返濟することを要す。但し後に至り信用供與に必要なる決議ありたるときは此の限りに在らず。

（六）幹部及業務執行者が第一項乃至第四項の規定に違反して信用を供與したるときは當該幹部及業務執行者は賠償の義務を負ふ。信用が監査役又は取締役の意思により且つ其の異議申出なくして第一項乃至第四項の規定に反し供與せられたるときは當該監査役又は取締役は賠償の義務を有す。信用機關の債權者も亦當該信用機關より辨濟を受け得ざる限りに於て賠償請求を提出することを得。

（七）第一項及第三項に掲げたる者に對する信用が其の年收入の高を超ゆるときは直ちに之を

ライヒ檢査官に報告すべし。第三項に規定せる信用に關しては信用機關に勤務せる配偶者又は父母の收入を基準とす。監督局は信用機關又は其の集團に對し之が例外規定を定むる權限を有す。

（八） 監督局は信用機關の業務執行者及使用人の證券取引の爲の信用取得を規制する規定を發布する權限を有す。當該規定は信用取引の法律效力を妨げず。

第十五條 （一） 營業利益の中營業主、合名會社社員又は合資會社の無限責任社員に非ざる信用機關の業務執行者又は支店の業務執行者に歸屬すべき配當は其の全額を拂渡すことを得ず。受領權を有する者に對する配當は監督局の定むる率に相當する部分を留保すべし。當該留保額は受領權を有する者の希望により後見財産投資資格ある有價物に投資することを得。留保率は受領資格者に對する配當の半ばを超ゆることを得ず。

（二） 留保額及其の投資物は受領權を有する者に對する信用機關の一切の賠償請求に充當し受領權者の退職後及其の責任解除後にして退職後最低一箇年を經過するに非ればば之を受領權者に交付することを得ず。

第十六條 （一） 信用機關は現金有高又はライヒスバンク預金及獨逸郵便小切手局勘定より成る準備金を保有すべし。準備金は第十一條第一項（イ）（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）の各號に定むる負債に對し少くとも監督局の定むる率を保つことを要す。此の場合信用機關の各種類又は群に對し異なる率を定むることを得ず。監督局は第十一條第一項ホ號に屬する負債を比率の算定の際除外することを許可することを得。

（二） 信用機關は第十一條第一項（イ）（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）の各號に定むる負債に對し監督局の定むる率を以て期限九十日以內の商業手形及ライヒスバンクよりロンバルド取引を許され又は許され得べき有價證券を保有することを要す。此の場合信用機關の各種類又は群に對し異なる率を定むることを得。但し如何なる場合に於ても三割以上と定むることを得ず、監督局は第十一條第一項ホ號に屬する負債を比率の算定の際除外すること及第一項に揭げたる投資以外のものを比率中に算入することを許可することを得。

（三） 監督局は信用機關の種類により第一項及第二項の規定の全部又は一部を適用せざる旨を規定することを得。此の場合監督局は特別規定を發布することを得。

第十七條 （一） 信用機關の株式、永久的參加を除く鑛業持分及獨逸取引所に於ける取引を許されざる債務證書の所有高は第十一條第一項（イ）（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）に定むる負債に對し監督局の定むる率を超ゆることを得ず。此の場合個々の種類の信用機關に適用せらるゝ上揭有價物の取得を禁止又は制限する特別規定は其の效力を妨げず。信用機關の個々の種類又は群に對し異なる率を定むることを得、但し如何なる場合に於ても五分以下と定むることを得ず。監督局は獨逸取引所に於ける取引を許されざる一定種類の債務證書に對し第一項の規定を適用せざる旨を規定することを得。

（二） 土地、建物及永久的參加への信用機關の總投資額は貸借對照表に記載せられたる價額に於て當該信用機關の自己資本額を超過せざることを要す。

第十八條 ライヒ檢査官は第十一條、第十二條、第十六條及第十七條に基いて定められたる制限を遵守せざる信用機關に對し基本資本、營業勘定に對する利益配當の分配を檢査官の定むる率を超えて爲すを得ざる旨を命ずることを得。當該命令に反する決議は其の限りに於て無效とす。

第十九條 ライヒ檢査官は申請により信用機關に對し第十一條、第十二條、第十六條及第十七條の規定の一時的不履行を許可することを得。

第九章　監　督

第三十條（一）内國信用機關及其の支店並に國内に於ける外國信用機關の支店は總てライヒスバンクに設置されたる信用制度監督局の監督に服す。

（二）監督局の役員は左の如し。

（イ）局長としてライヒスバンク總裁

（ロ）局長代理官としてライヒスバンク副總裁

（ハ）總統兼首相の任命する者一名

（ニ）ライヒ大藏省局長

（ホ）ライヒ經濟省局長

（ヘ）ライヒ食糧農業省局長一名

（ト）ライヒ内務省局長一名

（三）ライヒ檢査官は監督局の一切の會議及決議に顧問として參與する權限を有す。

第三十一條 （一） 監督局の決定及其の他の處置は監督局の他の役員との協議を經て局長之を行ふ。疑ある場合はライヒ政府の決定を俟つて之を行ふ。

第三十二條 （一） 監督局は本法に於て特に課せられたる事務の外一般信用＝銀行政策に於ける共同經濟的見地の尊重及信用制度に生ずる弊害の除去に努むる任務を有す。信用機關が危險に陷り又は其の恐れあるときは監督局は適當なる處置を講ずることを得。監督局は更に一切の信用機關に對し其の年度末決算に關し獨立せる機關の檢査を受くべき義務を課することを考慮すべし

（二） 監督局は一般法律規定と別個に檢査の原則及檢査報告の內容に對する準則を定むることを得。

（三） 監督局は信用機關の業務執行の原則を定むることを得。

（四） 監督局はライヒ檢査官の職務執行に對する準則を定むることを得。

第三十三條 （一） ライヒ檢査官はライヒ官廳とし之をベルリンに置く。

（二） ライヒ檢査官はライヒスバンク總裁の諮問を經て總統兼首相之を任命す。

（三） ライヒ檢査官は監督局の定むる準則に從ひ本法施行に努力すべきものとす。

（四） ライヒ檢査官は本法の規定と別個にライヒ經濟大臣に隷屬す。

第三十四條 ライヒ檢査官は左の權限を有す。

（イ） 監督下にある信用機關に對し貸借對照表及損益計算表の提出を求むること。此の場合既往の決算日に對する報告をも要求することを得。信用機關、其の所有者及機關に對し一切の營業

事項に關する報告を求め信用機關の帳簿書類を檢閲し且つ其の任務遂行に必要と認むる一切の檢査を執行し又は執行せしむること。

（ロ）　檢査官は其の所見を信用機關の機關又は其の役員及信用機關が官廳の特別の監督に服する場合には當該監督官廳に對しても通告することを得。

（ハ）　總會其の他の會合及信用機關の機關會議に關與し且つ發言すること。檢査官は此の權限を代理せしむることを得。

（ニ）　總會其の他の會合の召集、取締機關又は監査機關の會議期日の決定、決議事項の通告を要求すること。

（ホ）　住所、居所又は管理地を國內に有する一切の企業及人に對し當該企業及人が信用業務を營まざる場合と雖も其の住所、居所又は外國爲替管理法に定むる管理地を外國に有する企業及人に對する支拂債務及支拂債權の現在高に關し報告を求むること。

危險の切迫せる場合に於ては監督目的の遂行の爲暫定的命令を發すること。

第五十八條　（一）　本法は一九三五年一月一日より其の效力を發生す。

一〇　信用機關利子引下實施法　（一九三五年一月二十四日）

獨逸政府は一九三三年六月一日附農業債務關係規制法及同年九月二十一日附地方團體借替法によつて半ば强制的に農業及地方團體の短期債務の整理と利子引下を實行したが其の後も引續き低金利政策に邁進し第二段の利子引下への準備を怠らなかつた。卽ち一九三三年十月

二十七日には銀行法の改正を行ひライヒスバンクの確定利附有價證券賣買の權能を擴張し之によつて所謂オープンマーケットオペレーションを可能ならしめ政府の資本市場に對する統制力を强化し次で資本投資法及公債資金法を發布して公債消化力を高め其の市價の維持を計れる如きは此の目的に出でたるものと言ふことが出來る。

かくの如く政府の第二次利子引下實施に對する準備工作は着々として進められてゐたが一九三五年に至り信用機關利子引下實施法及公債利子引下實施法が相次で發布せられ此處に低金利政策の實行は一段の躍進を遂げることゝなつた。此等の法律に基き利子引下の行はれた有價證券は總額百億ライヒスマルクを超え、之による一箇年の利子節約額は約一億五千萬ライヒスマルクに達するものと言はれ、其の外銀行貸出利率の低下による節約額は九千萬ライヒスマルクと推算せられてゐる。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條 (一) 信用機關が其の發行にかゝる六分以上の利子附債務證書の所有者に對し本法第二條に基き自己と債務證書所有者との間に成立せる法律關係の變更の提案を爲す場合には、債務證書所有者が其の提案を十日の期間内に拒絶せざるときは之を承諾したものと看做すべき旨の條件を以て該提案を爲し得る權限を當該信用機關に賦與す。

(二) 本法に債務證書とは一八九九年七月十三日附抵當銀行法、一九二七年十二月二十一日附

公共信用機關の抵當債券及之に類似の債務證書に關する法律又は一九三三年八月十四日附船舶抵當債券法(船舶銀行法)の適用を受くるもの又は抵當銀行法第四十五條第二項に掲げられたる信用機關の發行したるものを言ふ。增價債務證書及外國に於て發行したる債務證書は之を除く。外國支拂手段を表示し又は其の利子に付き資本利子税の徵收を免除されたる債務證書は外國に於て發行されたるものと看做す。獨逸取引所の公の取引に上場を許されたる債務證書は外國に於て發行されたるものと看做さず。

第二條 提案を爲す場合に於ては債務證書所有者に對し一九三五年三月三十一日以後最初に支拂期の到來すべき利札と共に現金支拂債務證書額面金額の二分に相當する一時補償金を認むる條件を以て一九三五年四月一日以降利子率を年四分五厘に引下ぐべき旨を提示するを要す。

第三條 提案は本法實施後五日の期間內にライヒ官報による公告を以て之を發すべし。期間(第一條)の進行は公告の翌日より始まる。

第四條 提案を發する權限は當該信用機關の業務執行權を有する機關に屬し法律又は定款の定めある場合と雖も他の機關との共同を必要とせず。

第五條 (一) 提案の拒絕は債務證書を供託したる上提案を發したる信用機關に對し所持人の書面による通告を以て行はるゝ場合に限り有效とす。拒絕の通告は債務證書の記號(種類、組及番號)を記載することを要す。

(二) 通告及供託すべき債務證書を期間內に(第一條)郵便を以て發送したるときは拒絕期間

の遵守ありたるものと看做す。

（三）　外國に居住せる債務證書所持人は獨逸國の海外駐劄外交官又は領事官に對し書面による通告を提出し且つ債務證書を銀行に供託し之を當該駐劄官の爲に保管せしむることによりても亦提案を拒絶することを得。此の種の所持人の提案拒絶期間は所持人が歐羅巴又は地中海に面する國に住所を有するときは二十日、其の他の場合には總て四十日とす。

第六條　債權者の法定代理人及他人の財產の管理人又は保管人若くは其の他の受任者は提案を拒絶せざることにより其の義務に違反することとなし。

第七條　（一）　提案承諾によつて生ずる各信用機關の利子節約額はライヒ經濟大臣の定むる細則に從ひ各信用機關の有する抵當貸付、土地負擔及公法團體に對する債權の利子引下に充當すべし。增價債權、一九三一年十二月八日附大統領令第二部第一章第三條による家賃稅償還債權及外國に於て發行したる債務證書の擔保に供せられたる債權に對しては本規定を適用せず。

（二）　利子輕減は一九三五年十月一日より始まり最高年一分半とす。債務證書の利率が六分を超ゆるときは從來の利率が六分を超ゆる額を限度として之を前揭一分半の輕減率に附加す。

（三）　利子引下を受けたる債務の債務者は第二條により債務者に支拂ふべき補償金を含めて自己の負擔する利子輕減の費用を信用機關に辨濟すべし。但し總額に於て債務の二分半を超ゆることを得ず。債務證書の利子輕減が一九三五年四月一日より可能なるに拘らず一九三五年九月三十日迄舊利率による利子負擔の繼續することによつて生ずる利子の差額は右辨濟額より控除すべし

（四） 債務者の辨濟すべき金額が直ちに現金を以て支拂はれざる場合及支拂延期又は分割支拂の合意ありたる場合に限り第三項に基き信用機關に支拂ふべき金額の外之が爲に增加する信用機關の資金調達費を參酌することを得。

（五） 第三項及第四項による費用計算は監督官廳の事後檢査に服す。

第八條 （一） 債務證書の公取引上場に關する獨逸取引所の許可は當該債務證書に對し提案の發せられたるときは期間（第一條）の經過と共に利子の引下げられたる債務證書に對し其の效力を發生するものとす。

（二） ライヒ經濟大臣は利子引下提案の拒絕ありたる債務證書の表示に關する細則を定むる權限を有す。

（三） 利率が本法による合意を以て引下げられたる限りに於て民法第七百九十六條の規定は之を適用せず。

第九條 保證人は本法による債務關係の變更により其の責任を免かるゝことなし。但し其の責任は利子變更に應じて輕減するものとす。抵當及其の他の擔保に付き亦同じ。

第十條 本法により發せられたる提案に基く債務證書の利率變更に際してはライヒ、ランド及其の他の公法團體により租稅及課金の徵收を受くることなし、補償金（第二條）には所得稅を賦課せず。此の際必要となりたる土地臺帳登記に對しては手數料を徵收せず。

第十一條 ライヒ經濟大臣はライヒ大藏大臣の同意及農業機關に關する限りに於てはライヒ食

糧農業大臣の同意をも得て本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布する權限を有す

二　資本會社公債資金形成法（資本投資法）

（一九三四年三月二十九日）

一九三一年の金融恐慌以來獨逸は世界各國が相次で金本位制を放棄せる間にあつて形式上兎も角も金本位制を固守し嚴重なる爲替管理を施行することによつて極度に涸渇せる金準備の下に辛ふじてマルク貨の金平價を支持して來た。一方國內に於ては失業救濟事業其の他に對する國家支出の激增により各種の形式の下に巨額の赤字公債を發行するの止むなき事情にあつた。かくの如く金本位制の維持と財界インフレーションといふ二つの相互に矛盾する政策を併用するが爲には何よりも公債市價の維持を計り其の市場消化力を增大せしむる必要の存することは言ふ迄もない。本法は此の趣旨によつて發布せられたもので其の主眼とするところは會社の利益配當に制限を設け現金を以てする配當は一定率以下と定め之を超ゆる額はライヒ、ランド及其の他の地方團體の公債に投資せしむることゝし、之によつて國債地方債の消化力を高め其の市價を維持し惡性インフレーションの防止に資すると共に一面配當制限の結果として生ずる株式利廻の低下を通じて一般金利水準の低下を促進し以て國內の經濟界の振興を計らんとするにある。本法は後に一九三四年十二月四日附の公債資金法によつて補充改正せられたが後者に規定せられざる限りに於ては尙ほ其の效力を有することゝされてゐるが故に玆には兩者を併せ譯出して置いた。年々赤字公債の累積を見つゝある我國の現狀に

鑑み注目に値する法律と認められる。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條　（一）　資本會社（第二條）は左の場合に於ては公債資金を形成することを要す。

一、一九三三年十月一日より一九三四年十二月三十一日に至る期間内に終了する事業年度に於て拂込資本金に對する利益配當が前年度に比し高率なるとき

二、利益配當が拂込資本金の六分を超ゆるとき

（二）　前年度に於ける利益配當が六分又は六分以上なるときは前年度に對する超過額を投資すべし。前年度に於ける利益配當が六分未滿なるときは配當が六分を超ゆる額を以て投資額とす。

（三）　過去三事業年度の間に資本減少が行はれ之によつてのみ本法適用の前提が與へられたる場合に於ては本法を適用せず。本法施行前利益分配に關する決議の旣に爲されたる場合も亦同じ。

第二條　資本會社とは特に左に揭ぐるものを言ふ。

株式會社

株式合資會社

植民會社

鑛業法上の鑛山組合

有限責任會社

第三條　投資資金は利益分配に關する決議ありたる後遲滯なくライヒ、ランド、地方團體（地

方國體聯合）の公債を以て形成すべし。公債は繼續利子を付し國內に於てのみ支拂はれ且つ獨逸取引所に於ける取引を許されたるものたることを要す。

第四條　公債資金に屬する公債の抽籤償還又は償還ありたるときは償還額は遲滯なく再び第三條に揭ぐる種類の公債に投資すべし。

第五條　公債資金は貸借對照表に於て獨立項目として資產の部に記載することを要す。

第六條　一九三六年三月三十一日迄公債資金有高は會社が解散し又は其の財產に關し破產又は破產防止の爲の和解手續の開始せらるゝに非れば法律行爲として之を處分することを得ず。

第七條　第一條の規定は他の法律規定又は行政規定により財產の公債への投資義務を課せられたる場合には之を適用せず。

第八條　第一條第三條第四條又は第六條の規定に違反せる者は禁錮及罰金刑又は其の一を課す

第九條　ライヒ經濟大臣はライヒ司法大臣及ライヒ大藏大臣の同意を得て

（イ）本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布すること

（ロ）個々の場合に於て特に失業救濟の目的を以て本法に基き發生する義務の例外を認むること

の權限を有す。

一二　資本會社利益配當法（公債資金法）（一九三四年十二月四日）

本法は一九三四年三月二十九日附資本投資法の改正法であつて、改正の主なる點は資本投資法にあつては會社自身をして公債投資に當らしめてゐたのに對し本法に於ては公債に投資すべき資金は先づ之を獨逸金割引銀行に寄託せしめ同行をして公債資金の任に當らしめてゐる點である。

ライヒ政府は左の法律を定め玆に之を公布す。

第一條　資本會社（第二條）は其の社員に配當する純益金の中より左の規定により公債資金（第四條）を形成することを要す。

第二條　本法に資本會社とは株式會社、株式合資會社、植民會社、鑛業法上の鑛山組合及其の他營利を目的とし、且つ社員が法人財産に對する持分を第三者に讓渡し得べき公私法上の法人を言ふ。但し登錄産業組合、相互保險會社及其の他の權利能力ある團體を除く。

第三條　一營業年度に對し現金を以て配當し得る利益は拂込資本金の六分を超ゆることを得ず前年度に於て六分を超ゆる利益の配當せられたる場合には前年度と同率迄の利益を配當することを得。但し此の場合に於ても現金配當は八分を超ゆることを得ず。利益配當の行はるゝ年度又は其の前二年度に於て資本の減少ありたるときは配當率は資本減少額を考慮したる上之を算定す。

第四條　（一）　純益中社員に歸屬するも現金配當を許されざる部分は利益配當に關する決議ありたる後遲滯なく會社之をベルリン所在の獨逸金割引銀行に寄託することを要す。獨逸金割引銀行は寄託を受けたる金額を直ちに當該社員の爲にライヒ公債に投資し（公債資金）且つ公債資金を

受託者として社員の爲に管理することを要す。純益の中銀行に寄託せられたる部分及公債資金に對しては强制執行を爲すことを得ず。又會社並に社員は之を處分することを得ず。

（二）ライヒが利子支拂を保證し又は支拂義務に於て遲滯ありたる場合ライヒに於て債務履行の確保に必要なる資金を公債債務者に交付すべき公債はライヒ公債に準ずるものとす。

（三）會社資本金の全額拂込未濟の保險企業は利益配當に關する決議に際し純益の中社員に歸屬するも現金配當を許されざる部分を公債資金の形成に代へ會社資本金の拂込に充當すべき旨を決定することを得。

第五條 公債資金に屬する公債の抽籤償還ありたるときは獨逸金割引銀行は當該償還金を遲滯なく再び公債資金の爲に投資すべし。公債資金の利子收入に關しても亦同じ。

第六條 （一）本法適用期間（第十一條）經過後の最初の年度末決算に對する利益配當の決議ありたる後は一切の公債資金はライヒ經濟大臣の定むる細則に從ひ利益配當に關する會社の定款により當時に於て利益受領權を有する社員に分配することを要す。

（二）會社が破產し又は其の他の方法により解散する場合には公債資金は第一項による禁止期間經過前と雖も之を分配することを得、此の場合に於ては會社存續の決議はライヒ經濟大臣の認可ありたる場合に限り有效とす。

第七條 （一）社員は本法の規定に反して現金を以て支拂を受けたる利益部分の返還義務を有す。

（二）　資本會社の法定代表者にして本法により課せられたる義務に違反する行爲ありたる者は會社に對し之が爲に生じたる損害を賠償すべき責任を有す。

第八條　一定の利益配當を保證せる契約の存する場合と雖も利益の現金配當に代へ第四條による獨逸金割引銀行への寄託ありたる限り當該契約に基く權利を主張することを得ず。

第九條　（一）　資本會社の法定代表者にして第三條及第四條の規定に違反したる者は禁錮及罰金又は其の一を以て處罰す。

（二）　刑の訴追はライヒ經濟大臣の告發を俟つて之を爲す。

第十條　ライヒ經濟大臣は左に揭ぐる權限を有す。

（イ）　ライヒ司法大臣及ライヒ大藏大臣の同意を得て本法の施行及補充の爲法律命令及一般行政規定を發布すること。ライヒ經濟大臣は當該法律命令及一般行政規定に於て其の發したる規定に違反せる行爲に關し第九條に定むる刑の適用及其の適用範圍を規定することを得。

（ロ）　ライヒ大藏大臣の同意を得て各個の場合に付き特に失業救濟の目的を以て本法の規定の例外を定むること。

第十一條　本法は本法施行後權限ある會社機關により決議せらるゝ最初の年度末決算及各最低十二箇月の期間を有する之に續く二營業年度の決算に之を適用す。本法の適用範圍內に於ては一九三四年三月二十九日附資本投資法は之を適用せず。

第五編　商　業

一　小賣商保護法　（一九三三年五月十二日）

職業階級的機構を其の基本とする經濟組織には現存の企業の保護安定が必要である。小賣商保護法も此の目的に到達するために、中產階級的營業に生存權を與ふるところの施設である。實に此の法律に於ては「資本と經濟は新しき國家に於て人民に奉仕す」なるナチス的精神の根本法則が現はれてゐる。卽ち新しき資本の投下は既存の健全なる營業を脅かすものだから之を少くとも無制限に許す事は出來ぬのである。立法者は此の目的のために第一條に於て一樣にすべての販賣店の新設を禁じたのであつて、單に百貨店、又は之と類似の店の新設を禁止したのではは中產階級的小賣商の保護には極めて不徹底である。蓋し百貨店の概念規定は極めて漠然たるもので之を禁止しても支店制度による大企業等によつて小賣商は脅威を減ぜらるゝ事はないのである。更に小賣店自身が過多にあると云ふ事が最も重大な影響をもつから當局者は以下の如き極めて廣汎な範圍に亘り、商業擴張の禁止を强行したのである。從つて同法施行令に規定する如き小賣商の競爭がない場合には當然新設禁止の例外が認められるのである。

失業緩和法と並んで行はれたナチスの社會政策は中小商工業者、卽ち中產階級の經濟活動促進であつた。卽ち小賣商、手工業、旅館等の領域に於ける統制及促進である。併乍ら彼等は同時に消費者として國民經濟に重要な意義を有し、且それのみならず、一般に好景氣の波に乘る時期は甚だ遲いから、中產階級の狀態の改善といふ事は相當長き期間を待たねば不可能なことである。

本法により、小賣營業の新設又は擴張は許可事項となり、其の許可は出願者の社會的性質や地方の實情等によつて判斷される。小賣商は諸種の不正競爭から保護せられる。例へば割引、定期的市場、競賣、自動機械的販賣、等の統制、協同組合、大道商人等の活動範圍の制限、並に百貨店及連鎖店に對するナチス鬪爭等は之である。特に百貨店の販賣法の特色たりし、店內に於ける食料品店、食堂小規模加工の奉仕等は殆ど全く閉鎖され自動販賣機は小賣商に對してのみ許可された。又小賣商保護法による統制の目的とするところは百貨店又は均一商店から手工業營業及百貨店に於ける凡ての食糧品等の生活必需品販賣部を引き拔き又は熱帶地產品の普通の販賣を制限するに在る。

かくの如き法律は全體經濟の立場より見て明かに不當なりとする非難を聞くがかゝる目的の禁止は當局の欲せざるところである。立法の精神を理解するところなくして政府が度を超へたる干涉をすることは不當に法律の安定性を破り、經濟界に動搖を惹起せしむるものである。立法の精神に反して不當な統制權の發動によつて行爲の自由を禁ずる事は指導者精神に

反する。百貨店等の大企業は多数の俸給生活者及び勞働者に職を供するものであつて、之等の企業の維持を不當に阻害するが如きストライク、サボタージユ其他の行動（例へばブラツクリストの作製、仕入れ簿に於ける抹殺、郵便による脅迫、購買者の寫眞公示による制裁等）は之を禁止する。

小賣商保護法（一九三三年五月十二日）

ライヒ政府は小賣商の現在の經濟的窮乏を救濟するため、其の過渡的施設として、小賣商業に於ける中產階級的經營の現狀を維持する爲に次の法律を公布す。

第一章

第一條 經濟安定に關する緊急令第三篇第一條第一項（一九三二年三月九日、一九三二年十二月二十三日經濟及び財政に關する緊急令第一篇第一條）「一九三四年四月一日迄の期間」の削除。同條の規定に於ける均一價格營業の設立擴張及び賃貸の禁止規定は無期限とす。

第二條 一、商品を販賣する目的を有する販賣所は一九三三年十一月一日迄之を新設することを禁ず。

二、既存の販賣所を閉鎖し、之を同一町村內の他の個所に移轉せしむる場合は之を新設と見做さず。

第三條 次の各號の場合は之を第一章第二條に規定せる新設と見做す。

一、從來使用せられざりし販賣所の擴張が此の法律施行當時の大さの十分の一以上なるとき。
二、多數の販賣所を經營する企業が販賣所を引受けたるとき。
三、販賣所を他人が引受けたるとき。但し此の引受によりて經營方法を、特に百貨店、廉賣店、等に變更したる場合又は價格施設に特徵ある方法を以て經營せられたる場合。
四、商票、ポスター、營業用紙に於て價格施設の特殊的方法に變更し又は一定の購買機關による商品仕入に變更することを告知したる場合。
五、從來販賣所の全部又は其の大部分を日用品及食糧品以外の商品の販賣に充てたる販賣所が其の日用品及食糧品販賣部分を擴張したるとき。

第四條 第二條及び第三條の規定は消費組合及び勞働組合購買所の配給機關の設立に對しても之を適用す。

第五條 第二、三、四、條の規定はライヒ政府の設くる標準に從ひ例外を設くる事を得。

第六條 第二、三、四、條の規定は道路、街路に於ける物品の販賣、市場內に於ける及展覽會に於ける物品の販賣及び行商には之を適用せず。

第七條 (一) 工業法第二節第一〇四條に規定せる獨立手工業所は、百貨店、均一商店、廉價商店、其の他價格施設に於ける特色を有する商店、消費組合の販賣店又は分配所內に設置することを得ず。第一項の獨立手工業所が此の法律施行當時既に上記の個所に設置せられたるときはライヒ政府は其の規定する條件に從つて之を閉鎖せしむることを得。

（二） 最高ランド官廳は此の法律施行以前に於て百貨店、商店又は小賣商の他の販賣所に於ける酒店の經營に關して其全部又は一部の許可を取消し及び百貨店、商店、又は小賣商の他の販賣所に於ける食堂を全部又は一部禁止する事を得。但し酒店又は食堂の經營に對する需要が存在せず、酒店乃至食堂の廢止に依て全營業が阻害せられざる事を要す。

第八條 第二、三、四各條の規定に反して販賣所又は配給所を設立し、又は第七條の規定に反し同樣に規定せる營業内に於て、獨立手工業營業を設立するときは、警察之を閉鎖せしむ。警察官吏は喫茶店及び酒店が第七條第二項の許可を取消されたる時は之を閉鎖す。

第九條 故意又は過失に依り第二、三、四、七條の規定の一に反したるものは科料に處す。

第十條 第二、三、四、七條に依る閉鎖又は第七條（一）第二項又は（二）に基づく規定に依り生じたる損害は之を賠償せず。

第二章

工業法は左の如く改む

一、第三五條（イ）に第三五條（ロ）として左の規定を附加す。

「詐欺又は他人の財産の刑法上の侵害に依り行はれたる營業に對する判決より發生し又は不正競爭法に對する重大なる牴觸に依り行はれたる判決より發生せる日常必需品の販賣行爲は之を禁止することを得。

ランド中央官廳又は其指定せる官廳は前項の禁止以後一年以上經過せる時は營業の再開を許可

することを得」

小賣商保護法施行令（一九三三年五月十二日）

第一條、 小賣商保護法第一章第二條に規定せる販賣所新設禁止の例外は第五條の規定に基き特別の情況の下に於てのみ之を許す。特別の情況は以下各號に定めたるものを謂ふ。

イ、新開住宅地域に販賣所を新設する場合

ロ、新開商業地域に販賣所を新設する場合

ハ、避暑地、避寒地、に販賣所を新設する場合、及外國旅客の交通多なる地域に販賣所を外國旅客の需要を充たす目的を以て新設したる場合

二、 此の法律施行以前に販賣所設立の目的を以て販賣個所の賃貸又は建築用土地の整理をなしたる事を證明したる場合は營業を一九三三年六月一日以前に開始したる場合と雖も第二、三、四條の禁止は原則として之を適用せず。

三、（イ） 第三條第一號の禁止に對する例外は、面積の擴張が法律施行當時に於ける販賣所の面積の四分の一を超えず、且新販賣個所が從來の販賣所と直接に接觸せる場合に限る。新設個所が從來の販賣所面積の四分の一を超え、又は之と直接に接觸せざるときは之を營業所の新設と見做す。

（ロ） 第三條の二、三、四に規定せる禁止に對する例外は人口三萬人を超えざる町村に於ける

販賣所の新設に對しては之を許可せず。人口三萬人を超ゆる町村に於ては販賣所の位地、種類、從來の販賣所よりの距離、住民の社會的狀況及密度よりする要求の結果たる場合に於てのみ例外を許可す。

二　價格管理法（一九三三年七月十五日）

ナチスの價格政策は從來よりの價格管理法（一九三一年十二月八日）の施設を踏襲せるものであるが、尙ほ次の二方向に於て之を擴張せるものと云ふ事が出來る。

一、一九三四年九月四日商品取引令によつて財貨の動きと價格の統制に對する組織的管理の基礎が與へられた。

二、一九三四年十二月四日價格管理委員權限擴張法により、價格管理の範圍を「日常生活必需品や日常需要充足を目的とする勞働」よりすべての財貨及勞務（賃銀を除く）に擴張せられた。

此等の結合によつて、價格構成の各段階が齊しく（卽ち原料の生産販賣）統制される事となつた。但しかゝる統制は全體の經濟組織に對して絕對に必要な場合にのみ行はれる。卽ち例へば就業の維持、國防の實行外國貿易の擁護及び生活資料の騰貴防止の場合之である。

價格管理の技術に就ては次の三點に主要な方法が存する。

一、價格確定及增價の限定、最高價格、標準價格、確定價格、最低價格、最格增價の設定

は之に屬し、且之に關聯して數量（生産、販賣、消費の）に關する多少共嚴格な規定を行ふ。價格騰貴防止令、生活必需品に於ける聯合又は組合による最低價格及最低手數料設定禁止令工業原料及半製品取引法等は之に屬する。

二、現存の價格拘束の廢止、又は緩和、費用自家計算促進に對する制度。

三、以上二個の直接的なる價格拘束の緩和方策に對して間接的方法がある。即ち價格明證並に眞實性に關する方策である。例へば價格表記、包裝等に關する命令がそれである、之等は主として消費保護を目的とする。

價格の統制は、一般經濟政策に於て、購買力の創設、信用の擴張、賃銀の引上及勞働條件の改善等の經濟活動の擴張進轉の諸方策を採用する關係上特に必要缺くべからざるものである政府の諸施設によつて經濟活動が旺盛となれば、インフレーション的性質を帶びた傾向が現はれる。即ち貨幣の流通速度の增加、心理的なる豫想や妄想等は之であつて、價格騰貴防止又は價格管理施設は之等の弊害を豫防する事も其の重要なる職能の一として居る。

價格政策に於て政府が企圖せる主たる見地は次の二點に要約する事が出來る。

一、價格の動きは失業對策の諸施設の效果を殺ぐものであつてはならぬ。

二、各個の價格は相互に健全なる關係を保つて居らねばならぬ。

價格水準が上騰することの最大の難點は、失業對策資金の效果が相殺される事である。しかも他方に於て、二、三の工業、手工業、特に農業に於ける價格水準の暴騰は之を引上げざ

れば、之等の恐慌狀態を救ひ得ざる有樣であつたのである。故に價格政策の任務は、全體の價格水準の安定を保つやうにこの二つの要求を滿足せしむべく、各種の價格の關聯を調整するといふ、頗る困難なものとなつたのである。

　價格の引下げは原料及完成品に對して行はれ、一九二八年を一〇〇とする指數に於て、工業原料品に於ては一九三三年秋に七九、七に、一九三四年末に於て七七、二に下落した。之時の價格引下げはその大部分はライヒ經濟大臣が價格委員との協定によつて自然的に行はれた。（例へばカリ、セメント、硝子）又强制的に引下げを實行した場合も存在する（例へばバイエルンに於ける魚類罐詰、ビール）。

　價格の引上げは特に農業に於て必要とせられたところであつて、農業に於ては、工業の如く固定資本の能率の强化によつて利用率を高め、固定費の減少による利益の增大を圖るといふ事が不可能だから、就業人員を增加することによつて右の資本效率を高める事は不可能であつた。故に農業の狀態の改善は價格引上を措いて他に考へられなかつた。油脂計劃、輸入統制、市場統制（確定價格の統制等）によつて支持されるこの價格引上政策は、失業緩和法によつて擴張せられたる商工業の購買力を或程度迄吸收し、他方に於て工業製品に對する需要の增大となつて現はれるのである。（例へば獨逸統計局調査によれば一九三三――四年に於てはその前年のよりも農業賣上高は七億八千萬マルクの增加を示した。）

　然し乍ら價格政策の正體は不正な價格の吊上を防止する事に存在するのは云ふ迄もない。

價格騰貴の傾向は一方に於ける失業緩和法信用擴張原料輸入制限等の經濟振興策の結果必然的に生じたものであつて、之を管理する事は極めて大なる努力を要する。一九三五年以來價格管理はライヒ經濟省に於て組織的に實行され例へば外國市場に於る原料の騰貴あるに非ざれば標準時の價格より以上に商品價格を吊上げる事を業とせられた(織物價格騰貴防止令等)

價格管理法はその起源に溯ればナチスの創始せるものでなく、最初述べた如く一九三一年の緊急命令に於て始めて規定されたものであるが、この緊急命令が主として目前の必要に迫られて價格引下を以てその主眼とせるに反し、之を一の體系ある組織に完成し、新經濟制度の原則の一にまで整備する事はナチス當局によつて始めてなし遂げられたのである。

卽ち單なる價格引下げ令でなく、一の恒久的な價格管理法はその原理に於ては個人主義的法制、卽ち商業が工業の自由、契約の自由の侵害を含むものであつて、かゝる統制法の成立は少くとも契約自由の原則の部分的停止、卽ち契約當事者は契約に於て全體の利益促進のために行動すべきであるといふ事が一つの社會の通念となるといふ事が前提されればならず、之がナチスの社會觀念に外ならぬのである。

この法令が一時的價格引下げを目的とするものに非ざることは特にそれが不當な價格吊上げを禁止するのみならず、不當な割引をも亦禁止し、又不當なる減量、質の低下、その他のサービスの差引等をも併せ禁じてゐる點に於て明らかである。

參考のため、價格管理法以前の大統領令を左に掲げる。

財政經濟の安定並に國內治安維持に關する第四大統領令

（一九三一年十二月八日）

第一章　價格及利子引下

第二節　價格引上禁止

第一條　（一）　日常生活の必需品並に日常生活に必要なる勞務の價格引上を防止するため價格管理ライヒ委員を設置すべし、價格管理ライヒ委員はライヒ總理大臣に直屬し、伯林にその所在をおく。

（二）　政府はライヒ價格管理委員の繼續期間を定む。

第一條　註釋

一、「日常生活の必需品及日常生活に必要なる勞務」の意義。この概念は戰時最高價格法及價格吊上禁止令（一九二三年七月十三日）に淵源するものであつて、廣範圍に亙る人民の日々消費する財源又は勞務に限らるゝものとして次のものは之より除外せらる。卽ち通常の取引觀念に於て奢侈品と見做され、之無くしても普通の生活を營むに差支へなきものである。奢侈品の範圍は廣く解釋せらるべし、（一九三四年五月十七日經濟大臣認可）中央價格管理局によつて決定せらる。尙ほ價格管理の對象が勞務に及ぶ結果、手工業的勞務もその管理の下におかるゝ事となる。但し金細工、上等トランク製作、マニキュアの如き奢侈的勞務は除外さる。

二、價格、價格の管理とは個々の契約につき個々の價格をその對象とするものでなく、例

へばある商品の種類に對してその價格を一經濟部門又は一營業者に對して一般的に規定し、之に違反せる場合には、罰則、營業禁止その他の強制を行ふの謂である。

第二條 ライヒ委員は第一條規定の價格並にその成立、特に各經濟段階に於て生ずる增價を絕えず監視すべし。ライヒ委員が價格並に增價が過高なりと認めたる場合はライヒ委員は直ちにその引下處置を講ずべきものとす。

第三條 (一) ライヒ政府は第一章第二節に基きて規定すべき罰則を定む。

(二) 罰則が定められざる場合に於ては、ランド最高當局は政府の要求により警察當局をして第一章第二節に基いて一般に規定せられたる處置を執り且つ必要の場合にはランド法に依る強制手段を講ぜしむ。

第四條 私鐵道、輕便鐵道、並に軌道は委員會の要求に基き運輸稅法(一九二六年六月二十九日)による運輸稅の全部又は一部を免ず。

ライヒ價格管理委員職務極限移管法 (一九三四年七月十五日)

第一條 財政經濟安定並に國內治安維持に關する第四大統領令(一九三一年十二月八日)に於て規定されたる價格管理ライヒ委員の職務極限は、そのライヒ經濟大臣の職務に關する分は之をライヒ經濟大臣に、そのライヒ食糧農業大臣の職務に關する分は之をライヒ食糧農業大臣に夫々移管す。

價格管理委員會の極限規定（一九三一年十二月八日 一九三二年四月五日）

第一條 價格管理極限委員は日常生活の必需品並に日常生活に必要なる勞務の價格に關する規定、特に各經濟段階に生ずる增價及割當に關する規定を設くる事を得。委員會は自發的引下を勸誘し又は上述の規定によつて引下をなし、且規定によらざる裁量によつて直接に之を行ふ事を得。

前項によつて爲されたる委員會の規定に違反したる時は禁錮、又は科料を課する事を得。科料の額は之を無制限に高むる事を得。

第一條　註釋

一、價格管理の方法、價格管理の方法は次の如き場合に區別し得る。

イ、價格、增價に關する一般的規定

ロ、國體的最低價格制度を價格管理局の承認を輕からしむること

ハ、價格決定に關して管理委員會と當事者間に自發的協定をなす事

二、價格公明に關する規定、（價格票、包裝等）

三、罰則、上に規定する違反は普通刑法の意義に於ける所謂刑法上の行爲たらざるべからず。故にこの罰は治安罰、又は警察罰乃至その他の行政罰ではない。

四、罰の範圍、禁錮、一日乃至五年、懲役、一日乃至六週間、科料、制限なし。

商品取引令（一九三四年九月四日）

極限規定

第一條 ライヒ經濟大臣は商品取引を特にその製造、配給、貯藏、販賣及消費を管理規定す。

第二條 ライヒ經濟大臣は商品取引の受理及規制に必要なる限り、營業狀態、特に會計簿の呈示に關し命令を發する事を得。

第三條 受理局

（一） ライヒ經濟大臣は第一條及第二條の權限一部又は全部を委任し、この目的の爲に受理局を設置する事を得。

（二） 受理局は法人とす。受理局は獨立の財産を有し、國庫に所屬せず。

ライヒ全權委員

第四條 （一） ライヒ經濟大臣は受理局に一人の全權委員を任命し、全權委員は一人又は數人全權委員代表を置く。

（二） ライヒ全權委員は司法上及司法以外に管理局を代表す。

第五條 ライヒ全權委員は受理局を指導す。ライヒ全權委員はライヒ經濟大臣の指令に服す。

管理局設置令（一九三四年九月四日）

一九三四年九月四日商品取引法に基き左の如く命令す。

第一條 (一) 商品取引の管理及規制の爲、左の管理局を設く。

一、木材管理局、ベルリン所在。

二、園藝生產品、飲料其他生活資料管理局、ベルリン所在。

三、石炭及鹽管理局、ベルリン所在。

四、鑛油管理局、ベルリン所在。

五、化學製品管理局、ベルリン所在。

六、絹、人絹、衣服類管理局、ベルリン所在。

七、煙草製品管理局。ベルリン所在。

八、紙管理局、ベルリン所在。

九、工業製品管理局、ベルリン所在。

十、雜品管理局、ベルリン所在。

(二) 左の部局を以て之に委任せられたる商品の管理局とす。

一、ライヒ穀物、飼料、其他農產品局、ベルリン所在。

二、ライヒ獸類及獸類生產品局、ベルリン所在。

三、ライヒミルク製品、油脂、ベルリン所在。

四、ライヒ雞卵局、ベルリン所在。

第二條 左の管理局は之を存續す。

一、煙草管理局、ブレーメン所在。
二、工業的油脂製品管理局、ベルリン所在。
三、羊毛其他獸毛管理局、ベルリン所在。
四、綿花管理局、ベルリン所在。
五、木綿管理局、ベルリン所在。
六、樹皮織物管理局、ベルリン所在。
七、皮革及毛皮管理局、ベルリン所在。
八、ゴム及アスベスト管理局、ベルリン所在。
九、煤煙管理局、ベルリン。
十、卑金屬管理局、ベルリン所在。
十一、鐵鋼管理局、ベルリン所在。

價格管理委員極限擴張法　（一九三四年十二月四日）

價格管理委員任命法（一九三四年十一月五日）により價格管理委員に移管せられたる極限は、財產及勞働の凡ゆる種類に之を擴張適用す。賃銀及俸給の管理に關する法令並に特に國民勞働の制度法の規定は之を變更せず。

價格拘束及必需品價格引上防止令　（一九三四年十二月十一日）

（一九三四年十一月十二日同令の改正令）

第一條　公法上及私法上の諸團體及其他の聯合はライヒ總統の承諾又は總統の委任せる官廳の承諾なくして價格、最低加工手數料、最低販賣手數料、最高割引を決定勸告し又は消費者の不利益を齎すが如き變更をなす事を得ず。此命令公布後の上述行爲は上述の承諾なきときは無效とす。

第二條　生產者又は卸商は內國取引の商品又は勤勞の小賣價格、小賣手數料、小賣最高割引、小賣最高割增はライヒ總統の承諾によらずして確定又は新協定を行ひ、又は小賣業者の負擔に於て之を變更する事を得ず。

第二條　イ、第一條及第二條の規定は賃銀及俸給には適用せず。國民勞働秩序法の規定は此命令と關係なし。

第三條　生產者より消費者に至る商品の流通過程は國民經濟上不必要なる中間段階により之を困難ならしめ、之を延期し、又は高價ならしむる事を得ず。中間段階が國民經濟上不必要なりや否やはライヒ總統の決裁になる。

第六條　（二）一九三四年五月十六日價格騰貴令第一條及第三條は之を廢止す。

價格拘束申告令　（一九三四年十二月十一日 一九三四年十一月十九日同令改正）

第一條（一）價格の確定、協定、勸告、並に最低加工料、販賣手數料にして左の各號に相當するものは一九三四年十二月三十一日迄に價格管理ライヒ委員迄申告すべし。

（イ）一九三三年六月一日以後新定のもの。

（ロ）一九三三年六月一日以後消費者の負擔に於て變更せられたるもの。前記の期日以前に成立せる價格拘束にして變更されざるものに限り上の規定は適用せず。

（二）（イ）一九三三年九月十三日農產物價格統制暫定法による價格拘束、

（ロ）一九三三年九月二十二日ライヒ文化局法の規定による價格拘束の二種類に限りライヒ食糧團體並にライヒ文化局之を直接價格管理委員に報告す。

第二條 第一條第一項の申告とは左の各號を云ふ。（イ）確定、協定及勸告の行はれたる物の種類

（ロ）確定、協定、勸告を行ふ營業の範圍

（ハ）確定、協定、勸告を監督する部局

第三條 申告義務者は第二條（ハ）の監督者とす。監督者が聯合又は組合なる時はその代表者を申告義務者とす。

生活必需品取引に於ける聯合又は組合による最低價格最低賣買手數料設定禁止令（一九三三年六月十三日命令）

ライヒ農業食糧相一九三三年十二月十二日命令（一九三一年十二月八日價格管理令第一條、第四條及第七條による命令）

第一條（一）　團體又は聯合の賣買する生活必需品取引に於て如何なる種類の最低價格、最低取引手增價及最低割增と雖も價格管理委員の承諾なくして協定又は確定する事を得ず。この承諾なき價格の協定又は確定は之を無效とす。

（二）　一九三三年五月三十一日以後、本法施行以前になされたる協定又は確定は一九三三年六月末日に承諾を得ざるときは六月を以て無效となる。

（三）　第一項の規定はライヒ食糧團體又はその聯合各員が一九三三年九月十三日公布ライヒ食糧團體暫定組織法及農業生產物市場統制及價格規定法第二條に基き權能を與へられたる價格及取引增價に對しては之を適用せず。之法律第三條又は一九三三年七月二十日牛乳法第二改正法三八條による協定により定められたる價格又は取引增價に對しても亦同じ。

第六條　第一條及第三條の規定に違反せるものは禁錮及科料又は其の一を科す。

工業原料及半製品取引法　（一九三四年三月二十二日）

第一條　ライヒ經濟大臣は工業原料及半製品の取引、特にその製造、配給、貯藏、販賣、消費を管理――規制する權限を有す。

第二條　（一）　ライヒ經濟大臣はこの目的のために一定商品種類に對する特別管理局を設くる事を得。

（二）　各管理局は全權委員の管掌に屬し、ライヒ經濟大臣之を任命す。

（三） ライヒ經濟大臣は各全權委員毎に一人又は多くの代表委員を任命す。
（四） ライヒ經濟大臣は關係經濟地域に對する賦課により管理局の經費を調達する事を得。
第三條 各全權委員に參與を置く。ライヒ經濟大臣は參與の數を定め、之を當該關係經濟地域より任命す。

第一施行令（一九三四年三月二十四日）

第一條 第二條に規定せる商品の購買は、購買契約の締結の當時國內に存在せるものを除きこれを禁ず。購買禁止は此令定發布後一九三四年五月五日迄有效とす。但し通過貿易は此限に非ず。
第二條 第一條の禁止は關稅表二十八及四百三十八號棉花、屑棉、人造棉花及同四百三十九號及四百四十三號同製品、四百四十四號及五百四十六號及四百十三號乃至四百十六號羊毛及獸毛、同二十八、四百七十及四百七十一號棉花以外の植物性織物原料に之を適用す。

第二施行令（一九三四年三月二十六日）

第一條 左の各項は一九三四年五月五日迄之を禁止す。
（一） 精製銅（電氣銅及精練銅）の購買。但し銅の輸入を惹起するものに限る。
（二） 金屬半製品工業及その購買者との間に銅及び銅鑛、金の半製品（洋銀を含む）取引の新契約を結ぶこと。

第三施行令（一九三四年三月二十六日）

一九三四年三月二十六日施行令第一條に第二項として左の事項を加ふ。

前項に規定せる商品の販賣者が外國人にして商品が一九三四年三月二十四日以後始めて搬入せられたるとき其購買。

第四施行令（一九三四年四月九日）

第一條 第二條に指定する商品の購買は之を禁ず。此禁止は購買契約當時國內に存在したる商品、又は購買契約當時國外に存在したる商品にして此命令公布以前に既に國內に搬入せられたるものには之を適用せず。

第二條に規定したる商品の購買禁止は、販賣者が外國人にして此命令公布以後國內に搬入せられたるものにも之を適用す。

第二條 第一條の禁止は獨逸關稅表百五十三號の毛皮及皮革に之を適用す。

皮革業價格騰貴防止令（一九三四年四月二十日）

第一條 一、獨逸關稅表第一五三號記載の皮革及その半製品並に全製品、その應用製品は販賣者が一九三四年三月十七日より四月十四日に至る期間內に附し又は附せしめたる價格より高價を

その種類、品質、數量の比較し得べく且同一なる商品に對して附することを得ず。

以下の規定は前出織物價格騰貴防止令に準ず。

纖維工業品價格引上防止令　（一九三四年四月十九日）

一九三一年十二月八日價格管理委員會の權限規定に基き次の如く命令す。

第一條　（一）　纖維原料同半製品及完成品並びにその應用製品の國內販賣に際して、一九三四年三月一日より十一日に到る期間に於て販賣者が獲得し乃至公告したる價格以上の對價を要求し或ひは獲得するを禁ず。

（二）　前項に定めたる期間に於て、對照すべき公告乃至約定無き場合には、其價格は一九三四年三月二十一日の市況に相當する物を超ゆる事を得。

（三）　前二項に定めたる價格は纖維原料の販賣に對しては、供給又は販賣の時に於ける外國市場の原料價格が一九三四年三月二十一日に於ける國內價格に超ゆる額だけ引上ぐる事を得、半製品及び完成品に對しても亦同じ。

（四）　國產の羊毛の公賣に於ては、一九三四年三月二十二日公設羊毛市場に於ける價格を以て最高價格とす。

第二條　第一條の禁止に違反せる者は禁錮又は罰金を科す。

壁紙取引令（一九三三年五月十日）

一九三一年十二月八日價格管理ライヒ委員の權限に關する命令に基く。

第一條 壁紙取引に於ては工場定價表の價格に對する最高販賣手數料は左の如くこれを定むる。

一捲の購入價格に付き

○・一五ライヒスマルク迄……………………$\frac{40}{100}$
○・一六乃至○・一九……………………六○％
○・二○〃○・二三……………………八○％
○・二四〃○・二六……………………一○○％
○・二七〃○・三四……………………一二○％
○・三五〃○・五○……………………一三五％
○・五○以上……………………一五○％

第二條 各見本帳に價格表を附し又は、各葉毎に消費者價格を表示すべき物とス。

第三條 第二條に依りて確定したる價格の割引は消費者に對し販賣するにあたり此れを行ふ事を得ず。

但し官廳及建築業者に對しては此限りにあらず。此場合に於ては割引は二割迄此れを行ふ事を

得。

第四條 壁紙販賣を主たる業務とせざる營業者にして壁紙を販賣する者に對しては左の割引率を適用する事を得。

見本に依り壁紙を供給する者（代理業）二〇％、其他の者（行商人）一〇％

パン價格騰貴防止策

パン價格騰貴に對する手段としてライヒ委員會は法令に依る監督と並んで協調政策を取つた。卽ち獨逸製パン組合「ゲルマニア」中央團體との協定に於て（一九三一年十二月二十三日）「ゲルマニア」中央團體は其組合員に左の如き勸告を成した。

「我々は價格管理委員會を協同して價格引下を勵行する他、猶企業者利潤及危險に對する率を、卽ち製パン利益を通常計算に於て一瓩に對し一四ペンニッヒに卽ち一、五ペンニッヒだけ引下げる事を承認した。我々は斯くして次の諸協定の實行に當つて委員會と「ゲルマニア」團體との協調を希望する。

（一） 一般に總利益は一〇％引下げらる可きである。

（二） 一九三二年一月一日以降はパン價格計算は一瓩一四ペンニッヒ以上の總利益を以て成さるゝ事を得ない。

（三） 此總利益は事實上高められたる經費を委員會又は、其指定せる場所に提出したる時にこれを高むる事を得。

（四）總利益とは原料小麦「四分ノ三瓩」の製パン上に對する商習慣上の價格と商店に於けるパン一瓩の販賣價格との差額を云ふ。

卑金屬價格令（一九三四年七月三十一日）

第一條（一）內國卑金屬の販賣に就き一九三四年三月一日乃至二十六日の期間に於て販賣せる商品の同質同量につき、之より高き價格を以て販賣することを得ず。

（二）右の期間に於て比較の材料たるべき販賣をなさゞるときは、右の價格は一九三四年三月二十六日現在の市價を超ゆる事を得ず。

第二條（一）第一條に規定せる最高價格は同質同量の商品の外國市場に於ける供給又は販賣時の價格が一九三四年三月二十六日の價格を超過するとき、其の超過分だけ增價せしむることを得。卑金屬價格管理局は外國市場の標準價格を公示す。

（二）前條に規定せる最高價格は一九三四年三月二十六日以後止むを得ざる事情により生ぜる費用の增加に限り其增加分に限り引上ぐる事を得。

第三條　特別の理由あるときは卑金屬管理局は例外を認むる事を得。

第四條（一）卑金屬管理局は內國卑金屬取引に對し標準價格を定む。標準價格は獨逸官報に之を公示す。

（二）國內に於ける卑金屬販賣に際し前項に規定せる標準價格を附する卑金屬の販賣に對して

は第一條乃至第三條の規定は之を適用せず。

第五條 本令に於て卑金屬とは左の物を指稱す。アルミニューム、アンチモニー、鉛、クローム、コバルト、銅、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ニッケル、水銀、シリチウム、バナジウム、ウオルフラム、錫、亜鉛及此等の物の合金並に酸化物。

費用自家計算促進令（一九三四年十一月十五日）

第一條 現行法による價格拘束は之を認定すべからざるものなるを以て、他の方法により價格拘束を行はんとする行動も亦認定すべからず。殊に組合、聯合、又はその代表者、委任者が費用及價格の數量を書入れたる費用計算書を逕附することは之を禁ず。

第二條 第一條の規定に故意又は過失により違反せる者又は捕脫せるものは禁錮及科料に處す。

費用及計算書の發行は之を許す。

三　經濟的對外報復方策適用法（一九三四年七月三日）

第一條（一）ライヒ經濟大臣ライヒ食糧農業大臣及ライヒ大藏大臣は各自其の職務範圍に付獨逸との商品取引及支拂取引を他國の取引に比し不利益なる條件の下に置くあらゆる國に對し一般的規定を離れて當該國との商品取引及支拂取引を規制すべき報復手段を講ずる權限を有す。

（二） 此の方策は報復の向けられたるに對して特殊なる國家的又は國際的關係を有する國家及領土に之を及ぼすことを得。

第二條 本法は公布の日を以て其效力を發生す。

四 減價法（割引法）（一九三三年十一月二十五日）

商品取引に於ける減價又は割引は自由競爭に於ける競爭手段として極めて有效であると共に、屢々有害な結果を惹起す可能性がある。ダに統制下のナチス經濟に於ては其の一般的意義に於て之を一つの不正競爭と考へて排斥せらるゝに至つた。

然し乍ら本法に於て減價なる行爲を認め之をも亦統制せんとしたのはナチス經濟政策の特質たる中小商工業保護政策に基く。卽ち百貨店其の他の大規模商業の著しき進出に對して之等の獨立生產者を保護し競爭に耐えしむる政策の一端として本法の規定の範圍內に於ける減價を認めたものであつて、小賣商保護法、景品法と同一の系統に屬するものに外ならぬ。

減價法（割引法）（一九三三年十一月二十五日 一九三四年一月一日施行）

第一篇 減 價

第一條 （一） 商取引に於て最終消費者に對する小賣業にて販賣せらるゝ商品又は最終消費者に對する日常需要の營業上の勞務を競爭の目的を以て減價（割引）する場合に於ては次の規定に

従つて之を行ふことを要す。

（二）之の法律に於ける減價とは企業者の告示し又は廣く實行する價格の減少又は一定の消費者の範圍、職業、組合又は協定に對して許可する特殊價格を云ふ。

第一章　現金減價

第二條　現金支拂に對する減價（現金減價）は商品價格又は給付價格の百分の三を超ゆる事を得ず。減價は商品の供給又は職業上の給付の施行後直ちに反對給付が現金支拂により又は現金支拂に進ずる方法、特に小切手の引渡又は裏書により、直ちになされたる時に限り之を行ふ事を得。

第三條　反對給付の一定期間の延期後商品又は給付が提供せられたる時は、此の期間が一ケ月を超過せざる場合に限り、期間經過後現金支拂がなされたる場合、現金減價をなすことを得。第二條の規定は此の場合に適用す。

第四條　（一）現金支拂を告知せる者は直ちに價格より減價額を控除するか若しくは現金償還さるべき證券（貯蓄マルク、現金票、支拂票）を發行すべし。

證券の拂戻に於て商品又は給付との交換は五十ライヒスマルクを超過することを得ず。

（二）減價營業者聯合（割引聯合會乃至之に類するもの）により拂戻をなすべき證券は、聯合が每年專門家の獨立せる檢査を經るに非ざれば之を發行する事を得ず。

第五條　消費組合が其の利益を組合員の購買高に應じて分配する場合にあつては（拂戻）其の割合は百分の三を超ゆる事を得ず。

第六條 百貨店、均一價格店、小額價格店、連鎖價格店、及び之に類する價格方法によりて特色ある營業を行ふもの。消費組合及勞働者消費組合は現金減價を行ふことを得ず。

第二章　數量割引

第七條（一）數量割引とは各供給每に商品の箇數並に數量を增加して販賣するものを謂ふ。數量割引の種類、範圍、販賣の箇數及數量は商慣習によりて適當と認められたるものなることを要す。

（二）數量割引は販賣商品の一定數量の引渡によるか又は減價によるか何れかの方法による事を得。

第三章　特殊減價

第九條 特別減價又は特殊價格は左の場合につき之をなす事を得。

（一）商品又は給付を其の職業上又は營業上の活動に利用するものになす場合。但し此の減價は其の種類及程度につき土地習慣又は商習慣に合致せるものたるを要す。

減價法（割引法）施行令（一九三四年二月二十一日）

一九三三年十一月二十五日減價法第十七條により左の施行令を公布す。

第一章　現金減價

一、商品券拂戻

第一條 現金減價が商品券の施行によりてなさるゝ場合に於ては、商品券は減價を行ふ營業者又は割引法第四條第二項第一號の意義に於ける其の組合に於て拂戻をなすべきものとす。組合員は當該減價を行ふ營業者たるを要す。

第二章 特殊減價

第十二條 ライヒ、ランド、ドイツ鐵道會社の各當局、ライヒスバンク又は十萬人以上の住民を有する町村に對する供給に於ては特殊の減價又は割引法第九條第二號による特殊價格は、供給が所轄供給所の提出せる條件の下に行はるゝ場合に於ても之を附することを得。

「十萬人以上の住民を有する町村」は後に「地域團體」に改めらる(減價法第二施行令、一九三五年二月十九日第一條)

(一) 特別の供給又は給付契約に基き商品又は給付を、大量購入者と見做さるべき數量に於て購買する者に販賣する場合。

(三) 商品又は給付が企業の勞働、使用人、支配人、代表者並に其の配偶者、子女又は其の家族の需用のために企業內に於て生產せられ又は操作さるゝ場合。

第二篇 綜括規定

第十一條 本法の規定を故意に犯す者は科料を以て罰す。本法違反の常習者は禁錮刑を課することを得。

第十三條 一九三二年三月九日經濟擁護緊急令第二篇第一條に規定せる不正競爭法二十七條、

（イ）に定めたる調定官は本法によりて生ぜる民事訴訟に指定する事を得。

第十四條　（一）　本法は一九三四年二月一日之を實施す。

（二）　從前施行せられたる減價營業は之を存置す。但し其の發行せる割引證券は一九三四年三月一日迄之を呈示すべきものとす。

減價法（割引法）立法理由　（ライヒ經濟省發表）

貨幣事情安定後、小賣に於ける減價取引は其の範圍を頗る擴大し、ベルリン商業研究所の調査によれば一九三一年中に於ける減價小賣取引は六八億マルク、減價額は二億五千萬マルクに達せり。爾來此の傾向は益々增加したるを以て終に本法により其の弊害を除去せんとするに至れり。

かゝる弊害は、多くの減價が全然商業上の利益計算に相反する程度に大なる點に在り。其の多くは二%及一〇%の割引率を示し、之に特に割引のためになされたる廣告費を加算すれば益々原價を超過するに至るべし。更に貯蓄マルク（割引マルク）の發行の目的を以て甚しき減價を行ひ、而して後日に於ける其の償還は不確實なるもの多し。之に加ふるに一九三三年五月十二日法律景品法により景品の提供を禁止されたる營業者は減價によつて之を緩和するに至れり。

本法は決して減價を盡く廢止せんとするものに非ず。むしろ其の合理的基礎、即ち「反對

給付なければ減價なし」の原則の上に之を規制せんと欲するものにして、減價は之を中產階級に屬する營業が用ひて、消費組合の割戾に對する防衞策となすことを得。更に百貨店に對する對抗策としても望ましきものたるを失はず。之を要するに本法は經濟計算の許す範圍內に於ては減價販賣に反對するものに非ざるなり。更に經濟段階間の商品取引に於ける普通の減價は、小賣商の消費者に對する減價とは根本的に性質を異にするものなるを以て之を除外したり。(第一條營業者の範圍に關する規定)

第一條Ⅱ項。 一定消費者の範圍、職業、組合又は協會に對して減價を許可する事を定めたるは例へば官吏又は使用人階級の者を顧客として吸收する事を奬勵するものにしてかゝる固定所得ある者を顧客とする事により其の販賣が確實となるに至るべし。

しかも本法に規定する方法による以外の特殊價格は顧客の差別的待遇となり、平等價格の原則に違反するものなるが故に極力之を排斥せざるべからず。

1) Grundsatz d. gleicher Preistellung.

但し特殊減價又は特殊價格の禁止は一般價格の減價又は價格低落を妨ぐるものに非ざるは言を俟たず。

第二條 直ちになされたる現金支拂を以て條件の一とするは顧客をして現金支拂に習熟せしめ且掛買による顧客自身の損失を防止せんとする目的による。又經營者の側より之を見るも、現金買は百貨店に於て基本的原則なるも、之原則は之を小商人等にも適用せしむるを至當とす。蓋し

小商人の流動資金を潤澤にする利益あるを以てなり。
然るに最近に於ける現金減價の額は頗る多額に上り、企業者の總收益中の大なる割合を占め其の經營を危くする虞あるに至りたるため、其の割引率を制限する必要を感ずるに至れり。

第四條　現金割引に於て割引を直ちに實行する事を規定せるは、現金割引は現金の支拂なる一種の反對給付に對應する給付なるが故なり。證券の支拂に於ける交換額を五十マルクに制限せるは、證券發行後其の支拂期迄の業者の支拂不能による顧客の損失を最少限度に止めんとするにあり。即ち割引率三%なるときは顧客の損失は一・五〇マルクとなる。

第二項の證券發行に對する聯合の調査に關し、かゝる貯蓄マルク[1]を國家的統一證券となし、ライヒ貯蓄マルク[2]（統一割引制度[3]）となす提案あるも、此の制度の實施には數多の行政上の負擔を國家に課する結果を將來するのみならず、減價制度を甚しく固定的なるものとなすが故に採用する事を得ず。

1) Sparmark

2) Reichsparmark

3) Einheitsrabattsystem.

第七條　數量割引は在荷を減少せしめ、取引數量を增大せしむるが故に特に現金減價に對し國民經濟上の利益を有す。

五　纖維素令（一九三四年七月十九日）

第一章　勞働時間規定

第一條　適用範圍

（一）本章の規定は纖維素經濟の營業者にして營業の全部又は一部に於て羊毛、棉花、麻、黃麻を製造又は加工するもの並に織物、編物及フェルトを製造するものに對して適用さる。

（二）人造羊毛及人造棉花は本章に於ける羊毛及棉花とは看做さず。

（三）第一條第一節に規定せる營業に屬する企業の勞働の性質が此部門に加ふべきものに非ざる場合には本章の規定は之を適用せず。本章に規定せる營業に屬せざる企業と雖も、勞働の性質が此部門に該當するときは本章を適用す。

第二條（一）第一條第一節第一項に屬する企業及企業部門に於ては一九二七年四月十四日現在法律に於ける勞働時間令第一條第二項及第三項に規定せる主要製造機械に從事する勞働者の勞働時間は一九三四年上半期勞働日に於て企業又は企業部門に規則的に行はれたる平均時間數の三割を減少せる時間數に減少す。殘餘勞働時間が一週三十六時間以下となる時は本法第一條に規定せる規定勞働時間は之を三十六時間とす。一九三四年上半期に於て一週平均三十六時間以下の勞働時間なるときは規定時間は此の平均時間數を超過することを得ず。賃銀規定及營業規定の規定勞働時間にして每週三十六時間を超ゆるものは第一項乃至第三項の結果成立する勞働時間を以て

之に代ふ。賃銀規定が規定勞働時間を超ゆる職業を認めたるときは第一項乃至第三項より生ずる規定勞働時間を條件として之を許可す。

（二） 第一條第一項に規定せる種類の企業にして一九三四年上半期内に十三週以上を三交代制にて作業せるものは一五三四年八月以降三交代制にて作業する事を要す。二交代制作業に對しても同樣とす。一交代分の減少によりて生ずる勞働の減少は第一節に規定せる勞働時間の減少には算入せず。

（三） 第一條第一節第一項に該當する企業又は企業部門にして一九三四年七月十六日現在に於て一交代制以上を以て作業せざるものは、多交代制の採用につき工業監督官の許可を要す。二交代制を三交代制とし、交代制を更に擴張する場合も之に同じ。許可は一九三四年上半期に於て八週間以上一交代制以上を以て作業したるものに對し之を與ふ。

（四） 第一節に規定せる主要製造機械とは洗濯機、梳櫛機、紡績機、撚糸機、織機、編機、フエルト製造機を云ふ。

（五） 流行新品の檢査に從事せる事明かなる職工は一九三四年末迄第一節に規定せる勞働時間短縮規定を適用せず。

第三條 時間外勞働の許可

（一） 第二條第一節に該當する勞働者團體は第三條、五條、六條、及十條第二節に規定せる時間外勞働の許可を工業監督官の認可に依らしむるを得。時間外勞働を賃銀規定に規定した場合に

於ても亦同じ。

（二） 認可は左の場合にのみ之を與ふ。

（イ） 輸出注文の履行が規定の時日迄に完了せざる事明かなるとき。其の製品を輸出し又は輸出の目的を以て加工する事明かなる企業の註文の履行未完了なる場合も之に同じ。

（ロ） ライヒ總統及ライヒスバンクの承認せる信用條約及交換條約に基いて取得せる原料を保有する事監督官の證明により明かなる場合。

（ハ） 公共的管理に屬せざる原料又はその半製品が一九三四年第一四年期内以上の分量を以て使用せられたる場合。

（三） 前節の條件は第二條第三節第三項に反して認可せられたる一交代以上の作業に之を適用す。

（四） 官廳の注文に關して例外を定むるは之をライヒ總統の權限に保留す。但し此の場合にあつては一週四十八時間を超ゆる事を得ず。

第四條 解雇の緩和

（一） 本令（第二條第一節）に基く勞働時間の短縮又は時間外勞働の廢止を機として本令施行後四週間以內に於て雇主は就業者數の增減を行ふことを得ず。交代時間の廢止に就ても亦同じ。尙ほ國民勞働法第二十條の規定は此の場合に之を適用す。

（二） 交代數を減少したるときは雇主は殘餘の交代時に於ける勞働者數を增し且第二條第一節

に規定せる限度を超えずして其の勞働時間を延長する事を得ず。

（三）勞働信任委員は坑夫の一部を一時的に解雇し又は一時休業せしむることを認可する事を得。此の場合に於ては勞働紹介及失業保險法八十九條（ロ）を適用す。

第五條　報酬

本會の施行の直接間接の結果として規定勞働が減少したるときは雇主は規定勞働に對し賃銀規定及營業規定又は協定により定めたる報酬を本令施行の時より減少する事を得。賃銀規定に於て規定勞働時間に對する報酬と時間外勞働に對する報酬と區別し難き時は勞働信任委員に依囑し報酬を區分する事を得。

第六條　失業扶助及短時間勞働扶助

本令施行以前に慣行せる時間數とは失業保險義務、失業扶助及短時間勞働扶助義務規定に定めたる作業場內に於て慣行せる勞働時間を云ふ。

第七條　時間外勞働割增

第一條は時間外勞働報酬に對する勞働時間規定第六條（イ）に規定せる規定勞働時間の意義に於て之を適用す。本法に基きて生じたる短縮の以前に賃銀規定又は營業規定に定めたる規定勞働時間とは賃銀規定又は營業規定に定めたる時間外勞働報酬の意義に於ける規定勞働時間を云ふ。

第八條　本令第一章に規定せる勞働時間及交代規定の違反に對し本令第十一條の規定を適用す

第九條　施行官廳

本令第一章の施行は勞働時間令施行官廳之に任ず。同官廳は勞働時間の確定の爲賃銀表及俸給表を査閲する事を得。

第十條　ライヒ總統は本令に基ける工業監督官廳の決定に對する陣情を受理し、ライヒ勞働大臣との協議を以て監督官廳の決定を變更す。

第二章　營業擴張の制限

第十一條　第一條第一節第一項に規定せる營業並に紡績業はライヒ總統の許可なくして企業を新設し又は既設企業の生產能力を擴張する事を得ず。既設企業を第一條第一節に規定せる企業部門に變更擴張する場合も亦同じ。一九三四年七日十六日現在に於て四週間以上繼續して休止せる機械は其の生產量に相當する他の機械を休止せしむるに非ざれば之を運轉する事を得ず。

第十二條　製造過程擴張の禁止

第一條第一節第一項に規定せる營業及紡績業はライヒ總統の許可なくして從來製造したる種類の製品の加工過程を增加し、纖維素產物の利用工程を擴張し又は既存の加工能力を擴張する事を得ず。

第十三條　違反

第十一條及十二條の規定に反する者は警察權又はランド法規により命令を遵守せしむる事を得ず。

第三章　不當價格引上禁止

第十四條　（一）　原料及加工纖維素の國內取引に於て販賣者が同一の種類及數量の商品に對し

一九三四年三月一日乃至二十一日迄に附した價格以上の價格を附する事を禁ず。

（二） 一九三四年三月一日乃至二十一日の期間に於て比較すべき商品價格存在せざるときは、價格は一九三四年三月二十一日現在の市場價格を超ゆる事を得ず。

（三） 原料纖維素の國內販賣に對する第一節及第二節に規定する最高價格は同一種類及數量の原料纖維素價格が外國市場に於て一九三四年三月二十一日現在の市場價格を超ゆる部分につき之を引上ぐる事を得。

六　經濟廣告法（一九三三年九月十二日）

同法の目的は經濟廣告の現狀を改善し、廣告の效果をば組織的統合によつて最高度に迄高める事にある。蓋し經濟上の廣告は國民一般の公共的利益に關係があるからである。卽ち廣告の效果は廣告主に對する公衆の信用に依存する事が極めて大であり、先づ法律によつて內國及外國に對する廣告の欺瞞を除去せねばならぬ。例へば新聞、雜誌單行本の版數の詐稱、廣告仲介に於ける不正競爭、等である。又ドイツ商館の勸誘は望ましい事であるが、之が道德的感情を害するものであつてはならぬ。其他香具師的勸誘、劣惡なる趣味をもさけなければならぬ。

廣告の統一の唯一の方法はライヒによる其の指導以外には存しない。すでに英國、米國、日本、デンマーク、オランダ等の諸國は强力なる廣告統制方法を實行してゐる。ドイツにあ

つては此の事は特に緊要であつて、今や過去の政治的後退期を脱し、國民社會主義的國家に於て可能となつた。

言ふ迄もなくライヒの指導（Führung）といふ事は廣告を全然單一となす事を意味しない。それは各商業部門の特殊な狀態に適應しなければならず、個人の創意（Privatinitiative）を充分に尊重せねばならぬ。故に廣告委員は宣傳の完全性、影響力、秩序、明瞭性、及清楚性を監視せねばならぬ。經濟宣傳は單にライヒ宣傳大臣の責任の下にあるのみでなく、經濟政策殊に生産政策に資するものでなくてはならぬ。

經濟上及政治上の廣告は相互的關聯の上に立つものである。ドイツ商品の宣傳は經濟上並に教育上の意義を有する。又農業と商工業との利害關係の平衡は組織的行政作用によるよりも適宜な廣告によつて却て有效に之を行ふ事が出來る。東プロイセンに對する經濟廣告はライヒ中央機關による統一的宣傳の好例である。

ドイツ商品の内外に對する販路擴張も亦經濟廣告の重大なる任務の一である。特にドイツ農産品の海外販路を擴張する事は必要である。此の事はまたドイツのあらゆる家庭にも此のドイツ農業の窮狀に對する闘爭に加つてゐるものたるを自覺せしむる事が肝要である。

經濟廣告法によつて、一切の商業上の廣告並に市場、展覽會は獨逸經濟廣告委員の監督の下に置かれ、廣告主たる個人又は法人はすべて廣告委員の認可を經るべく、而して廣告認可料を徴收される。法律の目標は立法理由にもある如く、不正競爭の排除と廣告方法の現代化

合理化に存する。而して市場及展覽會の一切の時日並に規模は廣告委員によりて決定せられ其の場合には當該地方のあらゆる物產を陳列する。

經濟廣告法（一九三三年九月十二日）

第一條 廣告、宣傳、展覽、市場は其の公私を問はず總て統一的且有效なる組織の必要上ライヒの監督に服す。監督はドイツ經濟廣告委員によりて行はる。

第二條 廣告委員はライヒ宣傳大臣關係各大臣の同意を得て之を任命す。廣告委員はライヒ宣傳大臣の監督に服しライヒ宣傳大臣の監督は經濟政策に關係ある各大臣の同意を得て行はる。

第三條 經濟廣告をなすものは廣告委員の認可を得るを要す。廣告委員は認可料を徵收することを得。認可料の額は宣傳大臣及ライヒ財政大藏大臣の命令によりて定めらる。認可につき他の條件を附することを得。

廣告委員は自己廣告の一定の場合に於て認可强制の例外を設くることを得。

第四條 ライヒ宣傳大臣は經濟政策に關係ある各ライヒ大臣の同意を得て廣告委員に準則を示す。ライヒ宣傳大臣は廣告委員長官を任命し事務官を置く。

第五條 外務官署、ライヒ經濟大臣、ライヒ食糧農業大臣、ライヒ財政大臣の管轄に屬する廣告にして經濟政策に屬するものは此の規定を適用せず。經濟上の通報に關する事項は經濟的政策

に屬するものと見做す。

第六條 ライヒ宣傳大臣は經濟政策に關係ある各ライヒ大臣の同意を得て此の法律施行に必要なる規定を設くることを得。

經濟廣告法第一次施行令　（一九三三年九月十四日）

經濟廣告法第六條に依り予は經濟政策關係諸大臣の同意を經て左の命令を發す。

獨逸經濟廣告委員は後に公布すべき施行令と共に之を設く。此の施行令の公布迄廣告委員は從來の法律的地位に止まるものとす。

經濟廣告法第二次施行令　（一九三三年十月二十七日）

第一條 （一） ドイツ經濟廣告委員を設く。同委員は獨立の資産を有する公法の社團にして、其の住所をベルリンに置く。

（二） ライヒ會計院は會計法に從つて廣告委員の收入及支出を檢査す。

第二條 （一） 廣告委員長及事務員は官吏と同一の權利義務を云ふ。

（二） 官吏及勞務員の採用條件は官吏俸給率又は勞務者賃銀率に據つて之を定む。

第三條 廣告委員及之により設置せられたる聯合會が財產管理以外の經濟上の取引をなさゞる場合に限り、ライヒ、ランド、ゲマインデの賦課する所得、財產、土地所有、營業に對する擔稅

は之を免除す。

第四條 （一） 廣告委員は經濟廣告を認可する個人又は會社並に其の經濟廣告の種類を一般に告示す。一定の種類の經濟廣告に對しては同委員は之を拒絶することを得。

（二） 廣告委員は其の認可を何時にても撤回する事を得。一般に告知せる廣告認可を一定の場合及一定種類の廣告に對してのみ之を撤回することを得。

（三） 廣告委員は公私の經濟廣告、就中博覽會、見本市に於ける經濟廣告が統一的且有效にならるべき準則を定む。

第五條 （一） 廣告委員は經濟廣告に於ける弊害を除去すべき施設を定む。

（二） 廣告委員は經濟廣告に於ける眞實性を誘導し、廣告方法の價値に對する信頼を維持す。就中廣告料金を保護し、新聞、雜誌其の他の印刷物の版數の欺瞞を防止す。

第六條 （一） 廣告委員は外部廣告を行ふべからざる地域及場所を指定することを得。

（二） 同委員は廣告方法を簡易とする爲廣告方法及明條件に關する準則を定むる事を得。

第七條 （一） 廣告仲立人は廣告委員の許可を要す。

（二） 廣告仲立人とは他人のために廣告をなし、自己の名儀並に自己の計算に於て他人のために廣告契約を行ふ者又は會社を言ふ。

第八條 （一） 第三條に規定せる租税は左の場合に之を徵收す。

（イ） 見本市又は博覽會開催の許可に際し、見本市又は博覽會により生ぜる主催者の總收入

に對し。

（ロ）其の他の廣告に對する認可の場合に於ては廣告者の總收入に對し。但し廣告が經濟的廣告ならざる場合にも徴收す。稅率は百分の二とす。

（四）ドイツライヒ郵便及ドイツライヒ鐵道會社は其の直接になす廣告に對し課金を徴することを得。課金の率は宣傳大臣、ライヒ郵便大臣又はライヒ交通大臣の承諾を經て之を決定す。

理由

此の法案の目的は經濟廣告に現存する弊害を除却し、廣告の效果を組織的統括と組織的施設により最高度迄實現せしむるに在り。

獨逸に於ける廣告制度は今日の狀態に於ては統一の缺除と甚しき分散とを其の特徴とす。其の個々の方法に於ては實用的にしてしかも優秀なる廣告なれども、廣告制度に通ずる弊害を除き且統一的見地を樹立する點に於て缺くるところあり。廣告の使命にして一般の利益が其の實現に對して特に期待するところのものゝ如きは、未だ獨逸國民經濟の地位が要求する程度にまで實施せられず、廣告の合目的組織化によりて今日の極度の分散狀態によりて到達せられたるより遙かに優れたる效果を擧ぐる事を得べし。此の點については凡ての專門家の一致するところなり。

七　輸出保護法（一九三三年九月十二日）

獨逸の輸出はナチス政權以來其の減少の勢は緩和された。而して其の減少傾向は充分に國

內失業緩和法によつて償はれてゐる。併し乍ら政府は輸入及對外債務の利子支拂に必要なる外國爲替を獲得する必要があるため輸出を全面に保護促進することが急務となつた。

此の輸出保護法の目的が以上の如くであるからあらゆる商品の輸出を無制限に許可するものでなく、他方に於て原料資源確保の目的を以て一九三五年十一月十六日以後左の原料の輸出を禁じてゐる。

イ、織物、鐵、金屬、ゴムの各工業用原料等

ロ、獸皮、化學油脂

ハ、馬鈴薯、食用油脂

獨逸商品輸出保護法　（一九三三年九月二十二日）

第一條　獨逸生產品に對して輸入制限をなす國の生產品の輸入は、獨逸輸出保護のため同樣に之を制限する事を得。當該國により爲されたる輸入制限が通商條約に於て當該國に留保せられ、其の施行が同條約に抵觸せざる場合と雖も之を行ふ事を得。

一國に對する輸入數量の確定に於ては當該國による獨逸商品の輸入が第三國より不の狀態に置かれたる事を考慮すべし。

第二條　ライヒ外務大臣、大藏大臣、ライヒ經濟大臣及ライヒ農業食糧大臣は此の法律施行の爲輸入制限を命令し之に必要なる法律命令を發する事を得。

輸出統制令施行規定改正令（一九三三年九月十八日）

一九一七年一月十六日輸入統制令第四條第二項（一九二〇年三月二十二日命令）一九二二年五月三日輸入統制法、及一九二四年二月十三日輸出入令により左の如く定む。

第一條　一九一七年一月十六日輸入統制施行令に對する一九二〇年三月二十二日告示第三條（一九二一年四月五日告示第三條並に一九二三年六月十一日輸入に關する告示第六號(ロ)及(ハ)を削除す。

第一九號に第二項として左の條文を加ふ。「郵便及荷物交通に於ける政治上の外國より貧民に對する消費用として寄贈せられたるバタにして一箇一キログラム純量を超えざるもの」

外國貿易促進方策法（一九三三年十月十八日）

第一條　外國貿易促進の爲外務當局及ライヒ經濟省に於て協力すべき事項を統轄するライヒ貿易局に貿易會議を設く。貿易會議は一切の外國貿易上の問題に付外務當局、ライヒ經濟省及ライヒ貿易局に參與し法律命令に對する試案を提供すべし。

貿易會議員はライヒ外務大臣及ライヒ經濟大臣により共通に任命せらる。農業經濟の代表議員はライヒ農業食糧大臣の許可を得て之を任命す。貿易會議の活動は名譽職とし何時にても解任せらるゝ事を得。ライヒ外務大臣及ライヒ經濟大臣は會議の定則を定む。

第二條 ライヒ經濟大臣は一地方の外國貿易上の問題に付商館の教育、參與、代表のため貿易局を設け其の組織及活動範圍を定むる事を得。

公法上の商工業職業代表は貿易局の收支相償はざるときは積立金をなす義務を負ふ。

〔參照〕 貿易局は左の如く地方別に分割されてゐる。（一例）

果プロイセン貿易局、所在ケーニヒベルグ、ケーニヒスベルグ（プロイセン）商工會議の管轄に屬する地域。

ベルリン、ブランデンブルグ、ポムメルン、グレンツマルク貿易局、所在ベルリン。

ベルリン、コッス、フランクフルト、シュナイデミュール、ステッチン、シュトルプ、シュトラルフンド商工會議管轄の地域。

等々全國に十九ケ所の貿易局がある。

八　景　品　法（一九三三年五月十二日）

第一條 一九三二年三月九日統令經濟保護法第一篇第一條第二項ホ號の景品例外規定は之を削除す。

〔參照〕

一九三二年三月九日緊急令

第一篇　景　品　制　度

第一條　營業に於て商品又は給付に對し景品（商品又は給付）を附加し又は之を豫告保證することを禁ず。景品は隱蔽する目的を以て商品又は給付を他の商品又は給付と共に總價格を附したるときも之に同じ。

第一項の規定は左の場合には之を適用せず。

（イ）價格僅少の廣告專用物にして廣告者の商票を說明せるもの、又は僅少の價格の物を與ふるとき、

（ロ）景品が一定の貨幣額、又は一定方法にて計算すべき貨幣額なるとき、

（ハ）景品が同一種類の商品の一定量は一定の方法にて計算すべき量なるとき、

（ニ）景品が商慣習上の添加物又は商慣習上の添加給付なるとき、

（ホ）景品提供者が景品の代替物として確定の算出し得べき金額の支拂を申出たるとき。但し其の金額は景品の價格より小なることを得ず、

（ヘ）景品が情報又は回答なるとき、

（ト）新聞又は雜誌購讀に對し政府の監督に服する保護會社又は保險局に於て保險を附するとき、

第二項に規定せる景品の提供、豫告、及保證に際しては景品の附與を無償を以てなすこと（無代景品、贈呈等）を記し、又は無償なることの印象を刺戟せしむることを禁ず。景品を抽籤により又は其の他の保證の結果として附加することも之に同じ。

第二條　第一條の規定に違反せる者に對し、主商品又は景品主給付又は景品給附と同一若しくは同樣の物を生產又は給付したる者、又は商工業の利益を代表する團體は其の撤廢を要求することを得。但し民法上の訴訟能力あることを要す。違反が使用人又は代理人によりてなされたる場合は撤廢は營業所有者に對して之を要求することを得。

故意又は惡意を以て第一條の規定に違反せるものは違反によりて生じたる損害の賠償の責に任ず。

第二條　不正競業禁止法（一九三二年三月九日）第二十七條（イ）に規定せる調定官は一九三二年三月九日公布經濟保護法による民事訴訟に於ても之を命ずることを得。

〔參照〕

下正競業法二十七條（イ）

ランド最高官廳は商工業及其の公法上の團體の政府代表乃至各個の團體に於て調定官の設置を命ずることを得。調定官は競爭行爲が最終消費者に對する小賣行爲に關する限り相手方との交渉の目的を以て双方より之を命ずることを得。

調定官は司法官の資格ある法律知識ある者と共に議長となり、少くとも二人の經驗ある商工業者を伴審官に任命することを要す。

調定官は當事者の出廷を命じ、不當の遲滯の場合に秩序罰を定むることを得。

調定官は示談を勸誘し、之に就て民事訴訟法第一〇四四條の（イ）を適用す。示談成立せざる

ときは調定官は試案を示すことを得。

第三條、第一條の規定は一九三三年九月一日より效力を生ず。從來行はれたる景品付營業の請求權は有效とす。但し一九三三年十二月三十一日以後無效規定に基き發行されたる證券は景品代替物として行ふ現金支拂によりて之を決濟する事を要す。

昭和十二年六月十五日印刷
昭和十二年六月二十日發行

ナチス經濟法奧付

定價 貳圓



編者 日滿財政經濟研究會
代表者 宮崎正義

東京市京橋區京橋三ノ四
發行者 鈴木利貞

東京市小石川區久堅町一〇八
印刷者 君島潔

東京市京橋區京橋三ノ四
發行所 株式會社 日本評論社
電話京橋六一九一―四
振替東京一一六

共同印刷株式會社印刷